

令和6年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

令和6年9月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 2日	月	午前10時	・町長招集あいさつ ・議案上程 ・人事案等質疑 討論 採決 ・監査報告 ○本会議 ○委員会 ・総務産業、社会文教
2	9月 3日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	9月 4日	水		○休 会
4	9月 5日	木		○休 会
5	9月 6日	金		○休 会
6	9月 7日	土		○休 会
7	9月 8日	日		○休 会
8	9月 9日	月	午前 9時	○本会議 ・一般質問
9	9月10日	火	午前 9時	○本会議 ・一般質問
10	9月11日	水	午前 9時	・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 - 委員会付託 ・特別会計決算案総括質疑 - 委員会付託 ○本会議
11	9月12日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	9月13日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	9月14日	土		○休 会
14	9月15日	日		○休 会
15	9月16日	月		○休 会
16	9月17日	火		○休 会
17	9月18日	水		○休 会
18	9月19日	木		○休 会
19	9月20日	金	午前10時	・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等 - 質疑 討論 採決 ○本会議

付議事件及び審議結果

9月2日上程

	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 2日	適任
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 2日	適任
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 2日	適任
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 2日	適任
専決第 9号	令和6年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について	9月 2日	承認
専決第10号	和解及び損害賠償額の決定について	9月 2日	承認
専決第11号	和解及び損害賠償額の決定について	9月 2日	承認
議案第49号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月 2日	同意
議案第50号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 2日	同意
議案第51号	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	9月 2日	可決
請願第 1号	国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）について直ちに見直しを検討することを求める請願書	9月20日	不採択
請願第 2号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書及び 見書の日本政府への提出についての請願		
陳情第 4号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	9月20日	採択
陳情第 1号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべての ケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情	9月20日	採択
陳情第 2号	訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改 定を早急に行うことを求める陳情	9月20日	採択
陳情第 3号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情	9月20日	採択
議案第52号	令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月20日	認定
議案第53号	令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	9月20日	認定
議案第54号	令和5年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	9月20日	認定
議案第55号	令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	9月20日	認定
議案第56号	令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	9月20日	認定
議案第57号	坂城町公告式条例の一部を改正する条例について	9月20日	可決

議案第 5 8 号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	9 月 2 0 日	可決
議案第 5 9 号	坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	9 月 2 0 日	可決
議案第 6 0 号	令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について	9 月 2 0 日	可決
議案第 6 1 号	令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	9 月 2 0 日	可決
議案第 6 2 号	令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	9 月 2 0 日	可決
議案第 6 3 号	令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	9 月 2 0 日	可決

9 月 2 0 日上程

議案第 6 4 号	坂城町教育委員会委員の任命について	9 月 2 0 日	同意
発委第 2 号	女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書について	9 月 2 0 日	可決
発委第 3 号	医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について	9 月 2 0 日	可決
発委第 4 号	訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について	9 月 2 0 日	可決
発委第 5 号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について	9 月 2 0 日	可決
発議第 3 号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について	9 月 2 0 日	可決
発議第 4 号	地方財政の充実・強化に対する意見書について	9 月 2 0 日	可決
発議第 5 号	健康保険証の存続を求める意見書について	9 月 2 0 日	可決

令和6年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 9月2日（月）

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○人権擁護委員の推薦、専決第9号～第11号、議案第49号～議案第51号の上程、 提案理由の説明、質疑、討論、採決	13
○議案第52号～議案第63号の上程、提案理由の説明、詳細説明	18
○監査報告	45

第2日 9月9日（月）

○議事日程	52
○一般質問 柵津 明子 議員	52
中村 忠靖 議員	63
朝倉 国勝 議員	73
大日向進也 議員	83

第3日 9月10日（火）

○議事日程	96
○一般質問 塚田 舞 議員	96
宮入 健誠 議員	109
大森 茂彦 議員	120

第4日 9月11日（水）

○議事日程	136
○一般質問 玉川 清史 議員	136
星 哲夫 議員	149
水出 康成 議員	155
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	167
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	174

第5日 9月20日（金）

○議事日程	178
○請願・陳情採決	179
○議案第52号～議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決	182
○議案第57号～議案第63号の質疑、討論、採決	209
○追加議案上程、提案理由の説明	210
○議案第64号、発委第2号～発委第5号、発議第3号～発議第5号の質疑、討論、 採決	216
○閉会中の委員会継続審査申し出について	217
○町長閉会あいさつ	217

令和6年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年9月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月2日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 10 議案第 49 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 11 議案第 50 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 12 議案第 51 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 13 議案第 52 号 令和 5 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第 53 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第 54 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第 55 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 議案第 56 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 議案第 57 号 坂城町公告式条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 58 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 59 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議案第 60 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 22 議案第 61 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 23 議案第 62 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 24 議案第 63 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（滝沢君） 会議規則第127条の規定により、7番 中村忠靖議員、8番 星 哲夫議員、9番 玉川清史議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（滝沢君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（滝沢君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和6年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、先週日本に上陸した非常に強い勢力の台風10号は、昨日、東海道沖で熱帯低気圧に変わりましたが、進路にあたった九州や四国、近畿などのほか、台風から離れた地域でも記録的な大雨を観測し、人的被害も出るなど、広範な地域に甚大な被害をもたらしました。今回の台風は、速度が非常に遅く、同じ地域に長時間とどまったことで、被害が拡大したものと考え

ておりますが、温暖化の影響で、今後こうした台風が増えるとの指摘もあります。また、この夏は大気的不安定な状態が続き、当町におきましても、激しい雷雨が度々発生し、大雨警報なども発令されましたが、全国各地でも、激しい雷雨や活発な前線の活動に伴う大雨などで、河川の氾濫や土砂災害が頻発し、建物の浸水や損壊、道路の冠水など、自然の脅威が日本列島を襲っています。町では、7月25日に全区長さんにお集まりいただきまして、台風シーズンが本格化する夏から秋にかけ、大雨への備えがますます重要になることから、ハザードマップや避難情報のポイント、避難行動フローなどについて説明をさせていただく「防災説明会」を開催し、日頃からの備えをお願いしたところではありますが、改めて災害時の行動などを再確認していただきますよう、お願いするところでもあります。

また、去る8月8日の午後4時43分頃には、宮崎県沖の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で最大震度6弱を観測したのをはじめ、九州から近畿、東海にかけての広範囲で揺れが観測されました。今回の地震は、南海トラフ地震の想定震源域で発生したことから、気象庁では2017年11月の運用開始以来初めて「南海トラフ地震臨時情報“巨大地震注意”」を発表し、通常的生活を維持しながらも、発生から1週間は地震が起きたらすぐに避難ができる準備をするよう呼びかけました。

政府の中央防災会議では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、広範な地域での強い揺れや大津波を想定しており、特に著しい地震災害のおそれがある地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定し、県内でも南信地域を中心に34市町村が指定されております。当町は指定地域ではありませんが、夏休みやお盆の時期と重なり、旅行など多くの人の移動が見込まれたことから、県からの注意喚起をいち早く町ホームページで町民の皆様にお伝えしたところでもあります。また、8月9日には神奈川県西部、19日には茨城県北部を震源とする地震が発生し、いずれも最大震度5弱を観測するなど、大きな地震が多発する中、町におきましては、8月25日に、大型の地震を想定しての「町総合防災訓練」を、村上地区を対象として村上小学校において実施いたしました。前日の降雨により、一部訓練は中止としましたが、村上地区の自主防災会や民生委員、婦人消防隊、消防団など、大勢の皆さんに情報伝達訓練や避難所設営訓練などの各種訓練にご参加いただいたところでもあります。また、今回の訓練では、長野県動物愛護会長野支部にもご協力をいただき、ペットの同行避難についての理解を深めていただく場も設けたところであり、こうした様々な訓練を通じ、常日頃からの備えの重要性を再認識していただく機会になったものと考えております。

さて、今年で47回目を迎えました夏の風物詩、町民まつり「坂城どんどん」を8月3日に横町・立町通りを会場に開催し、昼の部ではステージ発表や特別ゲストの音楽芸人こまつさんによるライブが行われ、子ども広場やビアガーデンでは大勢の方でにぎわいました。また、今年は、村上義清公没後450年を記念し、商工会の皆さんや子どもたちが手作りの甲冑を身に

まとい横町通りを行進する甲冑行列や、千曲川坂城陣太鼓による太鼓演奏、神輿の練り歩きなどが行われたほか、夜の部では5年ぶりに踊り流しが開催され、各連が息の合った踊りや威勢のよいパフォーマンスを披露し、横町・立町通りが熱気に包まれました。連日猛烈な暑さが続く中ではありましたが、ご参加いただいた町民の皆様や、開催にあたりご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、このたび、近代建築の記録・保存を目的として、オランダに本部を置く国際的学術組織であるDOCOMOMOの日本支部、一般社団法人DOCOMOMO J a p a nによる「日本におけるモダン・ムーブメントの建築290選」に、町体育館が選定されました。昨年は、全国で10件の新規認定があり、選定につきましては、日本建築学会の協力を得て取りまとめたもので、年月を経てもオリジナルの建築的価値を残していることや、建築当時に技術的な革新性を有し、使用される中でその価値が継承され、高められていることなどが基準になっているとのことで、県内では軽井沢町の聖パウロ教会など4件、立科町の1件に続いて6件目の選定となりました。

町体育館は、千曲市出身の建築家 滝澤健児さんの設計により、1970年、昭和45年に建築されたもので、DOCOMOMO J a p a nの評価としましては、「町民が誇りを持てるシンボリック的存在であることを願い、個性的な創造力を駆使した屋根の折版形状と、切り妻のひさしが並んだ軒先、三角スクリーンであります。これが特徴的なデザインで、ダイナミックな空間構成を特徴とするモダニズム建築群の代表的なものであり、今後のさらなる利用が期待される」とのことでありました。

今回の選定を受け、8月19日には、DOCOMOMO J a p a nの代表理事及び選定の推薦にご尽力いただきました長野県建築士会の皆様がお見えになり、「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」選定プレートを贈呈いただきました。このプレートにつきましては、体育館を訪れた方にもご覧いただけるよう、体育館に入って正面に設置されております掲示板上部の壁に掲示をしておりますので、お越しの際はご覧をいただければと思っております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス2.8%と、前期から伸びが加速している一方、雇用改善ペースの鈍化や若年層などの支出余力の低下などにより、年後半の個人消費は減速するものの、利下げなどにより景気拡大ペースは底堅く推移すると見通しております。

また、ヨーロッパにおきましては、インフレ圧力の緩和による実質所得の回復により、個人消費が緩やかに増加し、ECB（欧州中央銀行）による利下げも内需の拡大に寄与する見通しから、景気は持ち直しの動きを続ける見通しではありますが、フランスの政局混乱が財政悪化への懸念につながる可能性や、アメリカ大統領選挙の結果に注意が必要としております。

一方、中国におきましては、国内需要の鈍化を主因として景気が減速しており、4～6月期

の実質GDP成長率は、前期比年率プラス2.8%と、1～3月期から大幅に低下している状況となっております。節約志向による個人消費の低迷に加え、これまで景気の下支え方向に作用していた輸出についても、欧米諸国がEVなどへの関税を引き上げる予定で、一転して下振れ要因になることが予想されるところであります。

次に、国内の状況であります。内閣府による8月の「月例経済報告」では、「景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」としており、先行きにつきましては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とする一方、「海外景気の下振れによるリスクや、物価上昇、中東情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としております。

また、日銀松本支店が7月に発表しました「長野県の金融経済動向」によりますと、個人消費は緩やかに増加しており、公共投資についても増加しているとしております。また、設備投資も堅調に推移している一方で、企業の景況感は幾分悪化しているとしており、総論として「長野県経済は、一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している。」との観測であります。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業が6社から5社に、また、売上げについては7社から8社になるなど、ほぼ横ばいで推移しているものの、3か月後の見込みでは、生産量をマイナスとしたのは7社から2社に、売上げについても8社から2社に減少するなど、明るい兆しが見えております。

雇用につきましては、4～6月の実績が総計でプラス73人と、3か月前のマイナス16人から大幅に増加し、来春4月の雇用につきましても、11社が増員予定で、7社が減員分の補充等を予定するなど、全体では116人の増員予定となっております。事業の拡大に向けた活発な姿勢がうかがえる状況となっております。

為替レートや株価が乱高下する不安定な状況ではありますが、国内外の経済動向を注視しつつ、今後の町内企業の発展に期待するところであります。

続きまして、令和5年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分が令和4年度と比較いたしますとプラス2.2%、約1,600万円の増収となった一方、法人分につきましては、物価高騰による経費等の増加や売上げの減少などにより、マイナス23.1%、約1億2,300万円の減、固定資産税につきましては、マイナス0.5%、約600万円の減で、町税全体では、前年度対比マイナス3.9%、約1億800万円の減収となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額の算定費目であり、ます町民税が大幅に増額算定となったことから交付額は減額となり、地方交付税全体では、前

年度対比マイナス１１．０％、約１億８，７００万円の減となっております。

また、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される「財政力指数」につきましては、３か年の平均値が前年度の０．６４１から０．６２１となり、０．０２ポイントの減となっておりますが、県内における順位につきましては、昨年同様、７７市町村中６番目、町村の中では前年度の３位から軽井沢町に次ぐ第２位と上昇しております。

次に、国庫支出金につきましては、前年度に引き続き、新型コロナウイルスや物価高騰対策に係る地方創生臨時交付金等の補助金が交付されましたが、新型コロナウイルスの感染対策及びワクチン接種に係る補助金が減額となり、前年度と比較し、約１億３，８００万円の減となっております。

県支出金につきましては、ＪＡながのちくま果実流通センターの施設等改修に係る産地生産基盤パワーアップ事業交付金の増額等により、プラス１１．９％、約５，１００万円の増となっております。

諸収入につきましては、昨年４月から開始した小中学生の学校給食費の無償化に伴う学校給食費納入金の減額等により、前年度と比較し、約４，７００万円の減、町債につきましては、前年度実施の町体育館耐震改修事業に係る緊急防災・減災事業債や臨時財政対策債の減額等により、マイナス４６．３％、１億５，４００万円の減となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比マイナス７．２％となる７６億９，０１０万５千円であります。

一方、歳出につきましては、町道Ａ０１号線道路改良事業や橋梁修繕事業を継続して実施しましたが、前年度事業の町体育館耐震補強・大規模改修工事や、びんぐし湯さん館リニューアル改修工事の減に加え、文化センターの耐震補強及び大規模改修工事を令和６年度に繰り越したことなどにより、普通建設事業費全体では、前年度対比マイナス５３．０％、金額で約６億１，５００万円の減となる約５億４，５００万円となりました。

次に、義務的経費のうち扶助費につきましては、児童手当等の減により前年度対比マイナス５．７％、人件費につきましてはプラス０．６％、公債費につきましてはプラス２．２％で、義務的経費全体では、マイナス０．７％、約１，７００万円の減となっております。

そのほかの経費につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などにより、補助費等が前年度対比プラス８．０％、基金積立金などの積立金につきましてはマイナス５３．４％で、その他の経費全体では、マイナス８．７％、約３億９千万円の減額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比マイナス１２．５％となる７１億５，５２３万９千円となっております。

なお、令和５年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、前年度と同じくいずれもマイナス、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては、３か年平均で、前年度と同じ７．９％となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、６月定例会以降の主な事業の進捗状況について申し上げます。

新複合施設につきましては、本年度実施いたします、基本設計業務の委託業者を選定するため、７月２９日に開催しました「指名型プロポーザル審査会」において、設計業者５社から「新複合施設基本構想・基本計画」を踏まえた提案をいただき、厳正な審査により最優秀提案者を決定し、基本設計業務委託契約を締結したところであります。

また、先月２８日には、新たに３名の公募委員を加えた建設委員会を開催し、基本設計業務における提案内容の説明のほか、今後のスケジュールなどについてご協議いただきました。

基本構想に掲げております「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、w e l l b e i n g の実現空間」となるよう、引き続き取組を進めてまいります。

次に、町のＤＸ推進につきましては、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した今年度の取組といたしまして、「書かない窓口」及び「公共施設の予約システム」並びに「観光・文化デジタル化事業」の３事業について導入を予定しているところであります。各事業とも、入札によるシステム構築業者の選定を行い、現在稼働に向けた準備を進めているところであり、利便性が高く、使いやすい仕組みとなるよう構築を図ってまいりたいと考えております。今後、運用に向けた準備が整い次第、利用方法等につきまして、広報や町ホームページ等を通じて、町民の皆様に順次お知らせしてまいりたいと考えております。

次に、２０５０年ゼロカーボンに向けた取組といたしまして、９月１日より順次、町内の公共施設など７か所にＥＶ（電気自動車）充電設備を設置し、供用を開始しているところであります。走行時に二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない電気自動車の利用をしやすい環境を整えることで、電気自動車等の普及を促進し、地球温暖化の抑制と脱炭素社会の実現を図ってまいります。

また、公益財団法人さかきテクノセンターが予定しております、テクノセンター建物のエネルギー収支を２５％以下まで削減するＮ e a r l y Z E B化を目指した施設改修事業につきましては、このたび、環境省の補助事業として補助金の交付決定が得られ、いよいよ改修工事に着手したとお聞きしております。テクノセンターにつきましては、開館から３０周年の節目を迎えたところでありますが、次の３０年先へ、２０５０ゼロカーボンの実現に寄与する「も

のづくりのまちのゼロカーボン化」に向けた、大いなる前進であると期待するところであります。

また、びんぐし湯さん館におきましても、温室効果ガスの排出削減と施設の電気料金の軽減を図るため、現在、太陽光発電設備の整備工事を行っており、10月中旬頃より発電を開始する予定としております。

続きまして、町内インフラ関係の動向について申し上げます。

国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、令和5年度末現在の用地買収率が87%とお聞きしているところで、今年度の工事内容といたしますと、網掛地区の2か所のうち、村東集落付近において、路床・路体盛土、補強土壁工、プレキャストカルバート工、排水構造物工、側道舗装工等のほか、月見区西側付近におきまして、道路土工、地盤改良工、カルバート工、排水構造物工、舗装工などが行われる予定とお聞きしているところであります。去る8月7日は、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会として、千曲市、長野市、上田市、坂城町が合同で長野県及び長野国道事務所への要望活動を行うなど、一日も早い完成を目指し、引き続き取り組んでまいります。

また、主要地方道坂城インター線の延伸につきましては、本年3月25日、平成27年度に事業化された国道18号からテクノさかき工業団地までの400メートルの区間の供用が開始されるとともに、テクノさかき工業団地から千曲川を渡り、国道18号バイパスと接続する区間につきましても、今年度早々、事業化が決定されたとお聞きしているところであります。町といたしましても、国道バイパス事業と併せ、坂城インター線延伸事業の早期開通の進捗を図るべく、引き続き国や県等への関係機関への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、昭和橋修繕工事につきましては、今年度は国道側より1連目から3連目上流部の主構、アーチ部ですね。これの補修工事に10月から着手する予定としております。工事期間中、長期間にわたり交通規制を実施するため、皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水道事業広域化の検討につきましては、本年4月8日、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町の5団体により設立いたしました「上田長野地域水道事業広域化協議会」の第1回協議会が開催され、その後7月30日に開催されました第2回協議会では、現時点での課題及びその課題の解消に向けた協議の方向性を共有することを目的とした「基本計画」を策定する方針を確認したところであります。今後も引き続き、町民の皆様への丁寧な説明とともに、ご意見をお聞きしながら、広域化を含めたさらなる検討を行い、今後の水道事業の方向性を決定してまいりたいと考えております。

中心市街地街並み整備事業につきましては、昨年度実施いたしました鉄の展示館北側、旧児玉邸敷地内の建物解体、竹木の伐採等に引き続きまして、今年度は竹木の伐根、西側ブロック

塀の基礎撤去、敷地内の整地工事を行い、7月末に完了いたしました。今後の整備につきましては、地域の方や有識者の方などのご意見をお聞きする中で、利活用について検討してまいります。

また、中心市街地コミュニティセンターにつきましても、老朽化した空調設備の更新工事を9月下旬までの予定で実施しております。工事期間中は、施設が休館となり、ご利用いただいている皆様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、葛尾組合において進めております不燃ごみ及び資源物の安定処理を継続していくための製品プラスチックの収集に対応した新たなリサイクルセンター建設事業につきましては、現在、旧焼却施設の解体に向けて除染作業とごみピットの埋立てを行っているところであり、今月から煙突の解体に着手いたします。引き続き葛尾組合及び千曲市と連携を図りながら、ごみ排出量の削減や分別徹底等によるごみの減量に努めるとともに、資源循環の推進に向けて適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図ってまいります。

次に、小中学校の環境整備といたしまして、町内の小中学校体育館のトイレについて、夏休み期間中に洋式化工事を実施いたしました。この工事は、既に洋式化を行っている南条小学校を除き実施したもので、快適な学校施設の整備を図るとともに、災害時に避難所となる各小中学校の体育館が、高齢者から幼児まで誰もが安心して快適に利用できるよう実施したものであります。

また、各小中学校に、順次、整備を進めることとしております災害用マンホールトイレにつきましては、今年度設置を予定しております村上小学校について、6月末に施工業者が決定し、現在は資材の手配を行っており、10月の工事着手、来年1月の竣工に向け、準備を進めているところであります。

さて、昨年度より進めてまいりました町文化センターの耐震補強及び大規模改修工事が6月末に竣工し、より安全で快適にお使いいただける施設として、7月1日よりリニューアルオープンいたしました。7月21日には、リニューアルオープン記念イベントとして、国内有数のチェリストであります海野幹雄さんを中心とする演奏家をお招きしての「サマー・コンサート」を開催し、バイオリン、チェロ、ハープ、ピアノによる華麗なアンサンブルや、海野さんに特別にアレンジしていただいた「坂城町の歌」のアンコール演奏など、約160名の皆様に美しい音色を堪能していただきました。

また、森工房を主宰しております故森仁志氏のご遺族様からご寄贈いただきましたフランス北西部ブルターニュ地方の巨石遺構、カルナック列石を描いた油彩画作品「有明の月」を文化センター大会議室入り口横に展示し、改装になった施設に彩りを添えていただきました。改めて御礼を申し上げますとともに、文化センターへお越しの皆様はじめ、多くの皆様にご覧いただきたいと考えております。

また、文化センターにおきましては、議員各位にもご列席いただく中、8月15日に、「第69回二十歳のつどい」が開催され、二十歳を迎えた101名の皆様に出席いただき、二十歳を祝う式典と記念撮影を行いました。今年度の「二十歳の集い」では、リニューアルいたしました大会議室の大型スクリーンに、二十歳を迎えた皆さんの小中学校時代の写真などの映像が映し出され、懐かしさと歳月の流れの速さに歓声が上がっていました。また、実行委員の代表からは、これまで支えてくれたご家族などへの感謝とともに、人として社会に貢献していくよう頑張りたいなどの思いが述べられ、頼もしく思うとともに、今後それぞれの目標に向かい、大いに活躍されることを期待したいと思うところであります。

さて、国の総合経済対策として実施しております物価高騰の影響を受ける低所得者世帯への支援につきましては、6月定例会で補正予算をお認めいただき、事業を進めているところで、8月末時点におきまして、令和6年度に新たに住民税均等割非課税または所得割非課税となる世帯への10万円給付を213世帯に、当該世帯を対象に18歳以下の児童1人当たり5万円の加算給付を35人分行ったところであります。給付金の申請期限は10月31日までとなっておりますので、期限内に申請いただくよう広報等で周知を図ってまいります。

また、今年度実施しております所得税及び個人住民税所得割額の定額減税と併せ、減税しきれないと見込まれる方への「調整給付金」の支給につきましては、先月9日に支給対象となる約2,700名の方に対し支給の通知を送付いたしました。支給時期につきましては、確認書類等が整い次第順次支給することとしており、1回目の支給は9月10日を予定しているところであります。調整給付金につきましても、確認書等の返送が必要な方の提出期限は10月31日までとなりますので、周知に努めてまいります。

さて、9月16日の敬老の日を迎えるにあたり、町内で在宅の高齢者の皆様に対して、長寿のお祝いと敬老の意を表し、9月7日に敬老訪問を行う予定としております。今年度は9月1日現在、88歳の米寿の方が102名、99歳の白寿の方が8名、100歳以上の方が15名で、合計125名の皆様が敬老慶祝事業の対象となり、最高齢は大正9年生まれの104歳の方であります。

次に、医療機関の受診などの際に必要となります保険証につきましては、本年12月2日から、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行されることに伴い、国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきましても、移行への対応を図ってまいります。現行の保険証は、令和7年7月31日まで従来どおり使用できる経過措置が設けられておりますが、既にマイナンバーカードをお持ちの方で、保険証の利用登録がお済みでない方は早めの登録をお願いいたします。登録につきましては、医療機関や一部コンビニエンスストアのATMでも申込みが可能となっておりますが、手続に際し、操作方法がわからないなど、お困りの場合や不安のある方には、福祉健康課窓口においてサポートしておりますので、お気軽にご利用いただ

きたいと思っております。

続きまして、今後の事業やイベントの予定等について申し上げます。

今週6日に、テクノさかき駅前広場を会場として、「第30回テクノさかき工業団地まつり」が開催されます。このお祭りは、工業団地内企業の従業員の皆様の親睦などを目的に始まりましたが、今では小さなお子さんから高齢の方まで大勢の方が楽しみにしておられ、今年もステージでのお笑いライブやコンサートのほか、屋台の出店、花火大会などを行いますので、多くの皆様にお楽しみいただければと思います。

また、今年度創立150周年を迎える町内の3小学校では、保護者や地域の有志の皆様などで組織された記念事業実行委員会が主体となり、様々な記念事業が進められております。議員の皆様をはじめ、地域関係者の皆様をお招きして開催する記念式典は、今月19日の村上小学校を皮切りに、10月25日は南条小学校、11月22日は坂城小学校において予定されております。150周年の節目に際し、各学校を支えてくださった地域の皆様に感謝を申し上げますとともに、今後も地域とともに歩む学校運営に、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、9月補正予算の主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、普通交付税の確定に伴う地方交付税及び児童手当の拡充等に伴う国庫支出金などを増額する一方で、基金からの繰入金及び臨時財政対策債を減額いたしました。

歳出につきましては、本年10月分の児童手当から所得制限が撤廃され、支給対象児童を高校生年代まで延長し、さらには多子加算として第3子以降支給額の増額、支給回数も年3回から6回になるなど、制度が大幅に拡充されることに伴う扶助費等の経費を増額しております。

また、昨年度までは、生後6か月以上の全町民を対象に、予防接種法上の特例臨時接種として、全額国費によって行ってまいりました新型コロナウイルスのワクチン接種につきまして、今年度からは予防接種法上の「定期接種」に位置づけが変わり、65歳以上の高齢者の方と60歳から64歳までの一定の障がいの有する方を対象に、毎年度1回の接種となったことから、接種委託料等の必要経費を計上いたしました。接種につきましては、10月から来年3月まで実施医療機関において行い、自己負担額は1,800円で受けていただくことができるものであります。

また、収量の確保が課題となっております、町の特産品「ねずみ大根」のF1種子につきましては、一般社団法人長野県原種センターなど関係機関と対応策を検討する中、圃場への十分な散水や、土壌改良などにより改善が図られる見通しが立ったことから、坂城町ねずみ大根振興協議会が取り組む井戸掘削や有機肥料の施肥等の関連費用に対する補助金を計上しております。これにより、F1種子の安定した確保と収量アップを支援してまいりたいと考えております。

これらのほか、冬季の降雪に備え町道及び林道の除雪経費、燃料価格高騰に伴う町温泉施設の指定管理者への持続化負担金及び各公共施設の光熱水費の増額、バラ公園の施設整備に係る工事請負費などを計上するとともに、現状の職員体制に合わせた人件費の調整をしております。

以上、令和５年度の決算状況及び令和６年度の主な事業の進捗状況並びに９月補正予算の主な内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人権擁護委員の推薦に係る案件が４件、専決報告が３件、人事案件が２件、広域連合規約の変更が１件、一般会計・特別会計の決算認定が５件、条例の一部改正が３件、令和６年度の補正予算が４件の計２２件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第４「諸報告」

議長（滝沢君） 地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジ株式会社に係る令和６年３月３１日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりでございます。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告をいたします。

議長（滝沢君） 日程第５「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第１２「議案第５１号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までの８件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第５から日程第１２ 議案第５１号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、日程第５「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年１２月３１日をもって、３年間の任期が満了となる竹内琴美氏に代わり、中島三枝子氏

に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって、議会の意見を求めるものであります。

中島氏は、昭和48年より町職員として保育園に勤務され、村上保育園園長を経験されております。

退職後は、平成25年から28年まで、民生委員・児童委員を務められ、令和6年からは更生保護女性会会員としてご活躍いただいております。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

竹内氏には、2期6年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

日程第6「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる小林晴茂氏に代わり、朝倉美代子氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

朝倉氏は、昭和49年から62年まで荒川区職員として保育園に勤務され、現在は会計年度任用職員として南条保育園でご活躍いただいております。

また、平成22年から令和元年まで民生委員・児童委員を務められ、平成31年からは生涯学習審議会委員、令和3年からは国民健康保険運営協議会委員としてご尽力いただいております。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

小林氏には、3期9年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

日程第7「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる島田秀一氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

島田氏は、長年教員として勤務され、小・中学校校長を歴任されております。退職後は、村上、南条の両児童館の館長を歴任され、ご活躍されました。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

日程第8「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる前沢栄子氏に代わり、小宮山広幸氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

小宮山氏は、昭和56年から令和2年まで製薬会社に勤務され、平成25年から30年までは、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会近畿北陸支部実務委員長を務められました。人格、

識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

前沢氏には、1期3年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

次に、専決第9号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,260万円を増額し、歳入歳出予算の総額を70億1,843万6千円といたしたものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金からの繰入金1,260万円を増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、確定申告に伴う法人町民税の税償還金・還付加算金1,260万円を増額したもので、急を要することから専決といたしたものであります。

次に、専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年5月12日、南条の町道0332号線を自転車で走行中、前輪がグレーチングと水路の隙間に挟まり転倒したことにより、肋骨や指などの負傷及び自転車が損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

続きまして、専決第11号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年6月21日、町文化センター駐車場内において、職員が公用車を運転していたところ、駐車していた相手方車両に公用車を接触させ、相手方車両を損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

続きまして、議案第49号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって三井有奈委員の4年間の任期満了にあたり、その後任として、教職員として信州大学教育学部附属松本小学校副校長、千曲市立屋代小学校校長など要職を歴任された後、現在は信州大学教育学部で特任教授を務め、識見高く、広く教育活動を実践されております宮下昭夫氏が適任と存じ、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和6年10月1日から4年間であります。

三井氏には、2期8年間にわたりご尽力いただきましたことに心より感謝と御礼を申し上げます。

次に、議案第50号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

ます。

本案は、9月30日をもって高橋 一委員の任期が満了となりますが、引き続き、地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を固定資産評価審査委員会委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和6年10月1日から3年間であります。

最後に、議案第51号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、国の制度改正に伴い、長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更するものであります。

変更理由といたしましては、マイナンバー法等の一部改正法により、本年12月2日から現行の被保険者証が廃止されることに伴うもので、現行の規約には、広域連合及び関係市町村が行う事務を列挙しておりますが、これらを「高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づき行う事務」と変更するものであります。

規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定に基づき、広域連合に加入している全ての市町村議会の議決を得る必要があることから、議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第7「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第8「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第9「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第9号「令和6年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第11号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第10「議案第49号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第11「議案第50号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第12「議案第51号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番（大森君） 私は議案第51号「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」反対の立場で討論いたします。

今日の信濃毎日新聞の1面で、全国の18紙、信濃毎日も参加して全国18紙の地方新聞が調査をした結果が出ました。マイナンバーカードの取得は、そもそも任意であります。この条例改正は強制するものにほかなりません。現行の保険証を残してほしい、信濃毎日新聞の1面では、8割の方が求めています。また、マイナ保険証を使う人でも59.8%の人が残してほしいという意見を持っております。特に高齢者、電子機器をまだまだ使い慣れていない皆さん、こういう方々が一挙にこれに変わっていく。非常に対応するには大変だと思います。やはりゆっくりとこの保険証を残し、順次多くの方がマイナカードを取得し、ほぼ全国民が所持するという状態になったときに初めて、これが実現するというふうに思います。よって、今回のこの条例改正には反対をするものであります。

議長（滝沢君）引き続き討論に入ります。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり決することに決定をいたしました。

議長（滝沢君） 次に、日程第13「議案第52号 令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第24「議案第63号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの12件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第52号から63号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額76億9,010万5千円、歳出総額71億5,523万9千円、歳入歳出差引額5億3,486万6千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から、事業の実施時期や工期の関係で令和6年度へ繰り越した、文化センター耐震補強・大規模改修事業や、橋梁修繕事業などの繰越事業等の充当財源となる5億39万9千円を除いた3,446万7千円であります。

この実質収支額から財政調整基金に繰り入れた1,800万円を除く1,646万7千円が、令和6年度への繰越金であります。

まず、歳入の主な内容といたしまして、自主財源のおよそ6割を占める町税につきましては、法人町民税の減収等により、令和4年度と比較しマイナス3.9%、約1億800万円の減額となりました。

また、地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額が前年度より大幅に増額算定となったことから交付額は減額となり、マイナス11.0%、約1億8,700万円の減額となりました。

国庫支出金につきましては、地方創生推進交付金や新型コロナウイルス感染症、物価高騰への対策費用として交付された地方創生臨時交付金の減額等により、約１億３，８００万円の減額となりました。

諸収入につきましては、５年度から開始しました学校給食費の無償化に伴う学校給食費納入金の減額等により、約４，７００万円の減額となりました。

続いて、歳出の主な内容につきましては、保健センターと老人福祉センターを複合化し、幅広い世代が集う健康・福祉・子育て等の新たな拠点となる複合施設建設事業において、基本構想・基本計画の策定、用地測量を実施いたしました。

また、まちづくりの基本的な指針となる都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定いたしました。

そのほか、ハード事業といたしましては、昭和橋等の橋梁修繕事業に約１億２，３００万円、既存建物の解体、竹木の伐採等、中心市街地街並み整備事業に約５，１００万円、南条小学校蓄電設備設置事業に約４，１００万円などを支出したところであります。

ソフト事業といたしましては、５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行され、高校生タイ国研修事業の再開やアメリカ合衆国への中学生派遣事業を初めて実施いたしました。また、産後ケア事業の拡充や新生児の聴覚検査事業等、子育て支援の事業を実施いたしました。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

議案第５３号「令和５年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和５年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１２億５，８４８万４千円、歳出総額１２億５，７４７万８千円で、歳入歳出差引残額は１００万６千円となり、このうち５５万円を国民健康保険基金に積み立て、４５万６千円を令和６年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税２億６，４０５万１千円、県支出金８億９，７０６万６千円、一般会計繰入金８，１７２万７千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費８億８，５３３万５千円、事業費納付金３億３，７０３万７千円、保健事業費１，６５８万３千円であります。

療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較しますと１０．２％の減となっております。

議案第５４号「令和５年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に中之条・上平地区の整備により、令和５年度末で供用面積は

573ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は95%となりました。

令和5年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額7億6,056万5千円、歳出総額7億4,089万7千円、歳入歳出差引額1,966万8千円となりました。

なお、この残額は、坂城町下水道事業に地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いでおります。

歳入の主な内容といたしましては、受益者負担金2,552万6千円、下水道使用料1億8,787万3千円、国からの交付金2,540万円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町債2億760万円であります。

歳出の主な内容といたしましては、上流処理区維持管理負担金8,783万6千円、下水道管渠工事費1億2,583万8千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金2,030万7千円、長期債元利償還金3億9,004万6千円であります。

次に、議案第55号「令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」をご説明申し上げます。

令和5年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億6,524万9千円、歳出総額13億6,148万1千円で、歳入歳出差引残額は376万8千円となり、このうち20万円を支払準備基金に積み立て、356万8千円を令和6年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料3億431万7千円、国庫支出金3億1,498万6千円、支払基金交付金3億4,079万3千円、県支出金1億8,197万3千円、繰入金1億9,834万8千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費12億2,870万5千円、基金積立金2,294万8千円、地域支援事業費6,508万4千円であります。

前年度と比較し、保険給付費は2.0%の増、地域支援事業費は3.5%の増でありました。

次に、議案第56号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」をご説明申し上げます。

令和5年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億5,040万6千円、歳出総額2億5,039万8千円で、歳入歳出差引残額は8千円となり、全額を令和6年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料2億196万3千円、一般会計繰入金4,840万1千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億4,919万4千円、総務費117万6千円であります。

議案第57号「坂城町公告式条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

本案は、条例や規則など公布や告示等を行う南条揭示場の移転にあたり必要な改正を行うも

のであります。

内容といましては、南条揭示場の位置を、現在の「南条 6 0 3 4 番地の 1 の先」から、道向かいの南条児童館敷地である「2 0 8 6 番地 3」とするものであります。

議案第 5 8 号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、医療保険各法等の改正により、本年 1 2 月 2 日から医療保険の被保険者証が廃止されることから、坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正するものであります。

内容といましては、医療機関における医療保険各法に規定する被保険者等又は後期高齢者医療被保険者であることの確認において、被保険者証の提示を、電子資格確認等に改めるものであります。

議案第 5 9 号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法の改正により、本年 1 2 月 2 日から国民健康保険の被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還を求める規定について削除し、併せて条項ずれについて所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第 6 0 号「令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6, 6 6 1 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 7 1 億 8, 5 0 4 万 9 千円とするものであります。

歳入の主な内容といましては、地方交付税 2 億 1, 2 8 9 万 3 千円、国庫支出金 9, 8 7 2 万 4 千円、前年度繰越金 6 4 6 万 7 千円、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金などの諸収入 3, 5 5 6 万円をそれぞれ増額し、基金繰入金 1 億 9, 3 9 9 万 2 千円、町債、これは臨時財政対策債であります、1 3 0 万 2 千円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金 1 千万円、高校生年代までの支給期間の延長等制度改正に伴う児童手当 7, 0 6 5 万 7 千円、新型コロナウイルス予防接種に係る経費 4, 3 3 5 万 8 千円、インター先線延伸に伴う南田橋交差点改良工事 2 8 0 万円、町道及び林道の除雪に要する費用 1, 3 0 0 万円、バラ公園施設整備工事費 4 1 8 万円をそれぞれ増額し、人件費につきまして、現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

また、今年度から来年度にかけて実施する戸籍システム標準化等対応業務委託を行うための債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 6 1 号「令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額

を13億5,649万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、基金繰入金12万5千円を増額し、前年度繰越金4万4千円を減額するものであります。

歳出の内容につきましては、郵便料金の値上げに伴う通信運搬費5万円、償還金3万1千円をそれぞれ増額するものであります。

議案第62号「令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億2,684万円1千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金356万6千円を増額し、歳出の内容につきましては、国庫支出金返還金324万6千円、支払基金交付金返還金2万円、県費支出金返還金21万円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じ、一部予算の組替えを行うものであります。

最後に、議案第63号「令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億8,828万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金7千円を増額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金7千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 続いて、各課長等に、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

財政係長（宮嶋君） 令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について歳入歳出決算事項別明細書の13ページから、また、資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ及び4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書13ページの款1町税につきましては、収入総額が26億6,985万9千円で、前年度と比較しまして、率にしてマイナス3.9%、金額で1億825万6千円の減収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では納税義務者数、所得割額が共に増加したことにより、前年度対比プラス2.2%、法人分では、物価高騰による経費等の増加や売上げの減少などにより、マイナス23.1%、町民税全体ではマイナス8.3%、1億

601万円の減、固定資産税につきましては、マイナス0.5%、軽自動車税はプラス2.6%、町たばこ税はプラス0.8%、入湯税につきましては、入館者数の増によりプラス27.3%という状況でございました。

続いて、14ページの地方譲与税につきましては、令和元年度から交付されている森林環境譲与税のほか、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税が交付され、決算額は6,813万5千円、前年度対比プラス0.9%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額63万円で、前年度に対し14万円の減、款4配当割交付金は、決算額1,155万円で215万6千円の増、款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額1,148万4千円で、462万3千円の増となっております。

15ページの款6法人事業税交付金につきましては、法人事業税の収入額の一部を、県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、法人税割が一定割合で交付された経過措置が令和4年度で終了したことにより、当町の交付額は4,234万1千円で、前年度に対し2,550万5千円の減となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、決算額は3億8,878万4千円で、前年度対比プラス1.0%、400万2千円の増でございます。

続きまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車購入時に自動車の環境性能に応じ賦課される税金を財源として、その一部が県から交付され、決算額は560万1千円で、前年度に対し114万4千円の増となっております。

次に、16ページにかけての款9地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分や、固定資産税の軽減に係る減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付され、地方特例交付金全体の決算額3,193万3千円で、前年度に対し1,422万円の増となっております。

款10地方交付税につきましては、5年度の普通交付税は、算定の基礎となる基準財政収入額の算定費目の町民税法人税割が大幅に増額算定となり、交付額が減額となったことから、交付額については前年度対比マイナス11.0%、1億7,510万9千円の減となりました。

また、特別交付税につきましては、前年度に対し1,221万4千円の減額となり、地方交付税全体の決算額15億1,621万7千円で、前年度対比マイナス11.0%、1億8,732万3千円の減となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、決算額142万1千円で、前年度に対し8万2千円の減でございます。

次に、17ページにかけての款12分担金及び負担金につきましては、決算額3,486万2千円、前年度に対し38万1千円の増、19ページにかけての款13使用料及び手数料につ

きましては、決算額6,468万1千円、前年度に対し163万2千円の減でございます。

続きまして、22ページにかけての款14国庫支出金につきましては、物価高騰への支援に係る給付金事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等の補助金などが交付されましたが、新型コロナウイルス感染対策及びワクチン接種に係る補助金の減額などにより、前年度に対し1億3,801万3千円減少し、決算額は7億8,085万2千円でございます。

次に、26ページにかけての款15県支出金につきましては、決算額4億7,749万7千円で、JAながのちくま果実流通センターの施設等改修に係る産地生産基盤パワーアップ事業交付金により、前年度対比プラス11.9%、5,093万6千円の増となっております。

27ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地の売払い、基金積立金利子が主なものであり、決算額は2,669万6千円で、前年度に対し102万6千円の増となっております。

続きまして、28ページにかけての款17寄附金につきましては、ふるさと寄附金などにより、決算額は1億4,970万4千円、前年度に対し1,223万1千円の減となっております。

次に、款18繰入金につきましては、事業の目的に応じた特定目的基金からの繰入れが主なもので、文化センター耐震補強・大規模改修工事に伴う文教施設等整備基金からの繰入れなどにより、決算額7億584万5千円で、前年度に対し3,415万4千円の減、款19繰越金につきましては、決算額8,487万8千円で、前年度に対し3,271万7千円の増となっております。

29ページから32ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入等で、昨年4月から開始した小中学生の学校給食費の無償化に伴う学校給食費納入金の減額などにより、決算額は4億3,887万円、前年度対比マイナス9.6%、4,675万9千円の減となっております。

歳入の最後になりますが、款21町債につきましては、決算額1億7,826万5千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、南条小学校蓄電設備設置工事に係る緊急防災・減災事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債の発行を行いました。

前年度実施の町体育館耐震補強工事に係る緊急防災・減災事業債や臨時財政対策債が減額となったことにより、前年度対比マイナス46.3%、1億5,400万円の減となっております。

以上、歳入総額は76億9,010万4,628円で、前年度対比マイナス7.2%、5億9,626万8千円の減となりました。なお、調定に対する収納率は全体で98.2%でござ

います。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

総務課長（伊達君） 歳出につきまして順次ご説明申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、「令和５年度主要施策の成果及び実績報告書」をご覧くださいと存じます。

それでは、決算書３６ページをご覧ください。３６ページから３９ページにかけての款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は、特別職及び職員の人件費等、経常的経費でございます。

３８ページ、健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員や会計年度任用職員が受診し、職員が何らかの健診を受けることで健康管理に努めているところでございます。

３９ページにかけての職員研修事業では、人事評価研修やラインケア研修などのほか、階層別研修、専門研修等を実施いたしました。

４０ページにかけての目２文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等使用料が主なものでございます。

目３財政管理費は基金への積立金が主なもので、財政調整基金、減債基金、広域行政事業基金への積立てを行いました。

なお、決算状況につきましては、「広報さかき」に掲載するとともに、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（竹内さん） 続きまして、目４会計管理費でございます。節１０需用費のうち印刷製本費は、決算書、封筒などの印刷、節１１役務費につきましては、公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、目５財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る除草等の委託経費が主なものでございます。

次に、目６企画費ですが、４１ページの企画政策推進経費では、節１８で長野・上田両広域連合への負担金、また、町内在住あるいは町内在校の高校生を対象としたタイ国研修の補助金を支出したほか、町の移住定住人口の増加を目指して、町内に住宅を新築された方などに交付した移住定住促進事業補助金が主なものでございます。

４２ページにかけての温泉管理事業につきましては、節１４で温泉施設の源泉送水ポンプの更新工事や熱風呂ろ過循環装置オーバーホール工事等を行い、節１８では、燃料費の高騰などによる経営への影響を考慮して、指定管理者の町振興公社に対し、持続化負担金を支出いたしました。

４３ページにかけてのまちづくり推進事業では、節７で行政協力員の謝礼、節１２では文書配布等の行政事務委託、節１８では地域づくり活動の支援として、地域が行うコミュニティ活動に助成を行ったほか、節２４での信州さかきふるさと寄附金などの基金積立てが主なものでございます。

国際交流事業では、節１８で長野地域連携中枢都市圏事業の外国人向け日本語教室の実施に係る負担金のほか、町国際交流協会へ補助金を交付いたしました。

スマートタウン構想事業では、住宅用太陽光発電システムや家庭用定置型蓄電システムなどを対象に、家庭におけるエネルギーの効率的な利用促進に向けて補助を行いました。

次に、ふるさと納税事業につきましては、節７のふるさと寄附をされた方への返礼品代のほか、寄附者への利便性を高め、全国から寄附を受けやすい体制を整えるため、節１２でのインターネット活用などに係る業務委託が主なものでございます。

４４ページにかけての複合施設建設事業では、保健・福祉・子育て分野を中心とする複合施設建設に向けた基本構想・基本計画の策定に取り組み、節１２において計画策定や用地測量等の業務委託を行いました。

続きまして、目７広報広聴費ですが、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保守などに係る経費で、主なものは節１２のインターネット系のサーバーとシステムの保守に係る委託料、節１３のシステムの使用料とハードウェアのリース料などでございます。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷製本が主なもので、４５ページにかけての電子自治体事業は、行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて構築されたＬＧＷＡＮ（市町村行政ネットワーク）の経費として、節１２のＬＧＷＡＮ装置の保守料、節１３のデータセンターの使用料やネットワーク機器の賃借料、節１８の県へのネットワーク負担金などが主なものでございます。

続きまして、目８電算費は、行政事務等に係る電算化の経費が主なもので、節１２において機器などの保守料、節１３ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料、節１８では社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金を支出いたしました。

議長（滝沢君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後１時３０分まで休憩いたします。

（休憩 午後 ０時０１分～再開 午後 １時３０分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

なお、会議に入る前に、１４番 大森茂彦議員から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

引き続き、詳細説明を求めます。

総務課長（伊達君） 午前に続きまして、款２総務費、項１総務管理費、目１０業務管理費から

説明いたします。決算書45ページから46ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房、空調機械設備の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。また、工事請負費にて役場庁舎の内装改修工事、備品購入費にて庁用車の更新等を行いました。

繰越業務管理一般経費では、令和4年7月の落雷により破損した役場庁舎太陽光発電設備の修繕を行ったものでございます。

住民環境課長（山下君） 46ページ、目11防犯対策費でございますが、節10は主に防犯灯に係る電気料、節14は防犯灯設置工事費でございます。節18は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金や補助金でございます。

47ページ、目12交通安全対策費の主なものは、節7は主に交通指導員の報償、節10の主なものは、毎年新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品になります。節18の主なものは、千曲交通安全協会坂城支部への補助金でございます。

48ページ、目13消費生活費の主なものは、節7消費生活展に係る謝礼、節18は高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、48ページの目14男女共同参画推進費であります、節7で女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝礼のほか、節18で女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助などが主なものでございます。

総務課長（伊達君） 続きまして、目17災害援助費は、本年1月1日の能登半島地震で被災した石川県内の町に対し、長野県町村会を通じての公費義援金でございます。

収納対策推進幹（細田さん） 続きまして、同じく49ページ、目18定額減税調整給付事業につきましては、定額減税調整給付金の給付事業に対応するため、令和6年度住民税当初課税に係るシステム改修の委託料を計上したもので、最終のプログラムリリースが翌年度に持ち越されたことから、契約額の全額を翌年度への繰越しといたしましたものでございます。

次に、50ページにかけての項2徴税费、目1税務総務費につきましては、主に職員及び一般職非常勤職員の人件費等経常的経費のほか、節18負担金補助及び交付金における長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、51ページにかけての目2賦課徴収費につきましては、主なものは節10需用費の印刷製本費では、町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷に係る費用、節11役務費の通信運搬費では、納税通知書等の送付に係る郵送料等、節12委託料は住民税固定資産税等の課税に係る電算処理業務委託料や、令和6年度基準固定資産税評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備の委託料等でございます。また、節22償還金・利子及び割引料は、個人住民税や法人町民税等の税額確定及び税額更正によります過年度過誤納金の還付金及び還付加算金でございます。

住民環境課長（山下君） 51ページから52ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費などの経常的経費のほか、節11の主なものは、住民票などコンビニ交付に係る手数料、節12は住民基本台帳システム、総合戸籍システムなどの保守に係る委託費、節13は住民基本台帳システム、総合戸籍システムの機器等に係る使用料でございます。

総務課長（伊達君） 次に、52ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

53ページの日6県議会議員選挙費につきましては、令和5年4月9日実施の県議会議員選挙に要した経費で、千曲市、埴科郡選挙区は無投票でありましたが、選挙に備えた職員の手当等が主なものでございます。

54ページにかけての日7町長・町議会議員選挙費につきましては、令和5年4月23日に実施した町長・町議会議員選挙の経費で、内容は職員手当、ポスター掲示場の設置に係る委託費、選挙運動費用公費負担金等でございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、54ページの項5統計調査費のうち目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

55ページにかけての日2委託統計調査費では、学校基本調査のほか、本年度が本調査となります世界農林業センサスにおける準備作業や、令和5年10月1日を基準日とした住宅土地統計調査を実施いたしました。

総務課長（伊達君） 同じく55ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。56ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、節18にて福祉関係団体への負担金、婚姻した世帯の新生活スタートを支援する結婚新生活支援補助金を交付いたしました。また、節24にて保健福祉等複合施設建設に向け、積立てを行いました。

57ページにかけての社会福祉協議会補助事業は、地域福祉を推進する社会福祉協議会の円滑な運営を支援するための補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

生活困窮者価格高騰特別対策事業は、価格高騰対策として、電力・灯油・食料品等価格高騰に直面する生活困窮者世帯等の支援で、経済的負担を軽減するため、1世帯につき2万円の支援金を支給いたしました。

住民環境課長（山下君） 57ページ、目2国民年金事務費でございますが、主なものは節

10の印刷製本費で、二十歳のつどいの対象者に啓発物品を作成し、啓発いたしました。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、58ページの目3老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、主に節18にて長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金を支出いたしました。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

59ページにかけての高齢者生活支援事業は、車椅子等を利用する移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎など、外出支援サービスに要した経費でございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険料軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

続きまして、60ページ、目4心身障がい者福祉費でございます。心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金のほか、けやき横丁での福祉施設自主製品販路拡大の事業補助を行いました。

重度障がい者介護慰労金支給事業は、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給いたしました。

福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

61ページにかけての心身障がい者町単事業は、精神障がい者の入院医療費の助成のほか、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

62ページにかけての自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付費のほか、令和4年度の実績に伴う国庫返還金が主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去・軽減を図るための更生医療に対す

る給付と、令和4年度実績に基づく障がい者医療費の国庫負担金返還金が主なものでございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての給付や修理工費の交付を行ったものでございます。

63ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

64ページにかけての障害者計画等策定事業は、今年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画並びに児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画の策定に要した委託費、印刷経費が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、64ページの目5人権同和推進費は、節12で同和対策集会所の管理委託、節18では解放運動団体への補助金の交付が主なものでございます。

65ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費が主なもので、4年ぶりに隣保館ふれあい交流フェスティバルを開催したほか、節14にて隣保館玄関ドアの改修工事を実施いたしました。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、65ページから66ページにかけての目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。67ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、会計年度任用職員の人件費、介護予防に係るケアマネジメント業務委託が主な経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の能力低下や認知症予防のための生きがい活動支援通所事業及び判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社会福祉協議会に委託して実施いたしました。

家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として、介護者慰労金の支給をはじめ寝具洗濯等サービスの委託や、介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。

68ページにかけての緊急通報体制整備事業では、独り暮らし高齢者の方が安心して過ごしていただけるよう、訪問員の報償のほか、緊急通報システム、あんしん電話と水道メーターによる見守りシステムの運用に要する経費が主なものでございます。

目10電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業は、価格高騰による経済的負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対し負担を軽減するため、1世帯につき

3万円の給付を行いました。

69ページにかけての電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業追加分は、価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対し、さきに実施しました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の追加分として、1世帯につき7万円の給付を行いました。

目11物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰による家計への影響が大きい低所得世帯への支援を拡大し、1世帯につき10万円の給付を行いました。

次に、70ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給したものでございます。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給したもので、ながの子育て家庭優待パスポート事業は、優待パスポートカード及び多子世帯用のプレミアムパスポートカードがこの4月から更新となったことに伴う新規カードの交付にかかった経費でございます。

71ページにかけての障がい児通所等支援事業では、障がい児の利用する施設への通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

子ども支援室長（橋本君） 同じく71ページ、目1児童福祉総務費のうち、子ども・子育て支援事業でございます。これは第3期坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定に関する調査等委託料がその内容でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、子育てを行う低所得世帯の生活支援として、対象児童1人につき5万円の支給を行ったほか、償還金として令和4年度に実施した補助事業の確定に伴う給付金事業の返還金が主なものでございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業は、県が実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について、事業に係る制度周知などの事務を町が実施したものでございます。

72ページになります。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、児童手当を受給する世帯のうち低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人につき3万円の支給を行いました。

子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、エネルギーや食料品等の価格高騰により大きな影響を受ける子育て世帯を支援し、物価高騰による負担を軽減するため、児童1人につき5万円の支給を行いました。

次に、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学、高校の卒業時に激励祝金などの支給を行ったものでございます。

73ページにかけての母子・父子医療給付事業は、母子父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、73ページから74ページにかけての目3保育園総務費でございますが、人件費をはじめ、節10の3園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託料など、経常的経費が主なものでございます。

74ページから79ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものとしては、需用費では、ガス代や灯油代等の燃料費、電気代・水道料等の光熱水費、また委託料では、施設や機械類の保守管理料でございます。

79ページから80ページにかけての目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、80ページの目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費のほか、児童館運営に係る消耗品、児童図書等の備品の購入費でございます。

80ページから82ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、支援センター職員等の人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に関わる経常的経費でございます。子育てに関する総合相談窓口として専門職である公認心理師や家庭児童相談員、保育士を配置し、相談体制の充実に努めたほか、行事やイベントの実施、子育てに関する講座などを行いました。また、センター昇降機の故障復旧工事を実施いたしました。

続きまして、82ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦と子育て家庭に対し必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と併せて経済的支援を実施することで、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、安心して出産・子育てができる環境を整える事業でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費でございますが、町の災害見舞金支給制度等に基づき、火災等により建物に被害を受けた方6件の見舞金を支給いたしました。

保健センター所長（川島君） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。82ページから84ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。

精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室やこころの健康相談の開催に係る経費のほか、令和6年度から10年度を計画期間とする第2次坂城町自殺

対策推進計画の策定に係る経費でございます。

続きまして、目2予防費でございます。85ページにかけての予防費一般経費は、休日における医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター負担金、信州上田医療センター医師確保事業補助金のほか、鹿教湯三才山リハビリテーションセンター再編成事業に係る補助金が主なものでございます。

結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るために、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施した経費でございます。

86ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育治療費助成金が主なものでございます。

87ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

88ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、ワクチン接種に係る人件費及び接種委託料、接種の予約等を行うコールセンターの委託料が主なものでございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。89ページにかけての健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

90ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者を対象とした一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成のほか、介護予防のための保健指導などを実施した経費でございます。

食育・健康づくり推進事業は、食育や健康づくりのための教室などの開催に係る経費が主なものでございます。

目5保健センター管理費、保健センター管理一般経費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（山下君） 90ページの日6環境衛生費のうち環境衛生一般経費は、節1環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節12家庭用雑排水の浄化槽の汚泥収集及び中間処理などの委託費、自治区環境整備補助事業は、節18の自治区への環境整備事業に対する補助金、不法投棄ごみ撤去事業は、節12主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託費、狂犬病予防事業は、節12で獣医師会への狂犬病予防注射の委託費でございます。

91ページの日8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節

12の町内の主要河川及び地下水の水質調査に係る委託費でございます。

建設課長（堀内君） 同じく、91ページ、目9上水道費につきましては、今年度支出はございませんでした。

続きまして、92ページの目10合併処理浄化槽設置費につきましては、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るため、県内市町村で組織された長野県浄化槽推進協議会への負担金のほか、合併処理浄化槽設置に係る補助金を3件支出いたしました。

住民環境課長（山下君） 92ページから93ページの項2清掃費のうち、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、節10の印刷製本費で、毎年全戸配布しておりますごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費であります。節11はごみ指定袋のあつせんに伴う自治区への手数料、ごみ危険物収集所整備補助事業の節18は、区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節10の消耗品費は、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの指定袋の購入であります。節12は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理に係る委託料、節18は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。

資源物回収奨励事業は、節7でPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業の節18は、個人で購入した生ごみ処理機やコンポスト等に対する補助でございます。

続きまして、目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、節18で千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料に係る負担金でございます。

商工農林課長（北村君） 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

93ページから94ページにかけての労政一般経費は、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

勤労者福祉対策事業では、節18で更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では、勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

95ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費では、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料のほか、多目的ホール天井の防水工事を実施いたしました。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、96ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員の報酬及び職員の人件費が主なもので、農業者年金業

務は、農業者年金への加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

９７ページにかけての目２農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの経常経費でございます。

９８ページにかけての目３農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして節１８において入横尾、上平島、小野沢の３集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、４９歳以下の認定新規就農者への支援として、新規就農者育成総合対策事業補助金を２名に交付、また、新規就農者支援補助金として２名への補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者を対象として、農地集積の状況に応じて８名に奨励金を交付したほか、農業後継者の経営発展に向けた取組を支援する経営継承・発展支援事業補助金を１名に交付いたしました。

地域営農推進事業では、節１２で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託したほか、節１８で農業支援センターへの補助や、さかき地場産直売所への補助を行いました。

９９ページにかけての需給調整推進対策事業では、直接支払推進事業費補助金により、坂城町農業再生協議会において水田における転作状況の現地確認や台帳作成などの事務のほか、需給調整を行う農家に対して転作推進補助金を交付いたしました。

農振地域整備促進事業では、町の農業振興地域整備計画の総合見直しに向け、見直しの方針に関する住民説明会の開催や県との協議を行いました。

農地銀行活動促進事業では、町内６か所のファミリー農園の用地借上料を支出し、農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費のほか、節１７で冷凍冷蔵庫１台の更新を行いました。

１００ページにかけてのさかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信のほか、ねずこんの着ぐるみの修繕を行い、節１８でさかきブランドづくり事業採択者への補助を行いました。

さかきワイン文化推進事業につきましては、千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、コロナ下で規模縮小を余儀なくされていた坂城駅前葡萄酒マルシェや鉄道フェスタ *w i t h* ワイン&ふど市の開催に対し補助金を交付し、町内外から多くの方にご参加いただきました。

有害鳥獣対策事業では、節１２で有害鳥獣駆除を猟友会に委託したほか、節１５で入横尾区及び網掛区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節１８では農産物を守る電気柵等の設置補助金を交付いたしました。

１０１ページにかけての繰越農業振興一般経費では、節１８においてＪＡながのちくま果実流通センターの集出荷作業の効率化及び大型ロットでの販売を行っていくため、老朽化した施設の改修及び最新式の選果機への更新をするための補助金を交付いたしました。

目５農地費、農地一般経費では、節１８でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金などの償還を行い、また六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

１０２ページにかけての農道等基盤整備町単事業では、大雨時の用水路、河川の水位を把握するために、水位センサーを町内１１か所に設置するとともに、用水路の修繕、しゅんせつ工事や農道の復旧工事を行い、町単補助事業では自治区等からの要望を受け、１２地区に対し原材料の支給や工事に対する補助を行いました。

農村地域防災減災事業では、防災重点農業用ため池である大英寺の池の耐性強化を実施し、堤体の安全性と貯水機能確保のための現況調査を行いました。

多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計７団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対する補助金を交付いたしました。

次に、項２林業費、目１林業総務費でございますが、１０３ページにかけての林業総務一般経費では、職員の人件費のほか節１２において木工体験による森林教育や、昨年４月に発生した林野火災の被害調査を行い、節１８においては間伐などの森林造成事業に対する補助を行いました。

目２林業振興費、松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては、住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行いました。

１０４ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費のほか、和平において植樹祭を開催し、カラマツ８００本を植樹しました。

特用林産振興事業では、五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、「お〜い原木会」へ補助金を交付いたしました。

１０５ページにかけての目３林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節１３及び節１５では、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節１４では林道等の補修工事を実施いたしました。

目４森林環境整備推進事業費、森林環境整備推進事業では、節１２において森林経営管理制度に基づく対象森林の調査及び森林所有者への意向調査を行ったほか、節１７で森林の整備面積を正確に把握するためにＧＰＳ機能を活用した測量機器の購入、節１８で森林所有者への意向調査に基づき、三者協定を締結した森林整備に対する補助を行い、節２４において今後の対象森林整備に向け森林づくり基金に積立てを行いました。

次に、款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費でございますが、106 ページにかけての商工総務一般経費では、職員の人件費のほか節 18 において中小企業能力開発学院への補助、また職員を派遣しております公益財団法人に補助金を交付いたしました。

目 2 商工振興費、商工振興一般経費では、節 18 で商工業振興補助金を 17 社に対して支出したほか、商工会による経営改善普及事業、まちづくり事業、また商業店舗等のリフォームに対する補助を 6 件に対して行いました。

107 ページの中小企業対策事業では、節 18 で融資に係る保証料の補給を 93 件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を 261 件実施したほか、町内企業の受注機会、販路拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節 20 の貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金 3 億 5 千万円を町内金融機関 4 行に支出し、令和 5 年度の融資実績といたしますと、県及び町制度資金を合わせて 93 件、9 億 9,504 万円の融資を実行いたしました。

また、節 22 で制度資金の繰上償還による保証料返還金を国庫に返納し、節 24 の積立金では、経営安定特別資金新型コロナウイルス対策の 5 年間の利子補給に対する 2 年目以降の補給額について積立てを行いました。

108 ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理経費のほか、節 12 でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城に委託したほか、節 14 で令和 4 年度に取得した旧児玉邸の既存建物の解体、竹木等伐採工事を行いました。

目 3 観光費、観光一般経費では、節 12 で葛尾城跡などの遊歩道整備と御堂川など桜並木の手入れなどを地元区などへ委託し、節 14 で大宮公民館前に葛尾城跡への案内看板などを整備したほか、節 18 では各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。

109 ページにかけての町民まつり事業では、町民まつり運営のため実行委員会に補助を行いました。

目 4 商工企画費、商工企画一般経費では、B. I プラザの光熱水費の支出のほか、節 18 では工業関係の各種団体へ負担金、補助金を交付いたしました。

工業団地整備事業では、節 12 でテクノさかき工業団地内樹木伐採などの環境整備を行いました。

110 ページにかけての坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助のほか、蛍光エックス線分析装置更新のほか、試験検査機器の点検に対する補助を行いました。

111 ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、節 12 で株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託、また、「第 13 回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」や「第 16 回お守り刀展覧会」などを企画展の開催に伴う経費などを支出

いたしました。

建設課長（堀内君） 111ページから112ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、土木総務一般経費は、職員の人件費に係るものが主なもので、繰越土木総務一般経費、節17は、町で管理するトラックの購入費でございます。

113ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費は、道路・橋梁の照明等の電気料、道路台帳の整備に係る委託料、県事業に対する町負担金が主なものでございます。

町単補助事業につきましては、町内23区が実施した24か所の土木工事に係る補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、転落防止柵などの交通安全施設18か所の整備に要した経費等でございます。

目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12において町道の街路樹の剪定・除草、町内主要幹線道路の除雪対応、融雪剤散布の委託、節14では道路・側溝等の維持補修工事、節15の道路補修用材料や冬季の融雪剤などの購入が主なものでございます。

次に、114ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業（A01号線）につきましては、節12では金井工区、保地工区における補償算定業務等委託や、節14の金井工区の道路改良工事及び節16の用地代が主なものでございます。

道路新設改良一般事業では、村上地区のA06号線の歩車道を整備いたしました。

続きまして、道路改良事業（舗装修繕）は、A01号線の坂城地区などの舗装修繕を、また繰越道路改良事業（A01号線）は、令和4年度から繰り越した金井工区、保地工区の実施設計委託、工事費及び用地補償でございます。

繰越道路新設改良一般事業は、A06号線の道路改良工事を繰越しにより実施したものでございます。

続きまして、115ページ、目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業は、節12で昭和橋、64号橋の設計・施工監理を実施したほか、節14では昭和橋及び64号橋の修繕工事を行ったものでございます。

繰越橋梁修繕事業につきましては、昭和橋、64号橋等の橋梁修繕に係る設計業務等の委託料及び工事費でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護活動を行う19団体への補助金、目2河川改良費、河川改良一般経費では、節12の水路修繕に係る設計測量委託等の経費でございます。

次に、116ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費のうち住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

117ページにかけての空家活用事業では、坂城町空き家バンクの専用ホームページの保守

委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空き家バンク利用促進補助金を４件交付いたしました。

繰越住宅管理一般経費では、中之条団地Ａ棟、Ｂ棟の給湯器の更新工事を繰越しにより実施したものでございます。

次に、目３住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、一般木造住宅の合計４件の耐震診断と１件の耐震補強事業への補助を行いました。

また、住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、２２件に住宅リフォーム補助金を交付いたしました。

続きまして、１１８ページにかけての項５都市計画費、目１都市計画総務費、都市計画総務一般経費は、職員の人件費と都市計画審議会等に係る経費が主なもので、繰越都市計画総務一般経費では、都市計画等策定業務について、令和４年度からの繰越しにより実施いたしました。

目３下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

１１９ページにかけての目４公園管理費のうち公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節１２でびんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に。また、各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託や、節１４ではびんぐしの里公園の遊具等の修繕工事を行い、節２４では公園整備基金への積立てを行いました。

花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節１２においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇等の管理委託、節１４ではバラ公園の駐車場整備工事のほか、公園内の通路整備、花壇改修などの工事を、節１８はばら祭りの開催に係る実行委員会等への補助を実施いたしました。

１２０ページにかけての項６高速交通対策費のうち、目１高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節１２の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務、循環バスの運行事業委託のほか、デマンド交通の実証実験による乗り合いタクシー運行业務に係る委託料、節１３では循環バス２台分の賃借料などで、節１４では坂城幼稚園前のグリーンベルト設置工事、節１８の主なものとしては、しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として沿線市町で負担し、車両更新などを実施いたしました。

１２１ページにかけての目２高速交通対策整備事業費、渇水対策事業の主なものは、節１０の町内８か所の渇水対策用井戸ポンプの電気料が主なものでございます。

項７地籍調査費、目１地籍調査事業費の主なものは、込山地区、坂城１１区に係る測量委託のほか、地籍調査に係るシステムの保守等委託料及び使用料について支出したものでございます。

住民環境課長（山下君） 121ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊への負担金でございます。

続きまして、目2非常備消防費でございますが、節7の主なものとは消防団員の退職報償金、節18は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、消防団員出動交付金などがございます。

続きまして、122ページから124ページにかけての目3消防施設費、消防施設一般経費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、可搬ポンプ積載車等の機械器具や消火栓・防火水槽の維持管理等に関する経費でございます。主なものとしたしましては、節12は町移動系防災行政無線に係る保守等の委託料、節14は第4分団ホース乾燥塔の設置工事及び防火水槽の改修工事費、節17は各分団の更新用消防用ホース、また第8分団の小型動力ポンプ、第6分団の軽積載車を購入いたしました。

節18は消火栓4基の改修に係る上田水道管理事務所への工事負担金等でございます。

建設課長（堀内君） 124ページの目4水防費、水防一般経費は、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、目5防災費ですが、124ページの防災行政無線（同報系）管理事業につきましては、同報系防災行政無線の管理に係るもので、節11で回線の通信料、節12では設備の保守点検料、節14で住民の異動などに伴う戸別受信機等の設置工事費など、同報系防災行政無線の通常の運用に係る経費の支出でございます。

次の繰越防災行政無線（同報系）管理事業は、令和4年度における本庁舎への落雷被害により障害が生じた同報系防災行政無線の落雷対策機器の増設や、既存避雷器の上位品への交換などを実施したものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、125ページからの款10教育費についてご説明いたします。

125ページの項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ委員会運営のための経常的経費でございます。

127ページにかけての目2事務局費、事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの人件費のほか、校務用パソコン等の使用料、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金などが主なものでございます。

教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金や坂城高校振興補助金及び小中学校の学校給食費無償化に伴う給食費等補助金などが主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、豊かな国際感覚を養うとともに、国際社会を生きる心豊かな人間形成を図ることを目的に、坂城中学生を対象とする中学生海外派遣事業補助金及び小学2年生

から中学３年生までを対象に、文化センター体育館を会場に、外国の方々との交流を通じて国際感覚や英語を楽しみながら身につける事業のEnglish Day in 坂城町に対する補助金でございます。

１２８ページにかけての私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園への施設型給付補助金及び町内に住所を有し、町外の私立幼稚園に通園する児童の特定教育・保育の無償化に伴う給付費などが主なものでございます。

教員住宅管理事業は、老朽化していた村上教員住宅の解体撤去に要する経費でございます。

学力向上事業は、小学２年生以上中学３年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で学力向上を図りました。また、小学４年生以上の小中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

１２９ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

１３０ページにかけてのGIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想に基づき児童生徒１人１台端末等と、高速大容量の通信ネットワーク環境整備に係る保守委託や情報通信用備品の購入が主なものでございます。

次に、項２小学校費、目１小学校総務費、小学校総務一般経費は、図書館司書の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、南条小学校はうんていなどの遊具設置及び体育館トイレの配管工事、村上小学校は校門から昇降口手前までの舗装工事及びジャングルジムなどの遊具設置、坂城小学校は校庭北側の排水路改修工事及び低学年棟のトイレ入り口に間仕切りドアの設置工事などを行いました。

企画政策課長（竹内君） 続きまして、繰越スマートエネルギー設備導入事業につきましては、災害時の避難所となる小学校の体育館への継続的な電力供給とCO₂削減による地球温暖化対策を実現するため、南条小学校に蓄電設備を設置し既存の太陽光発電設備との連携を図るもので、令和４年度からの繰越しで事業を実施したものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、１３１ページから１３２ページにかけての目２南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費、修繕料など校舎管理に関わる経費、そして警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等の経常的経費のほか、感染症予防対策として、網戸などの備品購入を行いました。

小学校管理費につきましては、１３３ページから１３４ページの目４坂城小学校管理費につ

きましても南条小学校と同様に学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費のほか、感染症予防対策としてサーキュレーターや網戸などの備品、また、地域の方からの寄附金を活用して、プロジェクターやスクリーン、テントなどの備品購入を行いました。

134ページから135ページの目6村上小学校管理費につきましても、南条小学校と同様に、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費のほか、感染症予防対策として網戸などの備品購入や、地域の方からの寄附金を活用して、音楽の授業で使用する木琴を購入いたしました。

次に、132ページにお戻りいただき、目3南条小学校教育振興費です。教育振興費は教科学習に関わる費用が主なもので、教科書改訂に伴う学習指導要領や教科学習用などの消耗品、児童用図書、理科実験用などの教科用備品の購入、そして就学援助費などがございます。教育振興費につきましては、134ページの目5坂城小学校教育振興費、135ページから136ページの目7村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、136ページの項3中学校費、目1中学校総務費、中学校総務一般経費は、外国語指導講師や校務支援システムの委託料のほか、中学校保健室及び職員室の老朽化した空調設備の更新、校内内線電話設備の更新工事を行いました。

続きまして、138ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費など、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等や感染症予防対策として網戸などの備品購入が主な内容でございます。

目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や各教科で使用する教材用品等の購入、就学援助費等が主なものでございます。

140ページにかけての項4社会教育費、目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費の主なものは、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員の人件費のほか、休日の中学校部活動の地域移行に係る負担金、文化協会などへの補助金が主なものでございます。

文化の館事業につきましては、光熱水費や警備委託などの施設管理に係る経常的な経費のほか、文化の館駐車場から施設入り口までの通路の舗装工事を行いました。

続きまして、141ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費は、公民館長への報酬、分館役員の謝礼、分館活動費の補助などが主なものでございます。

142ページにかけての各種公民館事業は、公民館報の発行や公民館講座等の講師謝礼で、文化講座をはじめ納涼音楽会、二十歳のつどい、文化祭、春のスポーツ大会などの各種事業を開催し、大勢の皆さんのご参加をいただきました。また、町民運動会は、雨天により中止いたしました。

分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕及び備品整備に係

る補助を行いました。

143ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費につきましては、図書館長の報酬、会計年度任用職員の人件費のほか、「としょかん講座」等に係る講師等謝礼、図書の購入費のほか、光熱水費や館内清掃等委託、電気保安点検等施設の維持管理に係るもの、そして図書の購入費が主なものでございます。

144ページの図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担金が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

145ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、会計年度任用職員の人件費、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助、旧久保家住宅の警備委託などの維持管理に係る経費のほか、旧久保家住宅長屋門南側の工場跡地の利活用として、駐車場の整備を行いました。

146ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や、「第9回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。また、老朽化していた坂木宿本陣表門の屋根瓦の撤去及び屋根のふき替え等に係る改修工事を行いました。

続きまして、埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査に係る重機借り上げなどの経費が主なものでございます。

次に、目5資料館管理費、資料館管理一般経費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る経常的な経費のほか、格致学校西面フェンスの修繕工事を行いました。

続きまして、147ページにかけての目6文化センター管理費、文化センター管理一般経費は、施設の光熱水費や日直業務の委託料など、維持管理に係る経常的な経費のほか、施設の長寿命化と利用者の利便性の向上を図るための文化センター耐震補強・大規模改修工事に着手しましたが、工期を延長し翌年度に事業繰越しを行いました。また、本事業は、本年6月末に竣工となっております。

続きまして、目7青少年育成費、青少年育成一般経費につきましては、青少年を育む町民会議への補助や、各地区で管理している遊具の点検等に係る遊具管理等補助金などが主なものでございます。

次に、148ページの目9生涯学習振興費、生涯学習推進事業では、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ふれあい大学教養講座等の開催に係る経費が主なものであります。

次に、149ページにかけての項5保健体育費、目1保健体育総務費、保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や競技審判員、競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ

少年団への補助金が主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室の開催に係る経費が主なものでございます。

150ページにかけての体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上料のほか、マレットゴルフ場整備のための備品購入などが主なものでございます。

目2武道館管理費、武道館管理一般経費は、指導者への報酬のほか、施設の管理に係る光熱水費などの経常的な経費のほか、武道館の屋根の修繕工事を行いました。

次に、150ページから152ページにかけての目3食育・給食センター運営費、食育・給食センター運営事業につきましては、職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託、修繕料などの施設維持管理に係る経費が主なものでございます。

今年度から子育て支援施策として、学校給食費の無償化を実施いたしました。引き続き児童生徒などへの食育の推進と、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食の提供に努めてまいります。

財政係長（宮嶋君） 続きまして、152ページの款12公債費につきましては、長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

153ページにかけての款14予備費につきましては、食育・学校給食センターの冷蔵庫の故障による購入費102万3千円のほか、2件について急を要するため予備費から充当しております。

次に、「令和5年度主要施策の成果及び実績報告書」の2ページでご報告いたしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次に、実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で負担する元利償還金に一部事務組合等が起こした起債に対する町の負担分を含めた額が、町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年度と変わらず7.9%となっております。

最後に、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年度に引き続きマイナスでございます。

町の財政健全化判断の基準となる四つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移いたしているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は71億5,523万8,570円で、前年度対比マイナス12.5%、10億2,225万6千円の減となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で91.7%でございます。

以上で令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） 会議の途中でございますが、ここで換気のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時43分～再開 午後 2時53分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、日程第13「議案第52号」から日程第17「議案第56号」までの5件は、令和5年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（春日君） それでは、過日実施いたしました決算審査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております、令和5年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてございます。

この意見書は、8月29日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき町長に報告し、議長に提出してございます。監査はこの意見書の18ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

最初に審査の概要につきまして、審査期間は7月19日から7月31日まで及び8月19日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付されました令和5年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。内訳は坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の5会計でございます。

また、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和5年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は社会福祉法人坂城町社会福祉協議会の令和5年度歳入歳出決算を対象といたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月19日に実施いたしました。

次に、審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は、記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和5年度に施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算

定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類を基に会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等からの主要施策の成果及び実績報告書を基に事業内容等について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連しておりますので、その折々に取り上げて実施しております。また、例月監査におきましても毎月基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として社会福祉法人坂城町社会福祉協議会についても関係書類を持参していただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による財政健全化判断比率の審査につきましては、担当者から説明を聴取し、その比率の算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認いたしました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算額及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。社会福祉法人坂城町社会福祉協議会につきましても正確に処理されており、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上、審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要について取りまとめました。適宜意見を添えながら説明させていただきます。

まず総括として令和5年度の決算について、一般会計と特別会計を表にまとめてございます。一般会計は歳入総額が76億9,010万4,628円、歳出総額が71億5,523万8,570円になりました。歳入歳出差引残高は5億3,486万6,058円となりました。

一方、特別会計ですが、四つの会計の合計額で歳入歳出総額を記載されております。歳入総額は36億3,470万4,192円、歳出総額が36億1,025万4,108円になりました。歳入歳出差引残高は2,445万84円となりました。

次に、4ページになりますが、財政指標について取りまとめてございます。主要な四つの指標ではありますが、いずれも比率をもって評価するものであります。一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は82.2%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。昨年より3.1ポイントの増となっています。今後、抑制に向けて留意していただきたいと思います。

次に、財政力指数ですが、0.621であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われていますが、3年平均で昨年より0.02低下しております。引き続き財政の健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は4.6%、実質公債費比率は7.9%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合であります。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であり、起債事業は将来の負担を負うものですから、運用にあたっては十分留意され、引き続き健全な財政運営に努めていただくようお願いいたします。

次に、5ページから8ページにかけて、一般会計の詳細についてまとめてございます。決算額は歳入総額が76億9,010万4,628円、歳出総額が71億5,523万8,570円、歳入歳出差引残高は5億3,486万6,058円となり、そのうち1,800万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の5億1,686万6,058円は翌年度に繰越しとなっております。

歳入につきましては、収入済額は前年度と比較して5億9,626万8,208円の減となっております。令和5年度の款別の収入状況は、表のとおりでございます。

次に、6ページには町税の税目別収入状況を一覧にしております。町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、全体の収入済額は26億6,985万8,122円で、前年と比較した額で1億825万6,318円、率で3.9%の減となっております。町民税の収入済額は11億6,422万6,617円で、前年比8.3%の減となっております。そのうち個人町民税は2.2%の増、法人町民税は額で1億2,250万700円、率で23.1%の減となりました。固定資産税については0.5%の減となりました。

また、収納率ですが、現年課税分は99.5%となり、前年と同率、滞納繰越分を含めた町税全体では96.2%と、前年比1.5ポイント改善されております。

収入未済額全体の残額は、収入率の増加、滞納処分が行われたこともありまして、昨年より432万1,606円の減となっております。未納額の解消には大変ご苦労されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めてください。

なお、不納欠損の処理については、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

歳出の状況については、8ページにまとめてございます。歳出額は前年と比較して10億2,225万6,297円の減少となっております。支出状況を款別の表にしてあります。また、表の下にまとめてありますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、令和元年度以来となる町民まつりの開催や、高校生を対象とするタイ国研修事業の再開、アメリカ合衆国への中学生海外派遣事業が初めて実施されるなど、社会経済活動の正常化が進み、多くの事業が実施されました。

ハード面では、南条小学校に蓄電設備が整備され、地域の中核避難所となる3小学校全てに太陽光発電、蓄電設備が整備され、災害時の電力供給が可能となり、災害に強く環境に優しいまちづくりが進められました。また、中心市街地街並み整備事業の実施、町道A01号線道路改良工事や昭和橋等の橋梁修繕事業なども継続されて実施されました。

ソフト面では、物価高の影響を受けている低所得者世帯等を支援する給付金支給事業や産後ケア事業の拡充、新生児の聴覚検査の公費負担、学校給食費の無償化を開始されるなど、出産・子育て世代を支援する事業が実施されております。今後も住みよいまちづくりを進め、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに積極的に取り組む中で、予算の適正かつ効率的な執行をお願いいたします。

次に、特別会計ですが、各会計について歳入歳出の決算額、収入の状況等を9ページから11ページにまとめてあります。お目通しいただき、説明のほうは省略させていただきます。

11ページ下段になりますが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

12ページから13ページは、基金の運用状況について載せてございます。一般会計18基金、特別会計2基金となっております。各基金の設置目的に合った活用がなされ、その処理は適切であると認めました。

次に、工事検査であります。7月31日に本年度施工された工事のうち、14ページに記載の3か所について調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しました。

次に、指摘事項であります。一般会計は各課ごと、特別会計は会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

なお、この記載に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にてお願いをさせていただきます。

また、財政支援団体については、監査の折にその内容を伝えてございます。個々の内容については省略しますが、お目通しいただきたいと思います。

最後になりましたが、財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。この法律は地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。その中で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、当町では決算が黒字でありますので数値が入ってきません。実質公債費比率は7.9%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされているものと言えます。

す。

将来負担比率は一般会計の地方債残高のほか、下水道事業の特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合などに対する債務を含めた自治体が背負っている実質的な債務を標準財政規模で割った比率で、将来的な負担の重さを示すもので、黒字であったので数字が入りません。

また、資金不足比率は公営企業会計としての下水道の資金が充足されているため、数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして令和5年度の決算審査のご報告とさせていただきます。

議長（滝沢君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日3日から9月8日までの6日間は、議案調査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から9月8日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月9日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時11分）

9月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	滝 沢 幸 映 君	9番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 学校プールについてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (2) 防災対応についてほか | 中 村 忠 靖 議員 |
| (3) 有害鳥獣対策についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) ごみの減量化に向けてほか | 大日向 進 也 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 質問者は、お手元に配付したとおり10名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、11番 祢津明子議員の質問を許します。

11番（祢津さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1. 学校プールについて

私は、この7月に鳴門教育大学大学院学校教育研究科の松井先生の学校水泳授業の必要性についてセミナーを受講し、その中で学校プールの変遷と必要性、そして今後の課題について学びました。

昭和30年5月11日に発生した連絡船と貨物船の衝突事故で、死者168名のうち児童生徒100名が溺死した紫雲丸沈没事故や、同年7月28日に発生した津市中河原海岸で水泳訓練中の女子生徒36名が溺死した橋北中水難事故、この二つの大きな事故でたくさんの児童が亡くなってしまったことがきっかけとなり、全国的に水泳授業の必要性がうたわれ、全国の小中学校にプールの設置が進み、小中学校の体育科目で水泳が必修になったという経緯がありま

した。

当時、公立施設に対する国の補助は、昭和34年度に開始され、同年の補助金は3千万円でしたが、毎年増額され、昭和46年には約70倍の20億9千万円に達したそうです。特に昭和36年にはスポーツ振興法が制定され、国が学校のプールに建設補助金を出し、学校のプールが普及したと言われています。

学校のプールは楽しいですし、泳ぎ方を学べる機会として非常に重要です。水難事故を減らすことにもつながっていると言われています。ですが、学校で水泳授業を存続させるためには課題が多々あります。今、具体的に手を打たなければ、近いうちに廃止せざるを得なくなるかもしれません。以上を踏まえ、順次質問していきます。

イ．授業の現状について

まずは、現在の学校での現状を3点お伺いします。

1点目として、小中学校における水泳の授業について、学習指導要領等での位置づけはどのようなになっているのでしょうか。

2点目として、令和元年から令和6年度までの平均授業日数は何日でしょうか。

3点目として、水泳の授業中の安全対策はどのように行われているのでしょうか。

次に、ロ．施設の現状について。

学校のプールの多くは、老朽化が進んでいます。初代のプールが改修されないまま使い続けられているところも多いと聞いています。プールの改修には数千万円から数億円ほどかかると言われていますが、費用の一部を国の補助金で賄えるとはいえ、自治体にとっては大きな財政負担です。そこで、3点お伺いします。

1点目として、小中学校のプール施設の建設年度と経過年数をお示してください。

2点目として、直近での改修や修繕にかかった費用と老朽化の状況及び使用可能年数の目安はどのようなになっているのでしょうか。

3点目として、プールの施設の全体及び1校当たりの年間管理費用はどのくらいかかっているのでしょうか。

次に、ハ．今後のあり方について。

老朽化による改修のタイミングは、必ず来ます。その準備段階として、今できることについて2点お伺いします。

1点目として、小中学校のプール授業及び施設について、現在どのような検討課題があると考えているのでしょうか。

2点目として、小中学校のプールの今後の在り方について、民間委託や他自治体との連携など検討組織を設置し、協議を始めるべきではないかと考えますが、町のご見解をお伺いします。

以上、イ、ロ、ハについて、ご見解をお尋ねいたします。

教育長（塚田君） 1. 学校のプールについてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、義務教育におきましては、座学による基礎的な知識や物事の正しい判断ができるための知識を身につけることなどに加え、基礎的な体力をつけることも大変重要なものだと考えております。

その際、自身が体験したことや経験したことなどが、その後の育ちの中で大きく役立つものと考えており、野外活動やグラウンドでの授業などとともに、水泳も必要な授業の一つと捉えております。

ご質問のイ. 授業の現状についてのうち、学習指導要領における水泳授業の位置づけにつきましては、体育の領域として、小学校低学年では水遊びとして水に親しむことからスタートし、中学年以降は、水泳運動として泳法の習得を通じ、体力を養うとともに水泳の心得を学び、健康・安全に配慮するよう指導することが定められております。

なお、適切な水泳場の確保が困難である等の理由により、水泳の授業を行わない場合においても、水泳と水泳事故防止の心得については、自らの命を守る学習として必ず取り上げることとされております。

次に、町内小中学校における近年の水泳授業の実施状況であります。近年は、6月中旬から夏休み前までの間、水泳授業を実施しております。

令和元年度から今年度までの平均授業日数といたしましては、雨天で中止になった日を含め、小学校では各年度平均約15日、中学校では平均約10日となっております。

次に、水泳の授業における安全対策についてであります。まず、施設設備面では、水泳授業実施期間の始期と終期の委託業者によるろ過機の点検、プール期間中の学校薬剤師による水質検査を行うほか、日常的な管理点検として、プール使用時等に水質や危険物の有無、排水口の蓋に異常がないこと等の点検を実施しております。

また、水泳事故の未然防止を図るための心得の指導や複数の職員による実技指導を行うとともに、緊急時への備えといたしまして、各校緊急対応マニュアルの策定と教職員による救急法の講習を行い、事故発生時の対応が確実に取れるよう取り組んでおります。

続きまして、ロ. 施設の現状についてお答えいたします。

当町の学校プールの建設年度と経過年数といたしましては、各小学校のプールは、共に昭和35年に建設され、64年を経過しております。坂城中学校では平成9年度にプールの躯体を含めた改修を行い、改修から27年を経過しております。

また、プールの更新の目安とされる耐用年数は30年とされておりますが、各学校において施設設備の維持補修を行うとともに、ろ過機やプールシート等の主要な設備につきましては、教育委員会で計画的に改修、更新を実施し、プール施設の長寿命化を図っております。

次に、直近の状況といたしまして、過去10年間の主な改修工事と費用について申し上げます。

す。

南条小学校では、平成28年度に配水管、30年度にろ過機、令和2年度にプールシートの改修を行い、これらの総額が約2,940万円、坂城小学校では、平成28年度に大プールのろ過機及びプールシートの改修を行い、約3,130万円、村上小学校では、平成24年度にプール内のFRP防水工事、平成26年度にろ過機の改修を行い、約1,460万円となっております。坂城中学校では、この10年間は小規模な修繕で対応し、大きな改修はありませんでした。

また、プールを運営するために必要な電気・水道に係る光熱水費や消毒資材の購入、水質検査、設備点検等に係る年間の管理費用であります。電気料など明確に算出できないものを除いて、令和5年度の実績では、1校当たり約60万円、小中学校全体でおおむね240万円となっております。

続きまして、ハ、学校プールの今後のあり方のご質問にお答えいたします。

小中学校における水泳授業とプールの検討課題といたしまして、プール施設の老朽化等により、今後の施設維持に多大なコストがかかることが見込まれます。

先ほど申し上げましたように、現在のプール施設をできる限り長期間利用できるよう、施設設備を定期的に改修し、長寿命化を図っておりますが、今後も安全で衛生的なプール施設環境を確保するためには、シャワーやトイレ等も含め、全体的な設備更新が必要となってまいります。

プールを全面改修する場合、平成9年度の坂城中学校のプール改築工事ではおおむね1億3,500万円ほどの事業費を要しており、建設資機材や人件費の高騰などを勘案すると、今後、各小学校のプールを改築するには、さらに多額の費用が見込まれます。また、プール以外の学校施設の老朽化への対応も必要であり、財源も限られる中で、引き続き、施設の損耗の状況を踏まえながら、計画的に改修、長寿命化を行うことにより、現在のプール施設を維持してまいりたいと考えております。

一方、現在の学校プール建設時と比べて、児童生徒数の減少や近年の気候の状況などを踏まえますと、今後、水泳授業の在り方についても、検討を進めていく必要があるものと考えております。

ご質問にありましたように、他の自治体では、学校プールを廃止、統合し、近隣校での共同利用や、民間または公営プールの利用、水泳指導を含めた外部委託等、自校プール以外の方法に移行する学校もあります。

当町の場合、学校プール以外に水泳の授業を行うことができる施設がないため、自校プール以外の選択肢としては、町内の他校のプールを共同利用するか、隣接自治体の民間・公営プールを利用することが考えられます。いずれにしましても、移動にかかるコストや、時間を含め

た時間割を関係者と調整することが必要となってまいります。

プール授業は、自らの命を守るという目的もありますので、保護者や児童生徒も含め、関係者の意見を踏まえて慎重に判断する必要があると考えております。

今後のプール授業の方向性として、現在の学校プールが使用できるうちに方針を定めていく必要がありますので、施設の長寿命化と並行して、先行事例を参考にし、授業の実施方法なども含めて検討してまいりたいと考えております。

11番（柊津さん） ご答弁いただきました。学校プールには、施設の維持管理、事故防止のための人員確保、プールの水量や塩素濃度の調整、水をきれいに保つための定期的な作業の時間と手間、プールの水を閉め忘れてしまった際の水道料金の損害賠償請求など、たくさんの課題があります。これらのことを考えると、このままの体制で各学校にプールを設置し、教員によるプール指導を続けていくことは、なかなか厳しいと言わざるを得ません。

また、現在の指導要領に基づいた計画では、多くの学校でプールの授業が数回程度しか行われていません。施設の維持管理コストに対して稼働率が非常に低いという事実もあります。海なし県で育つ長野県の子どもにとって、プールは楽しく、学校の中でも子どもにとって楽しい時間であってほしいと願います。

ただ、価値あるものは学校にたくさんありますが、そのどれもこれもこれから当たり前のように存在するとは限りません。改修のタイミングが来たときに、これを支払うのか外部委託するのか、送迎の問題等もあり一概には言えませんが、財政的には民間委託や近隣自治体との連携のほうが負担は少ないのではないかと考えます。いずれにしても、老朽化や自治体の財政、教員不足などを考えると、少し議論を急ぐ必要があります。未来を見詰め、しっかりとした議論の場を望みます。

次に、2. 女性を守るために。

私の選挙公約には、かなえる五つの未来があります。その一つに女性の未来があり、婦人科検診の受診促進、ライフステージに合わせた働き方改革、そしてフェムテックの推進を掲げました。

女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、その影響で男性よりも心と体に大きな変化が生じます。年代によって注意したい症状や病気も異なり、仕事、結婚、育児などのライフイベントも多岐にわたることから、各ライフステージの特徴に応じた健康づくりや婦人科検診などの受診促進のための仕組みづくりが必要だと感じています。

そこで、イ. 女性のがん対策について。

「広報さかき」の9月号に、保健センターだよりとして1面を使い、どうして検診が大事なのか、がんを予防するために必要な五つの健康習慣などが掲載されました。その記事の中にもありましたが、毎年9月は、がんに関する正しい知識やがん検診の重要性などを訴える集中的

な活動期間とする、がん征圧月間です。そして、10月はピンクリボン月間、ピンクリボンは乳がんの早期発見・早期治療等の重要性を伝えるシンボルとして、世界共通で使用されています。日本でも毎年10月の1か月間を乳がん月間とし、全国各地で乳がんの早期発見・早期治療を啓発するピンクリボン運動が行われています。町でも広報等でしっかりと周知していただいていると思いますが、この場でもう一度、命を守るために再確認ができればと思い、順次質問していきます。まずは、2点お伺いします。

1点目として、女性のがんの現状をお示してください。

2点目として直近5年の乳がん・子宮頸がん検診受診率はどのような状況でしょうか。

次に、ロ、ワクチンについて。

HPVは子宮頸がんの原因の一つであり、子宮頸がん対策はHPVワクチンと子宮頸がん検診が重要だと言われています。我が国では、女性へのHPVワクチンの定期接種について、2010年度から公費助成、2013年度から小学6年生から高校1年生の女子へ定期接種が始まり、接種開始直後は約80%に達していましたが、接種後の多様な症状が報告されたことにより、同年6月に積極的な勧奨が中止されました。

しかし、2021年11月に、厚生労働省の専門部会がHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないこと、ワクチン接種の有効性が副反応のリスクを上回ることが示されたことを確認したため、積極的勧奨が2022年4月から約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨の差し控え期間中に接種機会を逃した人に対しても、キャッチアップ接種が現在も実施されています。

このHPVワクチンですが、一般社団法人HPVについての情報を広く発信する会の代表理事で産婦人科医の稲葉可奈子先生によりますと、既に海外では約40か国で男性接種も公費助成されていると説明。早くから男女とも公費助成をしてきたオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんの撲滅が達成できるとされています。そこで、2点お伺いします。

1点目として、積極的な接種勧奨が再開されたHPVワクチンの定期接種とキャッチアップ接種について、町内の接種状況はどのようなになっているのでしょうか。

2点目として、男性に対してもHPVワクチンは有用だとされていますが、男性への接種推進の現状はどのようなになっているのでしょうか。

次に、ハ、今後について。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で検診を受ける人が減少し、早期発見・早期治療の遅れがあると言われています。日本対がん協会によりますと、五大がん検診、胃、肺、大腸、乳房、子宮頸部の受診者数は、コロナ前の2019年度1,009万794人、コロナ禍の2020年度826万4,591人、2021年度976万5,511人で、五大がん検診は回復傾向ではありますが、コロナ禍前までにはまだ達成していません。定期検診を行うことによ

るメリット、ワクチンの正しい情報、五つの健康習慣を実践することでのメリットなど、この情報化社会の中で、より正しく丁寧な情報発信や周知が必要だと考えます。そこで、3点お伺いします。

1点目として、定期検診の受診率向上への取組を今後どのようにされていくのでしょうか。

2点目として、HPVワクチンなど各種ワクチンに対する誤解や不安の存在をどのように解決していこうとお考えでしょうか。

3点目として、定期検診や運動習慣、フェムテックの活用など、今後は治療医学ではなく予防医学が大事になっていくと考えますが、町のご見解をお伺いいたします。

以上、イ、ロ、ハについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから二つ目の質問としまして、女性を守るためにということイ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは総体的な事項につきましてお答え申し上げます。詳細につきましては保健センター所長より答弁いたします。

まず、厚生労働省が公表する2022年、令和4年の人口動態統計によりますと、がんによる死亡者数は男性が22万3,291人、女性が16万2,506人の合計38万5,797人で、死亡者全体の24.6%を占めている状況であり、がんは、日本において昭和56年から死因の第1位となっており、現在では、日本人の2人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があるとされているところであります。

ご質問の女性のがんの現状であります。国立がん研究センターの最新がん統計によりますと、令和4年に全国では、女性の6人に1人ががんにより死亡しており、死亡数の多い順位としては、大腸がん、肺がん、膵臓がん、乳がん、胃がんの順となっております。

また、同じく令和2年の状況として、女性の罹患数の多い順位は、乳がん、大腸がん、肺がん、胃がん、子宮がんの順となっております。

がんは、早期発見・早期治療により治癒する可能性が高い疾患であると同時に、再発・転移・死亡の割合も低下させることができるため、定期的ながん検診を受けることが重要であり、国が指針で定めているがん検診は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの五つで、決められた間隔で確実に実施することで、死亡率減少の効果が得られるものとされております。

町におきましても、40歳以上を対象とした検診として、胃がん、肺がん、大腸がん検診、30歳以上を対象とした乳がん検診、20歳以上を対象とした子宮頸がん検診を実施し、早期発見・早期治療につなげているところであります。

続きまして、ロのワクチンについてのご質問であります。まず、HPVワクチンのキャッチアップ接種につきましてお答え申し上げます。

子宮頸がんは、HPV（ヒトパピローマウイルス）というウイルス感染がきっかけで起こるがんと言われ、ワクチンの接種により一定程度予防することができるとされております。現在、

承認されているHPVワクチンにおいて、2価及び4価ワクチンは、子宮頸がんの50%から70%を、9価ワクチンは80%から90%の予防効果が得られるとされております。

このHPVワクチンは、平成24年度までは予防接種法の位置づけのない任意接種でありましたが、平成25年4月より、小学6年生から高校1年生の年齢となる女子を対象に、予防接種法に定められた定期接種として、公費負担によりHPVワクチン接種をすることができるように変わりました。

先ほどお話もありましたように、しかしながら、接種された方の中に、ワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛を起こす方が特異的に見られたことから、平成25年6月に、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないとされ、町におきましてもこの勧告を受け、個別の勧奨を差し控えていたところであります。

その後、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において継続審議されてまいりましたが、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたことから、令和4年4月から接種の積極的な勧奨が再開されたところであります。

町におきましても、これを受けて、積極的勧奨を差し控えていた期間に、接種の機会を逸した方に対して、改めて公費での接種機会を確保するため、令和7年3月末までを期限として、定期接種の方と同様に接種を実施するキャッチアップ接種をご案内し、実施しているところであります。

キャッチアップ接種の対象としましては、平成9年度から17年度生まれの方に加え、キャッチアップ接種の実施期限である令和7年3月末までは、特例的に定期接種の対象上限年齢である16歳を超えた方も対象とし、今年度については、平成9年度から19年度生まれの方となっております。

続きまして、男性のHPVワクチンの接種推進の現状についてお答え申し上げます。

HPVワクチンは、男性も罹患する可能性のあるHPVの感染により発症する、肛門がんや尖圭コンジローマ等に予防効果が確認されており、令和2年12月に4価HPVワクチンが薬事承認されました。また、国外では、男性への定期接種の事例があることから、令和4年8月から厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、男性に対する定期接種化の是非について議論が開始されたところであります。

男性への接種推進につきましては、今後、国の審議会が進められるワクチンの有効性、安全性、費用対効果などの議論の動向を注視する中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ハの今後についてのご質問のうち、予防医学についての町の考えであります。町では、令和3年度からの10年間を計画期間とする第3次坂城町健康づくり計画「すこやか

坂城21」に基づき、がん等の生活習慣病に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等により発症の予防を図るとともに、がん検診等を定期的に受診することで、疾病の早期発見・早期治療により重症化の予防を図る取組に重点を置いた各種対策を推進しております。

そして、今後、女性が抱える健康課題をテクノロジーで解決するサービスや商品を意味するフェムテック、これはFemale plus Technology、女性の科学ということでありますが、新しい技術の医療分野への活用が進むことにより、予防医学のさらなる進展が図られていくことも期待されるところであります。

加えて、保健センターで実施しておりますストレッチ&ウォーキング教室やストレッチヨガ教室といった運動教室は、運動による効果として体力の向上だけでなく、血流の改善により代謝がよくなり、脳・心臓などの血管病に影響を及ぼす生活習慣病の予防に対する取組の一つとなっております。

また、重症化するまで自覚症状のない状態でも、特定健診や一般健診を受診することで生活習慣病を発見することが可能となるため、「広報さかき」や町ホームページに加えまして、健診結果報告会や訪問指導、学習会等を通じて、検診の必要性や疾病予防、重症化防止に関し広く周知しているところであります。

がん検診やワクチン接種につきましては、町民の命と健康を守る最も重要な施策と捉え、今後も引き続き疾病の予防対策を推進し、これらの各種事業を効果的に実施してまいりたいと考えております。

保健センター所長（川島君） 2. 女性を守るためにのご質問について、順次お答えいたします。

まず、イ. 女性のがん対策についてのうち、直近5年の乳がん・子宮頸がんそれぞれの検診受診率についてであります。乳がんにつきましては、令和元年度が26.4%、2年度が23.8%、3年度が25.4%、4年度が26.9%、5年度が27.9%であり、2年度以降受診率は伸びている状況であります。

また、子宮頸がんにつきましては、令和元年度が21.8%、2年度が20.3%、3年度が21.8%、4年度が21.4%、5年度が22.5%で、横ばいの状況となっているところであります。

これらの検診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の落ち込みが大きかったものの、それ以降は回復傾向にあり、大きな増減は見られませんが、5年度においては、いずれの検診もコロナ禍前の元年度を上回っております。

続きまして、ロのワクチンについてのうち、積極的な接種勧奨が再開された後のHPVワクチンの町内の接種状況についてお答えいたします。

勧奨再開後のHPVワクチン接種の対象者につきましては、個別に勧奨する取組が差し控えられていた、平成25年6月から令和4年3月までの間に定期接種の対象であった方で未接種

の方に、改めて接種の機会を提供するキャッチアップ接種の対象者及び4年度・5年度の定期接種対象者の合計651人のうち、今年の7月末までに接種された方は197人で、接種率は30.3%となっております。

また、今年度末で定期接種の対象年齢から外れる高校1年生の年齢の方の接種状況につきましては、対象者が78人で、今年の7月末までに接種された方は23人、接種率は29.5%であります。さらに、定期接種の対象年齢であり接種の効果が最も高いとされている小学6年生から高校1年生の年齢の方のHPVワクチンの接種率は、令和4年度が14.0%、5年度が24.7%でありました。

続いて、ハの今後についてのうち、定期検診の受診率向上への取組についてであります。早期発見・早期治療に結びつけることが、住民の健康を守り、がん予防対策の推進において重要であることから、がん検診を受診する意識を高めるための取組が必要であると考えております。

がん検診の周知につきましては、毎年1月に各地区の保健補導員さんを通じて、翌年度の各種検診の申込書配布の際、がん検診等のご案内のチラシを同封し、受診の周知を図っており、加えて、がん征圧月間である毎年9月には、がんの早期発見・早期治療と、定期的ながん検診を受けることの重要性について関心を寄せていただくため、「広報さかき」に掲載している保健センターだよりにおいて情報発信をしているところでもあります。

町で実施する各種検診では、検診料金の約半分の助成し、受診者の費用負担の軽減を行うとともに、検診料金が無料となるクーポン券を乳がん検診は40歳に、子宮頸がん検診は20歳に達した方にお配りし、がん検診の動機づけと受診促進を図っているところでもあります。今後につきましても、これらの取組を継続し、がん検診の受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、HPVワクチンなど各種ワクチンに対する誤解や不安への解決の対応についてお答えいたします。

HPVワクチン接種対象の方には、予防接種のご案内通知や受診勧奨通知を送付する際に、ワクチンの効果とリスク等が記載された厚生労働省が作成するリーフレットを同封しており、子宮頸がんの現状、ワクチン接種による効果、安全性や検診に関する情報をお届けしております。

また、出生届を出された保護者の方には、乳幼児を感染症から守るための予防接種を、効率よく受けいただき免疫をつけることが重要であることから、対象となる様々な病気やワクチンの内容が記載されている「予防接種と子どもの健康」の小冊子をお渡しし、予防接種についての理解が深まるよう努めているところであります。

11番（柊津さん） ご答弁いただきました。1点再質問します。令和6年度がキャッチアップ

接種最終年度です。HPVワクチンは接種が合計3回で、完了までに6か月かかると言われています。そのため、キャッチアップ接種対象者のうち、未接種者はこの9月末までに一度接種しなければ公費負担からは除外されます。そして、接種期限が過ぎますと4万円から10万円の費用が全額自己負担となります。徹底した周知が必要だと考えますが、町の対応はどのようなになっているのでしょうか。

保健センター所長（川島君） 再質問にお答えします。

HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施期間は、令和7年3月31日までとなっており、令和7年4月以降に接種を受ける場合の接種料金は全額自己負担となります。

また、今年度HPVワクチンの接種を完了するには、合計3回の接種が必要であり、約6か月間かかるため、接種を希望される方は遅くとも今月9月中には、初回接種を受ける必要があります。

キャッチアップ接種の周知につきまして、HPVワクチン接種の積極的勧奨が再開された令和4年から毎年3月に、対象となる方全員に接種を勧奨する通知を個別に送付し、確実な周知を図るとともに、併せて「広報さかき」の保健センターだよりへの掲載やホームページにおいても広く周知を図ってきたところであります。

さらに、この9月中に初回の接種を開始する必要があることから、おおむね2か月前の8月の初めに改めて対象者全員に接種勧奨の通知を送付し、同時に「広報さかき」9月号へも掲載し、徹底した周知に努めております。

11番（柊津さん） ご答弁いただきました。子宮頸がんワクチンについては、8月6日と14日の両日、信濃毎日新聞に掲載があり、この記事の中で金沢医科大学の笹川教授によりますと、30代までの子宮頸がんは、ワクチンによってほぼ完全に予防できるという研究結果も発表されました。9月末まで約3週間です。テレビでも新聞でも積極的に周知しています。ぜひ坂城町でも諦めず、受診率向上のために保護者を含め、再度徹底した周知をしていただければと思います。

今、私が一番注目しているのが熊本県荒尾市が導入を決めたNECグループのフォーネスライフが提供する疾病リスク予測サービス、フォーネスビジュアスです。フォーネスビジュアスとは、健康だった人が月日を重ね病気になっていく過程を追跡した研究に基づき、自分の血中タンパク質の状態から将来病気になる確率を可視化する画期的なサービスです。簡単な問診と少量の採血で認知症発症リスク、心筋梗塞、脳卒中発症リスク、肺がん発症リスクや慢性腎不全発症リスクを予測できるほか、アルコールの影響、内臓脂肪や肝臓脂肪といった現在の体の状態も可視化し、その結果を基に保健師の資格を持つコンシェルジュが健康のアドバイスをするという仕組みになっています。

フォーネスビジュアスでは、生活習慣の取組が継続しない方や、そもそも健康指導を受けな

い方あるいは保健師がお声がけをしてもなかなか治療につながらない方々もターゲットになり得ます。フォーネスビジュアスを受けると病気の発症リスクは何%とはっきり数値で出ますので、それをきっかけに受診につながったり、生活習慣の改善に本気で取り組めるようになるためのツールとして期待が大きいです。

今後、当町でもさらに医療費の適正化には取り組んでいかねばなりません。定期的な健診受診、生活習慣病予防、運動習慣などが非常に重要となりますので、ぜひ複合施設建設にあたって、予防医学の点に十分考慮し、w e l l b e i n g な施設になることを願っています。以上で、私の一般質問は終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時46分～再開 午前 9時56分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖議員の質問を許します。

7番（中村君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. 防災対応について

去る8月25日には、例年、町内3小学校地域を持ち回りで開催されている坂城町の防災訓練が今年は村上地区を対象に実施されました。早朝より参加された村上地区の各自治会自主防災会の皆様、お疲れさまでした。また、準備に関わっていただいた町関係機関、消防関係者、各種団体の皆様にも深く感謝を申し上げます。

実施要綱の目的には、次のようにありました。災害対策基本法及び坂城町地域防災計画に基づき、防災関係機関と地域住民、自主防災会が相互に連携し、各種の防災訓練を総合的に実施し、有事に際して即応できる体制を確立するとともに、広く防災意識の普及と高揚を図ることを目的とすると。

今年元日に発生しました能登半島地震の大災害は、現在もまだまだ復旧・復興が程遠い状況であります。一日も早く日常生活が取り戻せることを願っているところです。

また、8月8日には日向灘沖で発生しましたマグニチュード7.1、震度6弱の地震では、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が初めて発令されるなど、緊迫した事態ともなりました。

そのような事態を踏まえ、今回のテーマは大規模地震を想定した避難訓練となりました。前日の降雨によりグラウンドを使用していた訓練は中止を余儀なくされましたが、体育館では災害時に使用できる、1、間仕切りされた中に段ボールベッドの設置、二つとして、物資スペースには飲料水、非常食用のビスケット、三つ目に、プライバシーを確保した簡易トイレ、四つ目に組立て式のファミリールーム、五つ目に障がいのある方を移動させる手動運搬車などなどの

設置や展示がありました。

一方、屋外では今回初めての取組として、ペット同行避難に関する実際の運用に向けて、長野県動物愛護会長野支部の皆様がブースを設けての説明がされておりました。説明の中で、担当者から専用のケージだけでなく、段ボールの空き箱なども活用できるとの説明がありました。そのほか、長野県企業局、消防関係の皆様のご協力により、緊急時の飲料水の供給作業も行われ、地震対応、目印として、「安心の蛇口」表示の水道本管に接続されている地下式消火栓から、接続用の短管、ワンタッチ式蛇口付短管などを接続させての給水作業も行われました。これに使用した設備は、町内の中核避難所、役場、文化センター、町内3小学校などに配備され、緊急時に必要な場所に運搬・使用が可能との説明がありました。

さらに、8月27日から9月2日にかけての台風10号によりまして、本州を縦断しながら各地に大雨と暴風をもたらし、土砂災害や河川などの氾濫などが起こりました。最近の台風は、温暖化の影響もあり、海水温の上昇などで速度は遅くなりやすく降雨時の雨量も多く、災害の発生率、規模なども大きくなりやすいと言われております。被災された皆様には、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早く復旧・復興が進み、日常生活が戻られることを願っております。

今後も台風シーズンに入り、さらなる災害発生の危険が想定されます。幸いにも今回の台風による長野県、坂城町への大きな被害などの影響は免れました。しかし、近年も各地で記録的な高温が観測され、台風や豪雨などの自然災害が頻発。以前にも申し上げましたが、世界気象機関（WMO）が異常気象が新しい平常になっていると指摘しているように、私たちは、今未曾有の問題に直面しております。災害は明日突然起こるかもしれない、災害は決して他人事ではありません。災害を自分ごととして捉え、一人一人が災害から自分の身を守るように備えておくことが大切となります。

また、地震は過去同じ場所で繰り返し発生している。次の地震は明日かもしれません。皆さんはその準備ができているでしょうか。政府は、今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下地震が70％程度、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が70から80％の確率で発生すると推定しております。さきに策定された新たな国土強靱化基本計画を踏まえ、防災インフラの整備を戦略的に推進するとともに、地域防災力の強化に向けて、自治体の避難所運営への女性の参画や、防災教育などを進める必要があります。

地震被害では、家具類の転倒や落下による負傷者が多く、2007年7月に発生した新潟中越地震では40.7％、2003年7月に発生した宮城北部地震では49.4％がそれにあたります。オフィス家具といえども、転倒や落下の危険性があります。固定したり、配置変換したりすることでオフィスを安全空間にします。

また、いつ災害が起きても大丈夫なように、防災備蓄品や防災常備品をオフィスや家庭に備

えておきましょう。飲料水、非常食、簡易トイレ、毛布は最低限用意しておくほか、非常時持ち出し袋、ヘルメット、救急セット、懐中電灯、乾電池、ラジオ、発電機、マッチ、ろうそく、マスク、生理用品などを用意しておくで安心です。備蓄品などは定期的に消費期限が切れていないのかの確認や、備蓄品の見直しを行うようにすることがいいでしょう。平時のうちに備えておくことが大切だと思います。

他方、近年は温暖化等の影響で、海水温の上昇などに伴い熱中症のリスクが高まっております。その対応・対策が急がれております。最近聞かれる言葉で熱中症警戒アラートですが、熱中症の危険性が極めて高くなると予想されたときに、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を取ることを促すための情報とあります。

埼玉県白岡市は、本年度、冷房施設のある公民館や庁舎など7か所の公共施設をクーリングシェルター、指定暑熱避難施設と指定し、同シェルターは熱中症特別警戒アラートが発表になると開所、施設では冷房設備の下で休憩できるほか、保冷剤も受け取ることができる。担当者は、厳しい暑さのときは自宅などで涼むことも大事、もし外出しなければならないときには気軽に利用してほしいと呼びかけております。

さらに、千葉縣市原市では、コミュニティセンターや公民館をはじめ、商業施設、ドラッグストアなどが指定されており、開設状況はホームページで確認できる場所もあります。

よく言われる言葉ですが、防災では以下の3点が重要と言われております。自助、とにかく自分の命は自分で守る意識が重要です。自分では何ができるのか、自分で何をしておくべきかなど。共助、地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐこと。企業の従業員同士や地域の人たちと協力してできることは何だろうか。協働、町民、企業、自治体、防災機関などが協力して活動すること。

そこで、まずイとして、中核避難所における対応について、次の3点をお聞きします。

1、各中核避難所に準備・設置されている段ボールベッド、間仕切り用パーティションについて、現状の各施設での確保状況は。

二つめとして、上記配備品の使用法及び周知方法は。

三つ目に、熱中症対策としてどのような対応が取られるのか。

以上3点について答弁をお願いいたします。

ロ、新たな課題について

一つ、今回実施の防災訓練で新たな課題等があれば、その確認は。

以上1点について順次答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま中村議員さんから、1として防災対応についてのご質問をいただきました。イ、ロとご質問をいただきました。私からは、ロの新たな課題についてお答え申し上げまして、イの中核避難所における対応については、担当課長から答弁いたします。

さて、当町を含む千曲川流域に甚大な被害をもたらしました令和元年東日本台風では、当町においても災害対策本部を設置し、避難勧告の発令、避難所の開設を行った中で、村上小学校で発生した停電時の対応や、避難所への物資の運搬など、様々な課題が出てまいりました。

町では、そうした課題を精査し、以降の対応の指針としていくために、全課横断的に組織する災害検証委員会を開催し、課題の対応について検討してきたところであります。

その中では、同報系の防災行政無線の戸別受信機を全戸に配布していたことにより、全町に情報を迅速に伝達できたことが、大きな成果だったと捉えております。

また、町内27の自主防災会との連絡などについては、一定の対応ができたものと感じているところではありますが、避難情報の出し方などの課題もあったことから、翌年度より、毎年、全ての区長さんを対象に防災説明会を開催し、意見交換をしているところであります。

また、避難所における停電の対応といたしまして、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と、停電時の電力供給を併せて実現するため、地域の中核避難所となる町内3小学校の体育館に蓄電設備や再生可能エネルギー設備の導入を順次進め、令和2年度には村上小学校に、令和3年度には坂城小学校に、令和5年度には南条小学校に、また、今年度は文化センターに設置が完了し、有事の際に万一停電が発生しても、各地区の中核避難所において、電源が使用可能となる体制を整備したところであります。

また、大雨や強風の中での各避難所への備蓄物資の輸送運搬への備えとして、各小学校等に災害用簡易備蓄庫を新設し、迅速な避難所の開設及び運営を可能としたところであります。

また、耐震性のある水道管により、地震災害時でも断水のおそれが少ない「安心の蛇口」を、平成29年度は文化センターに、令和2年度は坂城小学校、3年度は南条小学校、5年度は村上小学校に整備したところであり、先般実施をいたしました町総合防災訓練では、参加した住民の皆様で組立てや、利用の体験をいただいたところであります。

さて、今回実施の防災訓練で新たな課題等があれば、その確認はとのご質問ではありますが、今年度実施しました総合防災訓練では、これまでの台風による大雨・浸水災害を想定した総合防災訓練が町内全域で実施されたことから、新たに地震災害を想定した防災訓練とし、8月25日に実施してきたところであり、今回の総合防災訓練についての課題などの検証は、現在進めているところであります。

その一部を申し上げますと、今回、グラウンドコンディションの不良により、消防団や消防署による一部訓練は中止といたしましたが、住民の皆様に参加していただく訓練は、体育館内や舗装された場所での実施としていたため行うことができたことは評価できるものと考えております。

また、地震災害においては、台風災害のように、事前に被害を予測することが難しく、緊急地震速報などの発生予測から発生までの時間が短く、迅速な対応が求められているところであ

り、災害対策本部の設置や情報の収集、伝達などについては、今後も訓練を継続してまいりたいと考えているところであります。

また、避難所設営訓練では、多くの方々に段ボールパーティションや段ボールベッドなどの設営を体験していただきましたが、有事の際に、迅速に避難所の設置を行うため、より多くの方々に体験していただけるよう、今後も継続して避難所設営訓練を実施してまいりたいと考えております。

また、今回初めて実施しましたペット同行避難訓練では、長野県動物愛護会の皆様にご協力いただき、飼い主として準備しておくことや、被災したときの過ごし方・注意点など、ペットの同行避難に役立つ情報をお伝えいただきましたが、愛護会の皆様も初めての訓練参加ということで、課題がなかったか整理し、今後の訓練内容について助言していただくこととしております。

災害は様々な形で発生するため、的確に、また、臨機応変に対応できるよう、ふだんからの心構えと、有事の際の行動について、訓練などを通じて啓発し、皆様とともに安心安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1. 防災対応について、イの中核避難所における対応についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、各中核避難所に備蓄している段ボールベッドの確保状況につきましては、坂城、南条、村上の3小学校及び坂城中学校にそれぞれ25個ずつ配備されております。

段ボールベッドは、有事の際の使用についても、工具や専門知識が不要で、誰でも簡単に組み立てることができ、移動の際にも軽量で持ち運びしやすく、使用しないときにはコンパクトに収納できるという利点があります。

次に、間仕切り用パーティションの確保状況といたしまして、軽量で保管も容易な段ボール製のものは、各小学校に1.5メートル掛ける2メートルサイズのものが75枚ずつ、1.5メートル掛ける1メートルサイズのものが25枚ずつ用意されております。また、ナイロン製のファミリータイプのパーティションは、各小中学校に10個ずつ配備されております。

パーティションは、避難所での共同生活において、避難者のプライバシーを守り、ストレスを緩和することが期待されております。

また、これら非常用資機材の使用法や周知については、毎年実施しております町総合防災訓練の場で実際に展示を行うほか、参加者の皆様に実際に組み立てていただき、使用法を学んでいただきながら、周知を図っているところであります。

そのほか、町が備蓄する非常用資機材を、実際に手に触れて学んでいただける出前講座を設けるなど、段ボールベッドやパーティションをはじめとする非常用資機材の周知に努めております。

次に、熱中症対策としてどのような対応が考えられるかとのご質問でございますが、各小中学校体育館には大型扇風機が配備されており、初夏から秋口にかけての体育館を使用した学校の授業や活動においては、大型扇風機の使用と、窓を開けることで自然の風を取り入れ、熱が籠もらないように工夫するなど、熱中症対策が講じられています。

災害時におきましても、窓を開けて風通しをよくしたり、直接日光が当たらないようカーテン等を利用することで、室内の温度上昇を防ぐなどの対策が考えられます。

また、熱中症予防には、喉の渇きを感じる前に少量ずつ小まめに回数を分けて水分を取ることが効果的とされているため、避難所でも適切なタイミングで水分補給を促すことが大事だと考えております。

さらに、体温調節機能が弱い子どもや高齢者につきましては、定期的に体調の確認を実施し、避難者一人一人に体温調節しやすい衣服の調整を促す声かけや、ぬれタオルなどを利用したの保冷等の工夫も考えられるところであります。

いずれにいたしましても、災害はいつ発生するかわかりませんので、避難所での熱中症対策だけでなく、エコノミークラス症候群や、冬季の冷え込みへの対策など、その時々状況に応じた対応を図り、避難者の安全と健康を守ってまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、町長、担当課長より答弁をいただきました。今後、町内各所で行われる防災訓練では、訓練実施時に行われた後の課題などを整理、精査し、豪雨・地震災害等の対応並びに地球温暖化の影響による熱中症対策に生かされることをお願い申し上げます。

次に、二つ目の質問に移ります。2. 空き家対策について。

令和5年住宅土地統計調査の結果が発表されました。その結果、空家数及び空家率の推移は、全国で1978年から2023年を見ると、調査年の1978年では、空家数98万戸、空家率7.6%が、昨年の2023年では、空家数385万戸、空家率13.8%と、空家数では約4倍、空家率では約2倍になっております。

ちなみに、長野県の場合を見ると、空家率では2023年20%と、全国平均を上回っております。これは一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会の資料によります。

そのような中で、空家対策についての取組を行っている一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会があり、この協議会の目的は、社会問題となっている空家課題を解決し、地域を元気にするとあります。その取組は、地域の空き家バンクと連携し、管制課に係る事業、地域住民と空家活用の合意形成に係る事業、空家の発生抑制への取組に係る事業、空家・特定空家の解体促進の取組に係る事業、空家のDIYによる流動化の促進に係る事業、住教育推進事業など。ここで空家対策について何点か挙げて説明させていただきます。

一つ目に、空き家バンクの活用では、空家情報を集約し、町外の移住希望者に提供する。

2、リノベーション補助金の提供では、空家をリノベーションする際の費用に対して補助金

を提供することで、空家の再利用を促進する。これにより、若い世代や移住希望者が空家を購入、改修するハードルを下げる事が可能となります。

3、定期的な空家調査と所有者への働きかけでは、町が定期的に空家の調査を行い、所有者に対して適切な管理や活用方法を提案する。必要に応じて税の優遇措置や懲罰規程を活用し、所有者の関心を引き出すことが重要であります。

4として、地域コミュニティとの連携では、地域のコミュニティと協力して、空家の活用方法を模索する。例えば、地域活動の拠点としての利用や、農家民宿などの観光資源としての活用が考えられます。

5として、観光資源や文化の拠点としての活用では、歴史的価値や景観がある空家を観光資源や文化活動の拠点として整備し、地域の魅力を高めると同時に、空家の有効利用を促進する。

6として、地方創生プロジェクトとの連携では、国や県が推進する地方創生プロジェクトと連携し、空家を活用した新しい事業や住民サービスの展開を図る。例えば、移住定住促進プログラムと連動させることなどが考えられます。

そこで、2として空き家対策について、2点お聞きします。

1、町の8月10日に実施された空き家対策セミナーを含め、これまでどのような研修内容でいつから開催されたのか。また、参加者からの意見は。

二つ目として、今後どのような取組を行っていくのか。

以上2点について答弁をお願いいたします。

住民環境課長（山下君） 2の空き家対策についてのご質問に順次お答えいたします。

人口減少や高齢化、核家族化の進行に伴う家族形態変化など、社会や生活の在り方が大きく変わる中で、居住者や管理者のいない空家が日本全国で増え、使用目的のない空家は、この20年で2倍近くに増えており、今後も増加していくと考えられています。

こうした状況に鑑み、国では、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるものとするとして、所有者自らが適切に管理することを目的に、空き家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月に制定し、空き家等に関する施策の基本方針を定めました。

これを受け、町におきましても、平成28年10月に坂城町空き家等対策協議会を設置し、平成29年3月に坂城町空き家等対策計画を策定いたしました。

また、町では、空き家等への対策を進めるため、坂城町特定空き家等判断基準マニュアルを作成し、空き家等実態調査を実施しており、令和5年度では、空き家と判定した295件のうち、適切な管理がされている空き家等と判定されたのは190件、適切な管理がされていない空き家等と判定されたのは105件でありました。

そうした中、町では、空き家等対策事業の一つとして、令和4年度から長野県空き家等対策支援

専門家派遣事業を活用し、空き家対策住民啓発講座・相談会を開催しており、空家の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や活用意識の高揚により、適正な管理が促進されることを図っております。

具体的には、令和4年度は司法書士を講師に「人ごとではない？知ってほしい空き家対策」を、また司法書士と宅地建物取引士を講師に「空き家を「負」の動産にしないために知ってほしいこと」をテーマにした啓発講座を2回開催したほか、「空き家の活用について」、「空き家処分を検討！解体費？売った場合の土地代は？」、「相続登記が済んでいない空き家について」の三つをテーマとして、個別の相談会を開催しております。

参加者や相談者からは、解体費用が捻出できないため、老朽化した空家が残った状態で売却できないか、具体的な解体費用が知りたいなどの相談がありました。

また、令和5年度には、司法書士を講師に「空き家の予防と活用」を、宅地建物取引士を講師に「空き家対策のポイント」をテーマにした啓発講座を2回実施したほか、空家の賃貸、売買、リフォーム等についての個別相談会を1回開催し、相談者からは、今までは空家活用等に関する情報を知りたいが、なかなか得られない状況であったので、よかったとのご意見もいただいております。

今年度は、台風の影響により1回中止となってしまいましたが、8月10日には、司法書士を講師に「空き家の予防と活用」と題した2部構成の啓発講座を開催したところであります。

前半では、空家を取り巻く防災上、防犯上などの問題点、空家のリスクをはじめ、長野県の空家の状況について、また、空地、空家を利用した各地の取組の事例などにつきましてお話しいただきました。

後半では、令和6年4月から相続登記が義務化されたことから、改正された不動産登記法の内容について、相続人に関するお話や、相続の放棄、登記の手続、登記の費用などの相続登記の基本的な部分から、実際に相続の手続が進まない具体例などの説明を受けました。

また、建設課からは、賃貸や売却を希望する空家所有者に対しまして、町のホームページを活用し、空家の利用を希望する方への情報提供を行う空き家バンク制度や、空き家バンクの登録物件を対象に住宅内にある家財道具等の片づけや、住宅の改修工事に対して補助を行う空き家バンク利用促進補助金制度についての説明を行いました。

相続により空家を管理することになり、初めて参加される方をはじめ、以前にも講座に参加いただいた方もいらっしゃいましたが、参加された皆様は熱心にお話を聞いておられ、講義後のアンケートからは、今後、空家の解体費用、空き家バンク制度の利用、空家の売却手続などの情報を収集していきたいとの意向が伺えました。

今後も、より多くの方に空家対策を知っていただく機会を確保するため、引き続き相談窓口の周知や講座などを開催し、空家の予防と適切な空家管理の促進、老朽化して危険となった空

家の解消を促していきたいと考えております。

次に、今後の空家対策の取組についてでございますが、引き続き、長野県空家対策支援専門
家派遣事業を活用し、「空き家対策住民啓発講座・相談会」を開催するほか、空家の利活用の
促進としまして、固定資産税納税通知書にチラシを同封し、空家等の適切な管理と空き家バン
ク制度の周知及び利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度は、9月26日に、宅地建物取引士が講師として「空き家の活用」をテーマに、
空家の賃貸、売却、リフォーム等について、10月23日に、建物の解体事業者を講師として、
「空き家の処分」をテーマに、解体費について個別の相談会を設ける予定としております。

空家については、短時間で解消するものではありませんので、今後も定期的に調査を実施し、
早期に空家の状態を把握するとともに、適切な空家管理をしていただくよう、随時、所有者や
管理者とも調整してまいりたいと考えております。

また、空家の解消といった点においては、空家の利活用も有効な手段の一つと考える中では、
空き家バンクを通じた町内外への情報発信を引き続き行っていくなど、今後も継続して空家が
適切に管理されるよう、啓発に努めてまいります。

7番（中村君） ただいまは、担当課長より答弁をいただきました。この問題は、先延ばしする
ほど複雑化して解決が困難になります。そこで、この空家対策については、引き続き様々な機
会を捉えて継続して研究・検討を重ね、多くの方々に関心を持って対処していくことが重要で
あると考えます。引き続きよろしくお願いいたします。

最後になりますが、これからは要望を3点お願いしたいと思います。まず1点目ですが、公
共施設などで窓口対応の際、高齢者や耳に障がいのある方などが対話などをスムーズに進める
ための軟骨伝導イヤホン導入です。これは、耳の軟骨を振動させて音で伝える経路、軟骨伝導
を発見した奈良県立医科大学の細井裕司学長とともに、騒音性難聴に悩む当事者から意見をお
聞きし発案されました。

騒音性難聴は、工場や工事現場などで大きな音を長時間聞き続けることで起こります。予防
策として、耳栓の装着が推奨されておりますが、周囲の音が聞こえづらく、安全確保が難しく
なる。そのため、耳栓をした上で周囲の音を集める仕組みが必要であり、軟骨伝導が有効にな
ると述べ、軟骨伝導を使った、耳内部の細胞をなるべく傷つけない手法を提案した。

県外での事例ですが、これを使われた利用者からは、音がはっきり聞こえ、役所担当者も大
きな声を出さずに済むため、個人情報や相談内容を周囲に聞かれる心配がないとの声もありま
した。

また、県内の他の公共施設の一例を挙げますと、中野市役所の市民課、福祉課、高齢者支援
課、健康づくり課の窓口に使やすいスタンド型が設置されて、利用者からは大変喜ばれてい
るようです。以上のことから、これを活用して耳の遠いお客様との対話をサポートすることは

有効なことと思います。

2 点目として、近年、公園内の遊具等でのけがや事故の事例が多く発生しており、その維持管理や点検がますます重要となっております。そのような中、最近、障がいの有無や年齢に関係なく、みんなが一緒に遊べるインクルーシブ遊具の導入が注目されております。以前あった遊具が老朽化した際、更新されたケースもあります。

一例を紹介しますと、2 人が同時に利用できる幅 2 メートルの滑り台や、デッキ上の階段など、いくつかのパーツを組み合わせた複合型遊具、幅の広い滑り台や階段、通路は、動作がゆっくりな子どもでも安心して楽しむことができます。

さらに、遊具の周囲にはクッション性のあるゴム舗装を敷くなど、この公園を訪れたあるお母さんから、近所に自由に遊べる公園がなかったが、ここでは安全で安心して遊べることができると感想が寄せられております。

そして、3 点目ですが、坂城町には他の市町村にあるような道の駅がありません。国土交通省は、全国の道の駅のうち、災害時に救援活動の拠点や一時避難所となる防災道の駅を今年度中にも追加で選定する。物資輸送などの中継基地として、高速道路のインターチェンジへの近さなどを重視。現在 39 か所から、将来的には計 100 か所程度に増やしたいとの意向であります。

坂城町の国道沿いにある農作物販売所「あいさい」は、施設のにも用地的にも制限もあり、小規模で面積も狭いため、広域避難所として使用することは困難な状況です。本来であれば、広域道路、できれば国道沿いに。また、広く用地確保ができれば、広域的避難所として農産物販売も兼ねた施設の建設が望まれております。しかし、現時点では難しいところと考えます。

そこで、現在計画進行中の複合施設の中に、広域避難所とともに坂城町の農産物の PR 及び販売所を兼ねた大きな施設計画ができないか、ぜひ検討に加えていただけないかと思います。

以上 3 点について、町長から現時点での今後の検討なども含め、見解をお聞きしたいと思います。

議長（滝沢君） 中村議員、それは通告外ですので、お答えできません。

7 番（中村君） では要望ということで。

それでは最後ですけど、8 月 15 日に町文化センターで行われた二十歳のつどいに参加させていただきました。その中で、これからを生き抜く青年の若さあふれるパワーに触れ、若者たちが活躍できる世の中に、また将来、坂城町に戻って働きたい、生活したいと思えるような坂城町にしていかなければならないと強く感じました。以上で私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで 10 分間休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 36 分～再開 午前 10 時 46 分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、13番 朝倉国勝議員の質問を許します。

13番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。台風10号の迷走台風は、今までに経験のないような形で日本を横断し、各地に多くの被害の発生をさせました。台風は発生時より本州横断の進路予想がありましたが、幸いにして進路が変化し、当長野県には被害もなく、実りの秋を迎えそうです。しかしながら、他の地域におきましては大きな被害に遭われた皆様が大変いらっしゃいます。この場をお借りしてお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、今年の夏もばちぼち暦の上では終わりに近づいておるところでございますが、現状はどうでしょうか。近年にない酷暑がまだ続きそうな状態であります。秋がなくて冬に突入するような状況でございます。このような現状でございますので、健康には十分な留意が肝要と思うところであります。

このように季節の変化あるいは生活環境の変化は、温暖化がいろいろなところで従来の生活環境を変えようとしているような思いを感じておりますが、私どもの体が順応することは誠に厳しい現実であるということをつくづく感じているものでございます。

さて、今9月議会におきましては、地元支援者からの現状の生活の中で強く早急に改善を望んでいる事項として、対処してほしい2点を基に議論をしたいと考えております。

まず、第1の質問でございますが、有害鳥獣対策についてであります。今年は、温暖化の影響もあるやに思いますが、各地で近年に経験のない早い時期から有害鳥獣が住居地域に出没し、人的被害や農作物の被害が拡大をしております。このような状況下ですので、特に農業に従事される皆さんにおかれましては、有害鳥獣に対する防御に大変な時間と努力を費やしておりますが、それでも被害は拡大し、現状は大変憂慮する状況と判断しているところでございます。

今の実態は、有害鳥獣の個体が従来と比較して格段と増加の一途をたどり、有害鳥獣の駆除に大変努力をされております関係者に感謝を申し上げるところであります。有害鳥獣の増加に歯止めのかからない状況になっている状況ではないでしょうか。

現状の状況について、若干説明を申し上げますと、私の住まいする村上地区についての状況でございます。有害鳥獣の防護柵につきましては、上山田の境界から上田市の境界まで敷設が完了しておりますが、上平と上山田の境界では、鹿の出没が頻繁にございまして、真夜中においては、10頭から多いときには二、三十頭ほどのものが群れをなして出没をしている状況とされておりまして。

また、喫緊の例でございますが、2週間ほど前、私が自宅の畑で仕事をしておりましてところ、室賀方面から多分迷い込んだ鹿だと思っておりますが、6頭が突然風のごとく現れまして、私の目の前を通り抜けて、上山田のほうに走り去っていきました。

このようなことは過去の経験にないことでございます。ましてや、防護柵のある村上地区に

において、直近の話でこのような状況が発生しておりますので、防御策の施設をしていない地域では、大変な状況であるという現実を理解するところでありますし、また、喫緊の課題と考える問題はないかと思います。

今後の対策につきましては、今までの状況と実態が基本的に変化していることを理解して、私は対策をしていかなければいけないということを基本的に考え方で持つ必要があるというふうに考えます。

このような状況を踏まえまして、町内に於ける被害状況について伺います。

1 として、過去5年間における被害状況について伺いたいと思います。人的被害の状況、農業・林業の被害状況、その他被害状況は。

2 として、種類別捕獲状況について、熊、イノシシ、鹿、ハクビシン等。

3、捕獲体制は。狩猟従事者数と活動可能者数の推移は。

4、防護柵の設置状況は。

5、現時点における問題点は。特に今年は近年になく早い時期から住居地域に出没数が増えています。過去5年間と比較して何が異なっておるのか。

以上の項目について、答弁を伺いたいと思います。

二つとして、今後の対策について申し上げます。

第1の質問でも触れましたが、町内においても有害鳥獣は確実に増加の一途をたどっております。このような状況は、過去に経験のしたことのない個体数の増加は否めない事実であります。

この状況に対して私どもが早急に取り組むことは、以前の考え方や取組について、新しい次元で個体数の大幅削減をしていかないと、手のつけられないような状況になるという覚悟をした上で対策が私は必要になってくると思います。そこで、有害鳥獣の個体数の大幅削減と対策について伺います。

1 として、駆除体制の新たな構築はということで、狩猟従事者の育成強化と資金援助、広域組織に専従駆除班を設け、積極的に個体削減対策の検討はできないか。

2 として、防護柵の設置促進と住居地域への侵入、進出の防止対策は。解放場所（道路、河川等）での侵入防止対策としての方策の検討と早期の実施。

3、狩猟従事者への報酬アップ対策として、捕獲動物のジビエ化を図り販売できる設備の設置検討及び職業としてなりわいとして成立できる体制の整備の考え方は。

4、里山の整備促進と人の住むところと有害鳥獣のすみ分けについて。

以上の項目について答弁を伺いたいと思います。

商工農林課長（北村君） 有害鳥獣対策についてのご質問に順次お答えいたします。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシやニホンジカ、熊などの目撃情報や農作物の被害報

告が町にも頻繁に寄せられており、人里離れた農地だけではなく、住宅地付近での情報も多いことから、町と猟友会、地元区と協力して追い払いやパトロールを行うとともに、おりやわなの設置による捕獲にも努めております。

初めに、イ．町内に於ける被害状況についてのご質問のうち、人的被害の状況につきまして、過去５年間に於いてお聞きしていない状況であります。

また、農業被害の状況につきましては、直近５年間の農作物被害額を申し上げますと、令和元年度は６６０万３千円、２年度は５３０万６千円、３年度は３９６万４千円、４年度は５４０万９千円、５年度では５４８万５千円となっております。

次に、林業被害の状況につきましては、ニホンジカによる植樹した苗の食害によるもので、令和元年度は９万１千円、２年度は被害の報告はありませんでしたが、３年度は７万５千円、４年度は９万５千円、５年度は１万８千円でありました。

また、農林業以外のその他の被害についての報告はございませんでした。

次に、過去５年間の有害鳥獣の種類別捕獲頭数を申し上げますと、令和元年度ではニホンジカ８０頭、イノシシ４０頭、熊２頭、ハクビシン２頭、アナグマ１頭、カラス１羽の計１２６頭捕獲いたしました。

２年度では、同様にニホンジカ１００頭、イノシシ１６頭、熊３頭、アナグマ１頭、タヌキ１頭の合計１２１頭、３年度では、ニホンジカ８４頭、イノシシ２０頭、タヌキ２頭、熊１頭、ハクビシン１頭の計１０８頭、４年度では、ニホンジカ６７頭、イノシシ１６頭、タヌキ１１頭、キツネ６頭、ハクビシン４頭の計１０４頭、５年度では、ニホンジカ８４頭、イノシシ５４頭、タヌキ１０頭、キツネ８頭、熊３頭、ハクビシン３頭、アナグマ１頭の計１６３頭を捕獲しております。

捕獲の状況を見ますと、例年、ニホンジカが一番多く捕獲されており、イノシシにつきましては一時豚熱の流行により減少いたしましたが、昨年度から再び増加している傾向にあります。

なお、今年度８月末現在での捕獲頭数を申し上げますと、イノシシ２９頭、ニホンジカ１０頭、熊５頭、ハクビシン５頭、アナグマ４頭、キツネ１頭の計５４頭捕獲されている状況であります。

次に、捕獲体制はとして、狩猟従事者数と活動可能者数についてのご質問であります、猟銃の所持許可につきましては警察の管轄となり、町猟友会会員以外の猟銃所持者数は把握しておりませんので、狩猟従事者数につきましては、町猟友会における猟銃及びわなによる狩猟免許所持者数の合計人数でお答えさせていただきますと、令和元年度につきましては２４名、２年度は２２名、３年度は２０名、４年度は２０名、５年度は２０名となっております。

続いて、活動可能者数につきましては、猟友会において、会員の中から推薦され、町長が任命した有害鳥獣被害対策実施隊として活動されている方の人数で申し上げますと、元年度は

14名、2年度は13名、3年度は14名、4年度が13名、5年度は15名となっております。

この実施隊は、平成27年度に施行された改正鳥獣保護法により、有害鳥獣駆除及び鳥獣被害防止対策を適切に実施するため組織され、住民の皆様からの被害情報や目撃情報を基に、町職員と協力して、銃による駆除や、おりやわなを設置して捕獲を行っており、年間を通じて活動していただいております。

また、集落捕獲隊として、有害獣被害のある地元区と協力した取組も行っており、町猟友会がおりやわなを設置し、地域住民がパトロールを行い、有害獣がわななどにかかった場合には、町に通報していただき、町猟友会と町職員が協力して捕獲を行っているところであります。

次に、侵入防止柵の設置状況につきましては、野生動物の生息域と人の生活圏を広域的に隔てることにより、有害獣の侵入を防ぎ、農業生産の安定や住民生活を守ることを目的とし、平成25年度に上平区で設置が開始され、小網区、網掛区へと続き、昨年度、村上地区全体で約10キロにわたる設置が全て完了いたしました。

また、南条地区におきましても、入横尾区で令和3年度から3年かけて設置が進められ、昨年度1,750メートルにわたり整備されました。

今年度からは、引き続き金井区において、設置に向けて現在準備を進めているところであります。

侵入防止柵が設置された地区では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、地域の皆様からは効果があったとの声をお聞きしていることから、今後、関係自治区にご理解、ご協力をいただく中で、町内全域への侵入防止柵の設置を目指してまいりたいと考えております。

次に、現時点における問題点として、今年は例年に比べ早い時期から住居地域に有害獣の出没数が増えている。過去5年間と比較し、何が異なるかのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、今年は例年より早い時期から、有害獣の出没情報が寄せられており、当町のみならず多地域でも同様の状況が見られます。その要因につきましては、今年の暖冬による影響が考えられるほか、近年、里山の手入れが行き届かなくなっていること、山あいの耕作放棄地の増加により、野生動物の生息域が広がってきていること、また、狩猟者の減少による捕獲頭数の減少などの要因が考えられます。

続きまして、口の今後の対策について、順次お答えします。

町では出没状況や周辺の環境に応じて、捕獲対策、防除対策、環境整備を組み合わせた総合的な有害鳥獣対策を講じてきております。

ご質問の駆除体制の新たな構築につきましては、捕獲対策の主体となる町猟友会の会員数が高齢化等で減少傾向にあることから、狩猟従事者の育成強化に向けた会員確保策として、広報活動を進めるとともに、資金援助として資格を取得する際の試験の受験手数料や講習会のテキ

スト代の補助制度についても広く周知するなど、一人でも多くの方に狩猟免許を取得していただき、有害鳥獣駆除の推進につなげてまいりたいと考えております。

また、狩猟従事者の確保につきましては、当町のみならず他市町村においても共通の課題でありますので、狩猟従事者の増加に向けた取組を県に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、新たな駆除体制をとということで、広域組織に専従班を設け、駆除を進めてはどうかというご提案にお答えいたします。

ご案内のとおり、鹿やイノシシなどは、市町村をまたいで移動するため、広域組織を設置し、専従で有害鳥獣対策に取り組むことも、増加する有害鳥獣への対策としては有効であると考えます。しかしながら、組織体制づくりや実際に駆除を行う職員の確保、運営費用の確保など、様々な課題が考えられることから、新たな組織を設けるのではなく、近隣地域の中で他の猟友会と連携して有害鳥獣の駆除を行う広域連携を行うことや民間委託についても、手法として考えられますので、今後、他市町村の取組について研究してまいりたいと考えております。

また、捕獲対策につきましては、今後、より効率的な捕獲を目指し、有害獣の動きを感知し、動画を撮影する機器の設置や、おりやわなに有害獣がかかった際に、スマートフォンなどに情報が届くシステムの導入など、ICTを活用した効率的な捕獲対策も実施していく予定であります。

次に、防護柵の設置促進と住居地域への侵入防止対策についてであります。こちらは対策の二つ目の柱と考えます防除対策において、地域住民の皆様にご協力をいただきながら、山沿いへの侵入防止柵の設置を推進しているほか、おのおのの農家が行う対策にも支援をしており、電気柵やワイヤーメッシュなどの防護柵など、有害鳥獣被害予防施設の設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減を図っているところであります。

侵入防止柵の設置につきましては、現在進めている南条地区での設置を推進していくほか、まだ未設置であります坂城地区でも整備の開始を目指し、現在、調整をしているところでありますが、町内全域での早期設置に向けて1年に複数の区での同時施工も視野に入れながら、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、侵入防止柵の設置にあたり、設置が困難な交通量の多い道路や河川などの開放場所につきましては、道路や河川沿いに山側に折り返しを設置することにより、有害獣を山へ誘導したり、有害獣が接近すると音や光を発生する機械により侵入を防ぐなどの対策を講じているところでありますが、それでも侵入してしまう有害獣がいる状況であります。

これらのほか、侵入防止用グレーチングなど効果があるとされているものもありますので、今後、県や専門業者にも相談し、効果的な対策について研究してまいりたいと考えております。

次に、狩猟従事者への報酬アップ策、捕獲動物をジビエとして販売できる設備の設置及び職業として対応できる体制整備の考えはのご質問にお答えいたします。

町として、ジビエ処理加工施設の施設整備は、有害獣の年間の捕獲量や人員体制の確保、施設運営に係る収支などを考慮すると大変難しいものと考えております。

長野市では、中条地区に平成31年に長野市ジビエ加工センターを設置し、市内で捕獲された鹿やイノシシの処理を行っておりますが、現在は豚熱の影響により、鹿のみの処理を行っているとのことで、今後、こうした施設に坂城町で捕獲した鹿やイノシシの処理を依頼することは可能なかどうか、また、ジビエとして活用する際の個体の処理方法や施設までの輸送方法などについても、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、里山の整備促進による有害鳥獣と人間とのすみ分けのご質問につきましては、防除対策の三つ目の柱、環境整備となりますが、捕獲対策、防除対策と併せて行う重要な対策と考えております。

耕作放棄地や荒れた山林などは鳥獣のすみかとなり、残渣や収穫されないで残っている果実などは、有害鳥獣を呼び寄せるきっかけとなります。

有害鳥獣対策被害実施隊では、有害鳥獣による被害状況を確認する中で周辺にこのような場所があった際には、土地の所有者に対策を講じるよう、指導をしております。

また、町では、里山は地域の生活環境や景観を保全する上で重要であると考えていることから、令和元年度から交付されている森林環境譲与税を活用して切捨て間伐や竹林整備などの環境整備を行っております。

ほかに、里山では松くい虫対策も行っており、松くい虫により被害が発生したアカマツを伐倒駆除するほか、枯損木となったアカマツを発電所に搬出してチップ燃料として再利用する事業も行っております。

有害鳥獣対策につきましては、近年の住宅地への出没情報が増加している状況を踏まえ、猟友会の広域連携による駆除や民間業者への委託など新たな取組への研究を進めながら、捕獲対策、防除対策、環境整備を組み合わせた総合的な対策を軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、対策は町のみで行うのではなく、町猟友会や地元自治会、農家の方々など、町民の皆さんにもご協力いただき、地域が一体となって進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

13番（朝倉君） ただいま担当課長より答弁をいただきました。町といたしましても、現状の状況を理解する中で、対策としてもですね、総合的な対策をしていただけるというふうな答弁をいただいて、大変力強いことを感じたわけでございますが、いずれにしても、私は今、町の有害鳥獣の現状からしますと、人的被害が発生するかしらないかぐらいのレベルじゃないかというふうに理解をしております。

そういう中で、町単独でやろうとしてもなかなかできないということも理解できますが、し

かし、それで放っておくと手のつけられないような状況も近々に来るということから考えますと、今言われました項目について、一つ一つ地道でございませけれども着実に実行をお願いすると同時に、新しい手法を導入してやっていただきたいと。

特に、今、猟銃を持って狩猟活動に従事している方からも、私は直接今回の質問の中でアドバイスをいただいておりますけれども、まず鉄砲を持つためにはですね、警察からこの人が持っていていかどうかという身分調査をされて、それでまたその方が一応合格になりますと、今度は周辺の地域の人に銃を持ったときに問題ないかというような調査があつて、初めて狩猟免許をあなたは取ってもいいんだという話になるんだそうです。ということで、私が若い頃に狩猟免許を取ったときのような、簡単に、私は銃を持って狩猟をやりたいからといってできる状況じゃないということを理解しなきゃ私どももいけないということです。

狩猟免許を取って、実際に今度は狩猟に移るということを考えましたときにですね、すぐできるわけではないんだそうです。やっぱり命中率を高めるということで、射撃訓練をやっぱり二、三年から4年くらいやって、ようやく5年ぐらいで狩猟に出て、安全な狩猟ができるということだそうですので、今のような状況で、すぐ即応的に猟銃者を増やすということとはできないということを私どもも理解して、この問題の対策をしていかなきゃいけないということを考えていかなきゃいけないということだそうです。

特に全然射撃も訓練もしないで世に出ると、その方の命に関わるような問題も発生するというふうなお話も聞きましたので、やっぱり有害鳥獣の駆除にあたる皆さんの環境ということも私どもは理解しながら、この対策活動を進めていかなければいけないということを肝に据えてやっていかなければいけないし、今それをまたやらないとどうにもならないということも、また理解していただきたいというふうに思うわけです。

特に私がお話ししたように、上平区なんかは他の地域より恵まれてまして、防護柵が敷設されているわけですが、それでもそのようなものが出てくるんです。ですから、ほかの地域では、リンゴ農家やブドウ農家の方は、自分で作った柵をですね、荒らされないように毎日点検して、そこへ獣が入って接触して、通電ができなくてまた入っちゃうというようなときには、そのようなことがですね、仕事をする前にひどいときは約半日ぐらいかかってやっているんだそうですね。そういう努力を農家の方はしています。

そういうことと同時に個体を削減していかないと、今度は人的に被害が出てくるような状況でございしますので、ぜひですね、私は今、課長が答弁された事項をどんどん早急に手を打っていただくということと同時に、今、私ども家庭菜園をしている方たちも、この間ちょっとねずみ大根の話を仲間としていましたら、ナスの葉っぱを食べるんじゃないんですね。実を食べるんだそうです。もうそういう成功体験を彼らがしてしまうと、山でない食料を焦って探して食べるというよりも、里へ出てきておいしいものを手軽に食べるということが、彼らもう覚え

ていると、もう1回出ちゃうと、鹿でも熊でもやっぱり里に出てくると。

山には入らないというような習性もあるようなことも聞きますので、やはりいろいろな対策を積み上げる中で、有害鳥獣対策についてはちょっと重点的にですね、お考えをいただいて、特に先ほど担当課長のほうからも話がありましたように、私ども坂城町だけではちょっと手が打てないという問題も多いと思います。そういう面では、ぜひ町長にも努力をしていただいて、広域の力を借りて、やっぱり対応していかなければいけないというような状況だと私は判断いたしますので、その辺もぜひお願いをしたいところでございます。

特に、狩猟従事者の確保に最大の援助を図っていただいたり、個体削減ができる体制の構築と広域体制ということと同時に、これだけ獣が多いですので、できれば私が提案したようにジビエ化を図って、狩猟従事者の報酬を上げていく、そういうようなことも一つの方策として、ぜひ早急に考えていただかなければいけないような状況じゃないかというふうに考えております。

その中で、なりわいとして狩猟従事者が広域的な組織の中で組織されて、活動ができるようなことをやっぱり考えていく必要があるかと思うんです。今一生懸命活動していただいている、有害鳥獣の対策に携わっている方たちも、仕事を持っておやりになっておりますので、いざ鎌倉というときに、すぐ駆けつけられるかという、体制としては、今はそんな体制がないような感じもしますので、そういうこともひとつ考えながら、一日も早く安心して暮らせる社会をつくっていただくように、ぜひお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

質問の2項目めでございますが、带状疱疹対策について、助成制度の実現をとということで質問をさせていただきます。

数年前から高齢者の間で带状疱疹の発生が多く聞かれるようなことを考えておまして、他市町村におきまして、そういうような実態に鑑みて、助成制度の実現をされているところがばちばちお聞きされているところでございます。

同僚議員も、年をまたぐ定例会の中で助成制度の実現に向けた質問をやっていただいたわけでございますが、前回の定例会の中での質問におきましては、調査・研究の段階であるという答弁で終わりました。

県下市町村におきまして、带状疱疹の厳しさを直視して、助成を行う市町村が増えていることは事実でございます。私ごとで恐縮でございますが、2年前におまえのような年で発症すると大変だから、生ワクチンでも打ったらどうかというふうな助言をいただきまして、生ワクチンを打ちました。しかしながら、残念でございますけれども、今年の3月、見事発症をしてしまいました。

ちまたで言われているようにですね、発症しますとしびれとか痛みがですね、半端なく発生いたしまして、私は腰から下の部分に発症したんですけれども、完治といたしますか、するまで

には4か月ぐらいを費やしました。まだ時によってはしびれや痛みが出る状況でございます。

特に専門家にお聞きしますと、ワクチンを打っても6%ぐらいは発症する可能性があるんだそうですけれども、発症の状況は、打たないよりは非常に楽に終わるという話を聞きました。このようなことを経験して、私の痛みからすると、これでも軽いのかというようなこととしますと、非常に嫌らしい病気だというふうに理解をしております。

そこでですね、私はこれから答弁をいただくわけでございますけれども、高齢者が老後の快適な生活をするために、町としてですね、助成ということは固定費の圧迫につながるわけでございますけれども、ワクチンを打ってですね、ならない人あるいは軽く収まるようなことが実現できるならば、ぜひこの助成制度を実現していただいて、後遺症もなんか残るような病気なんだそうでございますので、ぜひ。町長がお答えになっていただくということでございますので、期待して答弁をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから非常に切実なお話を伺いました。2番目の質問としまして、带状疱疹対策についてお答え申し上げます。

少し整理して申し上げますと、带状疱疹につきましては、水膨れを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、免疫が低下した際に発症すると言われております。50歳以降に多く発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われ、治療が遅れた場合など、重症化すると、治療後も長時間痛みが残る带状疱疹後神経痛になるという場合もございます。先ほどお話もありました。

带状疱疹の初期症状とされる神経痛のような痛みや焼けるような痛みのほか、かゆみ、しびれなど带状疱疹を疑う症状を感じた場合には、できるだけ早く医療機関を受診し、治療を開始することが重要である一方、带状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかり取る、適度な運動をする、ストレスを減らすといったことにより免疫力を低下させないことが重要とされております。

また、こうした日常生活での対策とともに、带状疱疹の発症予防や重症化予防対策の一つとなるのがワクチン接種であります。

一般的に、ワクチンを含む新薬などの承認については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品医療機器総合機構が有効性や安全性を審査した後、厚生労働省薬事分科会の答申を経た上で、厚生労働大臣が承認するとされております。

带状疱疹の重症化を予防するワクチンといたしましては、平成28年3月に生ワクチンの弱毒性水痘ワクチンビケンが、50歳以上の方の带状疱疹の予防に効果があるとして承認されました。

さらに、平成30年3月には、不活化ワクチンのシングリックスが带状疱疹ワクチンとして使用可能となっている状況であります。

带状疱疹のワクチンにつきましては、現時点で予防接種法上の定期接種ではないため、現在この２種類のワクチンについては、希望する個人が医療機関において任意接種として受けていただくことになります。

２種類のワクチンのそれぞれの違いについて申し上げますと、まず、弱毒性水痘ワクチンビケン（ビケン）は、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくした生ワクチンで、接種回数は１回、接種費用は８千円程度、発症予防効果は５０％程度で、効果は５年程度持続するとされており、主な副反応としましては、５％程度の方に注射部位の痛みや腫れ、発熱などが現れるとされております。また、妊娠中の方や免疫を抑える治療をされている方は接種を受けることができません。

また、シングリックスは、病原体となるウイルスや細菌の感染能力を失わせたものを原材料として作られる不活化ワクチンで、接種回数は２回、接種費用は１回につき２万円程度、発症予防効果は９０％以上で、効果は１０年程度持続するとされており、主な副反応としまして１０％以上の方に注射部位の痛みや腫れ、吐き気、筋肉痛、頭痛、発熱等が現れるとされております。

それぞれのワクチンの特徴としまして、弱毒性水痘ワクチンビケン（ビケン）は、接種費用は安価であり、副反応は少なめであるものの、発症予防効果が低く、効果持続期間が短いこと、また、シングリックスは、発症予防効果が高く、効果持続期間は長い、接種費用が高く、副反応は多めであるといった特徴が挙げられております。

ワクチンを接種しても带状疱疹が発症しないということではないため、少しでも带状疱疹を疑う症状が現れた場合には、速やかに医療機関を受診することで、重症化予防につながるものと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、現在、带状疱疹ワクチンは、予防接種法上の位置づけのない任意接種とされており、接種費用は全額自己負担となっておりますが、全国の自治体の取組として、公費助成制度が設けられているところも増えており、県内では令和６年度、７７市町村中１８の市町村で助成が実施されております。

带状疱疹ワクチンの助成制度の導入をとのご質問でございますが、带状疱疹ワクチンの接種につきましては、発症リスクを低減させることや、発症期間を短くし、重症化を予防する効果があることから、これから策定に着手してまいりまして、次年度以降の事業に係る実施計画をこれからつくってまいりますので、この実施計画の中で助成制度の検討を含めて進めていくということで、できるだけ早期に実現できるよう、これから取り組んでまいりたいと考えております。

既に何人かの議員さんから同じようなご質問をいただきましたので、そのように早期に実現できるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

13番（朝倉君） ただいま町長から大変ありがたい答弁をいただきまして、ありがとうございます。助成制度についてもですね、来年度、町として決断をいただいて、早期に対応できるということは、同僚議員が何回にもわたって事業化を提言いたしましたが、ようやく大願成就となりました。本当に心強い限りでございます。

発症すれば大変厳しい病気でございます。高齢者にとっては大変ありがたいことであります。決断に対して心から敬意を申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時31分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、12番 大日向進也議員の質問を許します。

12番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本年も無事坂城どんどんの開催がかない、終日晴天に恵まれ、コロナ禍前のようなにぎわいが戻りつつある状況となりました。昨年は、雨天のため踊り流しが中止となってしまいました。が、本年は終演まで開催することができました。しかし、年々参加者が減少しており、我が横町区でも、例年、壮、健、美と3連の参加をしておりましたが、とうとう合同、1連のみの参加となってしまいました。地区人口の減少も著しく、特に小中学生が参加する行事に至っては、開催すら難しい状況となっております。先日終了した夏休み期間にも、子どもたちの楽しげな声を耳にすることも減っており、この先このような細々とした行事等が淘汰されていく懸念を強く感じざるを得ません。

横町区に限らず、このような不安を抱えている地区もあるかと思います。若年層の減少は、将来的にその土地の弱体化につながることから、町の運営そのものに影響が出ます。そのような現状を踏まえ、各課におかれましては、より一層地域の声を聞き、見て感じる行動をお考えいただきたいと思います。

それでは、私の一般質問に入りたいと思います。

1. ごみの減量化に向けて

イ. 町のごみ排出量の推移は

葛尾焼却施設が閉炉となり、ちくま環境エネルギーセンターへ可燃物の処理が移行されてから現在まで、坂城町より排出されているごみの排出量はどのようになっているのでしょうか。

次に、長野県内市町村別の排出量の比較についてです。坂城町は県内で何番目の排出量になっているのでしょうか。ごみ減量化については、常々課題となるため、減量化の声は今までも行われてきております。しかし、人口減少が問題になっている中、ごみは減っていないのが現状かと思われます。今後の町の取組はどのようにお考えでしょうか。

ロといたしまして、指定ごみ袋斡旋についてです。

各地区ごとに取りまとめを行い、販売をした数量について、可燃ごみ用のごみ袋の過去3年の大・中サイズ別の販売数をお答えください。また、同じく可燃ごみ用のごみ袋の販売委託を行っている店舗数は、町内に何か所あり、店舗販売をした同じく大・中サイズ別販売数量を過去3年でお答えください。

次に、指定ごみ袋を導入するに至った経緯とごみ袋への記名を行うに至った経緯についてお聞きします。

ハといたしまして、プラスチックごみについてお聞きします。

処理施設へ搬入される坂城町のプラスチックごみの過去5年の年間総量について、どのような推移となっているのでしょうか。

次に、収集についてお聞きいたします。可燃ごみと違い、現在は週1回の収集日を設け、各地区当番を立てて収集を行っております。可燃ごみと同様の収集方法を取らず、指定ごみ袋が導入されていない理由はどのようなことかお聞かせください。また、プラスチックリサイクル法が改正されました。それに基づき、今後の収集方法の変更を行う考えはあるのでしょうか。

ニといたしまして、家庭用生ごみ処理機とコンポストについてお聞きをいたします。

家庭用生ごみ処理機とコンポストの購入補助件数は、過去5年でどのような推移となっておりますか。また、段ボールコンポストの家庭利用状況は。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、1番目の質問としまして、ごみの減量化に向けてというご質問をいただきました。私からは、ごみ減量化について今後の町の取組と製品プラスチックごみへの対応や、収集方法など、全般的な項目についてお答え申し上げまして、詳細は担当課長から答弁いたします。

さて、18世紀半ばから19世紀にかけての産業革命以降、世界では様々な産業が目覚ましい進歩を遂げ、私たちの暮らしは、日々、便利で豊かになってきた一方で、豊かな緑や水、資源など大切な自然環境を犠牲にしてきました。

こうした状況に鑑み、2015年の国連総会において全会一致で採択されたのが、「我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ」、いわゆるSDGsであり、経済と社会、環境のバランスを保ち、人類と地球の持続可能な未来に向けた共通の目標として、世界で取組が進められております。

その中で、ごみ処理につきましては、経済、社会、環境のいずれにも関わる重要なテーマだと考えております。

当町におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、坂城町一般廃棄物処理基本計画において、ごみ処理基本計画を策定

し、廃棄物処理における天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会の形成、温室効果ガスの排出を抑制した脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があるとしているところであります。その第1の取組として挙げられるのが、ごみの減量化であります。

町では、これまでも、ごみの減量を目指すリデュース、ごみにせず再利用するリユース、使い終わったものをもう一度資源に戻して製品を作るリサイクルの3R活動を推奨し、啓発してまいりました。

また、可燃ごみの中で多くの割合を占める生ごみを効果的に減らすために、生ごみ処理及び堆肥化の推進として、家庭で段ボール箱を使用し、生ごみを堆肥化する段ボールコンポストを推奨してきております。

町ごみ減量化推進員の皆さんと連携し、各地区に出向いて環境学習会を開催する中で、作り方を説明するほか、令和3年度には作り方の動画を作成し、町ホームページにも掲載してまいりました。

さらに、家庭で生ごみの処理を行い、ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機とコンポストの購入費用に対する助成も行っているところであります。

また、毎月第1と第3日曜日に実施しているサンデーリサイクルの取組においても、資源物収集回数を増やすことで、廃棄物の資源化を促進し、ごみの減量化を図っており、今後も、こうした取組を継続して行い、ごみの減量化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ハのプラスチックごみについてのご質問であります。現在、プラスチックごみの処理を行っている葛尾組合は、昭和41年に更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町の1市3町により設立され、地域の皆様の生活にとって不可欠であるごみの処理と葬祭施設の運営、霊園管理といった住民サービスを行ってまいりました。

しかしながら、ごみ焼却事業につきましては、昭和43年度から長きにわたって行ってまいりました葛尾組合焼却施設が、施設設備の老朽化により、令和3年10月に閉炉となり、翌令和4年6月からは長野広域連合が新たに建設したちくま環境エネルギーセンターにその役割が移管されたところでありますが、ごみの地域内処理の原則により、管内の不燃ごみ及び資源ごみ、プラスチック類につきましては、引き続き、葛尾組合において資源化処理を行っております。

このうちのプラスチック類のリサイクルにつきましては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆる新プラスチック法が令和4年4月に施行され、これまでプラスチック製容器包装とされていた回収項目に製品プラスチックが加わり、併せて収集することが求められております。

こうした状況に対応するため、閉炉した葛尾組合のごみ焼却施設を解体撤去し、新プラスチック法に規定される製品プラスチックの収集に対応したマテリアルリサイクル推進施設葛尾

組合リサイクルセンターを建設することとしており、これにより、分別によるごみの減量化に努めるとともに、資源循環社会の推進、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現など時代の要請に応え、地域の持続的発展に向けた取組を進めることとしております。

ご質問の、現在の収集方法の経緯と今後の収集方法といたしましては、家庭から排出されるごみの重量の2から3割、容積で約6割を占めるプラスチック製容器包装廃棄物は、平成9年4月から本格施行された容器包装リサイクル法により、可燃ごみとは別に収集してリサイクルすることが義務づけられ、現在の収集方法が始まりました。

今後の、新プラスチック法に対応した製品プラスチックの収集につきましては、葛尾組合の新リサイクルセンターの稼働に伴いスタートする計画としており、その収集方法につきましては、現在、千曲市、葛尾組合と定期的に担当者会議を開催し、可燃ごみと同様の袋回収への変更などを含め、検討を進めているところであります。

ごみ収集方法などの変更につきましては、早い段階から地区説明会等を開催し、住民の皆様のご理解をいただく中で、進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、町といたしましては、持続可能な開発目標であるSDGsの理念を踏まえ、適正な廃棄物処理体制の継続と、限りある資源を有効に繰り返し使う社会、循環型社会の形成によるごみ減量を目指し、ごみ減量化推進員の皆様をはじめ、住民、事業者、町等あらゆる主体が連携し、これまでの取組を強化し、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化と資源化を進めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1のごみの減量化に向けてのご質問に順次お答えいたします。

まず、イの町のごみ排出量の推移についてとして、葛尾組合焼却施設が閉炉となり、ちくま環境エネルギーセンターへ可燃物処理の移行がされてから、現在までセンターが回収した坂城町のごみの年間の総量はとのご質問でございますが、令和4年6月にちくま環境エネルギーセンターへ移行されてからの令和4年度の町の可燃ごみの排出量は、家庭系、事業系を合わせて2,697トン、5年度は3,107トン、6年度は7月までで1,033トンであります。

また、県内の市町村別の排出量の比較について、県内で何番目となるかのご質問でございますが、今年4月に県が公表した令和4年度の実績によると、町の可燃ごみ排出量は3,863トンで、県内77市町村のうち少ないほうから54番目でありました。

これは、令和3年度と同順位ではありますが、同年の排出量は4,688トンであり、排出量では前年度比マイナス17.6%となっております。

今後におきましても、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、様々な対策を周知・啓発し、引き続き町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、ごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの指定ごみ袋斡旋についてであります。町では各自治区におけるごみ袋のあつせ

んに対し、可燃袋の大サイズ、中サイズとも1枚4円を手数料として交付しております。

各自治区であっせん販売された過去3年の数量は、可燃ごみ袋の大サイズにつきましては、令和4年度が3万4,910枚、5年度が3万6,270枚、6年度が3万6,390枚であります。

また、可燃ごみ袋の中サイズは、令和4年度が5,200枚、5年度が6,060枚で、6年度が6,270枚であります。

次に、指定ごみ袋を販売している店舗数であります。委託販売は8事業所で、民間の小売店販売は18店舗でございます。

過去3年間の委託販売及び小売店店舗にて販売した数量でございますが、可燃ごみ袋の大サイズは、令和3年度が38万6,630枚、4年度が39万3,940枚、5年度が37万6,290枚でございます。

可燃ごみ袋の中サイズにつきましては、令和3年度が7万90枚、4年度が7万2,260枚、5年度が7万2,720枚でございます。

次に、指定ごみ袋を導入した経緯と記名を行う理由でございますが、町では、町民の皆様に指定のごみ袋での排出をお願いすることで、分別意識の向上やごみステーションの美観の向上、他市町村や事業系ごみの混入防止、収集作業の安全確保を図るため、指定ごみ袋制度を平成6年11月から導入しております。

また、この指定ごみ袋に氏名を記入して排出していただく理由といたしましては、分別されていないごみ袋があった場合や、収集日以外に出された場合などに、その人に伝えることができること、排出者自身が自分のごみに責任を持ってもらうことで、一層のごみの分別促進や減量化が期待されることなどが挙げられ、令和4年度の時点では、県内77ある自治体のうち71自治体のごみ袋に氏名の記載を求めている状況であります。

次に、ハのプラスチックごみについて、町の過去5年間のプラスチックごみの排出量でございますが、令和元年度が6.9トン、2年度が6.5トン、3年度が7.2トン、令和4年度が7.8トン、5年度が8.1トンでございます。

プラスチックごみの収集に指定ごみ袋を導入していない理由につきましては、容器包装リサイクル法が制定され、当町におきましては、平成15年からプラスチック製容器包装の分別収集を開始しておりますが、資源としてリサイクルするため、収集したプラスチック製容器包装の精度を上げる必要があります。また、一般家庭での分別が困難であったことから、各区に立会いをお願いして、収集時に大きな袋に押し開けることにより、立会いの方の目を通して、分別収集の精度を高めていただいているため、現在のような収集方法となっております。

今後の新プラスチック法に対応した製品プラスチックの回収につきましては、現在、可燃ごみとして回収しておりますポリバケツや洗面器などのいわゆる製品プラスチックと呼ばれる資

源をプラスチック製容器包装と一緒に回収し、資源としてリサイクルすることになりますが、町長の答弁にもありましたように、葛尾組合リサイクルセンターの稼働に伴いスタートする計画としております。

次に、二の家庭用生ごみ処理機とコンポストについてであります。町では、家庭からの生ごみの減量化、資源化のため、町民の皆様が生ごみ処理機及び堆肥化容器等を購入する費用に対して購入費用の2分の1以内で補助を行っており、平成29年度からは補助限度額を5万円に増額して普及に努めております。

補助金交付件数でございますが、令和元年度は、処理機5件、コンポスト8件で計13件、2年度は、処理機9件、コンポスト11件で計20件、3年度は、処理機12件、コンポスト6件で計18件、4年度は、処理機14件、コンポスト11件で計25件、5年度は、処理機10件、コンポスト6件で計16件でございます。

次に、家庭で段ボール箱を使用し、生ごみを堆肥化する段ボールコンポストの現状についてでございますが、町では、町ごみ減量化推進員の皆さんと連携しながら推奨してきており、これまでの活動としましては、平成27年に月見区を利用促進モデル地区として、希望者に一式を配布し、実践いただいております。

町といたしましては、引き続き、ごみ減量化推進員の皆さんの協力を得て、町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、ごみ減量化と資源化について、周知・徹底してまいりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま、町長、担当課長よりお答えいただきました。町内から出されるごみの排出量は、77市町村中、少ないほうから54位とのことでした。家庭用ごみの重量が重くなる理由としては、毎日の生ごみの排出比重が多いということになります。今、町でもコンポストや生ごみ処理機等の購入補助も行っておるとお答えをいただきました。

また、ごみ減量化推進員会の皆様の協力の下、様々な方面へごみ減量化の呼びかけ等を行っていただく等、対策は講じておりますが、なかなか減少させることは難しいと言わざるを得ない状況となっております。

そこでなんですが、ちょっと3点ほど再質問でお聞きしたいことがあります。

各家庭における生ごみの排出削減に向けての課題としまして、生ごみの排出重量を削減できれば、総体的なごみ排出量の削減につながるのではないかと考えております。

コンポスト、生ごみ処理機の家庭導入の申請数を確認させていただいたんですが、これは多くの家庭に導入しなければ、実際結果にはつながらないのではないかなということがわかります。補助を行った後の家庭採用の結果をどのように考えているのか。それと、実際に使用している人の声を興味がある人たちに知ってもらうことも大切ではないかと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、ごみ袋の材質について、導入当初のごみ袋のときから比べると、なんか薄くなったように感じるが、破損等そういったような苦情は出ていないのでしょうか。また、その材質、材質かどうかちょっとわからないですけど、変更することによってどのような変化があったのでしょうか。

それともう1点、プラスチックごみ収集方法について、変更の検討があるとお答えがあったのですが、収集後の処理については、どのような方法を検討しているのでしょうか。

以上3点、ちょっとお尋ねします。

住民環境課長（山下君） 再質問にお答えいたします。

生ごみ処理機やコンポストの補助を行った後の家庭採用の結果をどのように考えているかのご質問でございますが、水分を含んだ生ごみの排出量を削減することは、ごみの排出量の削減につながるものと考えております。今後は、生ごみ処理機やコンポスト補助事業の啓発に併せて、ご利用されているご家庭の感想などをお聞きした上で発信し、補助事業の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋の破損等の苦情と、変更したことによりどのような変化があるかのご質問でございますが、ごみ袋につきましては、毎年入札により製作者を決めておりますが、その際にごみ袋の仕様書を示しており、大きさ、耐荷重、材質については変わってございません。また、ポリ袋が薄く弱くなったといった苦情につきましても、現在お聞きしてはおりませんので、各家庭におきまして適切なごみの排出ができていますものと考えております。

次に、プラスチックごみの収集方法につきまして、変更の検討があるとのことですが、収集後の処理については、どのような方法が検討されているのかのご質問でございますが、先ほども申しましたように、葛尾組合リサイクルセンターにて資源化されたプラスチックにつきましては、リサイクル処理のできる民間に引き取っていただいております。この引取りにつきましては、資源化されたプラスチックの高純度が条件となりますので、引き続き葛尾組合、千曲市と連携して資源物の収集について、住民へ周知してまいりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま再質問に対してお答えいただきました。ごみの問題は、行政だけが抱えて解決できる問題ではありません。排出する各家庭の意識改革がどうしても必要であります。お互いになぜごみの排出削減が必要なのかの意識を共通にすることにより、将来的なごみの排出量の削減が実現するのではないかと思います。

以前にも一般質問でお話をさせていただきましたが、ごみ減量化推進委員会の方がおっしゃるとおり、一人一人がトマト一つ分のごみを毎日減らすことで大きな結果が生まれることとなります。今後も引き続き関係各機関と連携を取り、きれいで住みやすいまちづくりに努めていきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。公共施設管理予約についてお聞きをいたします。

イといたしまして、前回、6月の一般質問においてお伺いしましたが、本年10月より公共施設管理予約システムが利用可能とのお答えでした。10月の稼働実施が確定したのでしょうか。また、このシステムを使って行えることの内容はどのようなことでしょうか。

次に、今回のこの公共施設管理予約システムにて対象となる、町内の公共施設の件数はどのくらいになるのでしょうか。

以上質問いたします。

企画政策課長（竹内君） 2の公共施設管理予約についてのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、今年度導入する公共施設予約システムの内容と手続の流れ、また実施時期についてお答えをいたします。

国が進めるデジタル田園都市国家構想を推進するにあたり、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組に対して、導入費用の一部を支援するデジタル田園都市国家構想交付金が設けられ、当町においては、今年度、公共施設予約システム、書かない窓口、観光・文化デジタル化の三つの事業が採択され、現在各事業の構築に向けて準備を進めているところであります。

その一つとして、ご質問の公共施設予約システムの構築につきましては、入札により委託業者の選定を6月に行い、現在はシステムの設定作業のほか、各施設の予約を管理する担当職員に対しての操作研修など、鋭意準備を進めているところであります。

事業の実施時期としましては、10月の運用開始を予定しており、システムの内容としましては、町の施設の利用に際し、これまでは、各窓口にご直接お越しいただくか、電話にてお受けをしていた施設の予約が、システムの運用開始後は、ご自身のスマートフォンやパソコンから施設の空き状況を確認いただき、希望される日時を指定していただくことで受け付けることが可能となります。

また、町でも、紙の台帳により取りまとめている予約状況の管理を、システムの運用開始後は、システム上で予約データを集約することができることとなり、業務のデジタル化にも寄与するものと期待しているところであります。

なお、このシステムをご利用いただく際は、あらかじめ利用者登録をしていただく必要があり、システムを使った予約を希望する個人や団体が、利用規約にご承諾いただいた上で登録のお申込みをしていただくこととしております。

お申込み後は、町において内容を確認・承諾した後、システム上の利用者台帳に登録することで、予約システムをご利用いただくことが可能となるところでありますが、この申込みに関しましても、スマートフォンやパソコンの画面上から、必要事項を入力していただくことで手続していただくことが可能となっております。

また、施設利用の予約に際し、インターネット環境がない方やスマートフォンなどをお持ち

でない方に関しましては、各窓口において予約申請いただくことも可能としているところであり
ます。

システムに利用者登録されますと、システムへのログイン情報がご本人に送付され、システム
をご利用いただけることとなり、予約につきましては、予約可能期間内であれば、ご自宅な
どから好きな時間帯に予約していただくことが可能となるため、これまでお仕事などで開庁時
間にお越しいただくことが難しかった方など、施設利用にあたっての利便性向上にもつながる
ものと考えております。

操作していただくシステムの画面に関しましても、できるだけ見やすくわかりやすいもの
となるよう、極力シンプルな構成としており、デジタル機器が苦手な方にも操作しやすいもの
としているところであります。

また、これまで紙でやり取りをしておりました申請書や許可書などが、システム上にデータ
として保存されるなど、ペーパーレス化も図っていくところであり、業務の効率化も推進して
まいりたいと考えているところであります。

次に、このシステムにより予約できる対象の施設件数であります。町長が所管する施設と
いたしましては、隣保館や中心市街地コミュニティセンター、びんぐしの里公園、和平公園の
4施設15か所であり、また、教育委員会が所管するものとして、各小中学校のグラウンドや
体育館などのほか、文化センターや各運動場など10施設35か所であり、合計14施設
50か所となります。

このうち、小中学校の体育館など、特定の届出団体のみが予約することができる施設もござ
います。それ以外の施設に関しましては、予約システムの利用者登録をしていただいた上で、
システムを使ってご予約していただくことができることとしております。

以上、現在構築を進めております施設予約システムの概要を申し上げましたが、システムの
運用開始にあたりましては、ご利用方法など、町広報やホームページなどを通じて町民の皆さ
んにお知らせをしてまいりたいと考えており、町のDX施策の一つとして、利用を推進してま
いりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま担当課長よりお答えをいただきました。内容と詳細については理
解をいたしました。そこでなんですが、2点ほどちょっとお伺いしたいことがあります。

管理予約システムの次の段階について、ちょっとお聞きしたいんですが、現在、鍵について
は、所定の場所で受渡しが必要ですが、電子鍵の設置等で受渡しの必要をなくすことは検討さ
れているのでしょうか。

それと、利用料金の決済については、月ごとに利用回数分の支払いを所定の場所において現
金のみで行っていると思うんです。これに関して、昨今は電子決済が広く浸透してきておりま
すが、決済の方法の選択肢の拡充は検討されているのでしょうか。

2点ちょっとお聞きいたします。

企画政策課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

初めに、施設開閉のための鍵のデジタル化に関するご質問でありますけれども、現在、施設を利用する際には、窓口において鍵の受渡しをさせていただいているところでありますが、休日や夜間の利用の際など、ご不便をおかけしていることもあり、施設の利用にあたり、デジタル化によるさらなる利便性の向上といった観点では、今後導入に向けて検討してまいりたいと考えているところであります。

今回予約システムを導入する施設のうち、どの施設について鍵のデジタル化を導入するかは、現時点では具体的に申し上げることはできませんけれども、利用いただく皆さんが少しでも便利にお使いいただける形を検討してまいりたいと考えております。

次に、使用料等のキャッシュレス化のご質問でございますが、ふだんのお買物など、社会生活におけるキャッシュレス化が進んでいる中で、公共施設においてもキャッシュレス決済の導入を進めていかなければならないものと考えているところであります。

現在、町税の一部において共通納税によるキャッシュレス決済が行えるものもございますが、そのほかの使用料などは、基本的には現金や口座振替によりお支払いをいただいているところであります。

今後、町全体の会計方法について、D X推進の一つとしてキャッシュレス化の推進を検討していかなければならないものと考えているところでありますので、施設の使用料に関しましても、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

12番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。今後の管理予約システムが拡充していくことがわかりました。しかし、施設を利用する全ての方が新しい方法を問題なく活用できるかは限りません。利用者に合わせて柔軟に対応いただき、たくさんの方が町内施設をご活用いただけるようにしていただきたいと思います。

それでは、質問は終わりにになりますが、現在、私は千曲衛生施設組合の議員として関わっております。そんな中で、近年、下水道設備の整備が進むと、家庭から排出される不要物の流れが大きく変化していると思います。

しかし、ごみの収集については、従来の方法から変わることなく行われております。各家庭の生活スタイルの変化により、出されるごみの内容等にも違いが出てきているのではないかと思います。特に水分を多く含んだ生ごみについては、長期休暇等、収集日を設けられないタイミングでは非常に扱いが大変となります。

今回の一般質問を行うにあたり、いろいろな他市町村の取組を調べてみたところ、神奈川県葉山町でキエーロという、生ごみを堆肥に換えるコンポストを考案された方のお話を目にすることができました。従来のプラスチック製のコンポストは、匂いの問題や虫の発生に苦慮して

いたが、アプローチを変えたコンポストを開発することで今までの問題点を解決し、自然の力を借りた堆肥作りができることとなったとのこと。畑だけでなくベランダでも使えるということで、様々な環境に対応できるため、従来のプラスチック製コンポストと比べると導入検討しやすいのではないかと感じました。

町としてもSDGsを推進していくにあたり、今回のごみ減量化や生活環境へのDX導入が必要不可欠であるかと思います。人口約1万4千人の町ですが、どこよりも美しく、住みたいと思ってもらえるような町を目指し、これからも様々な問題について共に考えていきましょう。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時08分）

9月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	祢 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	宮 原 卓 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 認知症の早期発見と包括的支援についてほか | 塚 田 舞 議員 |
| (2) 新複合施設についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |
| (3) 公益通報者保護の取り組みはほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、3番 塚田 舞議員の質問を許します。

3番（塚田さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 認知症の早期発見と包括的支援について

日本において、高齢化の進行は社会全体に大きな影響を与えています。特に人口の高齢化に伴って認知症を患う方々の数が増加し続けていることは深刻な問題です。政府や自治体は、この問題に対応するため様々な政策を推進してきましたが、それでもなお認知症やその前段階である軽度認知障がい（MC I）の早期発見と対応が求められています。

厚生労働省が今年5月に発表した調査によれば、2022年時点で全国に433万人の認知症患者がいると推定されています。これは65歳以上の高齢者の約12%に相当します。この数は今後も増加が予想され、2030年には523万人、2040年には584万人に達し、65歳以上の約15%に及ぶ見込みです。

人口の高齢化とともに、認知症患者の増加は避けられない状況です。2015年公表の推計では、2025年には約700万人の認知症患者が予想されていましたが、最新の調査ではその予測が減少しました。その要因として、喫煙率の低下や高血圧など生活習慣病の改善が影響した可能性が指摘されています。

一方で、認知症の前段階である軽度認知障がい（MC I）についても懸念があります。軽度認知障がいとは、認知機能が低下し、物忘れが増えるものの日常生活にはまだ大きな支障がない状態を指します。しかし、この状態を放置するとやがて認知症に進行するリスクが高まりま

す。

同調査によると、今後、軽度認知障がい患者数は、2030年には593万人、2040年には612万人に達すると予測され、1年で5%から10%が認知症へ進行するとされています。しかし、軽度認知障がいであっても、1年で16%から41%は健康な状態に戻ることも判明されています。このように、軽度認知障がいの段階であっても、認知機能の回復が見込まれることから、早期に発見し、早期対応が求められます。

さらに、認知症に関して忘れてならないのが若年性認知症です。若年性認知症とは、65歳以下で発症する認知症のことを指します。若年性認知症患者も増加傾向にあり、特に働き盛りの世代が直面する課題に対するサポート体制の強化が求められています。

年齢による認識のギャップ、仕事や家庭生活への影響、診断を受けることへの抵抗感などから、若年性認知症は診断が遅れることが多く、社会的なサポートがまだ十分に整備されていないため、早期の発見と専門的な支援が非常に重要です。

現在、科学技術と医学の進歩により、軽度認知障がいと認知症との関連性も明確になってきました。認知症を引き起こす病気の60%から70%を占めると言われるアルツハイマー病の原因の一つとして、タンパク質アミロイドベータやタウタンパクといった物質の異常が脳の神経細胞を損傷し、認知機能の低下を引き起こすことがわかっています。

この原因物質を取り除いて進行を抑制する薬として、日本では治療薬レカネマブが昨年12月に承認されました。投与の対象は、早期のアルツハイマー病患者や軽度認知障がいの人に限られていますが、病理的な変化を早期に発見し、適切な対策を講じることで認知症の発症を遅らせることが可能とされています。

このように、認知症は進行性の疾患であるため、早期発見こそが極めて重要だと考えます。初期段階での適切な対応は、患者本人だけでなく、その家族や地域全体にとっても大きな利益をもたらします。そのため、患者とその家族が必要とする支援が重要であり、医療・介護・福祉サービスの連携が不可欠となります。さらに、これらのサービスが効果的に機能するためには、地域全体が一体となり、包括的な支援体制を整える必要があります。

政府は、高齢化に伴う認知症患者の増加に対応するため、2015年、新オレンジプランを策定しました。このプランは、認知症の予防と早期発見、そして患者やその家族が安心して生活できる社会の実現を目的としています。具体的には、医療や介護の連携強化、地域での支援体制の整備、認知症に対する社会全体の理解促進など、幅広い取組が行われてきました。

その後、2019年には認知症施策推進総合戦略が策定され、新オレンジプランをさらに発展させました。この戦略では、認知症の予防に加え、社会的包摂の強化が重要な柱とされています。特に軽度認知障がいや若年性認知症に対する早期対応が強調されており、これにより認知症の進行を遅らせ、患者とその家族の生活の質を向上させることが期待されます。また、社

会全体の医療・介護負担の軽減にもつながるとされています。

そして、この認知症施策推進総合戦略を推進するためには、地域社会が果たす役割も非常に重要です。町全体で認知症に対する理解を深め、早期発見のための教育や啓発活動を強化することが求められます。さらに住民同士が支え合うコミュニティづくりは、認知症に対する不安を軽減し、早期発見につながる重要な要素となります。

特に軽度認知障がいや若年性認知症に関する啓発は、一般的に認知症と比べて不十分な状況にあります。これらの認識を向上するためには、若年層から高齢者まで幅広い世代でこれらの認識を広め、早期発見・早期対応を促進することが地域全体の健康を守る上で重要です。

そこで、イ．軽度認知障害（MCI）について、2点お尋ねします。

一つ目として、軽度認知障がいの早期発見が認知症予防や治療につながり、認知症の進行を防ぐと言われていますが、早期発見や予防・移行を遅らせるための取組の現状についてお聞きします。

二つ目として、軽度認知障がいと認知症は、予防や対応策において共通点も多く、連携することでより効果的な支援が可能になると思われませんが、軽度認知障がい患者と認知症患者の両方を対象とした地域包括ケアシステムの構築状況についてお聞きします。

そして、ロ．若年性認知症について、2点お尋ねします。

一つ目として、若年性認知症は働き盛りの世代に発症し、本人のみならずその家族にも大きな影響を与えます。これらの患者とその家族に対しての支援の状況についてお聞きします。

二つ目として、若年性認知症は発症年齢が若いと、仕事や家庭など多方面にわたり影響を及ぼします。このため地域社会との連携が特に重要です。また、若年性認知症に対する理解が不足していると、患者やその家族が孤立する可能性があります。地域全体での理解促進が支援の質を高める鍵となると考えますが、地域社会との連携や理解促進のための取組の現状についてお聞きします。

そして、ハ．今後の対応について、2点お尋ねします。

一つ目として、認知症は発症の年齢にかかわらず、日常生活に大きな影響を及ぼします。特に認知症の方が安全で快適に生活するためには、住居や公共施設のバリアフリー化が不可欠です。現在、各地で様々な取組が進められていますが、その効果と進展状況には地域ごとに差があるのが現状です。そこで、健康福祉の分野において、認知症の方の日常生活を支えるためのバリアフリー化に向けた取組の現状と、自立した生活を維持するための今後の対応についてお聞きします。

二つ目として、昨年6月に成立した認知症基本法は、認知症に対する理解と支援を進めるための重要な法律です。認知症基本法の主な内容としては、認知症に対する基本的な理念の明確化、全国的な施策の推進、そして地域社会における支援体制の整備が挙げられています。今年

1月には施行され、今後は、国において認知症施策基本計画が策定される予定です。また、地方自治体においては、認知症施策の推進計画の策定が努力義務とされていますが、策定に向けた町の考えについてお聞きます。

以上の点について、ご答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま塚田議員さんから1番目の質問としまして、認知症の早期発見と包括的支援についてのご質問をいただきました。イ、ロ、ハといただきました。順次お答え申し上げます。

今いろいろお話も伺いましたけれども、まず認知症というのは誰でもなり得る病気であり、年齢が高くなるほど有病率は上がり、厚生労働省の日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究によりますと、65歳以上の認知症推定患者数は、2025年には約675万人とされており、高齢者の5.4人に1人が認知症を発症すると予測されております。

認知症は、何らかの脳の病気によって記憶力などの認知機能が低下し、仕事や日常生活に支障を来す状態がおよそ6か月以上継続していることをいい、一方で軽度認知障がい、これはMCIです。これはMild Cognitive Impairmentということで、認知症のマイルドな状態なんですけれども、この軽度認知症障がい（MCI）とは、認知症の前段階の状態とされております。

このMCIは大きく二分され、主に物忘れの症状が見られる健忘型と注意力や遂行力などの記憶力以外の認知機能が低下する非健忘型があり、いずれもそのままの状態が長く続くとアルツハイマー型認知症や前頭側頭型認知症などに進行する傾向があると言われておりますが、適切に予防することで健常な状態に戻る可能性があることから、その対策が重要となっているところであります。

このような認知機能の低下が進むと、複雑な作業が苦手になるなどの変化が見られるようになりますが、本人や家族に多少の自覚はあるものの、日常生活への影響も少なく、この段階で高齢者に関する支援を行う地域包括支援センターなどの機関への相談や医療機関への受診はほとんどなく、早期発見にはつながりにくいという状況にあります。

ご質問の早期発見や予防、移行を遅らせるための取組につきましては、まずは周囲の人がいち早く変化に気づくこと、そして小さなことでも専門医やかかりつけ医に相談するということが大切であります。

また、健康であっても、日頃から運動不足の解消や、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、食習慣の見直しなどの予防対策を行うことが認知症にならないための心身を維持し、認知症になっても進行を遅らせることにも効果的な取組となっております。

そのため、町でも保健センターにおきまして、令和3年度から認知症予防に関する教室を継続しており、今年度は食と運動による血流の改善を目的に、血流をよくする体操や血圧測定の

実施など予防法等の学習として、５月から１月まで、毎月１回、血流アップからだづくり講座を開催しております。

また、町社会福祉協議会では、ストレッチ体操やレクリエーション活動など、高齢者の方が体を動かすだけでなく、交流の場として積極的な参加をいただいているいきがい広場を実施しているところであります。

続きまして、MC I 患者と認知症患者の両方を対象とした地域包括ケアシステムの構築状況についてであります。MC I 及び認知症と診断された方を含む高齢者を支える仕組みとして、町では地域包括支援センターが拠点となり、医療機関や介護保険サービス提供事業所、ケアマネジャー、社会福祉協議会のほか、民生委員の方などにも加わっていただき、総合的な相談や連携による支援に取り組んでおります。

今後もさらなる地域包括ケア体制の充実に向けて、関係機関がそれぞれの持つ専門分野における機能を発揮し、医療と介護の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、若年性認知症についてであります。若年性認知症は、６５歳未満で認知障がいを発症するもので、働き盛りの世代に発症するため、家庭生活への影響が大きく、経済的に困難な状況になることや、家族に与える心理的影響も大きいと考えられており、特に本人が認知症によるものだと思えないことや、疲れ・更年期障がい、あるいは鬱病などほかの病気との思い込みから、認知症の発見が遅れ、症状が目立つようになってようやく診断された例も少なくないと言われております。

ご質問の患者や家族に対しての支援の状況といたしましては、地域包括支援センターあるいは保健センターにご相談いただく中で、不安を抱える方の困り事をよくお聞きし、状況を把握した上で関係機関との連携など、適切な支援へつなげるとともに、介護保険のサービスや障がい福祉サービスのご案内をしております。

続いて、地域社会との連携や理解促進のための取組の現状についてであります。認知症になりたくないと思う多くの高齢者の方から、認知症とはどのような疾患なのか、また予防するためにはどうしたらよいのか知りたいとの声が寄せられております。

町では、若年性認知症を含め、高齢者の健康や介護予防について知っていただく機会として、広く参加を呼びかける講座の開催とは別に、地域やグループ活動の場へ保健師や管理栄養士、社会福祉士などが伺い、希望に添ったテーマで認知症に関する疾患や、体操、食事の改善による予防効果などを、出前講座として実施しているところでもあります。

次に、ハの今後の対応についてのご質問のうち認知症の方の日常生活におけるバリアフリー化に向けた取組の現状と今後の対応はについてお答えいたします。

認知症のバリアフリーとは、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らし、認知症の人やそのご家族が安心して店舗

やサービスなどを利用できる環境の提供など、企業や団体と連携し社会全体で支え合う取組とされているほか、認知症など障がいのある人が安心して社会参加できるよう、様々な特性を持つ人を受け入れ、全ての人々が相互に理解を深め支え合うこととされております。

町では、認知症の方を含めた高齢者の住まいにおけるバリアフリーといたしまして、要介護認定を受けた方には、住環境を整え、安全・快適に在宅での自立した生活を送るために、屋内外の手すりの取付けや、足元の段差で転倒することがないようにフラットにするなどの住宅改修費の支給を行っております。

また、認知症に対する理解と支援という面では、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けを行う認知症サポーターを増やしていく養成講座を実施しており、昨年度は初めて中学校の生徒さんを対象に、福祉学習の中で認知症に関する知識を深めていただきました。

そして、今後の対応といたしましては、引き続き認知症を含む高齢者の方やそのご家族に寄り添ったサービス利用のご案内を行うとともに、住民への認知症に関する正しい知識と理解の促進・普及に努めてまいりたいと考えております。

最後に、認知症施策推進計画の策定についての考えはとのご質問であります。この計画の基となる共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力あふれる社会の実現を目的に、本年1月に施行されたところであります。

また、法に基づき国が策定する認知症施策推進基本計画の案が示される中、国と地方が一体となり、共生社会の実現に向け認知症施策を推進していくものとされ、認知症の人の意向を十分に尊重し、保健医療・福祉サービスが切れ目なく提供されること、またその家族等に対する適切な支援などが基本理念とされ、認知症の人などが生活する地域で具体的な施策を実施することが、地方公共団体の重要な役割であると明記されており、市町村においては計画策定が努力義務とされることが示されております。

町におきましては、まずは今後策定される国や県の方針、具体的な施策等を踏まえながら、認知症の方の人権や尊厳を尊重し、地域で安心して自分らしく自分の人生を大切に生活できるような社会の実現に向け、地域の実情に応じた事業を推進してまいりたいと考えております。

3番（塚田さん） ありがとうございます。町として認知症や軽度認知障がい（MC I）、若年性認知症への対応が進められていることを理解しました。しかし、認知症の早期発見や予防に向けたさらなる取組が必要であると感じています。

現在、多くの方が自分の症状に不安を感じながらも医療機関への受診に踏み切れない、家族や友人が気づいていても検査を勧めにくいという現状があります。このような中で、いくつかの自治体では、もの忘れ検診という制度を導入しています。

もの忘れ検診は、住民が自己負担なく、地域のかかりつけ医などで簡易検査を受けることができ、認知機能の低下が疑われる場合には専門医を紹介し、適切な診断と治療につなげられています。また、経過観察が必要とされた方やそのご家族に対しては、かかりつけ医が地域包括支援センターと連携し、フォローアップを行う体制が整っています。

このため、町全体で認知症に対する理解を深めると同時に、住民が気軽に受けられるもの忘れ検診の導入を提案いたします。この検診を通じて、軽度認知障がい等の早期発見を促し、適切な医療と介護につなげることで町全体の医療・介護負担を軽減し、住民の生活の質を向上させることができると考えます。坂城町でも実施についての検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2. 子ども・子育て支援について。

幼児期は、子どもたちが明るい未来を描き、健やかに成長するために極めて重要な時期です。この時期は、身体的な成長だけでなく、知的・感情的な発達、人間関係の形成においても大きな進展が見られ、生涯にわたる人格形成の基礎が築かれます。

特に幼児期に経験する遊びや生活を通じて子どもたちは情緒や社会性を養い、自発的な活動を通じて世界を理解し、自らの生きる力を育んでいきます。幼児教育は、家庭、地域、教育、保育施設などあらゆる環境で行われるものであり、子どもたちが安心して自己を表現し、成長できる環境の整備が不可欠です。

特に就学前の施設における幼児教育は、周囲の環境を通じて行われることが基本であり、子どもたちが人や物、自然と積極的に関わることで豊かな経験を積み重ねていきます。また、子どもたちが健全な成長を遂げるためには、周りの大人が子どもたちの興味や関心を肯定的に受け止め、支え、自己肯定感を育むことが大切です。このような経験が困難に直面したときにも挑戦し続ける意欲や、他者との信頼関係を築く力につながっていきます。

幼児教育の目指す方向は、子ども一人一人の個性や興味を尊重しつつ、調和の取れた発達を促進し、将来にわたる豊かな人間形成の基礎を築くことです。このため、保育・教育施設や家庭・地域が連携し、子どもたちに適切な環境を提供し続けることが重要となります。

国の就学前教育の取組として、平成27年に導入された子ども・子育て支援新制度は、幼児教育や保育、そして地域での子ども・子育て支援を総合的に推進するために設立されました。この制度では、量と質の両方の面から子育てを社会全体で支えようという考えが基本となっています。

さらに、平成30年に策定された第3期教育振興基本計画では、幼児教育の質を高めることや、就学前教育から高等教育までの連携の強化が重要な課題として挙げられています。特に未来に向けた技術の進化を見据えて、幼児期からの教育が人生100年時代を生き抜くために必要な力を育てる一環として強調されています。

この基本計画では、2030年以降の社会に向けた教育の重点課題として、超スマート社会の実現を支える技術革新が進む中で、人づくり革命と生産性革命を通じて、若年期の教育や生涯にわたる学びと能力の向上が求められています。そして、教育を通じて誰もが持つ可能性やチャンスを最大限に引き出すことが今後の教育政策の中心として挙げられています。

令和2年には幼児教育の質の向上について議論され、保育士や教職員の資質向上、保育環境の改善が強化されました。同時に幼稚園や保育園での子どもたちの体験をより豊かにすることが重要視されています。

平成27年に導入された子ども・子育て支援新制度により、幼児期の保育と教育に大きな変化が起きました。以前は、幼稚園は教育を行う場所、保育園は保育を必要とする子どもを預かる場所という明確な区分がありましたが、現在では、その境界が薄れつつあります。多くの幼稚園で預かり保育が行われ、一部の保育園でも教育プログラムを取り入れられ、互いの役割を補完し合う形になっています。

この変化の中で、全国的には幼保一元化を目的とした認定こども園も増加しています。町内でも保育と教育を融合させたサービスが重要な役割を果たしており、特に私立幼稚園や保育施設は、地域のニーズに対応した柔軟な運営を行っています。

町内の私立幼稚園は、令和2年に経営の安定化を目指し施設型給付に移行し、公的支援を受けながら運営されています。これは厚生労働省が定めた制度で、ほかの児童福祉施設と同様に運営費や保育料の支援を受け、地域における持続可能な保育・教育サービスの提供を可能にしています。

また、全国的に保育施設の質の向上が求められる中、町内外の施設も基準の厳格化に対応し、保育士の配置基準の見直しや研修制度の充実に取り組んでいます。これにより、子どもたち一人一人に対するケアの質が向上し、発達障がいのある子どもの受入れや、保護者支援を必要とする家庭へのサポートも強化されています。

さらに、町内外の私立幼稚園では、早朝保育や夕方保育、長期保育など、保護者の多様なニーズに応えるための取組も進められ、地域と連携しながら柔軟な対応をしています。このように、町内外の保育・教育施設が地域の子育て支援において重要な役割を果たす中、幼児期からの一貫した教育とケアを提供するためには、幼稚園・保育園と小学校の連携がますます重要となっています。

令和3年5月、文部科学省は、幼児教育が将来にわたる人格形成の基礎を築くという考えの下、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、幼児教育を通じて生活や学習の基盤をつくり、小学校へのスムーズな移行を目指して、幼児教育スタートプランを策定しました。

令和4年3月には、文部科学省が幼児教育スタートプランに基づく「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」を発表しました。5歳児から小学校1年生の2年間で

架け橋期とし、この時期の子どもの成長を切れ目なく支えることが重要とされています。また、子どもの発達段階に応じた特性を理解し、学びの連続性を意識しながら教育の内容や方法を工夫することが求められています。

そこで、イ．小学校以降の学びを見据えた幼児教育・保育について、3点お尋ねします。

一つ目として、地域社会における子育て支援は、多様な教育機関によって支えられています。その中で、私立幼稚園は、その特色や専門性を生かしながら、地域の子どもたちに重要な教育機会を提供し、地域の子育ての中心となる取組を行っていますが、町内外の私立幼稚園が町の子育て支援において果たしている役割をどう据えているかお聞きます。

二つ目として、幼児教育・保育、小学校教育の各段階がスムーズに連携することは、子どもたちの成長にとって重要です。この連携を推進するためにどのような働きかけが行われているのか、また、その現状についてお聞きます。

三つ目として、子育て中の保護者が直面する様々な課題に対し、地域や行政の支援は非常に重要です。保護者が安心して子育てできるようにするための支援策の状況についてお聞きます。

そして、ロ．今後の子ども・子育て支援事業についてお尋ねします。

政府は、令和8年度からこども誰でも通園制度（仮称）の本格的な導入を目指しています。この制度は、保護者の就労有無にかかわらず、ゼロ歳6か月から2歳の未就園児が保育園や幼稚園、地域の子育て支援施設を時間単位で利用できる制度です。令和5年6月に、こども未来戦略方針に基づき、既に31自治体でモデル事業がスタートしており、2024年度には約150自治体に拡大される予定です。本格実施に向け、各地で準備が進められており、長野市内では四つの施設で体制が整えられつつあります。従来の保育施設利用は、保護者の就労条件を満たす必要がありましたが、この新制度では、専業主婦も含め、理由を問わず利用できる点が大きな特徴です。

こども誰でも通園制度と似た制度に一時預かり事業があります。どちらも一時的に子どもを預かるという点では共通していますが、こども誰でも通園制度は、利用目的を問わず1か月最大10時間まで利用でき、料金は1時間300円から400円程度です。将来的には全ての自治体で給付事業として実施される予定です。

未就園児を育てる家庭への調査では、核家族化や地域のつながりが薄れたことによる育児の孤立や不安が指摘されています。しかし、こども誰でも通園制度の導入により、こうした育児の孤立や不安が軽減されることが期待されています。さらに、子どもたちは家庭以外の環境で新たな経験を積むことができ、保護者も一時的に育児から開放される時間を持つことができるようになります。

一方で、モデル事業を実施している地域からは、保育士不足や業務負担の増加が懸念されて

います。短時間で子どもに安全な保育を提供するには限界があり、保護者も希望する日時に利用できるか、また育児負担の軽減が期待どおりに進むかについて不安を抱えています。このような問題を解消するためには、保育士の確保や施設環境の整備が求められています。

そこで、こども誰でも通園制度（仮称）について、4点お尋ねします。

一つ目として、町内の未就園児数についてお聞きします。

二つ目として、こども誰でも通園制度に向けた準備の状況についてお聞きします。

三つ目として、制度に対する保護者や保育関係者への周知と意見集約とその対応についてお聞きします。

四つ目として、子どもたちが健やかに成長し、未来の社会で活躍できるよう、質の高い教育・保育環境の整備は欠かせません。特に未就園児期からの適切な保育と教育は、将来の発達に大きな影響を与える重要な要素です。また、地域全体で子育てを支える体制を整えることは、保護者の不安軽減や子育ての孤立防止にもつながります。こうした背景を踏まえ、町がどのように教育・保育環境の充実を目指しているのかについてお聞きします。

そして、最後にもう1点お尋ねします。第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、保護者や地域住民を対象にしたアンケート調査が行われたと伺っています。このアンケートにおいて、保育園、幼稚園、児童館などの受入れ体制に関して、どのような意見や要望が寄せられたのでしょうか。また、寄せられた意見や要望に対して、町としてどのようにフィードバックを行い、住民の声を施策に反映させていくのかについてお聞きします。

以上の点についてご答弁をお願いします。

子ども支援室長（橋本君） 2. 子ども・子育て支援についてのご質問に順次お答えいたします。

最初に、イ. 小学校以降の学びを見据えた幼児教育・保育についての私立幼稚園の子育て支援における役割につきましてお答えいたします。

幼児期は、心身、意欲、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、生活や遊びといった直接・具体的な体験を通じて、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を獲得していく時期があります。

また、人間関係の面でも日々急速に成長する時期であるため、幼児期の経験は将来充実した生活を送る上で不可欠であるとされております。

こうした、大切な幼児期を過ごす場の一つが幼稚園であります。幼稚園につきましては、学校教育法において、小中学校や高等学校などと同様に、学校として位置づけられ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することと、その目的が規定され、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割を担っております。

また、幼稚園教育は、幼児期の発達の特性に照らして、幼児の自発的な遊びを重要な学習として位置づけ、国が定める幼稚園教育要領に従って教育課程が編成され、適切な施設設備の下に教育の専門家である教員による組織的、計画的な指導が行われているところでもあります。

町といたしましても、幼児期において自発性・主体性・自立性を育む教育は非常に重要であると捉えており、それぞれの特色を生かした創意工夫あふれる幼児教育を実施されている私立幼稚園は、町の保育園同様、小学校就学前の子育て支援の場として、必要不可欠な役割を担っていただいていると考えていることから、町の第6次長期総合計画におきましても、安定的、継続的な運営が行われるよう、施設給付型の幼稚園の支援を図ることとしているところでもあります。

また、町の子育て支援の総合的な計画であります、第2期子ども・子育て支援事業計画におきましては、安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、幼児期の教育・保育の利用量の見込みに関して、保育園同様、幼稚園につきましても、ニーズ調査を踏まえて、適切に需要に対応できるよう供給量の確保を目指すこととしております。

今後も町では、私立幼稚園を子育て支援の重要な実施機関として捉え、運営費の財政支援をはじめ、幼稚園での発達相談や町の教育コーディネーターによる指導助言などを通じて、子どもの健やかな成長を支える体制づくりを共に構築してまいりたいと考えております。

続きまして、幼保小の連携の働きかけの現状につきましては、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、出生から就学期前、小中学校、高校、そして就労までと、子どもの成長過程に合わせた、切れ目のない一貫した子育て支援を目指して取り組んでいるところでもあります。

中でも、幼稚園や保育園から小学校への進学期においての子どもの視点に立った適正な学びの場へのスムーズな移行は、特に重要な節目であると認識しております。

そこで、町内在住の全ての年中児を対象とした発達相談事業の「5歳児すくすく相談」や、町内幼稚園と保育園において年長児を対象とした発達フォロー事業であります「6歳児すくすくランド事業」を通じて、子どもたちがそれぞれの個性や特徴を大切しながら、健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人一人に応じた育ちを応援し、発達段階に応じた活動を園生活で取り入れていただくことで、行動の改善を促し、達成感や自信が持てるよう育ちの支援をしております。

このほか、子どもの適切な就学の場について助言をする、就学支援委員会におきましても、幼稚園や保育園の様子を確認する中で、その子に合った学びの場を提案し、就学前には保護者と幼稚園、保育園、学校関係者による移行支援会議を個別に実施し、必要に応じて本人をはじめ、関係者で学校見学を実施するなど、小学校への就学に向け、より丁寧に連携を図っているところでもあります。

さらに、幼稚園・保育園への教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーの訪問指導や、

子育て支援センターの相談員の巡回訪問などを通じ、保護者や幼稚園教諭、保育士への助言指導等も円滑な小学校就学に向けた取組として実施しているところであります。

次に、子育て中の保護者に対しての支援の状況につきましては、昨今、家庭の多様化が進む中、子育ての心理的不安や悩みを解消し、子育て家庭の社会的な孤立などを防止することが求められております。

そのため、町では子育てに関する包括的な相談支援体制を確立し、妊娠・周産期から青少年期までを子どもの年齢や状況に応じ、切れ目のない支援と情報を提供するため、保健や福祉、教育、医療など関係機関が連携して子育て支援に取り組んでいるところであります。

具体的な取組として、まず、乳幼児期は、生後2か月での家庭への新生児訪問に始まり、3歳児の健康診査に至るまで、保健センターにおいて医師や保健師等による、年齢ごとの定期的な健診を行っているところであります。

また、発達に不安を感じる際には、公認心理師による個別相談を実施するほか、親子はぐはぐ教室に参加していただく中で、集団による遊びを通して発達を促し、言語聴覚士・作業療法士などの専門家からのアドバイスを行うなど、保護者に寄り添いながら支援を行っているところであります。

子育てに関する総合相談窓口であります子育て支援センターでは、保護者から寄せられる様々な相談について、常駐する公認心理師や家庭児童相談員、保育士が相談に応じ、必要とする支援につなげられるよう努めているところであります。

また、先ほども申し上げました「すくすく相談」や「すくすくランド」など、子ども一人一人に応じたきめ細かな発達フォローも行っているところであります。

さらに、町独自の取組として、平成25年度から教育コーディネーターを、27年度からは公認心理師の資格を持つ教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、子どもだけでなく保護者も対象として、専門的視点のカウンセリングが受けられる体制を整えております。

こうした取組のほか、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめとして、第3子以降の保育料・保育園副食費・学校給食費の無償化のほか、町奨学金制度の拡充、医療費を高校卒業まで助成するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減にも努めているところであります。

次に、ロ、今後の子ども・子育て支援事業についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、町内の未就園児数ですが、ご質問のこども誰でも通園制度の対象となります生後6か月から3歳未満児のうち、未就園児数は、4月1日時点で79名でございます。

次に、こども誰でも通園制度のご質問ですが、こども誰でも通園制度は、令和5年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針において、零歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見が

あることを踏まえまして、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、一月の中で一定時間まで利用可能な枠を設け、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設することとされ、全ての市町村で令和８年度から実施するものとされたものでございます。

このこども誰でも通園制度の準備の状況といたしましては、令和８年度の実施に向け、国から制度の概要や意義、留意点などの情報が随時提供されている段階で、今後は、現在、全国１１５自治体で実施されている試行的事業の状況などについての情報収集や、制度実施に向けた検討を行い、当町における円滑な制度の実施に向け準備してまいりたいと考えております。

次に、制度に対する保護者や保育関係者の周知と意見集約についてのご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、当該制度の目的は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することにあります。

したがって、当該制度の対象であります未就園児の保護者には、制度の趣旨を伝え、適切に制度を利用していただけるよう、例えば乳幼児家庭訪問の際や、健診の際などに周知を図っていく必要があると考えております。

同時に、受け入れる側の保育関係者にも、制度の趣旨を十分理解し、円滑に制度を運用できるよう、当該制度の課題として挙げられている、時間単位で預けられる子どもの気持ちや、限られた時間の中で質の高い保育をどう提供していくか、また、保育士の確保等について、園長会などにおいて協議してまいりたいと考えております。

続きまして、町が目指す教育・保育環境の充実といたしましては、この制度は、町が目指す出生からの切れ目のない支援に大きく寄与する制度になると捉えております。

具体的には、未就園児の保護者の孤立化の防止や育児負担の軽減、リフレッシュに加え、保育士からの助言が受けられる、また、子どもたちにとっても集団遊びの経験による発育の効果があるものと期待しており、そのほかにも、この当該制度を利用いただくことで、発育の観察などを通じ、未就園児の教育・保育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、アンケート調査についてのご質問ですが、このアンケート調査は、令和７年度からの５年間を計画期間とする第３期坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定のための基礎資料として昨年度実施したもので、現在、集計結果の精査を行っている段階で、今後、アンケート結果などに基づく計画素案を作成した後、町の子育て支援の関係者の方々に構成される子ども・子育て会議にお諮りし、今年度中の策定を目指しております。

どのような意見が寄せられたかなど、アンケート結果の詳細は、ホームページなどを通じて計画の中で公表してまいりたいと考えておりますが、大まかな傾向といたしまして、前回の調

査に比べ、就学前の子どものいる家庭、小学校就学児童のいる家庭ともに母親の就労率が高くなっており、保育園や幼稚園の利用割合が増加しております。

これらのことから、子どもの人口が減少している中ではありますが、幼稚園や保育園、児童館は、引き続き一定の需要が見込まれると考えられますので、計画策定にあたりましては、寄せられた意見や要望も踏まえながら利用ニーズを確保し、子どもや保護者が安心して利用できる環境を整えるよう、適切な目標の設定をし、計画にフィードバックし、施策に反映させていく必要があると考えているところでございます。

3 番（塚田さん） ありがとうございます。現場で実際に取り組まれている具体的な事例や今後の方針について確認できました。子育て支援に加え、幼児教育の充実は、子どもたちが小学校以降の学びをスムーズに進めるために極めて重要な要素です。特に幼児期における教育環境の質を高めることが、子どもたちの将来の成長に大きな影響を与えることを改めて感じております。また、保護者の意見や要望をしっかりと反映し、さらなる支援と教育環境の整備を進めていただきたいと思います。

一方で、幼保小の連携強化や保護者への支援を一層効果的に進めるため、今後も柔軟な対応と継続的な改善が必要であると考えています。

最後に、子どもたちが安心して大人になりたいと思えるまちづくり、そして夢を持って、安心して成長していける社会を実現することを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時49分～再開 午前 9時59分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠議員の質問を許します。

6 番（宮入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

改めまして、おはようございます。6月の第2回定例会からあっという間に時間が経過し、今回9月の第3回定例会を迎えました。この短い3か月の間に、日本国内だけでなくアメリカ、ヨーロッパにおいても様々な動向が見られました。

まず、7月30日の日本経済新聞は、米、店頭で購入制限もと題して米の取引価格が冷夏による凶作で品薄になった1993年から1994年のいわゆる平成の米騒動以来、およそ30年ぶりの高値をつけました。これは昨年夏の猛暑の影響で品質の高い米の流通量が減り、卸会社は手元在庫が不足しているとのこと。最近では、スーパー等の店頭から米がなくなるといった話も聞かれる状況です。

同様に、8月24日の信濃毎日新聞によると、米高騰との見出しで総務省が23日に発表した7月の全国消費者物価指数で米類が前年同月比17.2%上がり、20年ぶりの上昇率と

なつたと報じました。このことは、さきの日本経済新聞と同様に、昨年夏の猛暑で米に高温障害が発生し、市場に出回る量が減少したことや、今年の新米がまだ本格的に流通していないことなどから、需給が逼迫して在庫の不足と価格も高騰に至った。

次に、6月29日の信濃毎日新聞に、歴代33代で女性で初の検事総長に畝本直美さんが起用されると報じました。このことは、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）では、4月に日弁連として初の女性会長に淵上玲子氏が就任しており、女性トップが出ていないのは最高裁だけとなりました。いずれにしても、ますます女性の活躍の場が広がったと感じました。

次に、7月3日から新しい紙幣の発行が始まりました。一万円札は日本の資本主義の父とされる実業家の渋沢栄一、五千円札は女性の地位向上に尽力した津田梅子、千円札には破傷風の治療法を確立した微生物学者の北里柴三郎がそれぞれの顔となりました。最近のキャッシュレスの時代の中、紙幣の印刷は2004年以来、約20年ぶりで、今回は特に偽造防止等が採用されているとのことでもあります。

次に、現地7月26日にフランス全土を会場としたパリオリンピックが100年ぶり、三度目の大会として開幕しました。日程は17日間で、今回のスローガンは「広く開かれた大会」を掲げ、日本人選手団は、オリンピック最多の400人を超えるアスリートが日の丸を背負って参加しました。3年前の東京オリンピックは、コロナウイルス下で原則無観客の開催でありましたが、今回は熱気にあふれた大会となりました。次回は、2028年にアメリカ、ロサンゼルスでの開催となります。

次に、8月2日の日本経済新聞によりますと、気象庁は今年7月の日本国内の平均気温が平年よりも2.16度高く、統計を始めた1898年以降で最も高かったと発表しました。また、記録的猛暑となった昨年、2023年の7月は平年比プラス1.91度を上回り、2年連続で過去最高を更新しました。その中で、7月29日には国内過去最高の41.1度に迫る41.0度を栃木県佐野市で観測いたしました。総務省、消防庁によると、7月1日から28日の間に、全国で3万人以上が熱中症で緊急搬送されたとのことでもあります。9月に入りましたが、楽観せずに水分補給をはじめ、健康管理には十分な配慮が必要かと思います。

次に、信濃毎日新聞は、8月8日、午後4時43分頃に発生しました宮崎県南部での震度6弱の地震について、以下のとおりの内容を報じました。震源地は南海トラフ巨大地震の想定震源域内で、気象庁は有識者で構成する評価検討会を臨時開催いたしました。発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表いたしました。最大規模の地震が発生した場合、関東から九州にかけての広範囲で強い揺れ、関東から沖縄にかけての太平洋沿岸で高い津波が想定されるとして、1週間程度注意するよう呼びかけました。

臨時情報は、南海トラフ地震に関する情報（臨時）として2017年11月に運用を開始し、

2019年に南海トラフ地震臨時情報と名称が変わり、現在の基準に改定されました。また、臨時情報の発表は、今回初めて発信されました。

南海トラフ巨大地震をめぐって、県内では南海トラフ地震対策の特別措置法に基づく防災対策推進地域には、飯田、下伊那、上伊那、諏訪地域の全域などの34の市町村が指定され、発生時に震度6以上の揺れが想定されております。

動向の結びといたしまして、11月5日に投票を迎えますアメリカ大統領選挙は、日本経済に及ぼす影響が大きいとされる中、7月21日に現職のバイデン大統領が選挙戦からの撤退を表明し、民主党は8月6日にカマラ・ハリス氏を大統領候補に正式指名しました。このことから、当初とは構図が大きく変わった選挙戦となります。

日本国内においては、8月14日に岸田首相が総裁選への不出馬を表明し、日米ともに新しい顔のリーダーが誕生する運びとなりました。

以上申し上げました動向内容は、直接的、間接的に町並びに町内企業にも影響があると考え、述べさせていただきました。相変わらず先が見えない情勢が多い中、今年も残すところ4か月を切りましたが、日本経済が発展することを願ひまして、以下の一般質問をさせていただきたいと思います。

1. 新複合施設について

新複合施設は、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターの統合整備のほか、子育て支援や図書館の一部機能を併せ持つ全世代の健康、福祉、交流の拠点を目的に、令和8年度に建設、令和9年供用開始の計画がなされております。その骨格となります保健センターと老人福祉センターについて調べてみました。

保健センターは、住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し、必要な事業を行うことを目的とする施設とされ、業務の概要は、健康増進の普及及び啓発、保健指導及び栄養指導、体力測定、衛生教育及び健康相談、健康診査及び予防接種、保健衛生活動のための施設及び設備の供与に関する事等で、昭和54年、1979年に建設され、経過年数は45年、耐震基準は旧基準とされております。

また、老人福祉センターは、老人に関する各種相談に応じるとともに老人の福祉に寄与することを目的とし、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、昭和50年、1975年に建設され、経過年数は49年、耐震基準は旧基準とされております。

以上のことを含めまして、3件の項目についてお聞きします。

イ. 基本構想・基本計画について

1. 新複合施設に向けたこれまでの経過は。
2. 計画の概要は（目指すものや求めるものは）。

3、基本構想・基本計画を立案する上で、視察研修等はされたのでしょうか。

4、建設委員を公募した目的は。

ロ、基本設計業務に係るプロポーザルについて

1、基本設計業務の委託内容は。

2、プロポーザルに参加した設計事業者数は。

3、どのような審査基準により最優秀提案者（委託業者）が選定されたのか。

ハ、今後の事業推進について

1、建設委員会や住民ワークショップの開催計画は。

2、基本設計における町民への周知（情報発信）の考えは。

3、施工完成までの事業スケジュールは。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま宮入議員さんから、新複合施設についてということで、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、イの基本構想・基本計画についてと、ハの今後の事業推進についてお答え申し上げまして、ロの基本設計業務に係るプロポーザルについては、担当課長から答弁いたします。

まず、ご質問の新複合施設、それから2番目の質問でご予定されている新リサイクルセンターは、両方とも坂城町にとって非常に重要な大きな施設をこれから令和8年度まで造るという非常に大切な事業であります。私からは、まず新複合施設につきまして、これまでの経過につきましてご説明申し上げたいというふうに思っております。

まず、新複合施設整備につきましては、先ほどお話もありました保健センター及び老人福祉センターの老朽化が進む中、健康づくりに対する意識の高まりや少子高齢化が進む社会情勢を背景として、今後ますます重要性が高まると予想される保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能や、子どもから高齢者まで多様な世代が集うコミュニティ活動の場、さらには隣接する図書館や文化センター等と連動する交流と生きがいくりの場としての中核的な機能を有する新たな複合施設の創設について、地域の皆さんとともに検討を進めてきたところであります。

また、第6次長期総合計画に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を体現する施設として、公共施設個別施設計画にも位置づける中で、事業進捗を図ってきたところであります。

具体的には、令和4年度では、関係課・関係機関による内部検討に加え、保健、福祉、子育て、生涯学習、まちづくり等の各分野に関わる団体の代表者等による保健・福祉等複合施設建設準備委員会を立ち上げ、先進施設の視察等を交えながら、新たな複合施設の方針性についてご意見をいただいたところであります。

令和5年度におきましては、新複合施設のコンセプトとなる基本構想・基本計画の策定に向けて、建設準備委員会から新複合施設建設委員会に移行し、先進施設の視察のほか、計4回の

建設委員会を開催し、建設予定地の用地測量も実施いたしました。

また、建設委員会と並行して、子育て、ボランティア、障がい者、高齢者、中学生、高校生など、分野ごとにワークショップを開催し、新複合施設についての理解を深めていただくとともに、機能や設備等について意見交換を行いました。

建設委員会において、こうしたご意見を踏まえ、新複合施設における活動や施設に求める要件などについて議論を深める中で、基本構想・基本計画の内容について取りまとめていただきました。

今年度につきましては、この基本構想・基本計画にのっとり新複合施設の基本設計を進めるため、7月29日に基本設計業務の委託に係るプロポーザル審査会を実施し、設計業者の選定を行ったところであります。

また、先月28日には、新たな公募委員3名を加えた、今年度第1回目となる建設委員会を開催したところであります。

施設建設に至るまでにはもうしばらく時間を要しますが、町民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、建設委員会の皆さんとともに着実かつ慎重に事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問のありました基本構想・基本計画の概要につきまして、新複合施設が実現を目指すことやそのために施設に求められることなど、基本設計・実施設計を進める上で踏まえるべき四つの部門、これは保健部門、福祉部門、子育て支援部門、交流部門に対応するための基本的な要件を盛り込んだ内容となっております。

まず、新複合施設全体で実現を目指す姿として、保健・福祉・子育て支援・交流という複数の部門の組合せにより、個々の部門だけではなし得ない相乗的な成果を創出することを狙いとした上で、「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながるwell beingの実現空間」を掲げております。

また、新複合施設に求められる要件としては、文化センターや図書館、隣接するコンビニエンスストアなどの周辺施設との関係性や建設予定地における配置などに留意し、その動線や共有駐車場の確保といった一体的なエリア形成による様々な観点について示しているほか、保健、福祉、子育て支援、交流部門それぞれにおいて実現を目指すことや、そのために必要な諸室、部屋ですね。その要件について整理しております。

また、交流部門におきましては、共用・管理部門を兼ねることとして、全体を統括する役割として、各部門との連携や施設の稼働率を高めていくこととしております。

そのほかの要件といたしましては、ユニバーサルデザイン、バリアフリーを考慮し、多様な人が利用し、共存できる施設とすることや、福祉避難所としての機能に対応できるよう災害発生時の電源や水の確保に配慮することのほか、環境への配慮としてZEB、これはNet Z

ero Energy Building、の考え方を取り入れ、施設で消費する年間の一次エネルギーの収支をできるだけゼロに近づけることや地域産材の活用なども視野に入れているところであります。

また、新複合施設は役場から離れた立地となることから、デジタル技術を積極的に活用し、オンライン相談、リモート会議などによる利便性の向上を図ることのほか、よりよい状態で使い続けられる施設となるようランニングコストを抑制した施設とすることなどを掲げております。

また、新複合施設の規模につきましては、延べ床面積の上限を3千平米としており、建物本体の工事費につきましては上限を18億円としているところであります。

次に、視察研修の実施状況であります。新複合施設の建設に向けた先進地の視察研修を、これまで2回実施しております。

令和4年度では、市役所支所、公民館、図書館、子育て支援センターの各機能を備える塩尻市のえんてらすを視察させていただき、5年度では、保健、福祉、医療サービスを一体的に提供している高山村の保健福祉総合センターチャオルの森を視察いたしました。

いずれも施設建設に向けて、施設の構成や運営など、有益なお話をお伺いすることができたほか、具体的な施設を拝見できたことで施設イメージの共有が図られ、基本構想・基本計画の策定においても参考とさせていただいたところであります。

次に、建設委員を公募した目的についてであります。建設委員会につきましては、議会をはじめ、福祉、健康、子育てなど、それぞれの分野で見識をお持ちの方にご参画をいただき、それぞれのお立場からご意見をお聞きしてまいりましたが、町民の皆様の関心も高く、幅広いご意見を基本設計・実施設計に反映させていただくため、公募による新たな委員として3名の方を委嘱させていただきました。

今後も建設委員会のもとより、多くの方からのご意見をお聞きする中で、基本設計をまとめてまいりたいと考えております。

続きまして、ハの今後の事業推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、建設委員会や住民ワークショップの開催計画についてであります。今年度基本設計を進めていく上では、基本構想・基本計画をより具現化するため、建設委員会をはじめ、施設利用者など多くの町民の皆様と施設イメージを視覚的に共有する中で、ワークショップの開催などを通じて、意見集約を図ってまいりたいと考えております。

そこで、町といたしましては、各分野における施設利用者の皆様のほか、建設委員の皆様にも加わっていただく中で、10月から11月にかけてワークショップでの意見聴取を進めながら基本設計の素案をまとめ、その後12月末を目途に開催を予定しております建設委員会におきまして、ワークショップにおける意見集約の結果を基に、図面や模型による視覚的な要素を

加えながら、基本設計（案）として施設イメージを共有してまいりたいと考えております。

また、基本設計（案）につきましては、来年の１月から２月にかけて、再度ワークショップを開催し、町民の皆様と施設イメージを再確認する中で、案を完成形に近づけ、来年３月に予定する建設委員会において、基本設計の最終案を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、基本設計における町民への周知の考えであります。広報やホームページによる情報発信のほか、今年度から建設委員会を公開にて開催することとしたところであり、今後も開かれた形での情報発信に努め、新複合施設に対する関心を高めてまいりたいと考えております。

また、基本設計の業務完了後には、町民の皆様に対する説明会を予定しており、新複合施設について広くご理解いただく場づくりも計画しているところであります。

次に、施工完了までの事業スケジュールであります。今年度は施設の概要や機能など大まかな仕様を基本設計に盛り込み、来年度は実施設計として施設建設の施工に向けた詳細設計を実施する予定としております。

令和８年度には新複合施設本体の工事に着手する中で、令和９年度での供用開始を目指すほか、旧施設の解体を含む外構工事や駐車場整備は令和９年度の施工を予定しているところであります。

施設整備の完了までには、まだまだ時間を要しますが、基本構想に掲げております「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well beingの実現空間」を目指して、町民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、事業推進に努めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（竹内君） 私からは、ロの基本設計業務に係るプロポーザルについてのご質問にお答えいたします。

まず、基本設計業務の委託内容についてのご質問であります。今年度実施する基本設計では、昨年度策定した基本構想・基本計画において示された諸条件を前提として、建物の構造や各部門の配置、必要諸室の大きさなど、新複合施設の基本的な内容を具体的に図面化するとともに、建設工事に要する概算費用の算出について業務委託することとしております。

基本構想・基本計画は、形として視覚的に捉えることが難しいため、基本設計業務においては、平面図、配置図、立面図といった基本設計図のほかに、施設の役割や機能をイメージしやすくするため、建物の外観を描いた外観パース、室内を描いた内観パース、施設全体を見下ろすような視点による鳥瞰パースのほか、立体的な模型などにより、建設委員の皆さんをはじめ、町民の皆さんと施設イメージの共有を図ってまいりたいと考えております。

また、様々な意見を基本設計に反映させるため、業務を受託した設計業者には、建設委員会をはじめ、ワークショップや住民説明会にも参画していただくこととしております。

次に、プロポーザルに参加した設計事業者数であります。設計業者5社に参加をいただいたところでございます。

次に、どのような審査基準により最優秀提案者が選定されたのかとのご質問でございますが、今回のプロポーザル審査会にあたりましては、学識経験者や建築の専門家の方にも加わっていただく中で審査委員会を組織し、配置技術者の技術力、基本設計の参考見積額などの書類審査については、専門家に事前評価をいただいたほか、プロポーザル審査会においては、業務履行方針、6項目の特定テーマに対する技術提案などを評価要領に基づき厳正に審査し、審査委員の評価点が最も高かった設計業者を最優秀提案者として決定したところであります。

なお、6項目の特定テーマにおける評価につきましては、周辺施設との関係性を考慮した敷地の使い方に関する提案では、基本構想・基本計画を踏まえた上で、建物の配置や動線をどう考慮したかといった点、多様な利用者が共存できる空間づくりに関する提案では、各部門の配置やその相関のほか、地形を利用した床面の高さといった観点、各部門の施策の相乗効果を高める空間づくりに関する提案では、基本構想・基本計画に記載されている四つの部門が相乗効果を高められる構造として考慮されているかといった点、基本設計段階における住民ワークショップの実施方法に関する提案では、基本設計における住民参加や利用者の意見集約の手段や方法に対する考え方、新複合施設的环境への配慮に関する考え方では、自然との調和やZEB化への考え、その他の独自提案では、設計業者各社の独創性や経験を生かした設計提案など、項目ごとに基本設計に対する適切なアプローチや一貫性のある提案とされているかなど、共通の評価表に基づき評価をしたところであります。

今回、最優秀提案者となった設計業者につきましては、基本構想に準拠した周辺施設とのつながりがある提案がされていたこと、各部門の独立性を保ちつつ、昔の宿場でとられていた曲尺手という、道路を直角に曲げて意図的に人がにぎわう場所をつくる手法を用いて、各部門をつなぐ結び目としての役割や交流の場づくりについて提案されていたこと、また、住民を巻き込んで基本設計業務を遂行できる柔軟性のあるチーム体制であったことなどが評価されたものであります。

施設建設にあたりましては、あらゆる年齢層の方に親しまれ、楽しみや交流の場であると同時に、悩みや課題解決の場として、多様な方々がそれぞれの目的で利用できるよう対応していく必要があるものと考えておりますので、今後、ワークショップにおける意見聴取や建設委員会における協議を通じ、設計業者との意見のすり合わせや施設イメージの共有を綿密に行う中で基本設計に取り組み、次年度以降、実施設計、建設工事へと着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

6番（宮入君） 各項目について、町長並びに担当課長より答弁をいただきました。私は、8月28日に開催されました新複合施設建設委員会に傍聴人として参加いたしました。その中で、

限られた時間ではありましたが、2点ほど感じた点がありましたので、ちょっとここで述べたいと思います。

まず、今回から建設委員会の傍聴人の参加が許可されましたが、配付されました資料は式次第だけで、建設委員に配付されたものと同じ資料は配付されませんでした。今後の委員会においては、情報開示の観点も含めまして、可能な範囲で結構でございますので、委員会の資料を配付していただきたいと。

もう1点ですけれども、私もサラリーマン時代に工場勤務をした中で、工場の建設に携わった経験から、実際にそこで働いていただく社員の方の声をできる限り組み入れ、働きやすい環境を整えたことを記憶しております。今回の複合施設の建設においても、このことはぜひ取り入れていただきたいと思います。

以上、今回の施設が山村町政において後世に残る事業だと思いますので、町民に語り継がれる施設を造る上でも、参考意見として聞き入れていただければと思います。

次の質問に移ります。

2. ごみの資源化について

ごみの資源化についてお聞きする前に、葛尾組合と関連する施設の歴史について調べてみました。葛尾施設は、昭和41年1月10日、1市3町（更埴市、戸倉町、上山田町、坂城町）の一部事務組合として発足し、ごみ処理施設をはじめ、葬祭施設、危険物処理施設並びに霊園事業といった基幹的な住民サービスを担ってまいりました。この間、1市2町の合併を経て、現在は千曲市と坂城町で構成されております。

その中で、ごみ処理施設につきましては昭和42年度に建設されましたが、ごみの増大に伴う処理能力増強のため、昭和54年度に新たなごみ処理施設を建設し、日当たり80トンの処理能力を持つ施設として、平成11年までの20年余りにわたり快適な生活環境の維持を図ってまいりました。

その後、平成12年には大規模改修を行うなど、随時更新しながら事業を運営してきた。しかし、施設の老朽化のため、令和3年に長野広域連合が運営するちくま環境エネルギーセンターに可燃ごみ焼却事業が移管されるまで、42年間稼働を続けて令和3年12月に閉炉となりました。また、現在、上山田にあります不燃ごみ及び資源物処理施設は、昭和45年に建設され、既に53年が経過して老朽化が著しい状況にあるとお聞きしております。

以上の背景を含めまして、3点の項目についてお聞きします。

イ. 資源物のリサイクルについて

1、プラスチックに係る資源環境の促進等に関する法律（プラスチック新法）の制定により、プラスチックの収集はどのように変わのでしょうか。

ロ. 葛尾組合新リサイクルセンターの建設について

- 1、リサイクルセンターの果たす役割について。
- 2、これまでの建設に関わる経過について。
- 3、工事事業者の選定方法は。
- 4、現在の建設の進行状況と今後の予定について。

ハ．不燃物の処理について

- 1、缶、瓶、ペットボトルなどの回収について。
- 2、上山田の不燃物処理場について。

以上の質問について答弁をお願いします。

住民環境課長（山下君） 2のごみの資源化についてのご質問に順次お答えいたします。

最初に、イの資源物のリサイクルについてでございますが、高度成長期以降の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムによって生み出された廃棄物は増加の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が数年後には足りなくなるといった事態が想定されたことから、廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルすることによって廃棄物の減量を図る容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法が平成7年6月に制定され、家庭の一般廃棄物として排出される容器や包装を再商品化するシステムを構築することとなりました。

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の処理について、消費者には排出の抑制及び分別しての排出を、自治体には分別収集を、事業者には再商品化、リサイクルをという3者の役割分担を定め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたものであります。

そして、プラスチック使用製品の設計から同製品廃棄物の処理まで、消費者、自治体、事業者が連携し、資源循環の取組を促進することを目的とするプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆる新プラスチック法が令和4年4月に施行されました。

ご質問のプラスチックの収集がどのように変わるかにつきましては、法の施行により、従来のプラスチック製容器包装に加え、新たに製品プラスチックの収集を行うこととなりますが、収集方法につきましては、新プラスチック法に対応した製品プラスチックの処理工程を整備する葛尾組合リサイクルセンターの稼働に合わせた、令和9年度からの収集開始に向けて、葛尾組合や千曲市と協議を行い、検討を進めているところで、住民の皆様には、決定次第、説明会などを通じお知らせしてまいります。

次に、ロの葛尾組合新リサイクルセンターの建設について、リサイクルセンターの果たす役割につきまして、お答えいたします。

葛尾組合は、昭和41年に更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町の1市3町により設立され、ごみ処理、葬祭施設運営、霊園管理といった住民サービスを担ってまいりました。

このうち、ごみ焼却事業は、令和4年6月に長野広域連合が運営するちくま環境エネルギーセンターに移管されたところでありますが、ごみの地域内処理の原則により、不燃ごみ及び資源ごみ、プラスチック類については、引き続き、坂城町と千曲市上山田にある葛尾組合施設にて資源化处理を行っております。

葛尾組合リサイクルセンターは、老朽化した上山田不燃物処理場を集約することで、不燃ごみ及び資源物の安定処理が図られるとともに、新プラスチック法に対応し、製品プラスチックを含むプラスチック類の新たな資源循環の推進に向けて、閉炉したごみ焼却施設を解体撤去し、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現を目的とするものであります。

また、葛尾組合リサイクルセンターのこれまでの建設に係る経緯につきましては、葛尾組合では令和元年度に組合議会全員協議会において、閉炉後の廃棄物焼却炉を解体撤去するとともに跡地に新たな廃棄物処理施設を整備し、資源物処理及び不燃物処理を同一敷地内で一体的な管理・運営を行い、業務の効率化を図る方針が承認されております。

2年度には、葛尾組合循環型社会形成推進地域計画を策定し、3年度には、長野広域連合による長野地域循環型社会形成推進地域計画の中に位置づけ、4年度には、葛尾組合マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画が策定され、施設整備に係る基本方針が定められております。

この間、葛尾組合と千曲市・坂城町の担当課長及び担当係による市町会議において、複数回、基本計画策定の協議が行われてまいりました。

次に、工事事業者の選定方法についてお答えします。

4年度に策定された葛尾組合マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画に基づき、昨年度は、葛尾組合リサイクルセンター施設整備事業者選定委員会が組織され、計4回開催し、工事発注仕様書の作成や建設に係る事業者の選定基準、決定方法などについて協議を行い、技術点・価格点双方での総合評価落札方式により事業者を選定することとし、令和6年2月開催の第5回委員会において、工事事業者が選定されております。

次に、現在の建設の進行状況と今後の予定についてでございますが、令和6年4月2日の葛尾組合臨時議会において工事請負契約の議決がなされ、5月には中之条区地元説明会が開催されました。

建設工事は、旧焼却施設の解体工事とリサイクルセンターの建設工事を行うこととなりますが、現在は、焼却施設の解体に向けた施設の除染作業が進められており、作業が完了次第、解体に着手されると伺っており、今月から煙突の解体・撤去に着手する計画とされ、焼却施設内部・上屋・基礎の順番で解体・撤去が行われ、令和7年6月までに解体撤去工事を完了させ、7月からは建設工事に着工し、令和8年度には試運転を行い、令和9年度から本格稼働する計画で進められているところであります。

次に、ハの不燃物の処理についてでございますが、缶・瓶・ペットボトルなどの回収につき

ましては、各地区における月1回の収集と、毎月第1、第3日曜日に実施しているサンデーサイクルにより収集を行っているところでございますが、引き続き、同様の方法で収集していく予定でございます。

また、上山田の不燃物処理場につきましては、昭和45年に建設しており、既に50年以上が経過し、老朽化が著しい状況にあります。

上山田の施設にて担ってきた、不燃物の処理機能を葛尾組合リサイクルセンターへ集約することで、一体的な管理・運営を行い、業務の効率化と安定処理の継続を図ってまいりたいと考えております。

町といたしましても、千曲市、葛尾組合と連携を図りながら、分別によるごみの減量化に努めるとともに、ごみの資源化を推進し、循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。町におきましては、令和5年7月から進められてまいりました文化センターの耐震補強及び大規模改修工事が完了し、6月28日に竣工式が行われ、7月1日からの開館となりました。

また、山村町長の招集の挨拶にもありましたが、テクノセンター建物のエネルギー収支を25%以下まで削減するZEB化を目指した施設改修事業について、環境省の補助事業として補助金の交付決定が得られ、改修工事に着手したことが発表されました。

町では、ほかにも大きなプロジェクトが進められている中、特に申し上げました新複合施設と新葛尾組合リサイクルセンターについては、巨額の建設費用が見込まれており、町民の関心も非常に高く、優れた施設の建設が期待されております。

また、建設物につきましては、完成後と比較して建設過程における変化に対しての要望、質問等が寄せられることが考えられますので、定期的に一般質問にて進捗状況を確認してまいりたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦議員の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 公益通報者保護の取り組みは

イといたしまして、職員を守る対策は。

公益通報者保護制度とは、企業や行政機関の不正を告発した人が不利益な処遇や減給・降格

処分を受けないよう、通報者を守る制度として公益通報者保護法が2006年に施行されました。通報は基本的には実名ですが、匿名の通報も可能としています。調査後、通報内容が事実だった場合や是正措置を取ったときは、通報者に通知することになっております。窓口が関係する秘密を漏らすことや、通報を理由に通報者の解雇あるいは不利益な扱いは禁じられています。

まず、事例について述べます。鹿児島県警では、県警の職員による盗撮、ストーカー、強制性交事件などの不祥事を県警本部長が隠蔽しようとしているとして、当時の生活安全部長が報道機関に告発文書を渡したことで、県警はこの告発した部長を国家公務員法違反、守秘義務違反として逮捕、さらに今年4月8日、報道機関を自宅捜査し、パソコンと携帯電話を押収、パソコンのデータを消去して5日後に返却してきたとのことです。

報道機関の責任者は、公益通報はメディアの命だ。これを警察などの権力が、これは公益通報ではない、漏えいだと勝手に決めつけていいはずがないと抗議しております。後に強制性交事件で起訴となった加害者の父親が県警所属の元警察官だということが報道されました。

事例2といたしまして、今、新聞やテレビをにぎわしております兵庫県の件であります。この知事は、パワハラ行為、あるいはおねだり知事などとして問題になっております。県知事の疑惑告発文書問題で、県議会は調査特別委員会、いわゆる百条委員会を立ち上げました。

兵庫県の元県幹部職員が7月に亡くなっていました。自死と見られています。彼は4月、県の公益通報窓口で告発文書を提出。知事は直ちに告発者の役職を解き、業務中にうそ八百を含む文書を作って流す行為は、公務員として失格だと全面否定。内部調査のみで誹謗中傷と結論づけ、5月に停職3か月の懲戒処分としていました。

また、告発文書の中には、業務を理由に療養中と公表されていた元課長の男性が4月に死亡していたことが記載されていました。この課長は、去年のプロ野球の阪神とオリックスの優勝パレードに関わる経費をめぐる不正が挙げられ、この課長は業務により疲弊したと言われています。

まだほかの事例があります。信濃毎日の6月21日付、福岡県宮若市議会本会議で、市長のパワハラ、セクハラなど8件を認定する内容の報告書を賛成多数で可決。

同じく6月21日付ですが、陸上自衛隊でパワハラ、セクハラの内容を所属部隊に漏らされ、上司に通報者と特定され、テロ行為をする者は許さないと上司から責められた。この自衛官は、国に慰謝料など220万円の支払いを求めて、札幌地裁に提訴しています。

また、前後しましたが、6月3日付、沖縄県の南城市市議会、市長のセクハラ行為9件が職員アンケートで明らかになり、第三者委員会を設置いたしました。

このような事例がある中で、以下の点についてお尋ねいたします。

一つは、町理事者や町職員の不正行為について、告発できる体制は町にあるでしょうか。

2 といまして、これまでに告発や相談等は何件ありましたか。また、実態調査を行ってどうか。この点についてもお尋ねします。

3 といまして、告発があった場合、その調査等は誰が行うことになっているんですか。

四つ目、告発する職員の保護はどのように守られるのでしょうか。

以上4点についてご答弁をお願いします。

総務課長（伊達君） 1 といまして、公益通報者保護の取り組みは、イ．職員を守る対策はのご質問に順次お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、いろいろな事例のお話をいただきましたけれども、私たちと同じ自治体の職場の出来事として、特に注目しているのが本年7月、兵庫県において、知事のパワハラ疑惑などについて記した文書を配布し、誹謗中傷したとして懲戒処分を受けた同県幹部職員が亡くなるという事案があり、知事の疑惑に関する解明や亡くなった職員に対する対応が適切であったかについて、現在も兵庫県議会の文書問題調査特別委員会、いわゆる百条委員会での調査が続いている状況でございます。

当該事案におきましては、亡くなられた職員の配布した文書を、公益通報者保護法における公益通報として扱わずに職員を処分した県の対応に注目が集まっておりますが、同法では、公益通報をしたことを理由とする通報者の不利益な取扱いの禁止等を定め、通報者の保護を図っており、地方自治体を含む全ての事業者は、公益通報を受けた際には、公益通報者保護法に基づく対応が求められております。

また、公益通報者保護制度につきましては、消費者庁からガイドラインや説明資料、Q&Aなどが示されており、町においてもこれらを参考とした運用を図っているところであります。

ご質問の町理事者や町職員の不正行為やパワハラについて、通報や告発できる体制はあるかとのご質問につきまして、町におきましては、不正行為やパワハラの通報などのほか、心配事の相談など、職員からの全ての相談は総務課を窓口として受け付けているところであります。

また、公益通報につきましては、職場の上司等に通報したものについても対象となっており、町では、人事評価制度に基づく年3回の上司等との面談や、年1回実施しておりますメンタルヘルスチェックに基づく医師との面談の際にも相談に応じるなど、相談先を総務課だけに限らず、相談しやすい環境づくりに努めているところであります。

次に、これまでの通報や告発、相談等の件数といましては、職場や職員の心配事などの相談は、年に数件寄せられているといった状況であります。公益通報者保護法の対象となる刑事罰・過料の対象となる不正の通報、告発などは過去になく、町職員それぞれが法令にのっとり公務に取り組んでいるものと考えているところでございます。

また、実態調査をしてはどうかのご質問であります。調査は大変デリケートな内容を含むことが想定され、調査自体が職員に不安を与える要因になるおそれもあることから、その手

法等については慎重な検討が必要と考えているところでございます。

続きまして、通報や告発があった場合の調査等実施者につきましては、まずは窓口であります総務課が行うものとしておりますが、不当要求行為や職場におけるハラスメントなど、個々の事案によっては、要綱に基づき設置をする委員会において調査等実施するものとしております。

最後に、告発する職員の保護につきましては、公益通報者保護法に基づき、公益通報を理由とした通報者への不利益な取扱いをしないことや、秘密の保持など、適正に対応してまいります。

いずれにいたしましても、まずは、公益通報者の保護事案が発生することのない職場づくりが大切であり、町としましては、法令遵守に係る啓発や、階層別、分野別の研修の実施、業務におけるチェック体制の維持を図り、不正事案等を未然に防ぐとともに、日頃から職員間の円滑なコミュニケーションや、衛生委員会の開催、各種テーマによる随時の研修を通じ、ハラスメントなどが発生しない環境づくりを図ってまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 課長より答弁をいただきました。その課の課長、上司に相談しても、一応同じ扱いをされるということで、それだけの広い対応ができるというふうには思います。

それとですね、実態調査についてですが、いろいろとデリケートな問題だということがあるんですけども、須坂市では実態調査をやっているんですよ。7月7日の信毎で記事になっていました。

須坂市では、正規職員と会計年度任用職員合わせて976人を対象にハラスメント実態調査をし、7月8日、結果を公表した。特に相談しやすい窓口の設置を求める意見が247人からありましたという報告です。

先ほどの課長の答弁では、生活だとか仕事上の相談はあったけれども、刑事上などの相談あるいは通報等の案件はなかったということですが、恐らく須坂市もそういう窓口があるということは、職員の方はみんな知っていると思うんですが、やっぱり相談しやすい窓口になっているかどうかですよ。これをどう担保するかということですね。これについてはどのようにお考えですか。今は相談しやすい窓口というふうにご認識されていますか。

総務課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

相談しやすい窓口になっているかどうかということでありまして、私どもはそうなるように努力はしているというところであります。もしですね、相談しにくいといったような声が聞こえてきたとすれば、それは私どもも改善をしていかなければいけないことだと考えているところでございます。

14番（大森君） 担当課だけで、それに努力されていると。それはそれで非常に大事なことですから、ぜひお願いしたいのですが、須坂市では、調査したからこれだけの方が相談しやすい

窓口にしてほしいという要望が出ているわけですね。調査しなければ出てこないんじゃないですか。そういう方々が実際に相談しようと思っても、できないと思うんですね。ですから、ぜひ実態調査をして、それぞれの職員の思いをきちんと受け止めていくということで、初めて相談しやすい窓口はどうあるべきかということは、またいろんな職員の皆さんから意見をいただいて、こういう体制にしてほしいというような意見でやっていけば安心できると思うんですけども、そういう体制をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、こういう事例が発生した場合に調査委員会を設置するということなんですが、その場合、一応規程といいますか、どなたが責任者をやり、手順というのは何かあるんでしょうか。

総務課長（伊達君） 再質問についてお答えいたします。

町では、先ほど答弁いたしましたように、不当要求行為、それとハラスメントについては、その対応をする要綱を別途設けてございます。その要綱におきまして、そういった事案がある場合は、調査委員会を設置するということになっておりますけれども、そこにおきましては、いずれの委員会についても、副町長を長として調査を実施していくということでございます。

14番（大森君） 調査はぜひ要求したいというふうに思います。自分勝手といいますか、身勝手といいますか、総務課だけで相談しやすい雰囲気をつくっていますよというんじゃなくて、全職員がそういう気持ちになっていただくということだと思いますので、ぜひその点についてお願いしたいというふうに思います。

次の質問に行きます。

2といたしまして、今こそ平和への取り組みを。

第二次世界大戦、太平洋戦争は、1945年8月、アメリカ軍によって広島、長崎に世界最初の原水爆が投下され、この年の年末まででその犠牲者は20万人に上りました。日本国民は核兵器の惨害をその歴史に刻み込んだ被爆国民となりました。

1958年、原水爆禁止の願いを込めて広島から東京へと歩いたことが最初で、それ以降毎年、原水爆禁止の願いを行動に移し、原水爆禁止国民平和大行進が行われております。今年は、5月6日、北海道の礼文島、東京、徳島など8か所からスタートし、8月4日、広島の平和公園で合流しました。礼文島からのコースが進むにつれ分岐し、その一つが新潟県から長野県に入り、坂城町を通過して群馬県に引き継がれていきます。

行進した皆さんが町役場で昼休みを取り、午後の坂城町の出発式で、町長と議長が激励の挨拶を送っていただいております。町長は、毎回、町の非核平和宣言はすばらしいと前置きしてから平和宣言を読み上げ、戦争のない世界をと訴えておられます。

昨日9日、長崎で原爆に遭いながら、国が線引きした被爆地域から漏れたために、被爆者と認められずにいる被爆体験者44人が長崎市や長崎県に被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟で、

原告のうち一部の地域で原爆に遭った15人を被爆者と認め、手帳の交付を命じました。今も続く原爆裁判です。この裁判でもまた線引きがされて、認められない方も多数出ました。

ちょうど今、連続テレビ小説「虎に翼」でも描かれて、6日の放送の原爆裁判を私も注意深く見ました。

東京地裁が米軍の原爆投下を初めて国際法違反とした原爆裁判の判決から、今年で60年を迎えました。原爆投下の違法性を指摘し、核兵器禁止条約の礎となったとも言えるものではないでしょうか。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、核兵器禁止条約が国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により採択され、多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明しました。この年12月には、条約採択への貢献などを理由に、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞しています。2024年1月16日現在、広島市のホームページより、署名した国が93か国、地域となっています。また、批准したのは70か国の国と地域です。

これは2017年、平成29年9月20日から各国による署名が開始され、2020年10月24日に批准した国が発効要件である50か国に達し、条約は、批准から90日後となる2021年、令和3年1月22日に発効を迎えております。核兵器を違法とする国際法が発効した今、日本政府の姿勢がなおさら問われているのではないのでしょうか。

イといたしまして、町の平和宣言はどう活かされているか。

まず、非核平和の町宣言を紹介したいと思います。「野に 花が咲き 山に 鳥が鳴き まちには 緑がいっぱい ここには 私たちの幸せがある いま地球をおおう核兵器は 愛するすべてのものを滅亡させてしまう ヒロシマ ナガサキを くり返してはならない いまこそ 私たちは 核兵器の根絶を願い 私たちの町にいかなる核兵器の配備も 飛来も 通過も 許さない 緑豊かなスポーツと福祉の美しい 田園工業都市 平和で幸せなまちを実現するため ここに坂城町を非核地域とし 非核 平和の町を宣言する」

これが条例の最初に出ています。この宣言に基づいて、6点を質問したいと思います。

一つといたしまして、今年度の生涯学習講座で非核平和宣言に依拠した講座や講演、戦争遺構の見学等は計画されているか。

2といたしまして、学校教育で平和についての学習は取り組まれたか。

3といたしまして、町内に戦争遺構はあるのか。

4といたしまして、坂城町から満蒙開拓に215人の方が移住され、86人の方が帰国されていらっしゃる。こういう人たちの体験談、こういうものをぜひ証言あるいは語り部として、あるいは冊子にして後世に残していく必要があるのではないのでしょうか。ぜひこれについても実施していただきたいということで質問します。

5 といたしまして、今年初めて原爆写真展が坂城町9条を守る会と坂城町平和委員会の共催で、「小さな原爆写真展」が図書館の協力をいただきまして、図書館の玄関入り口で開催できました。来年は被爆80年になることを踏まえ、来年度はこの1年間を通して核兵器廃絶への取組や、戦争体験者の聞き取りや講演、子どもたちを広島・長崎平和式典に派遣すること、原爆写真展や被爆者が描いた絵画展の展示など、1年を通じて計画していただけないか。

6 といたしまして、先ほど読みました非核宣言文をパネルにして、来庁者が見える場所に掲示できないでしょうか。平和を考える年として、毎月何らかの催しや行事を実施することを提案し、1回目の質問といたします。

議長（滝沢君） ロをお願いします。

14番（大森君） 申し訳ございませんでした。ロといたしまして、自衛隊への名簿提供についてお尋ねします。

奈良市在住の高校生が、市が提供した個人情報を基に自衛隊が募集はがきを送るのは違憲・違法だと、国と奈良市に損害賠償を求めて提訴しています。全国で高校、大学を卒業する年齢になる18歳と22歳の子どもたちに、自衛隊の勧誘はがきが送られてきています。対象となる子どもの住所、氏名はどのようにして自衛隊に提供しているか、ご答弁願います。

教育長（塚田君） 2. 今こそ平和への取り組みをのご質問のうち、教育関係について順次お答えいたします。

初めに、今年度の生涯学習講座についてのご質問についてお答えします。現在、町では生涯にわたり学びの機会を提供するため、さかきふれあい大学として、教養講座、専門講座、出前講座、長野大学連携講座等を開設し、生涯学習を推進しております。

各講座の選定方法につきましては、生涯学習推進協議会において、教養講座や専門講座の受講終了後のアンケート結果や協議会委員、町民の皆様からのご提案、ご意見等を参考に、選定しております。

選定基準は、類似した内容のものに偏らないよう、講演会や視察研修、身近なものの作品製作等に分けて、誰もが気軽に楽しく受講できるような講座として決定しております。

今年度前期にあたる9月までのさかきふれあい大学では、教養講座を1講座、専門講座を5講座、公民館文化講座が13講座、長野大学坂城町講座については3講座を開講または予定しております。

10月からの後期の講座につきましても、生涯学習推進協議会で検討する中で、教養講座は4講座、専門講座7講座、長野大学坂城町講座3講座の開講を計画しております。

ご質問の町の非核平和宣言に依拠した講座や講演、戦争遺構の見学等の開催といたしましては、過去には、さかきふれあい大学における開催実績といたしまして、福島第一原発の事故を受けての医療支援活動や放射線汚染の実情などの講演会、戦争に関する童話を紹介し、子ども

から大人まで平和について考えていくことを目的する講座、戦後60周年を記念して県内の戦争遺跡の見学、戦前に学校に配られた「青い目の人形展」などを実施してまいりました。

今年度につきましては、秋頃に太平洋戦争戦時下における地域の遺跡や、当時の体験者の証言を通して、改めて平和について考える機会となる講座の開講に向けて、現在、準備を進めております。

学校の平和教育の取組といたしましては、戦争の経験がない児童生徒の発達段階に応じ、社会の授業などで戦争中に起きた事象や戦時中の暮らしなど、戦争により社会環境や生活環境がどれだけ悲惨な状況になったかを知る学習、国語や道德の授業などでは、命の尊さや平和の維持の大切さなどを学習しております。

また、小学3年生から中学3年生までの児童生徒に配布している、「ふるさと坂城」において、戦争の中での郷土昭和時代という項目で、地域の出来事として、青い目の人形のエピソード、満蒙開拓移民、学童集団疎開の受入れなどを平和学習の教材として活用しております。

次に、町の戦争遺構についてのご質問にお答えします。

ご質問の戦争遺構につきましては、戦争関連の施設跡や戦跡など戦争があったことを後世に伝える遺物とされており、当町におきましては、現在のところ戦争遺構として確認されているものはありません。

しかし、令和3年8月に、当町においても射撃訓練場があったとの報道がされたことをきっかけとして、地元住民と町学芸員が現地に出向き調査したところ、村上地区の上平、出浦沢川上流域において、射撃訓練場と考えられる跡地を確認しております。

この射撃訓練場と思われる跡地からは、遺物などは確認されておきませんが、射撃訓練場に当時設置されていたと思われる射撃場の撃場などと陰刻された石碑が、上部が欠けた状態で出浦沢川の下流で発見されております。

このような戦争遺構につきましては、かつての戦争の時代を後世に伝える貴重なものでありますので、今後も情報などをいただいた際には確認してまいりたいと考えております。

また、満蒙開拓の関係者の語り部や、それを記録した冊子などの発行につきましては、町内の方で戦争体験などを含むご自身の半生を回顧した「山脈を越えて」を冊子として作製した経過がありますので、現在のところ、改めて冊子などを作製することは考えておりません。しかし、戦争体験などを語っていただける語り部につきましては、終戦から長い時間が経過する中で、ご協力いただける方がおいでになるのかという課題となりますので、可能な方法について検討してまいりたいと考えております。

被爆80年を契機とした平和学習の取組といたしまして、学校教育におきましては、今後も、子どもたちの発達段階を踏まえ、社会などの授業において戦争などの事実について学ぶとともに、平和の尊さ、思いやりの心、命の大切さ、仲間づくりや友達を大切に思う心などを育む人

権教育を推進していくことが大切だと考えております。

また、生涯学習といたしましては、町立図書館のロビーにおいて、毎年8月の終戦記念日に合わせて開催しております、戦争と平和に関する本の企画展示を継続して実施するとともに、来年度は終戦80年の節目でありますので、平和学習の実施、戦争体験者等への聞き取り、平和学習施設への研修、写真展示等も含めて、来年度のさかきふれあい大学の講座や、公民館事業など、来年度の年間計画の中で検討してまいりたいと考えております。

また、広島の平和式典への子どもたちの派遣についてのご質問ですが、子どもたちが平和記念式典へ参列することや、原爆の関連施設の見学や被爆者、語り部の方と交流することは、平和を考える上で大変有意義であります、平和の尊さがわかった上で戦争の悲惨さがより理解できるのではないかと考えております。

まずは、子どもたちには平和のすばらしさ、平和な社会をつくることの大切さなどを伝えられるよう、日々の学習に努めてまいりたいと考えております。

総務課長（伊達君） 私からは、イ、平和宣言はどう活かされているかのうち、非核宣言をパネルにして、来庁者に見える場所へ掲示できないかのご質問にお答えいたします。

当町の非核平和の町宣言につきましては、平和が町民生活の基本であるとの理念の下に、昭和60年9月27日に議決宣言されたもので、宣言文は、当町の美しい風景を詩的に表現するとともに、核兵器の廃絶や平和への強い思いが込められた内容となっており、先ほどご質問の中でもご紹介をしていただきましたけれども、令和4年第3回議会定例会での一般質問答弁におきましては、山村町長も全文を朗読し、議場におられた皆様をはじめ、テレビでの放送をご覧になった皆様や、議事録を読まれた皆様など、多くの方に改めて宣言のすばらしさを感じていただけたものと考えているところでございます。

この宣言文につきましては、どなたでもご覧いただけるよう、町ホームページの例規集に掲載しているところでありますけれども、より広く周知ができるよう、ホームページの町の概要のページからもご覧いただけるよう工夫をしたところであります。

宣言をパネルにして、来庁者に見える場所に掲示できないかのご質問であります、ご質問にもありましたとおり、来年は被爆から80年という節目の年でもありますので、宣言文の掲示につきましては、大きさや方法、場所等について検討してまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（山下君） 2の今こそ平和への取り組みをのご質問のうち、ロの自衛隊への個人情報提供はどうしているについてお答えいたします。

町では、住民基本台帳法第11条及び第11条の2に基づき、正当な目的であれば、住所、氏名、生年月日、性別が記載された住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供しています。

閲覧できる目的の例としましては、国や地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のた

めに行う場合、統計調査、世論調査、学術調査、その他調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高い活動と認められる場合、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高い活動と認められる場合などであり、営利目的の市場調査やダイレクトメールの発送などの目的では閲覧することはできないことになっております。

閲覧の申請には、閲覧請求機関の名称、閲覧者、事務責任者、閲覧目的、閲覧請求に係る住民の範囲、閲覧事項の管理方法等を記入していただいた閲覧請求書または閲覧申出書を提出いただき、記載事項に不備がないか、閲覧目的が関係法令等に照らし正当であるか審査し、閲覧できるようになります。

また、閲覧の際には、カメラ等の撮影機、複写機、録音機などを使用することはできませんので、転記のみとなります。

なお、住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況につきましては、閲覧日、閲覧者、閲覧目的、対象者及び抽出人数を、「広報さかき」やホームページで公表しているところであります。

ご質問の18歳と22歳の子どもたちに自衛隊の勧誘はがきを送られていることについて、どのように自衛隊が対象者の住所、氏名を得ているのかにつきまして、当町におきましては、町からこれらの情報の提供等は行っておりませんが、先ほど申し上げましたように住民基本台帳法第11条第1項に基づき、請求機関となる自衛隊長野地方協力本部から住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書の提出を受け、閲覧がなされている状況であり、閲覧以外の方法で自衛隊が独自に情報を取得しているかについては、町では把握してございません。

14番（大森君） 結構長い答弁でした。時間もちょっと大分押し迫ってきました。今の自衛隊の名簿の点についてですけれども、ぜひデータでお渡しするとか、コピーしてお渡しするということは、ぜひしないように引き続きお願いしたいというふうに思います。

あと、パネルの設置も検討していただくということですので、ぜひお願いして、なるべく大きなものという、小松さんの絵画くらいの大きさで何かできればというふうに思いますが、そんな希望もありますけれども、ぜひ実現したいというふうに思います。

2回目の質問を取り上げていきたいのですが、時間がありませんので、次の質問に行きたいと思います。

3といたしまして、子育て支援についてです。

子育て世帯を経済的に応援するということで、安心して子育てができるように乳幼児のおむつの購入助成はできないかという点について、1点。これは、県内では上田市とか伊那市、高山村、箕輪町などが実施しています。

次に、子どもの成長にしたがって、紙おむつのサイズが合わなくなって、結構残ってくると

ということがあって、ぜひこれをどなたかに使っていただければいいなという相談がありました。こういう点で、それをうまく利用できる方法、おむつポストとかということ、紙おむつポストですか。そういう名称でやっているところもあるそうですけれども、こういう方法は何かできないかというふうに思います。

また、二つ目は、子育て支援センターに子ども衣類のリユース、未使用のおむつ、こういうこともぜひ進められないかということで、この2点についてご答弁願いたいと思います。

子ども支援室長（橋本君） 子育て支援についてのご質問に順次お答えいたします。

町では、子育て世帯への経済的な支援といたしまして、町内の幼稚園と保育園に通う第3子以降のお子さんの保育料を無料とする軽減策や、保育園の副食費を無償とするなど、独自の支援策を実施してきたところであります。

加えて、子育て用品の購入やサービス利用などに使用していただくため、給付金として妊娠届出時や出産時にそれぞれ5万円を支給しているほか、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめ、学校給食費の無償化や町奨学金制度の拡充、高校卒業までの医療費助成など、子育て世帯の経済的負担を軽減し、全ての子どもが等しく心身ともに健やかに成長していけるよう取り組んでいるところでございます。

ご質問の乳幼児のおむつの購入助成につきましては、県内のいくつかの市町村で取り組まれていることは承知しておりますが、先ほど申し上げましたように、町では、子育て世帯への経済的な支援につきまして、様々な取組を実施しているところでございますので、助成の必要性も含め、引き続き効果的な子育て支援施策について研究してまいりたいと考えております。

続きまして、子育て支援センター等で子ども服のリユースや未使用のおむつを提供できないかのご質問でございますが、現在、子育て支援センターでは、センターの一角におさがりコーナーを設け、センターの利用者などから、サイズなどが合わなくなり不要となった子ども服をはじめ、おむつ、ベビーカー、チャイルドシート、お昼寝布団などの子育て用品や妊産婦が使用する用品などを提供していただき、必要な方にお持ち帰りいただくリユースの取組を行っているところであり、役場などで町民の方からお問合せがあった際には、子育て支援センターでの取組をご案内するなどの対応をすることとしております。

また、保育園におきましても、保護者会の主催により、年1回から2回程度、保護者からサイズアウトなど不要になった水着や長靴、レインコートなどを募り、必要な方に提供するリユースの取組を実施しているところでございます。

子育て支援センターでは、おさがりコーナーの物品の受領や検品、陳列などの運營業務を職員が全て対応しており、コロナ禍以降、感染症の心配からリユースについて敬遠される傾向が多少なりともあることや、一定期間を過ぎても希望する方がいない物品は、子育て支援センターで処分をすることとなるなどの課題もある状況であります。

今後は、こうした課題の解決策を検討しつつ、子育て支援センターにおいてリユースコーナーを引き続き実施をし、子育て支援の観点に加え、ごみの減量化や資源の再利用化につながる取組をしてまいりたいと考えているところであります。

14番（大森君） 子育て支援でいろいろと取り組んでいるということについては、承知していますけれども、まだまだ必要ではないかというふうに思います。

リユースについてもですね、職員の方で選別して、季節やあるいはサイズなど、いろいろとそういう仕分は大変だと思いますが、もう少しこれをうまく利用できる体制をぜひ取っていただいてですね、やはり資源の回収もするというようなことも含めて、大事に使っていくような方法をぜひ取っていただきたいと思います。

次に、4番目といたしまして、高齢者の補聴器購入助成をということであります。

イ．高齢者の補聴器購入助成を

厚生労働省は2021年、自治体の補聴器助成の状況などを調査した難聴高齢者の社会参加に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究を公表しました。当時、助成は36自治体、65歳以上の住民の聴力検査は四つの自治体のみが実施したとの結果を踏まえ、取組を強化しなきゃいけないということで提言が行われました。

この研究では、医師会に委託して聴力検査を実施している金沢市の事例を調査、そして補聴器が必要という判定をされた人が65人、実際に装着した人は7人、そのほぼ全員が満足だというふうに答えているということです。補聴器を着ければ生活の質が向上するのは確かだが、購入するまでに価格の問題もあり、ハードルが高いと指摘しています。

また、今朝の最初の質問者のところでの認知症の点についてもありました。耳の聞こえが悪くなると認知症への入り口であるということも言われています。やはりこういう点でもですね、やっぱり認知症予防という観点から見てもですね、いち早く補聴器の助成制度をぜひつくっていただく必要があるのではないかというふうに思います。

5月に補聴器購入の署名が取り組まれ、851筆を町長に提出しました。そこでのいろんな懇談で、何とかしなきゃねというような話まではいただきましたが、6月議会には忙しいということで、9月議会で何とか予定してということで、皆さんも期待をしていましたが、今後どのような扱いになるのか、また、署名用紙に対してどのようにお答えになるのか、それについての答弁を願います。

町長（山村君） 大森議員さんから4番目の質問としまして、高齢者の補聴器購入助成のご質問をいただきました。4番目の質問に回ってくるかどうか心配でしたけれども、10分ほど時間があります。簡潔にお答え申し上げたいと思っております。

さて、難聴は、高齢者の多くが直面する問題であります。聞こえにくいままの状態を放置すると、日常生活の質の低下を招いたり危険を察知する能力が低下するほか、家族や友人とのコ

コミュニケーションが困難となることで、社会的孤立や鬱病を引き起こす要因にもなり得るため、認知症発症のリスク要因としても指摘されているところでございます。

聞こえにくい状態とされる難聴は、音の振動の伝わりに障がいが生じるものを伝音難聴、音を感じる神経に障がいが生じるものが感音難聴といい、この両者が混在したものは混合性難聴と呼ばれ、加齢に伴うもの以外に特別な原因がない加齢性難聴は感音難聴の一つであります。

その主な原因は、加齢によって音を感知する細胞の数が減少することにあります。そのほかにも、内耳から脳へと音を伝える神経経路に障がいが起きたり、脳の認知能力が低下することとも影響している可能性があり、様々な原因が複数組み合わさることで発生すると考えられているところであります。

また、難聴の程度といたしましては、日本聴覚医学会による分類で、軽度、中等度、高度、重度の4段階に分かれております。症状の特徴としては、一般的に高い音域、高音域から聴力の低下が始まり、60歳代になると小さな声や騒音下での会話において聞き間違いや聞き取りづらいつことがある軽度レベルまで低下し、聞こえが悪くなったことを感じる人が増えてきております。

さらに70歳を超えると、普通の大きさの会話の聞き間違いや聞き取りづらさがある中等度レベルまで低下することが多くなるとされております。

こうした加齢に伴う難聴は、老化現象の一種とされ、誰に起こり得ることですけれども、進行を遅らせたり、加齢以外の原因を避けるため、日頃から大きな音を避けることに加え、静かな場所で耳を休ませる時間をつくるなど、耳に優しい生活習慣を心がけることで予防につながるとされております。

また、栄養バランスが取れた食事、適度な運動、規則正しい睡眠、禁煙など、老化を遅らせるために生活習慣の見直しを行うことなども効果的であると言われております。

このようにご自身ができる取組のほかに、早期発見、早期治療のために耳鼻咽喉科を受診し、専門医の診断結果に基づく補聴器を使用することで生活の質を維持し、認知機能の低下を防ぐことができるとされているところであります。

ご質問の高齢者の補聴器購入助成につきましては、本年5月に、補聴器助成制度の実現を求める坂城町の会の皆様から、加齢に伴う難聴者の補聴器購入への助成制度の実現について、851名の方の署名の提出を受け、制度の検討が必要な案件であると認識しております。

町といたしましては、住民の皆様のご意見、ご要望を真摯に受け止め、聞こえづらさや生活に支障のある高齢者の方が補聴器の装着により、社会生活での影響がなくなるよう、補聴器購入に対する助成制度について検討するとともに、これから策定作業に着手いたします。助成制度は長期にわたりますので、来年度以降の実施計画にも組み入れて、早期導入に向けた準備を整えていきたいと考えております。

14番（大森君） ただいまの町長の答弁で、来年度に向けて実施計画の中に入れていきたいというお話をいただきました。半年でも早く着きたい人は着きたいと、そういう制度があれば助かるなという方も当然いらっしゃるんですが、そういう方向が町長の答弁の中で、来年度からの予定をとということをしていただきましたので、これ以上申し上げませんが、住民の願い、そして高齢者の願いを真摯に受け止めていただいて、町政に反映させていただきたいというふうに思います。

また、特に今、日本は非常に危険な状態といいますか、軍拡の音がどんどん聞こえてくる情勢になっています。憲法第9条を変えるということで、総裁選で立候補している人たちが声高に言っています。そして、自衛隊がアメリカ軍とだけではなくて、オーストラリアやイギリスの艦隊とも一緒に訓練する。いよいよ軍事対軍事の構図が出来上がってくる。国連は全くそんなことは想像もしていない。そういう国連であります。国連憲章に基づいた国際秩序、このことをしっかりと今後の国政にも生かしていただきたい。その第一歩として、非核平和宣言をこの坂城町から大いに発信し、やっていただきたいというふうに思います。

以上、今回の一般質問はこれで終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は、午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時54分）

9月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1番議員	滝 沢 幸 映 君	9番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
財 政 係 長	川 島 徳 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 町道整備についてほか 玉川清史議員
- (2) 児童数減少と教員の働き方改革についてほか 星哲夫議員
- (3) 移住定住施策についてほか 水出康成議員

第 2 議案第 5 2 号 令和 5 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 5 5 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 5 6 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、9 番 玉川清史議員の質問を許します。

9 番（玉川君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をします。

町道整備、国土調査、町有地の貸出し、マイナンバーカードについての質問です。

最初の質問です。1. 町道整備についてお聞きします。

イ. 産業道路 A01 号線の拡幅工事について

進捗状況と今後の見込みは。A01 号線の拡幅工事については、私だけではなく、先輩議員、同僚議員からも再三にわたり質問と早期完了の要望が上がっていますが、工事区間の南の端も一部拡幅が済み、工事が随分進んだ様子が見えてきました。地元の皆さんも傷んだ路面の仮補修で待っていただいています。また、夜間照明の設置にも期待をされています。この後は文化センター体育館交差点以北の早期整備も望まれています。現時点での状況とこの先の見込みについて、1. 町道整備についてとしてお聞きします。

建設課長（堀内君） 1として、町道整備についてご質問をいただきました。順次お答えいたします。

町道は、町の区域内にあり、町議会で路線が認定された道路法上の道路で、管理は町で行っております。

また、町道には種別があり、幹線町道として、その主要度、交通量、交通の性格等から、基幹的道路網を形成するのに必要な1級町道と、これを補完する2級町道、さらに細かなその他の町道の3種類に区分しております。

当町では、A01号線からA09号線までの9路線を1級町道として認定しており、また、2級町道にはBの何号線とし、41路線を認定しているところであります。

ご質問の町道A01号線は、国道18号のねずみの信号を起点として、南条小学校、文化センター、坂城高校、旭ヶ丘点滅信号、坂城神社を經由し、坂端の県道新田坂城停車場線を終点とする、主要集落を結ぶ延長6,178メートルの幹線1級町道であります。

町道A01号線道路改良事業につきましては、南条鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金を活用し、道路改良事業に取り組んでおり、また、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北の交差点から南に向けましては、街路事業により道路改良事業を実施した経緯がございます。

ご質問の工事の進捗状況であります。現在は、平成19年度から事業着手しております南条小学校東側の延長270メートルの金井工区と、令和3年度より事業着手しております金井振興センター入口付近の延長227メートルの保地工区の2工区につきまして、国の交付金事業により、車道幅員9メートル、両側歩道幅員3.5メートルの全幅16メートルの道路改良事業を進めているところでございます。

また、現在までの町道A01号線金井工区の実施状況につきましては、道路改良工事に伴う道路両側の拡幅部の用地買収にまして、地権者の皆様のご協力をいただき、全線全て契約済みとなっております。また、工事につきましては、南条小学校東側の山金井交差点を起点とし、坂城方面へ向けて工事を順次進めており、現在は山金井交差点から南条保育園入口交差点まで完成となっているところであります。

また、金井工区の北側に位置する保地工区の実施状況につきましては、金井振興センター入口交差点付近を重点的に、道路改良工事に伴う道路両側の拡幅部の用地契約に向け建物等の補償算定業務を進めており、補償額の算定ができましたら、それぞれ用地交渉を順次進めていきたいと考えております。

次に、町道A01号線道路改良工事の今後の見込みであります。金井工区につきましては、工区全線の用地買収が済んでいることから、終点までの道路改良工事を残すのみとなっております。令和7年度の事業完了に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、保地工区につきましては、令和3年度に事業着手し、5年度から用地買収を開始した

ところであり、これから行う用地買収の状況により変わってまいります、できるだけ早期に工事着手できるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、今後の南条地区の町道A01号線道路改良事業の見込みにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、現在は金井工区と保地工区の2工区の事業認可をいただき進めておりますが、既に事業を完了している酒玉工区と保地工区間の約150メートルがいまだ未整備となっている状況でございます。

この未整備区間につきましても、国の交付金事業を活用して整備を行う予定としておりますが、手続上、現在実施している南条2工区のどちらかの完了の見通しが見つからない段階で、新たな工区の事業申請ができない状況となっております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、金井工区の事業完了の見通しがついたことにより、令和8年度に残りの南条地区の未整備区間を大口工区として事業認可をいただけるよう手続を進めていく計画としております。

今後につきましても、皆様方のご理解とご協力をいただく中で、現在進めている南条2工区ができるだけ早期に完成となるよう事業進捗を図るとともに、引き続いて南条地区の未整備区間について、早期に事業認可をいただけるよう取り組み、より安心・安全な道路となるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

9番（玉川君） 担当課の頑張りと関係者のご協力で、着実に計画が進んでいるという回答をいただきました。引き続きよろしくお願いいたします。

拡幅工事完成までの路面補修については、担当課が常に補修体制を取って管理をしていただいています。補修方法には専門的スキルが必要だとも聞いています。私たち地域住民のできることは、補修が必要な箇所の報告となりますので、町民の皆様には町担当課への情報提供をお願いして、安全な道路環境の維持に引き続きご協力していただきたいとお願いをして、次の質問に移ります。

2. 国土調査について、二つお聞きします。私の住む付近では、四十数年前に国土調査が行われましたが、この国土調査については、自分の知識の中では明治時代の地租改正のときの公図を、現在のデジタル技術を使って正確な地籍図にするための事業であるということぐらいの理解であります。

実際に今の町の状況はどうか、イ. 国土調査について。

1. 調査について、調査の理由、成果図面の作成者は誰か、成果図面の当事者確認の説明内容は。

2として、更新した公図の訂正方法はとってお聞きいたします。

建設課長（堀内君） 2. 国土調査についてのご質問にお答えいたします。

国土調査法に基づき実施される国土調査（地籍調査）は、昭和26年から事業が開始され、現在は、第7次国土調査事業10か年計画に基づき実施されており、国土調査法第1条、国土

調査促進特別措置法第1条の規定により、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として実施するものであります。

町では、国土調査のうち土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎的な調査である地籍調査事業を実施してきておりますが、調査の理由としましては、一筆地の土地ごとに形状や面積を明確化するとともに、所有者及び地番並びに地目の調査を実施して、地図及び地籍簿を作成することで、インフラ整備など社会資本整備や個人・法人の土地取引の円滑化のみならず、災害発生時の迅速な復旧の基礎データとしても活用されるなど、社会基盤や生活基盤の形成において欠かせないものであることから実施しているものであります。

土地の位置や形状、権利などにつきましては、法務局に公図、登記簿が備え付けられていますが、その多くは明治時代初期に作られたものを基にしているため、土地の境界や形状、面積などが現地と整合しないものもあり、土地に関して様々な支障が出てしまうこともあります。

当町における地籍調査事業の経過と状況につきましては、昭和57年に南条地区から調査を開始し、その後、中之条地区、大字坂城の一部、網掛の一部、上平の一部の地区が完了しているところであり、町全体の計画面積12,520キロ平方メートルのうち、7,920キロ平方メートル、約63%が完了している状況であります。

成果図面の作成者は誰かのご質問ですが、地籍調査における成果図の作成に当たりましては、国土調査法による地籍図作成要領により様式が決まっております、専門的な知識を要することから、現在、町では測量士資格を有する者が在籍する測量業者等に作成を委託する委託事業として実施しております。

事業実施に当たりましては、国や県の補助金等の状況により調査範囲を確定し、調査のための基になる図面は、法務局の公図、登記簿を基に調査図素図を作成し、所有者、地目、地積などを調査し、所有者を対象に地籍調査の事業説明会を開催して、内容をご理解いただいた上で、調査を進めることとしております。

また、この説明会において、委託した測量業者等が事前に現地踏査し、調査図素図や測量図を参考にして、官民界に仮のくいを打つことをご理解いただき、境界立会いがスムーズに行えるように準備を行います。

これらの準備作業を実施した後、対象となる地域の皆さんに境界立会い案内通知を発送し、現地での立会いとなります。現地では委託した測量業者と町職員で境界位置の説明をした上で、関係者の意見をお聞きしながら境界を確定していきます。

立会いが終了しましたら、その結果により、土地ごとの細かい測量を行い、仮の成果図と閲覧簿を作成し、作成後、内容を確認していただくための閲覧を、役場において20日間実施しております。

閲覧に際しましては、土地の形状、位置関係、境界杭の位置、調査前・調査後の地目、地積等の項目について、所有者に確認していただくよう説明しております。

閲覧実施後は、地籍調査事業を所管する県に対し、実施した事業の成果の認証請求を行い、県と国の認可を得た上で、法務局に成果を提出し、登記が行われますと公図や登記簿の内容が更新されることになります。

続きまして、更新した公図の訂正方法についてであります。国土調査が終了した箇所につきまして、所有者または土地家屋調査士等から再調査の依頼があった場合におきましては、国土調査を行った当時の立会い記録、調査図、境界杭位置、閲覧簿等の調査を行い、その内容を法務局登記官に確認し、成果に誤りがあった場合は、地籍調査成果の修正を行うこととなります。

地籍調査事業の成果といたしましては、1枚の公図の中の点や線といった地道なものでありますが、先ほど来申し上げてまいりましたとおり、地籍調査は、インフラ整備など社会資本整備や個人・法人の土地取引の円滑化のみならず、災害発生時の迅速な復旧の基礎データとしても活用される鍵となる重要な資料作成のための事業であります。

今後も、引き続き地籍調査事業を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

9番（玉川君） 丁寧な説明をいただきました。すみません、二つほどなのですが、お願いしたいんですが、進捗状況は63%というお話でした。この後、何年までこの国土調査を続けていくのか。その予定ですね、それについて一つ。

それと、公図の訂正をする場合の費用の負担というのはどうなるのか。わかる範囲で結構ですので、お答えいただけないでしょうか。

建設課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。

進捗状況につきまして、先ほど63%と申し上げました。これはいろんな状況、今年度につきましては、能登半島地震の影響で一部逆戻りといったようなことも発生しております。なのでスムーズにいかない場合もございますけれども、大体1区間当たり1ヘクタールほど進んでいきます。1工区ぐらいを考えますと、大体4年ぐらいかかっておりますので、まだまだこの先何年までということは明確には申し上げられない状況であります。

あと、土地公図等の訂正についての費用負担ということであります。いろいろな状況が考えられますが、基本的には国土調査終了後につきまして、公図等の訂正にかかる費用については、それぞれのご負担、申請者のご負担といったことになります。

9番（玉川君） 調査の当事者ですね、土地所有者は、国土調査の知識が豊かな方ばかりであればいいんですが、そういうわけでもありません。何のために測量して、どう変わったのか、それぞれの目的が反映されているのかが確認の柱になると思います。

また、再度の地籍調査までの間隔は、一度地籍調査をやっちゃうと、変更は個人持ちというお話でしたけれども、売買とか相続なんかで調査する場合、測量し直す場合があると思います。そのときには世代が替わっているとか、結構うちの場合もそうですけれども、40年、50年と過ぎたところでもってまた測量するとか、今までの公図を確認するとかいうことも考えられます。

そういう中では、今までの境界等のいきさつが子や孫に伝わっていくのは、ちょっと難しんじゃないかと。それぞれのご家庭でもって資料を大切に保管されて、どこにあるかということも常にわかるようになっていられるお宅もあるとは思いますが、ないお宅もあるということで、これは調査結果について、できるだけわかりやすくしていただいて、再確認も容易にできるような資料を保存しておくこと、これも町民に寄り添った行政であると思いますので、できるのであれば、対話などを含む説明のときの記録も保存することを検討してほしいと要望をしまして、次の質問に移ります。

3. 町有地の貸出しについて

イ. 民間への貸出しの状況について

1、普通財産の貸出しの状況と使用料、全体での町の年度収入はとして、町有地がどのように活用されているのか、お聞きします。

ロとして、EV充電設備設置について。

1、設置の目的は。

2、設置場所の無償貸出しの説明をとして伺います。

今月から利用が開始された町公共施設等の駐車場への民間事業者による充電設備の設置・運営について伺います。民間事業者の営利事業への町有地無償貸出しについて。

以上、3. 町有地の貸出しについてとして二つお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま、3番目の質問としまして、玉川議員さんから町有地の貸出しについてご質問をいただきました。私からは、ロのEV充電設備設置についてお答え申し上げまして、イの民間への貸出しの状況については、担当課長から答弁いたします。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、太陽光や水力・風力などの再生可能エネルギーの活用や、各種産業における長寿命化、省エネ化、省力化等を図る取組に様々な支援を行うなど、カーボンニュートラルの実現に向けて事業を展開しているところがあります。

当町におきましても、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境に優しいまちづくりを推進するため、令和5年6月から住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金制度のメニューに、電気自動車と住宅の間で相互に電力供給ができる電気自動車等充電設備の設置費用の補助を

加えたほか、役場庁舎や中核避難所である3小学校など、町内公共施設7か所に太陽光発電設備を整備し、再生可能エネルギーの活用を進める中で、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んできたところであります。

ご質問のEV充電設備の設置につきましても、このカーボンニュートラルの実現に向けた取組の一環として行うものであり、温室効果ガスを排出しない電気自動車の普及促進を図り、温室効果ガスの削減を推進するものであります。

一方、電気自動車等の普及を促し、安心して利用いただくためには、EVの充電環境の確保といった利便性の向上を図っていくことが重要であると考えており、今回、EV充電インフラ網の拡充と電気自動車の普及を目指している事業者と連携して事業を進めることにより、町内公共施設7か所の駐車場に、1か所につき2基のEV充電設備を整備し、9月1日から順次供用を開始したところであります。

次に、EV充電設備設置場所の無償貸出しについてのご質問ですが、充電設備設置業者に貸し出す用地は、行政財産である公共施設に附帯する駐車場敷地の一部であり、各駐車場で駐車車の妨げにならない場所において、充電車両の駐車区画ではなく、充電設備や電気を引き込むための配線など、必要な部分についてのみ貸し出すものであります。

今回実施いたしましたEV充電設備の整備は、町が進めるカーボンニュートラルの実現に向けた有効的な取組の一つであり、また、当充電設備設置業者は、EV充電設備の設置事業を全国展開もしており、県内におきましても、当町を含めた3町村において稼働中で、今後も中南信地域の2市町で導入予定と聞いております。電気自動車の普及促進と利便性の向上といった公益性のある事業を各自治体と連携し展開しております。

充電設備設置業者のビジネスモデルにおいては、充電設備本体費用、設置工事費などのインシヤルコストのほか、維持管理など保守メンテナンスといったランニングコストについては、全て設置事業者が負担することとして、町の負担はないものとなっており、EV充電設備の利用者が支払う充電料金は設置業者の収入として、これらの経費や供給する電気料に充てられるものであります。

こうしたことを総合的に判断するとともに、坂城町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第9条の「公益上必要があると認められたときは無償で貸し付けることができる」とした規定に基づき、EV充電設備の設置場所について無償で貸し出すこととしたものであります。

引き続き、電気自動車等の利用の拡大により温室効果ガスの排出の抑制を進めるため、町民の皆様への情報発信や電気自動車等の普及促進につながる環境を整えてまいりたいと考えております。

町では、役場庁舎をはじめ、各公共施設におきましても、再生可能エネルギーの活用や省エ

ネ、節電の推進など、様々な観点からカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めております。

9月1日にびんぐし湯さん館の駐車場の横っちょ、端っこのほうに設置いたしました。心と体をリフレッシュして充電するとともに、車も充電するということで、喜んで使っていただいていると思っております。

次世代が暮らしやすい地球環境を守り、町民の皆様とともに環境に優しいまちづくりを考え、持続可能な社会を目指してまいりたいと考えております。

企画政策課長（竹内君） 私からは、イの民間への貸出しの状況についてのご質問にお答えいたします。

地方自治体の公有財産は、地方自治法により行政財産と普通財産に区分され、行政財産は地方公共団体において、公用または公共用に供し、または供することと決定した財産を指す一方、普通財産は行政財産以外の一切の公有財産とされ、貸付け・交換・売払い・譲与・出資などの目的とすることができるとされております。

そのため、普通財産は主として経済的価値の発揮を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に行政の執行に寄与することを目的として、管理処分されるべき性質のものとなっております。

町では、そうした普通財産の性質上、多様な活用につなげるため、土地や建物等を必要とする方からの申請により、町財務規則に基づき貸付けや売払い等を行っております。

ご質問の普通財産の貸付実績につきましては、令和6年度の利用目的別の内訳を申し上げますと、工場・店舗・物置敷地が3件、倉庫2件、駐車場敷地10件、建物1件、農地利用4件、山林利用1件、看板敷地1件、電柱敷地等4件で、様々な用途に利用いただいております。契約者の内訳としましては、事業所が12件、団体2件、個人12件の計26件に対して貸付けを行っております。

なお、駐車場の区画数としましては、個人が8区画、事業所に対して3区画を貸し付けているほか、企業が土地全体を従業員用の駐車場として使用している箇所が2か所ございます。

それから、貸付物件に対する使用料は、土地評価額を算出基礎として算定しており、年度収入としましては、今年度190万円を見込んでおり、契約における貸付期間は通常1年から3年となっており、山林に関しては15年の契約期間となっております。

普通財産につきましては、現時点において行政財産のように目的がある財産ではありませんので、町としましては適正な管理の下、土地などを必要とされる様々な方にご利用いただくことで有効活用を図ってまいりたいと考えております。

9番（玉川君） ご回答いただきました。充電設備なんですが、ちょっとこっちが理解不足で、駐車スペースを占有にするというようなつもりでいましたので、んっと思ったんですが、そう

じゃなくて設備を立てる部分ということで理解しました。

そうすると充電設備のある付近、例えば4台分とかコードが届くんですが、その駐車場の確保についてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

例えば、満車になって、実際に充電したいんだけど空きがないというような場合は、どういうふうにお考えになっているんでしょうか。お答えいただけますか。

企画政策課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

今回、EV充電設備を整備した駐車場においては、施設利用者が駐車するスペースの一部を活用し、電気自動車の充電が可能なスペースとして、一般車両の駐車スペースと兼ねて利用することとしております。

電気自動車優先といった、駐車場利用者にわかりやすい表示を行ってまいりたいと考えておりますけれども、駐車場が混み合った場合、充電ができるスペースに充電を必要としない車両が駐車されることも想定されるところであります。その場合には施設管理者にお声をかけていただき、他に駐車スペースがある場合には、車両の移動を促すなどの対応をしてまいりたいと考えております。

今後、電気自動車が普及し充電設備の需要が高まってきた場合には、電気自動車専用スペースの確保や充電設備の増設等について、充電設備設置事業者とも検討してまいりたいと考えております。

9番（玉川君） 町も充電場所の確保に協力していくことになると思うんですが、利用者数が増えるに従って対応しなければいけない事案、これも増えると思います。限られた駐車場ですので、多くの意見を聞きながら進めていってほしいと思います。

それと、EV充電についてちょっと見てみると、空白地域をつくらないというようなことも書いてありました。例えば18号を車で通って、一番近いところとすればこの庁舎なんですが、そのところに充電設備があるよと、ネットで調べれば、携帯で調べればすぐわかるだろうし、そういったお車には多分そういった設備もあると思うんだけど、カーボンニュートラルでうちの町はやっているぞというようなことでもって、道路沿いにここはEV施設があると、充電施設があるというような表示も必要じゃないかと思います。それも検討していってほしいと思います。

最後の質問に移ります。

4. マイナンバーカードについて

12月の2日から紙の保険証の新規発行は終わるということが強調されて、宣伝されています。それじゃあ自分もマイナ保険証をつくらなければと、焦燥感をあおられている方も多くいらっしゃると思います。12月を前に、国が推し進めてきたマイナンバーカードの普及政策による普及の状況、それと保険証のひもづけと、実際にどれくらいの方が保険証として医療機関

で利用しているのか。町が答えられる範囲の国民健康保険加入者について。

イ．マイナンバーカードについて

1、過去4年間の交付率は。

ロ．マイナ保険証について

1、国保加入者のマイナンバーカードとのひもづけ率は。

2、国保加入者の利用率は。

3、短期保険証や資格証明書発行対象者への対応はどうなっているか。

4、ひもづけをしていない人への資格確認書、これは期限なし、申請なしで届くのでしょうか。

5、ひもづけの解除の方法はとしてお聞きします。

福祉健康課長（鳴海さん） 4．マイナンバーカードについてのご質問に順次お答えいたします。

我が国の少子高齢化や地域の人口減少、災害時の有事の備えなど様々な課題に対応し、一人一人のニーズやライフスタイルに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会として誰一人取り残されないデジタル社会を目指すため、国においてはデジタル庁が創設され、官民のデジタル化が図られております。

マイナンバーカードの普及と利用拡大は、こうしたデジタル社会における国民の利便性を高めるための取組の一つであり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は医療DXの基盤となるものであります。

まず、イのマイナンバーカードの交付率についてのご質問であります。円滑なマイナンバーカードの取得と交付体制といたしまして、町では本人確認を行う交付事務について開庁時間を延長し対応しているところであります。カードの交付率につきましては、過去4年間のそれぞれの年度末時点ではありますが、令和2年度は23.01%、3年度38.39%、4年度64.83%、5年度76.87%でございます。

続きまして、ロのマイナ保険証についてでございますが、マイナンバー法の改正に伴い、本年12月2日から現行の健康保険証は新規発行がされなくなり、医療機関等の受診の際には、マイナンバーカードを基本とする仕組み、いわゆるマイナ保険証に移行することが決められております。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめマイナポータルでの利用申込みが必要となりますが、医療機関や薬局の受付に設置されている顔認証付きのカードリーダーや一部コンビニエンスストアのATMでの申込みが可能となっております。

町におきましては、マイナンバーカードをお持ちで、まだ保険証の利用登録がされていない方につきましては、登録をしていただきますようホームページや広報により広く周知を図っているところでありますが、登録の操作方法がわからない場合や、手続に不安がある方は、福祉

健康課窓口において、利用登録のサポートを行っておりますのでご利用ください。

ご質問の国民健康保険加入者のマイナンバーカードと保険証のひもづけについてでございますが、国民健康保険連合会によると、当町では令和6年6月末時点において、マイナンバーカードと保険証のひもづけ率は57.96%であります。また、医療機関等を受診されている方のうち、実際に医療機関等窓口におけるひもづけされたマイナンバーカードの利用率は11.45%という状況でございます。

続きまして、短期被保険者証や資格証明書を発行している対象者への対応についてでございますが、これまで国民健康保険税の滞納がある世帯に対しましては、納付相談の機会を設け、分納誓約により、通例定める期間より有効期限の短い被保険者証である短期被保険者証を交付しております。

しかしながら、12月2日以降健康保険証が廃止されることから、短期被保険者証の仕組みも廃止されますが、1年以上保険税を滞納している場合には、特別療養費の支給対象となるため、医療機関等の受診の際に窓口で一旦医療費の全額を支払っていただくことになり、対象となる世帯には、事前通知を行ってから、特別療養の資格確認書を交付することとされました。

また現在、特別な事情がなく原則1年以上保険税を滞納している世帯に発行する資格証明書の対応につきましては、引き続き特別療養費の支給対象となるため、特別療養の資格確認書を交付いたします。

続きまして、マイナンバーカードと保険証のひもづけがされていない方への資格確認書の対応についてでございますが、マイナンバーカードをお持ちでない方、あるいはカードをお持ちでも保険証の利用登録がお済みでない方につきましては、現在お送りしております被保険者証の有効期限が令和7年7月31日であることから、被保険者証の経過措置期間が終了する前に、ご自身の被保険者資格情報を掲載した資格確認書を、申請をいただく前に交付いたします。

この資格確認書の期限につきましては、発行時に5年以内で町が設定いたしますが、今後交付する資格確認書の有効期限が切れることがないように、現行の保険証の扱いと同様に加入者へ送付し、この資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、引き続きこれまでと同様の窓口負担で医療を受けることができます。

最後に、マイナ保険証のひもづけの解除についてでございますが、利用登録の解除を希望する場合には、ご自身が加入する医療保険者に、利用登録の解除申請を行うことが必要になります。

国民健康保険に加入されている方におかれましては、福祉健康課窓口で申請書を提出いただくことで、健康保険証利用登録いわゆるひもづけが解除されます。

また、解除手続の完了については、ご自身でマイナポータルからも確認できると同時に、国保加入者で解除申請をされた方には、町から資格情報を掲載しました資格確認書を交付いたし

ますので、医療機関等の受診には忘れずに持参していただきますようお願いいたします。

9 番（玉川君） 実際の利用率が当町で 11.45 ということで、結局多くの方が今までどおりの紙の保険証をお使いになっているということだと思います。

それと、すみません、ちょっと聞き漏らしちゃったんですが、ひもづけ解除は、もう既にできということでしょうか。

それと、マイナンバーカードは 10 年、電子証明書が 5 年という有効期限、更新の間隔があるわけですが、マイナ保険証の期限というのはどういうふうになるのでしょうか。

それと、マイナンバーカードの更新の通知がされるということですが、保険証の期限との関係はどうなるのか。

もう一つが、資格確認書が届くんですが、これは先ほどの説明だと、今までの国民健康保険証と名前が変わるだけで、ほぼ変わらないという感じがするので、どんな意味があるのかわからないんですが、これはひもづけをしていない人だけに届ける予定なんですか。

それと、あと資格確認書の様式ですね。これはどんな形になるのでしょうか。例えば顔写真が入れられるとかいうことで、再質問させていただきます。お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。

マイナンバーのひもづけの解除につきましては、いつから開始されるかというご質問でございしますが、今年の 10 月からということになっております。

二つ目のご質問でございしますが、資格確認書の更新期限というところでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたように、5 年という期間以内で市町村が設定するというのが、今、国のほうから示されております。

町におきましては、現在、健康保険証が 1 年の有効期限の中で発行されていることから、今後 7 月に発行されるまでにまた検討してまいりたいと考えております。

三つ目のご質問でございしますが、資格確認書のひもづけがされていない人だけ交付するのかというところでございますが、資格確認書は、国民健康保険に加入されている方のうち、マイナンバーカードによる保険証の利用登録がされていない方に対しまして交付することとされておりますので、既にマイナ保険証としてひもづけがされている方につきましては、医療機関等においてマイナンバーカードをご利用いただくことになります。

次に、四つ目のご質問で、確認書の様式はというところでございますが、資格確認書の様式につきましては、現行の保険証と同様の大きさでカード型、顔写真は不要としております。この資格確認書は、医療機関等で確認を行う必要となる資格情報が掲載されているということでございます。

9 番（玉川君） マイナンバーカード更新の案内は来るようなんですが、この更新を忘れたというか、忘れてしまったというような場合には、救済措置というかそういったものを、無保険と

なるような心配はないのでしょうか。それを一つだけ、質問をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） ただいまの再質問についてお答えいたします。

資格確認書の有効期限が切れてしまわないかというご心配についてのご質問でございますが、資格確認書につきましては、町のほうで有効期限を設定いたしますので、その有効期限が切れる前に、切れ目のないように保険診療が受けられるよう、町から交付いたすこととしております。

9 番（玉川君） すみません、言葉足らずだったのか、資格確認書ではなくて、マイナンバーカードにひもづけしているマイナ保険証なんですが、その更新を忘れるというか、その場合はどうなるのかなということなんですが。

福祉健康課長（鳴海さん） ご質問にお答えいたします。マイナ保険証の登録の期限ということでございますけれども、マイナ保険証につきましては、登録されました後、解除の申請がなければそのまま保険証としての登録は続くことと思いますが、マイナンバーカードそのものの更新につきましては、期限がございますので、マイナンバーカードの更新の手続きは必要になると考えております。

すみません、マイナンバーカードの更新を忘れてしまって、そこにひもづいているマイナ保険証の利用ができなくなられた場合ということのご質問でございました。そちらにつきましては、マイナンバーカードの更新をご本人さんが手続きをされずに、保険証としての利用ができなくなりましたと、その確認が町のほうでできました時点で資格確認書の交付をいたします。

9 番（玉川君） ちょっと複雑な問題で、ちょっと理解も難しいんでしょうけど、結局資格確認書が来るまでは、無保険という形になってしまうのではないのでしょうか。任意だと言っておきながらですね、実質的に強制になっていくマイナンバーカードは心配があります。マイナンバーカードや保険証のデジタル化を否定するわけではありませんけれども、カード1枚を紛失した場合の不便と犯罪に巻き込まれる心配がある以上、一体化には賛成できません。現行の紙の保険証は存続させるべきだと考えます。

最後に、防衛費に2023年度から5年間で43兆円を充て、消費税やインボイス制度による徴税強化、マイナンバーカードに何も問題なく使えている紙の保険証の一体化、さらには運転免許証の一体化も計画され、便利になるのは国ばかり。私たち国民は、隅から隅まで個人情報をつかまれて利用され、戦争前夜、そういった状況です。教育や社会保障、食料政策など、今本当に必要なところにお金を使う、そんな政治を強く望んで一般質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時54分～再開 午前10時04分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、8番 星 哲夫議員の質問を許します。

8番（星君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の質問事項は、1点目として、児童数減少による教育現場の影響と教員の働き方について。2点目として、自治区防災対応について質問いたします。

1. 児童数減少による教育現場の影響と教員の働き方について

全国的に少子高齢化が進み、地方の人口減少が深刻化する中で、私たちの町もその影響を大きく受けています。特に若者の減少が顕著であり、これは坂城町に限った問題ではなく、日本全体が直面している大きな課題です。

そして、小学校児童数の減少は、単に数字の問題だけではなく、町の教育現場に様々な影響を及ぼしています。児童数が減ることで学校の統廃合の問題が浮上し、地域コミュニティの一体感や子どもたちの学びの環境が変化していく可能性があります。また、教員の働き方に大きな影響を与え、教育の質を維持するための新たな工夫が求められています。

こうした中で、私たちは未来を見据え、町としてどのような対策を講じるべきかを真剣に考えなければなりません。全国的な動きを踏まえつつ、坂城町の実情に即した具体的な対応策を深めるために、町民の皆様と共に考え、議論を深めたいと思います。本日は、この課題についての現状認識と町の見解を伺い、具体的な対応策を深めるために質問させていただきます。

現状認識、イ. 現状と教員の働き方について。

質問1、町内小学校児童数の減少が、町の教育現場に様々な影響を及ぼしていると思われる。つきましては、4点質問させていただきます。

- 1、当町における小学校児童数の過去5年間の推移は。
- 2、児童数の減少に伴い、将来の3小学校の統合問題の可能性について、町の見解は。
- 3、児童数の減少が教員の働き方改革に与える影響は。
- 4、働き方改革を進めるため、業務負担軽減などの取組は。

ロとして、今後の対応について質問させていただきます。

質問2、児童数の減少が今後も続くことが予想されますが、このことで3点について質問させていただきます。

- 1、今後、教育の質を維持するための取組は。
- 2、また、地域全体で子どもを支えるための取組は。
- 3、さらに、住民との連携体制のさらなる構築は。

答弁をよろしくお願いいたします。

町長（山村君） ただいま星議員さんから、1番目としまして児童数減少と教員の働き方改革について、イとして現状と教員の働き方、ロ. 今後の対応についてご質問がありました。順次お

答え申し上げます。

初めに、当町における小学校の児童在籍数であります。過去5年の推移を申し上げますと、3校全体で令和元年度が701人、2年度が662人、3年度が628人、4年度が621人、5年度が599人、6年度は566人という状況で、5年前と比較しますと児童数は約2割減少しております。

なお、町立小学校では、昭和54年度1,775人をピークに児童数は減少に転じ、現在はピーク時の3分の1程度となっておりますが、少子化や地域の人口変動の影響による児童数の減少は、当町ばかりでなく全国的な課題であると認識しているところであります。

このように児童数の減少が続く中、将来の3小学校の統合に対する町の見解についてのご質問であります。当町の小学校につきましては、明治6年に各地域で小学校が創立し、今年150周年の節目を迎えましたが、明治から昭和初期にかけては、南条、中之条、村上地区で小学校の統合、編入が行われ、昭和26年に当時の南条小学校と中之条小学校が南条小学校に統合されたことにより、現在の3小学校体制となり、それぞれの地域において、地域住民に親しまれながら特色を持った学校づくりに取り組んでまいりました。

特に現在の小学校につきましては、各学校とも学区の中ほどに位置し、通学の利便性もよく、千曲川により東西に分かれる当町の地勢を踏まえ、合理的な配置であると考えております。

また、小学校は、子どもたちの学び舎であると同時に、社会開放を通じた地域のコミュニティ活動の場として、また、非常時には避難所など地域防災の拠点として様々な役割がございます。これからも活力ある地域を維持していくという面においても、各地域に小学校がある意義は大きいと考えております。

町といたしましては、今後も児童数の減少が見込まれる中ではありますが、少人数クラスならではの子どもたち一人一人を大切にする教育と魅力ある学校づくりを進め、現在の3小学校を維持してまいりたいと考えております。

続きまして、児童数の減少が教員の働き方改革に与える影響についてのご質問であります。

児童数の減少は、そのまま教員が受け持つ児童数が減少することとなりますので、児童一人一人に対してより丁寧に関われることが大きなメリットと捉えております。

教員の負担という点におきましても、テストの採点や成績処理など、担任する児童数に比例する業務については、負担は少なくなっていると考えております。

しかしながら、クラス数の減少は学校全体の教員数の減少につながり、行事の準備や引率等、児童数と関係なく必要となる学校業務についての教員1人にかかる負担は、相対的に増えていると捉えております。

町では、教員の負担を軽減する取組として、各学校に継続して支援員を配置し、多様な児童

生徒に対する学校生活の支援を行ってまいりました。

また、教育のＩＣＴ化への対応と業務効率化のため、ＩＣＴ業務の外部委託や、校務支援システムの導入などのほか、各校にＩＣＴ支援員を派遣し、教員のＩＣＴ活用をサポートしております。このほか、坂城中学校では、令和６年度からテストの自動採点システムを導入し、ＩＣＴを活用した業務改善にも取り組んでおります。

さらには、昨年度から子どもたちの文化・スポーツの地域活動の拠点となる千曲坂城クラブを千曲市と共同で立ち上げ、これまで学校の活動として教員が顧問や監督等を行っていた中学校の部活動を、地域の指導者などと連携し地域の活動へ段階的に移行を進め、子どもたちが多様な活動を体験できる環境整備を進めるとともに、教員の働き方改革の推進を図っているところであります。

引き続き、学校の実情・ニーズを踏まえながら、教員の業務効率化、負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、この先も少子化、児童数の減少が続くことが見込まれる中で、ロとして今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、教育の質の維持という点であります。町では人的な面での取組として、先ほど申し上げました支援員の配置に加え、学級数の減少により、専科の教員が削減された坂城、村上小学校の２校について、県からの加配教員を要望するとともに、必要な予算を措置し、両校に理科専科の教員を確保しております。

また、町立小・中学校の教職員で組織する学校職員会においては、教員が減少する中で、学校間で連携して研修を行い、主体的に授業改善と児童生徒の学力向上に取り組んでまいりました。

先ほど申し上げましたとおり、教員１人当たりの児童数が減少する中、一人一人の児童の個性や能力に合わせ、きめ細かな指導が可能になる少人数ならではのメリットを生かした、教育を推進してまいります。

一方、児童数の減少により、少人数クラスとなるデメリットとして、社会性を育て、多様な意見に触れる機会が縮小することが指摘されておりますが、各小学校では、学年の垣根を超えた連学年などの活動を取り入れることで、より多くの児童とふれあう機会の確保に取り組んでおります。

次に、地域全体で子どもを支える取組についてであります。町では、教育グランドデザインにおいて、「坂城の子どもは坂城で育てる」をスローガンに掲げ、学校、行政、地域が一体となった教育を目指しているところであります。

現在もＰＴＡや地区育成会での活動をはじめ、小学校では体験学習やクラブの講師、中学校では総合学習の講師や部活動の指導などに大勢の地域の皆さんが関わっていただいているほか、

インターンシップや社会見学などのキャリア教育においては、企業、事業者の皆さんにもご協力をいただいております、地域の協力が子どもたちの教育に欠かせないものとなっております。

また、各学校では、信州型コミュニティスクールの運営や、いじめ防止対策のための組織として、地域関係者も参画する委員会を設置し、地域と連携し、地域に開かれた学校運営に取り組んでおります。

今後、教員数の減少が想定される中で、一人一人の児童の個性や能力に合わせ、きめ細かな指導をしていく上におきましても、このような地域との連携が一層重要となってまいります。学校においては、あらゆる機会を通じて、地域との良好な関係を築くとともに、町及び教育委員会におきましても、地域と学校との橋渡しの役割を果たしてまいりたいと考えております。

最後に、住民との連携体制のさらなる構築についてのご質問でございますが、先ほど申し上げました以外にも、町民の皆様には通学路の見守りなど地域での活動を通じ、学校に対して有形無形のご協力をいただいております。

地域社会の高齢化が進む中、これからも地域住民の皆様の協力を得ていくためには、地域における理解者を増やし、地域にとって必要な学校であるという意識を高めていくことが重要であります。

町といたしましては、引き続き、学校と協力して情報発信に取り組み、学校運営について地域の皆様の理解を深め、学校と地域の連携をさらに強化してまいりたいと考えております。

8 番（星君） 私が一番心配しておりましたことについて、町長は児童数の減少があっても、3小学校の統合はないということで、安心いたしました。

また、各項目について丁寧な答弁をいただきました。変わらしまして、次の質問をさせていただきます。

2. 自治区の防災対策について

近年、地球規模での気候変動の影響により、日本国内においても自然災害の頻度と規模が増加しています。洪水や台風、地震など、予測不能な災害が頻発する中、私たちの町においても防災対策の充実と強化が急務であると考えます。

防災対策は、いざというときに命を守るための重要な施策であり、町民一人一人が安心して暮らせる環境を整えるために必要不可欠です。そこで、私たちは地域ごとに設けられている自主防災会の取組を見直し、改善点を見つけ、より効果的な防災対策を推進していく必要があります。

このような背景を踏まえ、自治区の防災対策について、現状の認識と課題を共有し、皆様とともに今後の対応策を考えていきたいと思っております。それでは、質問に入らせていただきます。

1. 現状認識、町内の各自治区は、自主防災会を設置し、区民の防災活動を主導しています。これにより、地域ごとのニーズや特性に応じた防災対策が推進されています。

自治区の中には、まちづくり活動支援事業の補助金を活用し、テントや簡易トイレ、その他必要な備品を購入し、効果的な防災対策を講じている例も見られます。このような取組は、災害発生時の迅速な対応と住民の安心感向上に寄与しています。

具体例としては、中之条区が災害時物資供給協定を区・自主防災会・区内の4事業者で締結しています。この協定により、災害時には迅速かつ効率的に必要な物資が供給される体制が整っています。また、新地区では、町の避難場所と定められた公民館や小学校のほかに、最終避難場所として独自に耕雲寺、お寺さんですね。を定め、協定を結んでいます。これは、避難場所が複数確保されていることで、避難の選択肢が広がり、住民の安全性が向上する取組です。

問題点・質問。

質問1、各自治区の独自の取組について、町は把握しているか。具体的な確認をお願いします。各自治区が自主的に行っている防災対策の現状を町が十分に把握しているかが疑問です。特に、補助金の活用状況や協定の締結状況など、具体的な取組の内容を正確に把握することは、町全体の防災力向上に直結します。

質問2、町は、自治区全体が各自治区の情報を共有できる場を設定し、個々にアドバイスすべきだと考えます。

また、区長の任期が1年から2年と短いため、継続的な防災対策の取組やノウハウの蓄積・共有が難しい現状があります。成果の共有化と経験の伝承を図るためにも、町が主導する情報共有の場や定期的な会議の開催が不可欠です。

また、各自治区で成功した防災対策や工夫を他の自治区にも展開することで、町全体の防災対策の質を向上させることができると考えるが、町の見解を伺います。答弁をよろしく願いいたします。

住民環境課長（山下君） 2の自治区の防災対策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの現状についてでございますが、町内の自主防災組織は、現在27の全自治区で組織されており、区長が会長を務め、区の役員で組織するケースと、独自に会長や担当を決めて組織しているケースがあり、各自主防災会単位で活動を行っていただいている状況でございます。

大規模な災害時におきましては、建物の倒壊や火災、道路・橋梁などの損壊が同時多発的に発生するおそれがあるほか、電話の不通や電気、ガス、上下水道などのライフラインの途絶に加え、消防機関や行政などの活動が著しく制限され、対応が遅れることが想定されます。

特に、地震のように突発的に発生する災害に関しましては、初動から一定の間は、出火の防止や初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められるところであり、自主防災組織が迅速かつ効果的に活動することで、被害を最小限に抑えることができるものと考えております。

ご質問の、各自治区の独自の取組の状況でございますが、町内5地区の自主防災組織では、地区内の防災力向上のため、県による作成支援を得て、地域ごとに異なる地理的条件や人口構成、建築物の特性などに配慮した地区内の防災ハザードマップを作成しております。

この5地区では、作成したマップを地域内のご家庭へ配布した後に避難訓練を実施し、災害の発生を想定した避難場所や応急避難所と、中核避難所までの避難経路を実際に歩いて確認をしていただいております。

また、6地区の自主防災組織では、災害時に備えて、自分の住む地域の情報、避難所や消火栓がどこにあるか、危険箇所はどこか、支援が必要な人はどこに住んでいるか、支援できる人はいるかなどを地図に書き込み、情報を共有する防災ささえあいマップを町社会福祉協議会の支援の下、作成しており、平時は見守り活動に、緊急時には命を守るための行動に活用できるツールとしております。

そのほか、町の地域づくり活動支援事業補助金や、宝くじの事業収入を財源とした社会貢献事業であるコミュニティ助成事業を利用して、防災備蓄品の購入や、ハザードマップの作成、独自の防災訓練を行った区もあり、町では申請の支援や、訓練等への講師派遣など、支援を行っているところであります。

続いて、ロの今後の対応について、町の防災・減災の今後の取組はのご質問でございますが、各区や自主防災組織に対しましては、毎年、区長さんを対象に、防災ハザードマップの活用の仕方や移動系・同報系防災行政無線の使い方などをご説明させていただく防災説明会を開催しているほか、出前講座などを通じて各区へ出向き、情報交換を行い、地区防災計画や非常時に活用ができるマップなどの整備の支援のほか、地域の防災備蓄品の確保について、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、防災の要の一つである消防団に対し、活動資機材の充実など、物的支援に加え、火災想定訓練など、万一の際の迅速な対応を図るためのスキルの向上機会の充実、防災士資格や消防ポンプ車運転のための自動車免許の取得支援などの人材の育成にも努め、自主防災会の支援と併せ、さらなる地域防災力の向上につなげたいと考えております。

町といたしましては、地域全体の防災意識を高め、住民一人一人が防災について理解を深めることが何よりも重要であることから、今後も日常的な広報活動を通じて防災・減災の重要性を伝えるとともに、防災説明会や町総合防災訓練といった、住民が実際に参加体験できる機会を提供し、地区の防災力の向上を支援してまいりたいと考えております。

8番（星君） ただいま担当課長より丁寧な答弁をいただきました。本当に日頃防災に関しても、いつ起きてもおかしくないことなので、一生懸命このことも参加してやっていきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、5番 水出康成議員の質問を許します。

5番（水出君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。今定例会一般質問最終登壇者でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

質問表題として、一つ目に移住定住施策について、二つ目に警戒情報について一般質問を行います。

初めに、移住定住施策について。私たち町議会議員は、県内の町村議員研修として7月12日に松本市キッセイ文化ホールにて、2件の講演を受講しました。その中の一つの講演で、「私たちはローカルで幸せを見つける～関係人口とリジェネラティブ～」と題して、講師は月刊「ソトコト」編集長であり、国の委員としても地域のプロジェクトに多く携わり活躍されている指出一正さんの講演に私は興味を持ちました。

移住者やUターン者を増やすことは理想だけど、ハードルが高い。その中で注目されているのが関係人口という考えです。関係人口という言葉は、2014年に地方創生担当相が設置されて以来、地方創生という言葉が盛り上がり、地方創生の手段として関係人口が注目され、2018年に関係人口創出拡大事業として始まり、ここ数年ではやってきた言葉ということです。

総務省地域力創造グループのホームページによると、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。地方圏は人口減少、高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人が地域づくりの担い手となることが期待されていますと記されています。講師によると、この関係人口が地域を面白くしていつてくれる地方創生の一つのコアになるのではないかと期待があるということです。

講習を通じて、わざわざ地域外の方が、住んでいる地域を飛び越えて取り組む覚悟を決めた活動は、より強い思いと想像を持ち合わせ、地域の活性化に貢献してくれるのではないかと期待が膨らみました。

総務省では、2019年度及び2020年度に関係人口創出・拡大事業を実施し、国民が関係人口として地域と継続的なつながりを持つ機会、きっかけを提供する地方公共団体を支援しています。地方創生策としても注目され始め、移住定住者増加へも影響する関係人口について、イとして2点質問いたします。

一つ目は、町として関係人口に関した取組の有無を含めて状況を伺います。

二つ目は、今後、関係人口の増加を意識した事業への取組に関して考えを伺います。

続いて、移住定住施策についての質問になりますが、当町のホームページ、坂城に住みたい移住定住及び坂城で暮らそう子育て・育児のページに、移住定住ガイドブック、若者・子育て世代支援パンフレット、スマートタウン坂城、坂城まちで暮らそうを紹介しています。各種様々な助成や補助制度が紹介されています。

その中の住居関連と農業関係に関する一部紹介になりますが、住居関係では、移住定住目的の住宅取得に助成、リフォームとブロック塀除去費用助成、空き家バンク登録物件対象の補助制度、新婚夫婦の新生活応援などがあります。

農業関係では、ファミリー農園の紹介があります。また、移住定住ガイドブックでは、新規就農者支援事業があります。少しの土地でもいいから家庭菜園などの土いじりをしたい方は、ファミリー農園の借用地が1区画50平方メートルで年間2,700円で利用でき、特に農業初心者にはありがたいメニューと思います。また、農業移住を目指した方は、認定新規就農者の認定資格を得て、新規就農者支援事業補助金も活用できます。ただし、認定新規就農者の認定資格取得は多少ハードルが高そうですが、メニューにあります。しかし、生産目的でない農地購入に関する補助金は見当たりません。増加する空家、耕作放棄地の消化のためにも、移住検討者、以降移住ユーザーと言いますが、積極的に獲得したいと思います。

そこで、現在のライフスタイルに着目したメニューやキャッチコピーを含め、移住ユーザーの分母をさらに増やせるように試みてはと考えます。特に、コロナ禍ではリモートワークが広まり、首都圏の密集地の生活を避け、郊外や田舎暮らしへの移住が広まり、古民家の活用や地域おこし協力隊員としての活躍など、移住生活での成功事例などのテレビ番組が増えてきていることから、都会のストレスから開放され、心の豊かさを得られる生活への変化を望む移住ユーザーが増加していることが想像されます。

また、最近のライフスタイルの言葉に半農半Xという考え方があります。半農半Xの言葉の成り立ちは、総務省地域力創造アドバイザーの塩見直紀氏が半農半Xを提唱し、半農半Xのコンセプトは国内外に広がり、政策化されています。コロナ禍の中で自身のライフスタイルを見直す人が増えたことから、改めて注目されているそうです。その背景には、物やお金ではなく心の豊かさを求める人々の増加が挙げられるだろうとしています。

質問になりますが、ロとして、坂城まちで暮らそうについて。当町の環境や地の利を生かし、自然豊かで首都圏へのアクセスが程よい、土いじりができる暮らし、半農半Xを希望する移住ユーザー層をターゲットに、当町移住時に農地と住居の同時取得を条件にしたパッケージの補助金制度が移住定住メニューの一つとしてあると、より移住ユーザーは検討しやすいと思うが、考えを伺います。以上について答弁願います。

企画政策課長（竹内君） 1. 移住定住施策についてのご質問に順次お答えをいたします。

人口減少による経済や社会、人々の生活への影響が危惧されている中、国においては、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に様々な地方創生の取組が推進されているところであります。

当町におきましても、町の人口に関する現状と課題を整理した上で、将来の目指すべき方向性や人口の将来展望を示した坂城町人口ビジョンを策定するとともに、ビジョンに掲げた将来展望を実現するための多面的な取組を示した坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、毎年検証を重ねてまいりました。

この総合戦略は、しごと、出産・子育て、人の流れ、くらしの四つの視点を柱に各種事業を実施しており、就業機会の拡大や多様な産業の創出、暮らしの質を高める医療や福祉、子育て、教育などの充実を図り、住みやすさの向上や地域の活性化、にぎわいの創出などにより、人口の流出抑制や流入促進、出生者数の増加を促していくこととしております。

また、総合戦略の四つの視点の一つである人の流れをつくる取組の中に、今回ご質問のありました関係人口について示しているところであります。

ご質問にもありましたように、関係人口とは、その地域に居住している定住人口や通勤や通学、観光などで地域を訪れる交流人口ではなく、特定の地域に継続的に多様な形で関わり、地域の社会問題解決や魅力向上に貢献いただく存在で、総務省では行き来する者、地域内にルーツがある者、何らかの関わりがある者を関係人口として区分しております。

初めに、イの関係人口についてのご質問であります。当町で関係人口の創出・拡大に向け、取り組んでいる事業の一つとして、ふるさと納税事業がございます。

この事業は、当町に対する思いや関心がある方から寄附をお寄せいただき、町の特産品などを返礼品として送るとともに、町の魅力や取組などを発信し、継続的に地域を応援いただけるよう実施しております。

また、毎年開催しているばら祭りや葡萄酒祭、駅前に静態保存がされている169系電車関連事業などのイベント事業も、町に関心を持っていただける魅力ある事業の一つであり、何度も町にお越しいただいているリピーターの方々も関係人口と捉えており、新たな人口の流入増加につながるものと期待しているところであります。

このほかにも、町内に整備しております移住体験施設では、町内企業へのインターンシップや就農体験を希望する方などに対しまして、当町での暮らしを体験できる拠点として無償で貸出しを行っており、多くの方に施設を利用いただく中で、将来に向けた移住定住につなげるとともに、その利用者からの情報発信により、当町を大勢の方に知っていただく機会にもつながっているものと考えております。

また、連携協定を締結し、様々な事業を行う4大学との連携事業や東京都などに在住する当

町出身者で構成される東京坂城会との交流事業なども他地域とつながる有効的な事業であり、引き続き実施してまいりたいと考えております。

今後におきましても、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、各種事業を展開するとともに、人とのつながりや思いを大切にしながら、様々な媒体を通じて、町外に向けた地域の魅力を発信・PRし、関係人口のさらなる創出を念頭に、地域の活性化や持続可能な社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、口の坂城まちで暮らそうについてのご質問にお答えをいたします。

全国的に少子高齢化が急速に進展し、当町におきましても、出生率の低下や高齢者人口が増加しているほか、転出超過も相まって、人口減少が進んでいるところであります。

人口減少を少しでも食い止めるためには、働く場や就職先を増やし、安心して出産・子育てができる環境や、学びの場の充実などを図るなど、人々が坂城町に住みたい、また、住み続けたいという町への愛着を醸成していくことが重要であると考えるところであります。

そうした中で、町の暮らしやすさや住みやすさなどの魅力を多くの方に伝え、少しでも興味を持っていただき、最終的に移住定住につなげていくための施策としましては、町ホームページやSNSを通じた情報発信をはじめ、民間企業が運営する複数の移住紹介サイトなどに町の記事を掲載していただいているほか、首都圏に住む県内への移住を検討する方に対して行っている移住セミナーや相談会、移住体験ツアーなどにおいて、町の魅力を職員が直接紹介しているところであります。

ご提案のありました農地と住居の同時取得による補助制度創設につきましては、これまでそういったお問合せや要望等をいただいておりますが、需要の判断を含め、今後におきましては、慎重な対応が必要であると考えるところであります。

しかしながら、当町への移住に併せて、軽易・小規模栽培を希望される方がいらっしゃった場合には、住宅敷地内で栽培等ができる空家や1区画50平米、年間2,700円の利用料で借りられるファミリー農園をご紹介させていただいているほか、農地バンクにより貸したい・売りたい農地をあっせんする事業も行っておりますので、こうした事業をご案内させていただきたいと考えております。

また、移住に併せて本格的に農業を始めたいという方に対しましては、新規就農相談に関する窓口を商工農林課に設けており、認定新規就農資格の取得や営農計画の作成を支援しているほか、就農資金となる経営開始資金等の補助制度や融資制度など、就農に必要な様々な支援制度をご紹介します、相談をお受けしているところであります。

こうした施策と同時に、移住定住するための住居として、空家を利活用する場合に、登録されている空家の片づけや改修に要する費用の一部を補助する空き家バンク利用促進補助制度も設けているほか、県と連携して東京圏、愛知県または大阪府に在住し、就労していた方が町に

移住した場合に補助をするU I J ターン就業・創業移住支援金制度や、町独自の制度として、町内に新たに居住する目的で建築または購入する住宅の所有者に対し10万円を交付する移住定住促進補助金制度を実施し、町内に移住する方の負担軽減につながる支援を行っているところでもあります。

移住を希望する方の年齢や家族構成により、その目的や求める条件などもそれぞれ異なっておりまいます。そうした中では、坂城町の風土や特色、魅力を少しでも多くの移住を希望している方の目に触れる機会を増やすよう様々な場面や方法を設けていくとともに、町外に向けてより積極的に情報発信を行いながら、移住定住施策を推進してまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいま詳細にわたって丁寧に答弁をいただきました。今回の関係人口について、あくまで参考情報ではございますが、総務省関係人口ポータルサイト内の各地の関係人口募集情報、関係人口マッチングナビに募集情報が掲載されております。県内では、現在8市町村が募集しているところでございました。

また、地域おこし協力隊というのは、皆さんも多く耳にすることがあると思いますが、多少関係人口の内容とは若干違うところもありますが、隊員が最終的に地域に定着することによる地域の活性化も制度目的とされているというところで、迎え入れる町とすると、同じ結果、効果をもたらすところかと思ひます。

長野県のホームページの地域おこし協力隊の広場より、地域おこし協力隊受入れ自治体を確認すると、令和6年、今年ですね、4月1日現在、県内の69市町村が430名の受入れ実績、こういったものがあつたと登録が確認できました。いずれも坂城町の登録はありません。

ただし、関係人口も地域おこし協力隊も、受け入れればいいというものではないし、募集すればいいというものでもございませぬ。両者ともにやっぱり町、実施される人たち、そういうことのマッチングですよ、そういったところのマッチングミスがやっぱり起こり得る場面がありますので、一概にいいと言うことはできないと思ひます。

何よりも坂城町は、工業の町として町外からも多くの方が町内企業様に通われています。通勤者は関係人口ではなく、先ほども説明がありましたが、現在は交流人口の扱いだと思ひます。将来、町内の移住定住になり得る要素を持ち合わせている方々だと思ひます。

そして、現在、町内でもワイン醸造やサツマイモ加工、音楽の集いなど、地域活性化にご活躍される方々が芽生えてきています。大切なことは、関係人口、地域おこし協力隊、町内在住者の方々も含め、I LOVE SAKAKI人をより多く獲得するため、来る人を待つだけでなく、積極的なプロポーズが必要と思ひます。

山村町長も、町の広告塔として日頃から大変ご尽力いただいております、公務はもとより、人間ドック以外休まず可能な限り各種イベント、講演会などに顔を出されて、坂城町を売り込んでいます。今月7日の長野パルセイロの「本気のホームタウンデー坂城町」の試合では、ねずこ

んとともに特産ブドウのナガノパープルをプレゼントし、坂城町をアピールされておりました。

いろいろな人がいろんな場面で坂城町を宣伝する、そして町の魅力を発信しているホームページは、わかりやすく興味を引く情報をブラッシュアップして発信に努めていただくように進めてもらうこと、そんな積み重ねが町外者から坂城に行ってみよう、坂城で何かをやってみよう、と引きつけていくのではないのでしょうか。町民みんなが営業マンとなり、「輝く未来を奏でるまち」を坂城を売り込むため、これからみんなで頑張っていくことを期待して次の質問に移ります。

警戒情報としては、気象に関する警戒情報のイメージが強いところですが、県は9日、野生鳥獣被害対策本部会議でツキノワグマ出没警戒を初めて発令されました。このように、私たちの身の回りにはいろんな危険が差し迫る昨今となって、いろいろな警戒情報が発令されていることは危惧するところです。

夏場に心配になるのが、高温への気候変動による活発な前線や線状降水帯の発生、台風などによる大雨警戒や土砂災害警戒が多く発令されること、そして個人の体に直接危険を及ぼす熱中症ではないのでしょうか。今回の質問では、避難情報についてと熱中症警戒アラートについて、2点の警戒情報に関して質問します。

8月25日には、東海地域を震源とする地震発生を想定して、村上小学校をメイン会場に令和6年度町総合防災訓練が行われました。また、今回の訓練では、ペット同行避難による講習を新たに加え、行われました。

防災訓練では、避難指示が発令され、避難所へ避難する行動を通じて点検・確認して、安全避難へのフィードバックが大切なところです。そして、参加者の防災知識・技術の向上を図っています。

避難訓練では、避難指示が発令され行動を起こしていますが、実際は個人として災害事象や災害予報・警戒により、自らの命を守る行動として準備します。安全に迅速な避難を行うため、質問になりますが、イとして避難情報について、気象庁では、警戒レベル4の状況下で避難が必要な場合、避難指示は市町村が対応することになっています。町の運用として、避難指示を発し、対象住民を避難させるまでの基本対応手順を伺います。

次の質問として、熱中症警戒アラート、以下アラートと言いますが、坂城町「すぐメール」より今年も多く発せられました。環境省の熱中症警戒アラートの発表履歴から、今年の8月末までの長野県のアラート発表回数を調べてみました。7月22日が発令発表初日で、7月度6回、8月度13回、計19回今までにアラートが発表されていました。昨年度を調べてみると、同じ資料上では13回の発表となっておりました。本年度は約1.5倍に増えています。

また、熱中症と思われる救急搬送の件数はどのくらいあったのか、千曲坂城消防本部の協力を得て確認しました。千曲坂城消防本部管内の戸倉上山田消防署、更埴消防署、坂城消防署、

この3署の合計データにはなりますが、5月4日に今年初めて出動しております。5月が2件、6月が7件、7月が23件、8月が31件、計63件。坂城町在住の方の救急搬送は、その中に11件含まれていました。救急搬送された約7割の方が屋内での行動や屋内に戻ってから、屋外で仕事をしていたり、何か運動をして屋内にもどってからの発症でした。

アラートが発表されなくても、熱中症が発生しています。坂城町として、まずロの質問ですが、熱中症警戒アラートの対応について、3点伺います。

一つ目に、アラートのメールが発表されるまでの情報入手から発信までの手順と今年度のアラート発信回数を伺います。

二つ目に、アラートが発せられたときの小学校、中学校のアラートに影響する授業や行事について、具体的な対応内容を伺います。

三つ目に、年々高温環境が増加すると想定されます。小中学校の体育館は、防災面では中核避難所になっておりますが、ここへ冷房設備の早期設置が必要と考えます。ただし、即年実施は予算関係を含め難易度はありますが、命の危険につながる課題でもあります。今後、簡易冷房設備の設置、授業方法の変更、授業場所の変更等、工夫される応急対応などを伺います。以上について答弁願います。

町長（山村君） ただいま水出議員さんから、2番目の質問としまして、警戒情報について、イ、ロのご質問をいただきました。私からは、イの避難情報についてのご質問にお答えしまして、ロにつきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、先月末、非常に強い勢力で奄美諸島から鹿児島県に上陸した台風10号は、日本を取り巻く気象状況も相まって、九州、四国地方を中心に長期間にわたり迷走し、台風の直撃を受けた地域はもとより、台風から離れた地域でも、強風や記録的な大雨を観測するなど、その影響は広範囲にわたりました。

今回の台風では、土砂災害や河川の氾濫、建物の損壊、交通網の麻痺などの生活環境やインフラへの甚大な被害だけでなく、尊い人命が奪われるなど、人的被害も発生いたしました。

こうした災害時において、特に人的被害を防ぐために、まず重要になるのが確実な情報伝達の仕組みの構築であり、町におきましては、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、同報系防災行政無線を整備し、平成30年7月から完全運用を開始してまいりました。

防災行政無線は、大規模な災害などにより一般の電話回線などが使用できない状況や、テレビ放送の受信ができない状況下においても、町独自に割り当てられた電波を使い、緊急放送を行うことができる、住民の皆様の安心・安全に欠かせない設備であります。

特に、当町における同報系防災行政無線は、他の自治体の例に多くある屋外スピーカーのみの運用ではなく、町内全戸・全事業所に戸別受信機を無償で配布し、屋内においても情報を取得できることから、大雨などで屋外では音が聞きづらい状況にありましても、確実に情報をお

伝えできるという強みがあります。

また、町では、避難情報など緊急かつ重要な情報を確実に伝達できるよう、毎年、町総合防災訓練において情報伝達訓練を実施しており、先日25日に開催しました総合防災訓練におきましても、同報系防災行政無線による町からの一斉放送や、自主防災会からの地区別放送、緊急速報メールや「すぐメール」、臨時災害放送局の開設、移動系防災行政無線を通じた各自主防災会や消防団各分団との情報連携など、各種訓練を実施したところであります。

さて、ご質問の避難指示を発し、対象住民を避難させるまでの基本対応手順であります、台風などのように災害発生までのリードタイムがある場合には、町では、住民の皆様が避難への準備や判断を適切にできるよう、まずは気象庁が発表する警報などの気象情報を「すぐメール」や町ホームページなどを通じお知らせするほか、町が整備した河川監視カメラや水位計など気象観測装置の情報を公表しております。

その上で、避難情報につきましては、実際の降雨量や降雨の予想、雨雲の動き等の気象条件のほか、様々な機関が発表する防災情報や、職員などによる現地確認等により総合的に判断する中で、発令を行っているところであります。

そのため、町が発出する避難指示は、必ずしも気象庁が発表する防災気象情報と連動するものではなく、必要な場合には防災気象情報を待たずに発令することも想定されるところであります。

また、こうした判断につきましては、長雨やゲリラ豪雨、台風、地震など、災害の種類によっても異なりますが、災害対策基本法や町地域防災計画にある、「人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合」という基本的な考え方に基づき行っており、毎年各区の区長さんを対象として開催しております防災説明会においてもお伝えしているところであります。

また、町の地域防災計画におきましては、町は避難指示を発した際は、その情報を伝えること、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めることを定めております。

このうち情報伝達につきましては、「町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する」こととしており、町が整備しました防災行政無線を通じた放送のほか、Ｌアラートを通じた各種メディアからの情報配信や、携帯電話各社からの緊急速報メール、自主防災会や消防団をはじめとする各種団体との協力など、多重かつ多様な手段により伝達を行い、また、避難誘導においては、避難の対象となる方が誰一人取り残されず避難できることを基本としております。

しかしながら、土砂災害のようにそれぞれの箇所における地質や地形、植生等に大きく影響され、一般的な土壌雨量等の予測のみでは全ての箇所において一様に判断できないものや、災害発生可能性の範囲が広範な場合には、町が町内全ての状況を把握することは難しい現状でも

あります。

そうしたことを踏まえる中で、住民の皆様には、日頃からお住まいの地域にどのような危険があるかをハザードマップで確認していただき、土砂災害をはじめとする災害の危険性の有無を知っていただくことが大変重要であると考えております。

町でも、気象情報や町内危険箇所の状況など、様々な情報収集を行いながら、適切なタイミングでの避難情報の発出に努めてまいりますが、町からの避難情報が出されていない状況であっても、ご自宅の周囲の状況や気象情報に注意する中で、危険を感じた場合には自主的に避難を開始していただくなど、いざというときには早めに安全確保の行動を取っていただくようお願いしたいと考えております。

町といたしましては、一人一人が防災の意識を持ち、様々な危険からご自身やご家族、大切な方々の命を守れるよう、平時から広報やホームページ等による啓発や情報提供に努めるとともに、総合防災訓練や地区説明会など様々な機会を捉える中で、避難に対する考え方を住民の皆様にも、周知してまいりたいと考えているところであります。

保健センター所長（川島君） 私からは、2. 警戒情報について、ロ. 熱中症警戒アラートについてのうち、アラートのメールの発信に関する手順や今年度の配信回数についてお答えいたします。

近年、地球温暖化の影響による平均気温の上昇で、夏期においては、立ちくらみや目まいなどの症状が見られる熱中症になる方が増加している状況であります。

熱中症の危険性に対する気づきを促すことを目的として発表される熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される場合に、気象庁と環境省が共同で発表する情報であります。

熱中症警戒アラートは、全国を58に分けた区域を単位とし、区域内の指定された暑さ指数算出地点の気温、湿度、日射量などを基に算出される暑さ指数の数値が、いずれかで33以上と予測された場合に、前日の午後5時頃と当日の午前5時頃に最新の予測値を基に環境省から発表されます。

長野県においては、この暑さ指数算出地点が29地点あり、そのいずれか1地点で暑さ指数33以上と予測された場合に、県内に熱中症警戒アラートが環境省より発表されます。

保健センターでは、県内に熱中症警戒アラートが発表された際、熱中症患者の救急搬送業務を行っている千曲坂城消防本部と連名で、さかきまちすぐメールの登録者に対してメール配信を行い、熱中症に対する注意喚起をしているところであります。

熱中症警戒アラートの情報入手からメールを配信するまでの手順とのご質問でございますが、当日の午前5時に発表される環境省の熱中症警戒予防情報サイトにより職員が確認し、長野県内に熱中症警戒アラートが発表されている場合には、さかきまちすぐメールの配信準備を行い、

午前８時３０分を目途にメール配信する流れとなっております。

続いてご質問の、熱中症警戒アラートの配信回数につきまして、県内において今年度、７月２２日に１回目の熱中症警戒アラートが発表され、８月末日の時点でこれまで１９回発表されております。

また、今年４月より新設されました熱中症特別警戒アラートは、広域的に過去に例のない危険な暑さなどにより、熱中症による救急搬送者数の大量発生を招くなど、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されるもので、都道府県単位に、暑さ指数算出地点の暑さ指数が全ての地点で３５以上と予測された場合に、前日の午後２時頃発表されることとされましたが、今年度はこれまで、全国で発表された都道府県はありませんでした。

今後も、熱中症の危険が予測される熱中症警戒アラートや特別警戒アラートの発表状況をお知らせすることで、町民の熱中症による健康被害を防止するとともに、熱中症の判断や応急処置に関する情報提供などにも努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） ロ．熱中症警戒アラートについてのご質問のうち、熱中症警戒アラートが発令された際の小中学校の対応についてお答えいたします。

地球温暖化の影響により、県内でも平均気温の上昇、真夏日、猛暑日の増加傾向が続いており、小中学校の夏場の活動においては、熱中症予防対策が不可欠となっております。

現在、町立小中学校では、熱中症予防対策を、文部科学省が示している学校における熱中症対策ガイドライン作成手引きを基に対応することとしております。

各学校では、体育館、職員室、保健室等に暑さ指数を計測する機器（湿球黒球温度計）を設置し、暑さ指数のレベルにより、小学校では、校長・教頭・養護教諭、また、中学校では教科担任も加えて、授業や学校活動の実施可否の判断をしております。

各学校で用いているガイドラインと熱中症警戒アラートは、共に気温・湿度・輻射熱などを数値化した暑さ指数を用いており、熱中症警戒アラートは、この暑さ指数の予想値が３３以上となった場合に発令されるものでございます。

一方、学校で用いておりますガイドラインでは、各学校で計測しております暑さ指数が、熱中症警戒アラートが発令される暑さ指数３３より低い３１となった時点で、屋外・体育館での運動、休み時間の外遊び等を中止するよう対応しております。

このほか、暑さ指数２５以上で警戒、２８以上で厳重警戒として、児童生徒に注意喚起を行い、運動中の水分補給や休息を取ることを指導しております。

また、部活動につきましては、グラウンドなどの練習場所に携帯の指数計を置き、暑さ指数３１を目安に、運動を中止し、教室でのミーティングに切り替えるなど熱中症予防対策を取っております。

続いて、小中学校体育館への冷房設備の設置に関するご質問についてお答えいたします。

町立小中学校では、夏場の学習環境向上のため、令和元年度に普通教室、令和3年度に特別教室へのエアコン設置を完了しましたが、体育館につきましては、4校とも冷房設備は未設置となっております。

小中学校体育館につきましては、学校活動だけでなく、社会開放によりスポーツや地域コミュニティの場でもありますので、気温上昇の続く中、児童生徒や地域利用者の熱中症の予防と安全を確保する観点から、冷房設備の設置は望ましいものと認識しております。

しかしながら、ご指摘のとおり、体育館に冷房設備を設置するためには、設置費用だけでなく、電気料金などランニングコストも含め、多額の経費が見込まれます。また、体育館への冷房設備導入にあたっては、冷房効率の面において既存体育館建物が十分な断熱性能を有するかどうかという点も大きな課題でございます。

体育館建物の断熱性につきましては、冷房設置後の省電力化・電気料金の削減の観点から重要であるとともに、国の補助事業として普通教室・特別教室のエアコン導入時に活用した学校施設環境改善交付金においては、体育館建物が断熱性能を有することが補助要件の一つとされており、体育館が断熱性能に欠ける場合、冷房の設置と併せて断熱改修も必要となります。

冷房設置に加えて、断熱改修となりますと、相当大がかりな工事となりますので、今後、学校施設全体の長寿命化を計画的に進めていく中で、国の支援施策の活用、財源確保を含め、設置について研究を進めてまいりたいと考えております。

現状の学校体育館における暑さ対策といたしましては、大型の送風機を設置するほか、体育授業などは比較的涼しい午前中に実施することなどの工夫や、夏場の全校集会や体育館行事を、それぞれの学級からオンラインで参加する方法に変更するなどの対応を取っているところでございます。

また、簡易冷房設備を導入してはというご提案についてでございますが、小規模なスポットクーラーでは、冷風の当たらない箇所ではほとんど冷房効果が期待できませんので、学校での活動において、多人数で体育館を利用することを考慮しますと、ある程度の規模の設備が必要になると想定されます。

一方で、簡易であっても、直接冷風に当たれば、ある程度体が冷却され、熱中症予防になるという考えもございますので、今後、ほかの自治体の取組なども参考にしながら、学校での運用方法を含め、研究してまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいまは警戒情報について、避難情報については、町長より丁寧な説明をいただきました。また、熱中症警戒アラートについては、担当課長より説明をいただきました。

まず、避難情報についてですが、やはり住民は様々な情報は入ってきますので、この地区が危険だ、避難しなければいけない、そんなことについては、やはりかなり心配しているところでございます。

町として、一番大切なのは、今、坂城町も小さい町ではありますが、場所によっていろいろ状況が変わってきますので、まず危険区域の設定情報をできるだけ早く流していただくこと、それと高齢者の方は、警戒レベル3から避難を開始されますけれど、そういった方たちの福祉施設やら各自治区での要支援者への連絡方法、その辺の迅速な伝達ができるようなところは十分に注意していただければと思います。

そして、やはり国や県の情報というのは現場を見ておりませんので、やはり一番、市町村で現場がどうなっているのか、その辺を大切に迅速な情報を流していただくようお願いしたいかと思います。それとあと、熱中症警戒アラートについてですけど、まず発生件数等を調べて、私が調べたところと、またデータ元は環境省で一緒だったようなところで認識しました。

坂城町としても、個別地区としての暑さ指数が熱中症警戒領域になっているかどうかというのは、やはりそれぞれの場所でないとわからないところがございます。そんなことで全体的に流れる熱中症警戒アラートというのは、気づきとしては、促すには非常に有効だと思いますので、その情報を基にそれぞれ自己判断の中、いろいろ管理されることかなと思いますが、行政としては、やはり担当課とすれば、どこの場所がとかを含めて、熱中症指標計で実測ができることというのも、先ほど小学校はお持ちになっているということでございましたけれど、やっぱりその辺が全て町の施設が持っているか等々については、確認の質問はいたしません、そういったところで、やっぱり現場できちっと確認できる状況を常に持っていてもらいたいなと思います。

それとあと、小学校は熱中症による授業への影響がございますが、前回の一般質問で同僚議員の質問にもありましたが、プール授業等の話の中でも、やっぱり水泳授業やら体育授業が大切ですよという話がありました。夏場は特にプール授業も熱中症の関係で中止になりますし、雨の関係でも中止になります。それでやっぱり先送りする、ほかの授業に代替する等々もいろいろ発生すると思いますが、やはり先生たちのやりくり、そういったことも大変だと思いますし、夏場のことを先送って行って、寒い時期に行ったときに先送りがあまりにも多すぎて、またやりくりが大変になる、そんなことも想像されるのではないかなと思います。

あと、体育館への冷房設備の設置ですけど、断熱改修工事が、先ほど担当課長の説明で、国からの指導によっては、今現状では補助もいただけない状況にあるということで、単独で実施するのは難しいというお話がありました。この辺は、国のほうにどんどん働きかけていきたいことかなと思っております。

特にスポットクーラーについてですけど、今、小型のスポットクーラーは、先ほど言われたように、なかなか機能を含めて疑問があるところもございますが、最近やっぱり大型スポットクーラーなども出てきて、購入でなくレンタルでも体育館向けに貸し出しているところもございます。そういったようなものもうまく活用できないのか。あと電気代等についても、太陽

光もついておりますので、多少なり今までの金額よりは負荷が軽減できるのかなと思いますので、その辺も前向きに検討いただくようお願いしておきたと思います。

そして、やはり応急対応として、先ほどの水泳授業や体育授業、この辺も前回の質問でありましたが、やっぱり民間のプールを借りるだとか、文化センターは体育授業なんかで使えますかね。そういったことも年間の計画の中できちっと、夏場はもうそういった場所を使って授業をするんだということで計画を組み立てて、移動手段もやっぱりバスを使う等々含めてですね、事前にそういった計画を組んでやっていただければなと思います。

こんなことでやっぱり町民の安全を守る意識、そういったことも一つ宣伝になりますし、坂城町はいい町だなということで、大いにまたその辺積極的に取り組んでいただければ、また坂城町に多く人もやってくる一つの要素になろうかとも思っております。そんなことを期待して私の一切の質問を終わりにさせていただきます。

議長（滝沢君） 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時38分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） では、再開いたします。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（伊達君） 大変貴重なお時間を頂戴し、誠に申し訳ありません。本定例会初日に決算資料としてお配りいたしました、令和5年度主要施策の成果及び実績報告書につきまして、一部訂正をお願いしたいと存じます。

訂正いただきたい箇所につきましては、実績報告書の18ページ、款1 議会費、議会一般経費の事業概要の記載中、中段より若干下になりますけれども、社会文教常任委員会の1行目、8月2日の現地視察として、ちくま環境エネルギーセンター、エコパーク須坂の後、葛尾組合と記載すべきところ、「葛」の字が点という表記になってしまいました。おわびを申し上げますとともに、「葛」という字に訂正をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝沢君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

議長（滝沢君） では次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月2日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第52号 令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行い

ます。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

ではまず、歳入について総括質疑に入ります。

9番（玉川君） 5件、歳入についてお尋ねします。まず13ページ、款1町税、項1町民税、目1個人、これの節1の現年課税分、節2の滞納繰越分について、不納欠損と収入未済額の件数、人数、最高額、繰越分については最長期間とその金額について。

続きまして、同じページ、13ページの款1町税、項1町民税、目2の法人、これの節2の1現年課税分、2の滞納繰越分について、同じですが、収入未済額の数、最高額、繰越分については最長期間とその金額。

続きまして、同じページ、款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分、2滞納繰越分について、不納欠損と収入未済額の数、最高額、繰越分については最長期間とその金額。

続きまして、同じページ、13ページの款1町税、項3軽自動車税、目1の軽自動車税種別割、これの節1現年課税分と2の滞納繰越分について、不納欠損と収入未済額の件数、人数、最高額、繰越分については最長期間とその金額。

そして16ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3の保育負担金滞納繰越分、4の時間外保育負担金滞納繰越分について、収入未済額の数、最高額、最長期間とその金額についてお答えください。お願いします。

収納対策推進幹（細田さん） 決算書13ページ、町税の不納欠損額と収入未済額の詳細についてお答えしてまいります。

初めに、款1町税、項1町民税、目1個人、節1現年課税分の不納欠損額はございません。収入未済額につきましては、538万6,409円で、299件、106人でございます。最高額は107万8,186円です。

続きまして、節2滞納繰越分は、不納欠損額171万7,355円で、124件、14人です。最高額は27万4,040円で、最長期間は平成7年度、金額は8万7,659円です。

収入未済額につきましては、2,309万6,032円で、1,483件、232人です。最高額が217万3,507円で、最長期間が平成2年度、2万6,574円です。

続きまして、目2法人税、法人町民税、節1現年課税分です。収入未済額が15万円で、件数、人数とも3件でございます。最高額は5万円です。

節2滞納繰越分、収入未済額29万4,400円は、件数7件、人数3人でございます。最

高額が15万6,900円で、最長期間は平成21年度、金額が3万1,900円です。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分の不納欠損額は74万2,900円で、77件、19人でございます。最高額は14万9,500円です。

収入未済額は664万4,240円で、407件、127人です。最高額は43万600円です。

節2滞納繰越分の不納欠損額は392万4,133円で、139件、12人です。最高額は282万5,033円で、最長期間は平成8年、金額が8万3,300円です。

収入未済額は6,061万457円で、3,137件、128人です。最高額が564万9,100円で、最長期間は平成4年度、金額2万400円です。

続きまして、項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割、節1現年課税分の不納欠損額はございません。

収入未済額は38万4,200円で、46件、39人でございます。最高額は3万4,100円です。

節2滞納繰越分の不納欠損額は9万5,200円で、15件、4人でございます。最高額は4万3,200円で、最長期間は平成12年度の4千円でございます。

収入未済額は181万6,335円で、314件、69人でございます。最高額は41万8,400円で、最長期間は平成7年度の5,700円でございます。

子ども支援室長（橋本君） 決算書16ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3保育負担金滞納繰越分につきましては、収入未済額の人数は31人、最高額は92万8,450円、最長期間は平成11年度のもので、金額は5,320円となります。

同じく節4時間外保育負担金滞納繰越分につきましては、収入未済額の人数は23人、最高額は15万5,500円、最長期間は平成15年度のもので、金額は600円となります。

9番（玉川君） 税についてですが、滞納整理機構に移管した件数、金額、そして徴収できた金額について質問します。お願いします。

収納対策推進幹（細田さん） 再質問にお答えいたします。

令和5年度長野県地方税滞納整理機構への移管した件数ですけれども、12件でございます。

移管税額は680万4,490円で、そのうち徴収税額は446万7,150円でございます。

議長（滝沢君） ほかに質疑。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

12番（大日向君） 3点お願いいたします。ページ51ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、実績報告書の中で、令和5年度の外国人住民登録が

617人となっているんですが、登録者が多い国と人数について。

それと、ページ58ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、老人福祉一般経費の中の更埴地域シルバー人材センター補助事業なんですけれども、これは今現在町内で行ってもらえる業務内容にはどのようなものがあるのでしょうか。

それと、ページ92ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、ごみ資源物分別収集計画表カレンダー、これを外国語版で5種類作成しているんですが、こういった方にどのタイミングで周知が図られているのでしょうか、以上3点お願いいたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの質問にお答えいたします。

最初に、戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におけます外国人の居住人口数についてのご質問でございますが、外国人住民のうち国別で多いところ、617名ということですが、国別では、多い順に6年の3月31日現在の数字でございますが、現在22か国の方が町内に居住しており、国別で多いほうからベトナム、ブラジル、中国、フィリピン、タイとなっており、この5か国で全体の75%ほどとなっております。

続きまして、92ページの項2清掃費、1の清掃総務費のうち、ごみの分別の外国人へのごみの出し方等の周知はということでございますが、外国籍の住民の方へのごみの出し方の周知につきましては、現在、町の転入など、住民係の窓口にお越しの際に、英語版、ポルトガル語版、中国語版、ベトナム語版、タイ語版の5か国の言語で作成しました、ごみの出し方、分け方のパンフレットとごみの分別収集カレンダーをお渡しし、併せて可燃ごみ、不燃ごみの収集場所及び資源物の収集場所につきまして、収集庫の場所を記載した住宅地図をお示ししながら、その場でご説明をしております。

福祉健康課長（鳴海さん） 決算書58ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費のうち、老人福祉一般経費、節18の更埴地域シルバー人材センターであります。高齢者が働くことを通じて、健康を保持し、地域社会の活性化に貢献する組織として活動をいただいております。契約事業のうち、主な業務といたしましては、民間や公共からの委託として、施設管理業務や清掃業務、また植木の剪定などを請け負っていただいております。

議長（滝沢君） ほかにございますか。

6番（宮入君） 次の2点について質問いたします。ページ75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、節10需用費、修繕費130万9,697円、その内容は。

もう1件は、ページ76ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、節14工事請負費、園舎施設工事238万7,052円、この内容は。以上でございます。

子ども支援室長（橋本君） 決算書75ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、節10需用費のうち、修繕費の内容につきましては、南条保育園給食調理室の給湯器の修繕費、同じく給食調理室の壁及び床の修繕費、またプールのろ過ポンプの修繕費が主なもので

ございます。

続いて、決算書 76 ページ、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 南条保育園費、節 14 工事請負費、園舎施設工事の内容につきましては、南条保育園の年少保育室のエアコン更新工事 2 台分が主なものでございます。

議長（滝沢君） ほか。

7 番（中村君） 次の 2 点について質問いたします。ページ 76 ページ、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 坂城保育園費の中の節 10 需用費のうち、修繕費 86 万 6,789 円の内容は。

次に、ページ 77 ページ、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 坂城保育園費の中の節 14 工事請負費のうち園舎施設工事費 121 万円の内容は。以上 2 点です。

子ども支援室長（橋本君） 決算書 76 ページ、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 坂城保育園費の中の節 10 需用費のうち、修繕費の内容につきましては、坂城保育園の園庭にありますブランコ等の遊具の修繕、また、園のトイレの修繕費が主なものでございます。

続いて、決算書 77 ページ、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 坂城保育園費、節 14 工事請負費、園舎施設工事の内容につきましては、坂城保育園の事務室のエアコン更新工事に係るものでございます。

議長（滝沢君） ほかにございますか。

11 番（柊津さん） 1 点お願いします。ページ 82 ページ、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 10 子育て支援センター事業費、節 14 工事請負費、施設工事 770 万円の内訳をお願いいたします。

子ども支援室長（橋本君） 決算書 82 ページ、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 10 子育て支援センター事業費、節 14 工事請負費、施設工事の内容につきましては、昨年、大雨の影響により故障しました子育て支援センターエレベーターの復旧工事に係るものでございます。

議長（滝沢君） 次どうぞ。

3 番（塚田さん） 3 件お伺いします。ページ 42、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、温泉管理事業、節 18 負担金補助及び交付金の町民優待事業負担金の 398 万 5 千円の優待券利用枚数と利用率。

2 点目として、ページ 43、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、スマートタウン構想事業、節 18 負担金補助及び交付金のスマートエネルギー設備設置補助金 590 万円の補助対象の内容と件数。

続いて、3 点目、ページ 124 ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 5 防災費、防災行政無線管理事業、節 14 工事請負費、戸別受信機設置等工事 306 万 2,950 円の設置数を教えてください。

企画調整係長（宮原君） ページ 42、款 2 項 1 目 6、温泉管理事業の町民優待事業負担金の優

待利用率につきましては、令和５年度の全体の入館者数のうち、町民優待券を利用し入館された方の割合をお答えいたします。令和５年度の入館者数は２１万４，８４０人で、そのうち町民優待券を利用された方は２万１，３１７人、利用率は約１０％でございます。優待券の利用券の数につきましては、使った方の人数は把握しておりますが、枚数までは把握してございません。

続きまして、４３ページ、款２項１目６、節１８スマートタウン構想事業のスマートエネルギー設備設置補助金の補助対象の内容と件数をお答えいたします。太陽光発電システムにつきましては２６件、蓄電システムについては１５件、電気自動車等充給電設備については３件、エネルギー管理システムについては５件でございます。

まち創生推進室長（小河原君） １２４ページ、款９項１目５、節１４の戸別受信機設置等工事に関しまして、戸別受信機の設置台数のご質問にお答えいたします。

戸別受信機の直近の設置台数につきましては、一般世帯、事業所、公共施設等で合計５，０５１台となっております。

議長（滝沢君） ほかにございませんか。

５番（水出君） ２件お願いします。まず、１０２ページ、款６農林水産業費、項１農業費、目５農地費、その町単補助事業でございますが、実績報告書で１２地区に交付を行ったという内容は理解しておりますが、申請数は何地区あったか、お願いします。

同じ質問になりますが、ページ１１３ページになります。款８土木費、項２道路橋梁費、目１道路橋梁総務費、その中の同じく町単補助事業ですが、こちらも実績報告書では２３区、２４か所という内容で理解しておりますが、申請区数についてお尋ねします。

商工農林課長（北村君） ご質問の款６農林水産業費、項１農業費、目５農地費、町単補助事業についてお答えします。

こちらの町単の申請地区につきましては、１３地区でありました。

建設課長（堀内君） 決算書ページ１１３ページ、款８土木費、項２道路橋梁費、目１道路橋梁総務費のうち、町単補助事業について、申請件数についてのご質問にお答えします。

申請いただいた区の数としましては、２７区でございます。

議長（滝沢君） ほかにございませんか。

９番（玉川君） ３件伺います。３８ページ、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、職員研修事業、これに２００万４３円あります。これの研修種別の回数、それと対象者数と参加率を伺います。

続きまして、９８ページ、款６農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、需給調整推進対策事業、備考の１８負担金補助及び交付金３６６万３千円、これの転作面積と転作の作物について伺います。

最後に117ページ、款8土木費、項4住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費、住宅リフォーム補助事業、これの件数、工事内容、そして経済効果について伺います。

総務係長（宮下君） 款2項1目1一般管理費の職員研修事業、こちらのうちの職員研修、研修種別の回数と対象者数、そして参加率ということでございますが、今、実績報告書にあります職員研修事業の種類別に四つの種類を記載してございますが、階層別研修といたしまして9件、専門研修として13件、テーマ別研修を10件、その他研修について4件の合計36回を開催してございます。

研修の種類によりまして対象者が異なりまして、内容といたしまして、広域連携の中で実施される研修などは、全職員からの希望者を募りつつ希望者についてのみ行うというような研修もありますので、全体の参加率などというところはちょっと出せないところではありますが、階層別研修や専門研修といった中の新入職員を対象とした研修、または新任の税務職員を対象とした研修など、対象者が限定される研修につきましては、対象者全員が必要とする研修に参加をしたというところでございます。

商工農林課長（北村君） 款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費につきまして、お答えいたします。

需給調整推進対策事業における転作面積と転作作物はというご質問であります。需給調整推進対策事業は、主要米の生産量を調整し、過剰な米の生産を抑制することで米の需給バランスを保ち、米価安定を図る施策でございます。

ご質問の転作面積と転作作物でございますが、令和5年度の実績値といたしまして、野菜、麦、大豆、ソバなどの一般野菜が6,247アール、飼料用米が862アール、加工用米が543アールということで、合計7,652アールとなっています。

建設課長（堀内君） 決算書117ページ、款8土木費、項4住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費、住宅リフォーム補助事業、住宅リフォーム補助金につきましてお答えいたします。

補助件数は22件、工事内容につきましては、トイレ改修13件、浴室改修2件、内外装の改修2件、建具・給湯器の改修がそれぞれ1件で、そしてブロック塀の撤去が3件となっております。

経済効果ということでありますが、施工業者を町内事業所としていることから、町内の事業所への支援にもつながると考えており、一つの経済効果ということで捉えますと、リフォーム事業の事業費総額で1,645万円ほどとなっております。

議長（滝沢君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） では、これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

では、本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費

中目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中目 9 上水道費、目 1 0 合併処理浄化槽設置費、款 5 労働費、款 6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、目 5 防災費、款 1 0 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中繰越スマートエネルギー設備導入事業、款 1 2 公債費、款 1 4 予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中目 9 上水道費、目 1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 1 0 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中繰越スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第 3 「議案第 5 3 号」から日程第 6 「議案第 5 6 号」までの 4 議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第 3 「議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

では、本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第 4 「議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第55号 令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第56号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第52号」から日程第6「議案第56号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から9月19日までの8日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日12日から9月19日までの8日間は、各委員会審査のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月20日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時14分)

9月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
代 表 監 査 委 員	春 日 英 次 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第 5 2 号 令和 5 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第 5 5 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第 5 6 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第 5 7 号 坂城町公告式条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 5 8 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 5 9 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 6 0 号 令和 6 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について

第 11 議案第 6 1 号 令和 6 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

第 12 議案第 6 2 号 令和 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 13 議案第 6 3 号 令和 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 議案第 6 4 号 坂城町教育委員会委員の任命について

追加第 2 発委第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書について

追加第 3 発委第 3 号 医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について

追加第 4 発委第 4 号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について

追加第 5 発委第 5 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について

追加第 6 発議第 3 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について

追加第 7 発議第 4 号 地方財政の充実・強化に対する意見書について

追加第 8 発議第 5 号 健康保険証の存続を求める意見書について

追加第 9 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（伊達君） おはようございます。大変貴重なお時間を頂戴し、誠に申し訳ありません。

去る11日の本会議の際に資料の一部訂正をお願いいたしました、令和5年度主要施策の成果及び実績報告書につきまして、別の箇所にも誤りがあったため、一部訂正をお願いしたいと存じます。

訂正いただきたい箇所につきましては、実績報告書の69ページ、下段の表になります。事業名、勤労者総合福祉センター管理一般経費のうち、主な経費欄の二つ目として、「冷暖房設備更新工事」の記載につきまして、正しくは「多目的ホール防水工事」となります。重ねての訂正となり、おわびを申し上げますとともに、お手元に修正用のシールをお配りしましたので、訂正をいただきたく、よろしくお願いいたします。

議長（滝沢君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（滝沢君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）について直ちに見直しを検討することを求める請願書」

議長（滝沢君） この請願に対する委員長報告は不採択でありました。これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（玉川君） 私は、総務産業常任委員会で6月に継続審査となり、今議会では不採択となっ

た品川フリーランスの会からの、国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）について直ちに見直しを検討することを求める請願書について、賛成の立場から討論をします。

請願者は、請願書とともに資料を添付されました。その資料は、全国のフリーランス、自営業者約7千人、年齢で見ると40歳から50歳、これから20年、30年先、日本を支える世代が突出して回答されたアンケート調査でした。

議員の皆さんには同じ資料が届いていますが、改めて主な結果を見ますと、インボイス発行事業者登録の状況はというところで、既に消費税課税事業者であったので登録したが13.5%、免税事業者だったが新規登録したが25%、登録していないは51%、インボイス制度についての受け止めについては、制度の必要性を感じている0.3%、事業によい影響があるというのが0.2%、制度が始まったので受け入れているというのが3.5%、制度に問題を感じており、制度の見直しを求めるが全回答者の90%以上という結果でした。この結果が基になって今回の請願となったものです。

赤字でも納税しなければならない消費税の負担については、値上げができず、売上・貯蓄から補填しているというのが60%、借入れが約10%、値上げができたのは僅か16%です。制度の理解、申告書の作成、税理士との新規契約の経済的負担、取引先との交渉などの事務作業の負担感については、非常に大変が42%、大変が30%と、70%以上が大変であると答え、消費税の負担については、消費税負担で事業が成り立たなくなりそうというのが27%、軽減措置終了後のめどが立たないというのが32.5%と、60%が負担への不安を回答しています。

また、今後の事業の見通しについては、見通しが悪いというのが53%、廃業・転職も考えているというのが15%と、やはり70%近くが不安を抱えています。この原因の一つに、取引先からの事業者登録や値下げの強要、取引排除を44%があったと回答していること、これも制度の大きな問題点として明らかになっています。

このような調査を目の当たりにして、このままのインボイス制度でいいとは思えません。議会の皆様方には零細と言われる弱い立場でありながらも、地域の経済を支え続けている事業者の実情を十分にご理解いただいて、この請願へのご賛同をいただきたいと思います。

最後になりますが、賛成できないという議員さんにおいては、その理由を反対討論としてこの場で明らかにしていただければと思います。以上で賛成討論を終わります。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

11番（祢津さん） 私は、請願第1号「国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）について直ちに見直しを検討することを求める請願書」に対して、反対の立場で討論いたします。

まず、前提として理解しておくべきことは、事業者間で消費税をやり取りしても、最終的には事業者にとってプラスにもマイナスにもならないという点です。例えば1千円の商品を販売

した場合、100円の消費税を預かります。この商品の仕入れ値が600円であれば、60円の消費税を支払っています。したがって、税金分としては100円－60円＝40円が手元に残ります。この40円を国に納めるため、事業者にとって得にも損にもなりません。

このように、受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて納めることを仕入税額控除といいます。インボイスの導入により、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えることで、買手側の転嫁拒否といった不当な値下げ行為を是正し、売手側にとっては価格転嫁がしやすくなります。これにより、複数税率下においても適正な取引や公平な税負担を確保するために必要な制度です。

国は、免税事業者が取引から排除されかねない、事務負担が複雑になるといった懸念の声を踏まえ、課税事業者への転換の可否を見極めながら対応を決めるために、インボイス制度の導入までに4年間の準備期間を設けました。さらにそこから6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定の仕入税額控除を認める経過措置を設けました。これにより、個々の事業者への影響を極力緩和することができたと考えます。

その上で、仕入税額控除を受けるためのルールとしてインボイス方式が必要な理由は、取引における消費税額を正確に把握するため、正確な税率を確認するため、不正やミスを防ぐための三つです。特に預かった消費税の一部が国に納められず、利益として手元に残ることを防ぐことにもつながります。消費税の取扱いを透明にするために、誰が、いつ、何を税率何%で合計いくらで販売したかという明細を記した適格請求書等保存方式（インボイス制度）は必要です。以上の理由により、本請願に反対いたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） では、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成少数。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

「請願第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願」

「陳情第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」は同趣旨と判断

し、一括議題といたします。

なお、この２件の請願及び陳情につきましては、付託いたしました総務産業常任委員会においても、一括議題として審議し、委員長報告は採択でありました。

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

「陳情第１号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

「陳情第２号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

「陳情第３号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、電子採決、全員賛成により）採択」

議長（滝沢君） 日程第２ 「議案第５２号」から日程第６「議案第５６号」までの令和５年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る９月１１日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第２「議案第５２号 令和５年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（大日向君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る９月１１日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第５２号「令和５年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款１議会費、款２総務費のうち項１総務管理費中、目１１防犯対策費、目１２交通安全対策費、目１３消費生活費、項３戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款３民生費のうち項１社会福祉費中、目５人権同和推進費、目６隣保館運営費、款４衛生費のうち項１保健衛生費中、目９上水道費、目１０合併処理浄化槽設置費、款５労働費、款６農林水産業費、款７商工費、款８土木費、款９消防費のうち項１消防費中、目４水防費、目５防災費、款１０教育費のうち項２小学校費、目１小学校総務費中繰越スマートエネルギー設備導入事業、款１２公債費、款１４予備費の各事項について、９月１２日、１３日の２日間にわたり委員全員出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、

町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、企画政策課長、会計管理者、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 長野県地方税滞納整理機構への移管者の選定方法と令和５年度の徴収実績及び負担金額は。
また、移管の効果は。

△ 滞納整理機構には、滞納繰越分の住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が移管でき、滞納額・徴収の困難度・納税者の納税意欲等を勘案し移管する者を選定している。令和５年度は、６８０万４，４９０円を移管し４４６万７，１５０円を徴収した。負担金は、均等割・件数割・前々年度の徴収実績により算出され、令和５年度は１６３万３千円であった。負担金以上の徴収実績があり、移管の効果は十分あると考える。

- どのような場合において不納欠損処理を行うのか。

△ 債務者の出国、所在不明などのほか、生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等、地方税法に定められた事実が認められるときに滞納処分の執行停止を行い、その後３年間継続して状況の改善が見られない場合は不納欠損処分とする。また、事由によっては、３年を待たず不納欠損処分できるとされている。

- 個人町民税の増額要因と、法人町民税の減額要因は。

△ 個人町民税は、給与所得者や営業・農業等を除いた所得者において、納税義務者数や町民税所得割額が増加したことが一因と考えられる。法人町民税の減額は、設備投資や売上げの減少などの影響が考えられる。

- 社会資本整備総合交付金のうち、繰越明許費と公営住宅等ストック総合改善事業の内容は。

△ 繰越明許費はＡ０１号線道路改良事業等、令和４年度から繰越しをした事業に係る社会資本整備総合交付金である。公営住宅等ストック総合改善事業は、町営住宅中之条団地の給湯器更新事業に対する補助金である。

- コミュニティ推進事業助成金の内容は。

△ 一般財団法人自治総合センターから金井区における備品整備に対して助成されたものである。

〈歳出〉

（総務課）

- 顧問弁護士への相談実績は。

△ 令和５年度は相談事案が１件あった。

- 令和６年度採用に係る令和５年度の町職員採用試験の採用区分及び応募者人数と採用者人数は。

- △ 上級行政職について応募者13人、採用者7人であった。
- 令和5年度において、接遇研修の実施状況は。
- △ 新入職員研修のカリキュラムの中で接遇研修を実施しているほか、クレーム対応研修等において、窓口対応など接遇に係る事項について実施した。
- 蛍光管の製造が中止される予定があるが、庁舎内のLED化の進捗状況は。
- △ 使用頻度の高い執務スペースから照明のLED化を進めているが、会議室等使用頻度の少ない箇所においては、順次計画的に切り替えていく。

(会計室)

- 税目ごとのコンビニ収納の利用率は。
- △ 個人住民税普通徴収が29.1%、固定資産税19.5%、軽自動車税38.6%、国民健康保険税16.6%である。

(企画政策課)

- 温泉施設設備品の内容は。
- △ 源泉のお湯をくみ上げる源泉水中ポンプ1基の購入費で、災害や故障などの不測の事態の際に対応するため調達したものである。
- ふるさと納税事業の目的別件数と金額は。また、寄附金総額から諸経費等を差し引いた収入額はいくらか。
- △ 「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」は2,729件で5,016万8千円、「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」は356件で651万5千円、「花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援」は436件で786万8千円、「ふるさとさかきのまちづくりを応援」は3,553件で6,528万4千円である。

また、令和5年度の寄附収入額から諸経費と他自治体への寄附に伴う町税控除額を差し引いた収入額は4,813万454円である。

- 返礼品は、何品目を提供し、需要が多いものは何か。
- △ 令和5年度末現在で掲載のあった品目は154品目で、需要は、果実類が多く、シャインマスカット、ナガノパープル、巨峰で8割以上を占めている。
- 新たな返礼品目の提供予定はあるか。
- △ 新たな返礼品については、今後も町内事業者、生産者等に働きかけ、随時確保していきたい。
- 複合施設の用地測量の内容は。
- △ 建設予定地は、国土調査完了から年数がたっていることから、杭の位置確認や境界杭がなくなっている箇所の復元のほか、ドローンによる精密測量を含め実施した。
- 町内への新規ワイナリー参入の動きはあるか。
- △ ワイナリーに興味がある方や定住希望者にワイナリーの紹介や案内などを行っているが、新

規参入には至っていない。

○ 戸別受信機等設置工事費の内容は。

△ 転入時や町内における引っ越しによる戸別受信機の設置工事で、昨年度は58件実施したほか、大望橋カメラ修繕や有線放送電話の電柱撤去などを行った。

(商工農林課)

○ 一般財団法人更埴地域勤労者共済会補助金が前年度より増額となった理由は。

△ 公益法人制度改革により、平成25年度に旧制度の財団法人から新制度に基づく一般財団法人に移行する際、監督官庁である長野県からの指示により、共済会の基金を計画的に公益目的事業のために使い切ることとされた。そのため、毎年、基金を取り崩して事業費に充てていたが、令和4年度をもって終了した。

共済会において講座受講料の値上げや事業の見直しなどを行ったが、不足する事業費分について補助金を増額したものである。

○ 令和5年度に創設した、町農作物等災害見舞金支給制度の申請状況は。

△ 2名から申請があり、総額7万円を支給した。

○ 果樹共済掛金補助金について、令和4年度決算額よりも大幅に増えているが、その理由は。

△ 以前から補助を行っていた果樹共済に加え、令和5年度より収入保険の保険料の一部補助を開始したことから、補助額が増額となった。

○ さかき地場産直売所「あいさい」の経営状況及び組合員数は。また、販売する商品は全て町内産か。

△ 令和5年度は4年度に比べ、売上額、来客数ともに増えており、組合員数は、個人159名、法人18社、計177名である。

販売する農産物や加工品の多くは町内産であるが、一部、町外の生産者や法人から仕入れている。

○ 産地生産基盤パワーアップ事業の内容とその効果は。

△ J Aながのちくま果実流通センターの老朽化した施設の改修と選果機の更新を行った。

今回の改修を機に、坂城町、千曲市の果実がちくま果実流通センターに集約され、選果コストの低減が図られた。

○ 熊の出没情報が増えて危険が増す作業が多くなる中、猟友会への委託費を増額する考えはないか。

△ 有害鳥獣の出没状況を踏まえ研究していく。

○ 温暖化などの影響により、マツノマダラカミキリの幼虫の発生時期が早まると思われるが、今後、空中散布の時期を早めていくのか。

△ 例年6月中旬から下旬に空中散布と無人ヘリ散布の1回目を実施しているが、今後、気候変

動により、虫の活動が早まっているのが実証されれば、散布時期を早めていくことも考えられる。状況を見ながら県とともに検討していく。

○ けやき横丁の入居条件と今後の在り方についてどう考えるか。

△ けやき横丁は、新規商業者の支援・育成施設であり、入居条件は新規に商業を創業しようとする者、新規創業後間もなく、商業運営に支援が必要な者である。

令和5年度に新たに1件の新規出店があり、現在、5区画全てが埋まっている。

中心市街地のにぎわい創出と、新規創業支援とのバランスを取りながら、入居者の循環を促していきたいと考えている。

○ B. Iプラザ研究開発室の入居状況は。

△ 研究開発室は、現在11室中6室が使用されている。令和4年度末に入居していた企業が町内に工場を設け、退去したことにより、現在、工業系事業所は入居していない状況である。今後、県の創業支援センターや町商工会、坂城テクノセンターとも協力する中で、起業する方を支援していきたい。

○ 今後の中心市街地活性化事業の考えは。

△ ここ数年進めてきた、旧宮原邸跡地や旧児玉邸跡地の住宅解体や整地工事等が終了した。

今後は、中心市街地の活性化が図れるよう、既存の観光施設や商業店舗などとの連携などを考慮し、地域の皆さんのご意見をお聞きしながら、鉄の展示館周辺土地の利活用について研究していく。

○ 県内プロスポーツチームの試合における観光PRについてどのように考えるか。

△ 県内プロスポーツチームのホームゲームでは、坂城町に足を運びやすい近隣市町村在住の観客が多数訪れ、高いPR効果が見込まれることから、積極的に参加していきたい。

(建設課)

○ 道路維持一般経費、補償補填及び賠償金建物等補償の内容は。

△ 町単補助事業に係る水道の移設1件、電柱の移転2件、そしてブロック塀の補償1件である。

○ 町単補助事業を数年継続している箇所の理由は。

△ 町単補助事業が長年継続している箇所は、施工延長が長かったり、多額の工事費が必要となる箇所となっており、区長と相談し、確認しながら施工している。

○ 道路維持一般経費、委託料、除雪作業の内容は。

△ 融雪剤散布は道路凍結のおそれがあるとき、除雪は10センチ以上降り積もる状態のときに作業路線を決め実施しており、令和5年度は、融雪剤散布17日で46時間、除雪は11日で90時間の作業を実施した。

○ 64号橋と昭和橋の工事予定は。

△ 64号橋の今年度の工事は発注済みであり、役場前庭の歩道整備や古い橋である旧橋の撤去

を施工予定である。昭和橋は平成26年度から工事着手しており、今年度も継続して修繕工事を行う予定である。

○ 和平公園の各施設も老朽化が課題であるが、今後の施設等の整備の考えは。

△ 和平公園についても、さきに述べた公園施設長寿命化計画の対象施設であり、他の公園施設同様、住民や利用者からの意見募集のほか、庁内関係部署からの意見聴取、理事者等と相談する中で、よりよい公園となるよう検討していく。

○ バリアフリー化工事の内容と場所は。

△ 坂城幼稚園の前面道路で、国道から産業道路までのグリーンベルト設置工事を令和3年度から実施しており、最終年である5年度は約100メートル施工した。

(議会事務局)

○ 議員年金の受給者数は。

△ 現在、退職年金9名、遺族年金7名の計16名が受給している。

○ 政務活動費の返還状況は。

△ 議員7人から合計3万2,032円の返還があった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、繰越スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項について、9月12日、13日の2日間にわたり、12日は委員1名欠席、13日は全員欠席（同日「出席」に訂正あり）の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、

副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、子ども支援室長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長（同日「ふれあいセンター所長は欠席」に訂正あり）、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

〈歳出〉

（住民環境課）

- 防犯灯工事について各区からの要望件数と実施件数は。
- △ 要望４６件のうち、１１件の工事を実施した。また、要望以外でも修繕など緊急的な対応として１０件の工事を実施した。
- 防犯灯工事の１か所当たりの費用は。
- △ 支柱から設置する場合は１か所当たり約１２万円、照明器具だけであれば約５万円ほどである。
- 防犯灯についてＬＥＤ灯の割合は。
- △ 割合は約１３％である。
- ソーラーパネルで充電するタイプの防犯灯について、町の設置状況は。また、価格と耐用年数は。
- △ 昨年度１基設置した。価格は１基４万円前後で、耐用年数については５年である。
- 特殊詐欺防止装置取付補助金の実績は。
- △ ３５件の補助を実施した。
- 令和５年度のコンビニ交付の実績は。
- △ 戸籍証明が３３５件、住民票が９６６件、印鑑証明が５７９件である。
- 窓口交付分を含めた全体に占めるコンビニ交付件数の割合は。
- △ 割合は、約１３％である。
- マイナンバーカードについて、再発行の件数と再発行理由は。
- △ 再発行件数は７５件である。再発行の理由として最も多いのは、紛失等による再発行が３９件である。続いて、外国籍住民の在留期限が切れた際に行う再発行で３６件である。
- 狂犬病予防注射について、８６頭の注射未接種犬にはどのような対応をしているのか。
- △ 未接種犬については、獣医師会埴科支部から督促通知を発送しており、約３０％が年度内に注射を実施した。

また、未接種犬のうち、３０頭は高齢や罹病等のために注射の猶予認定を受けている犬である。

○ 不法投棄の収集量の推移は。

△ 過去3年の推移は、令和3年度は可燃ごみが1,660キログラム、不燃ごみが425キログラム、粗大ごみは32点。

令和4年度は可燃ごみが2千キログラム、不燃ごみが995キログラム、粗大ごみは9点。

令和5年度は可燃ごみが2,360キログラム、不燃ごみが350キログラム、粗大ごみは5点である。

○ 河川等定点定期測定結果について、問題点等はあるか。

△ 有害物質の検出はなかったが、基準値を超える大腸菌が検出された河川があった。

○ 町ポンプ操法大会の在り方が変わった中で、各分団はどのような訓練を実施しているか。

△ 有事の際には消火作業等が実施できるよう、消防署の協力を得ながら、基本的な機械操作を中心に、安全かつ確実な機械操作技術の習得に向けた訓練を実施している。

(福祉健康課)

○ 結婚新生活支援補助金の内容及び補助件数と補助金額は。

△ 補助金の内容は、町内に居住し婚姻届提出時点で夫婦ともに39歳以下で、世帯の合計所得が500万円未満である世帯に家賃や引っ越し費用などの経費を補助している。

補助上限額は30万円で、夫婦ともに29歳以下の場合は上限額が60万円である。令和5年度の補助件数は3件、補助金額は合計91万7千円である。

○ ヤングヒューマンネットワーク事業の内容と実績は。

△ 町社会福祉協議会が実施する結婚相談支援事業のほか、千曲市社会福祉協議会との合同による出会いイベント、ながの結婚マッチングシステム事業への補助である。

マッチングシステムの令和5年度末時点での町内の登録者数は、男性8名、女性3名の計11名である。

○ 外出支援サービスの利用実績は。

△ 要介護認定等のある方で、車椅子を利用する移動困難者に対するサービスで、登録者数25名、延べ利用回数が148回となっている。

○ 精神障がい者入院医療費助成金や腎臓機能障がい者通院費補助金、障がい施設等通所費等補助金、それぞれの最高額は。

△ 利用者の経済的負担軽減を図るため、町単独で実施する事業で、最高額は精神障がい者入院医療費助成金は26万5,100円、腎臓機能障がい者通院費補助金は27万6,040円、障がい施設等通所費等補助金は7万6,296円である。

○ 家族介護支援事業の内容と対象者数は。

△ 要介護高齢者（要介護3・4・5）の方、及び重度障がい者を在宅で介護している介護者への支援として、寝具洗濯等サービスは、掛け・敷き布団の洗濯を年2回実施し、利用者数

18名である。

また在宅で訪問理美容サービスを受ける場合に助成しており、利用者数は15名である。

高齢者等の生活の質を維持するとともに、経済的負担軽減を行い、福祉の向上に努めている。

○ あんしん電話利用者数と待機者はいるのか。

△ 令和5年度末の利用者は122名であり、待機者はいない。

3年度に新しいシステムに切り替え、申込みから設置まで2週間程度かかるが、希望者全員に設置している。

○ ながの子育て家庭優待パスポートの内容は。

△ 子育て世帯が買物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる事業となっており、町内には26の事業者が協賛している。

○ 信州上田医療センター医師確保事業の内容と状況は。

△ 上田市、東御市、青木村、長和町、当町の上田広域5市町村で、均等割10%と人口割90%の算出により補助し、医療従事者確保を目的としている事業である。令和6年4月時点で医師93人を確保している。

○ 上田市内科・小児科初期救急負担金について、救急センターにおける当町の利用状況は。また、負担金額に対し利用状況は見合っているか。

△ 令和5年度は内科で18人、小児科で16人が利用した。

負担金の算出については、人口割が10%、受診者割が90%であり、利用率の高い市町村ほど負担額が大きくなっている。

○ 新型コロナウイルス予防接種事業で、令和5年度の接種率は。

△ 春接種は65歳以上の接種率が64.3%、全人口では27.7%、また、秋接種は65歳以上の接種率が63.5%、全人口では27.4%であった。

○ 不妊・不育治療費助成金の内容や実績はどうか。

△ 不妊治療は1年度50万円、不育症治療は1回の妊娠につき10万円を限度に助成している。令和5年度は、不妊治療は12人に助成し、うち5人が妊娠された。不育症治療の申請はなかった。

○ 妊娠に結びつかなかった方は、年度が変われば再申請できるのか。また、年齢制限と過去の利用状況は。

△ 次年度以降申請すれば対象となり、年齢制限はない。

過去3年の状況は、令和5年度は12人、4年度は13人、3年度は17人である。

○ 減塩食品普及活動、児童館食育健康教室の内容は。

△ 減塩食品普及活動は、生活習慣病の発症や重症化予防の取組として、健診の結果報告会や乳幼児健診等の保健指導に合わせて、減塩の必要性を伝えている。

児童館食育健康教室は、町内3児童館で夏休みに、管理栄養士による体と食に関する学習を行っている。

○ 小中学生の生活習慣病予防健診結果相談会の内容は。

△ 小学5年生と中学2年生を対象に行った生活習慣病予防健診の結果を基に、要指導以上の子どもに対し個別懇談会に合わせ実施しているもので、令和5年度は8人参加した。

(教育文化課)

○ 子ども・子育て支援事業の内容は。

△ 令和7年度からの5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、保育園や幼稚園、児童館などの子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望者等を把握するため、就学前児童がいる保護者約390人と、小学1年生から3年生がいる保護者約290人、小学4年生から中学3年生の児童・生徒約470人を対象にニーズ調査を行った。

○ 各保育園のクラス数及びクラス担任の正規職員・会計年度任用職員の内訳は。

△ 南条保育園は、クラス数15クラス、正規職員7名、会計年度任用職員8名である。坂城保育園は、クラス数11クラス、正規職員6名、会計年度任用職員5名である。村上保育園は、クラス数8クラス、正規職員5名、会計年度任用職員3名である。

○ 保育園の室温の管理と換気等の状況は。

△ 3園とも、全ての保育室、遊戯室についてエアコンを設置し、温度や湿度、園児の活動状況などに応じて小まめに室温調整をしているが、室内と室外の温度差が大きくなるよう、冷房過多にも注意している。

換気についても、感染症の予防対策もあり、二酸化炭素濃度測定器や空気清浄機も活用し、適切に換気している。

保育室のエアコンについては、更新の際には、ウイルス対策機能付きの機種にするなど、保育環境については注意を払っている。

○ プール活動の際の紫外線対策は。

△ プールにテントを設置したり、園児にラッシュガードを着用させるなどの対策をしている。

○ 児童館の職員体制は。

△ 児童館の職員については、各館とも館長・支援員各1名、補助員2名の4名体制である。

○ 子育て支援センターのボランティア活動支援の内容は。

△ 子育て支援センターで実施するイベントや講座、研修会などの行事の際、子どもたちの見守りや行事のお手伝いに協力していただいているボランティアについて、子どもとの接し方などについて助言等を行っている。

○ 相談事業の内容は。

△ 相談事業は、公認心理士である子育て支援センターの所長や家庭児童相談員、保育士といっ

た専門スタッフが電話や面接等で子育てに係る相談に随時応じているほか、各保育園をセンターの分室として巡回訪問し、保護者や保育士の子育てや発達に係る相談に応じている。

○ 出産・子育て応援交付金事業についての実績は。

△ 経済的支援として、妊娠届出時に出産応援給付金として、72人に1人当たり5万円、出産後の新生児訪問後に子育て応援給付金として、65人に1人当たり5万円給付した。

○ 事務局一般経費の学校給食費等補助金の内容は。

△ 学校給食費等補助金は、5年度に導入した学校給食費無償化に伴い、アレルギー等の理由により、学校給食を食べることができない児童生徒に対し、学校給食費相当額について補助を行った。

○ 私立幼稚園補助事業の施設型給付補助金の内容は。

△ 施設型給付補助金については、人件費や事業費、管理費等子ども1人の教育保育に通常要する費用を基に算出された、国が定める公定価格に基づき算出した金額を、新制度に移行した幼稚園等に毎年給付するものである。負担割合は、国がおよそ2分の1、県4分の1、町4分の1である。

○ 他市町村の私立幼稚園へ通園している児童の状況は。

△ 令和5年度について、町外の私立幼稚園に通園している児童は14名である。

○ 小中学生国際交流事業のEnglish Dayの内容と参加者数は。

△ English Dayについては、小中学生を対象に、夏休みを活用し、英語を使ったレクリエーションを通して、外国語活動や異文化体験を行うことを目的に実施しているものである。町体育館において2日間実施し、小学生43名、中学生7名が参加した。

○ 中学生海外派遣事業について、参加生徒とそれ以外の生徒で体験格差をどう考えているのか。

△ 中学生海外派遣事業に参加した中学生8名については、帰国後、報告書を作成するほか、今年度の文化祭において報告発表を予定するなど、中学校全体に自らの体験をフィードバックする機会を設けている。

○ GIGAスクール構想推進事業の情報通信ネットワーク環境整備業務委託と情報通信整備備品の内容は。

△ 情報通信ネットワーク環境整備業務については、小中学校の体育館において1人1台端末が使用できるよう、GIGAスクール用のネットワーク環境を整備したものである。

情報通信用備品購入費については、各小中学校に、授業で利用するためのプリンターを整備したものである。

○ 小学校総務費校舎等改修工事の主な内容は。

△ 主な内容としては、村上小学校舗装改修工事、南条・村上小学校の遊具更新、南条小学校給食室エアコン設置、南条・坂城小学校の庁務員室エアコン設置等である。

- 各地区公民館の冷暖房設置状況は。
- △ 27分館のうち、19分館が設置済みである。
- デジとしょ信州で利用できる電子図書数は。
- △ 約2万4千冊である。
- 学習室の利用状況は。
- △ 利用者は、高校受験を控える中学3年生が主であるが、夏休み期間は小学生も利用していた。
- 古文書の閲覧はどこでできるのか。
- △ 古文書の閲覧は、文化財センターの古文書資料室と閲覧室で閲覧ができる。昨年は、新たに寄贈等された1千件ほどの古文書の目録整理をし、閲覧者が見やすいようにしている。
- 坂木宿ふるさと歴史館の団体利用者はどれくらいか。
- △ 令和5年度は、団体数は6組で400名が来館した。団体は小学校等の集団見学が主である。
- 坂城町青少年を育む町民会議補助金の内容は。
- △ 各区の育成会活動助成金や、リーダー研修会、ウォークラリー、川の学校、駅前等啓発活動等に対する補助金である。
- 保健体育総務費の委託費の内容は。
- △ 村上小学校体育館の鍵の管理委託及びマレットゴルフ場における芝刈り等作業委託、文化センターグラウンド整地作業委託である。
- スポーツ少年団の団体数及び加入者数は。
- △ スポーツ少年団は、10団体で284名が加入している。
- 学校給食の地産地消の状況は。
- △ 地産地消の状況については、令和5年度の県内産が約48.3%で、うち40.4%が町内産で、昨年度より県内産の使用量は増加している。
- 食育・給食センター視察研修団体の内容は。
- △ 視察研修団体は、町内小学校のPTA、町のPTA連合会、幼稚園の保護者などである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時04分～再開 午前11時14分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

ここで社会文教常任委員長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

社会文教常任委員長（玉川君） 貴重なお時間をいただきまして、申し訳ありません。先ほどの社会文教常任委員会の報告の中で、出席者、そして説明員について誤りがありました。委員会の出席者として、13日について全員欠席と言ってしまいました。全員が出席ということです。

そして、説明員としてふれあいセンターの所長が出席していると言いましたが、所長は欠席でありました。

以上、おわびして訂正いたします。

議長（滝沢君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

議長（滝沢君） ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（滝沢君） では、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（玉川君） 私は、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をします。

今月9月は自民党総裁選挙、野党第1党の立憲民主党の代表選挙ばかりが地上波のメディアでは報道され、意図的に国民の関心がそちらに向けられています。総選挙も近く予測されていることから、総裁、代表選挙の報道は総選挙の事前活動のように見えます。

誰が総裁になっても、裏でうごめく勢力との関係を絶たなければ、国民に寄り添った政治は望めません。これは代表選挙にも当てはまります。

残念ながら、総裁選は関係する人しか投票できませんし、今の候補者では誰が当選しても裏金や統一教会の解明・解消は望めません。一般国民が参加・意思表示ができるのは国政選挙に

なります。自民党の選挙公約はそのときだけのものというのは、私たち国民は痛いほど身にしみています。次期総選挙では、マスコミには偏った報道の是正を期待し、主権者の皆さんには正しい情報に依拠した投票行動をお願いしたいと思っております。

それでは、決算の主な内容について見ていきます。

2023年、令和5年度一般会計の決算について。歳入総額は76億9,010万4,628円、前年度比5億9,626万8,208円の減で、マイナス7.2%となりました。

歳出総額は71億5,523万8,570円、前年度比10億2,225万6,297円の減、マイナス12.5%となりました。

歳入については、町の経営状況を示す自主財源の町税ですが、このうち町民税については、前年、令和4年度に比べてマイナス8.3%となっていますが、個人分において2.2%の増となりました。法人分においては、物価高騰による経費の増加や売上げの減少などにより、マイナス23.1%となりました。

固定資産税についても、マイナス0.5%、約6千万円の減となりました。その他の町民税は、軽自動車税が2.6%増、町たばこ税が0.8%増、入湯税が27.8%増となっています。

町税全体では、歳入総額は約26億6,985万8千円で、令和4年度比3.9%減の約1億8千万円の減収となっています。

町税の現年課税分と滞納繰越分を見ますと、収入未済額全体については、前年比約432万1千円の減となりました。収入率の向上と滞納処分によるものと監査報告があります。

収入全体での未済額が約1億3,449万5千円となっています。引き続き現年課税分の滞納を出さない努力をお願いしたいと思います。

また、不納欠損が約647万9千円となっています。極力不納欠損にならないような対応をお願いいたします。

また、地方交付税は、前年、令和4年度比マイナス11%、約1億8千万円減の約15億1,600万円で、普通交付税算定の基礎となる基準財政収入額、基準財政需要額から算出される財政力指数は0.641から0.621に下がっていますが、県内では77市町村中6番目、町村では軽井沢町に次ぐ2番目に順位を上げました。

諸収入については、保護者の皆さんに大変喜んでいただいています学校給食費の無償化により、給食費納入金の減額等で、約4,700万円の減。

町債については、緊急防災・減災事業債、臨時財政対策債の減額等で、前年比マイナス46.3%、1億5,400万円の減となっています。

実質公債費比率は、前年度と同じ7.9%でした。将来にわたり負担を負うものですので、

引き続き財政規模に見合った運用をお願いしたいと思います。

次に、歳出についてです。

歳出総額は71億5,523万8,570円、前年度比10億2,225万6,297円の減、マイナス12.5%、予算現額に対する執行率は91.7%となりました。

普通建設事業費を見ると、前年度事業の坂城町体育館耐震補強・大規模改修工事のほか、びんぐし湯さん館リニューアル改修工事分が減少し、文化センターの耐震補強・大規模改修工事を令和6年度に繰り越したことで、前年度比マイナス53%、6億1,500万円の減となる、約5億4,500万円となりました。

扶助費は、児童手当等の減による前年度比マイナス5.7%の約6億2,826万円、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などで、補助費等がプラス8.0%の約14億9,200万円となりました。

主な事業について見ていきます。

温泉管理事業として、町民の憩いの場であり、21万人を超える利用のあったびんぐし湯さん館の持続的運営のために、燃料価格高騰の対策として持続化給付金1,084万円を交付。さらに、町民への優待事業経費の2分の1を負担しました。

ふるさと納税事業として、信州さかきふるさと寄附金については、約7千万円の決算額で、寄附件数8,974件、寄附金額約1億3,795万円のご寄附をいただきました。ご寄附いただいた皆さんがリピーターとなり、お知り合いにも広げていただけるように、さらに魅力あるものにしていっていただきたいと思います。

消費生活一般経費としては、高齢者を特殊詐欺や悪質商法等の被害から守るために、特殊詐欺防止装置取付補助金として、被害防止機能付きの電話機などの購入・設置について、件数35件を補助しました。

戸籍住民基本台帳一般経費としては、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部事項証明書等のコンビニ交付を行い、有料分の利用件数は、戸籍関係が335件、住民関係が966件、印鑑証明関係が579件と、窓口交付の13%の利用があって、町民の利便性が向上しました。

社会福祉一般経費としては、福祉委員（民生児童委員）39名による相談・支援活動が402回。委員1人当たり相談支援10件、活動日数が76日、訪問回数が91回であり、地域に根づいた福祉政策が実施されました。

民生委員さんは、身近にいてくれて頼もしい限りであります。後継者問題もありますので、町も協力を引き続きお願いしたいと思います。

社会福祉協議会補助事業としては、町社会福祉協議会の活動に補助金を支出し、地域福祉の推進をしました。心配ごと相談は24回開催され76件。結婚相談は11回開催され208件の実績があります。

新複合施設の建設に伴い、相談スペースなどの確保について、現場のご意見を設計に生かして行ってほしいと考えます。

心身障がい者町単独事業としては、腎臓機能障がい者通院費補助、障がい施設等通所費等補助、重度心身障害者福祉年金支給、難病等患者見舞金支給、精神障がい者入院医療費助成などで、483人に補助助成を行いました。引き続き、利用者さんやご家族との意見交換を活発にして、利用できる条件等の拡大をお願いいたします。

子育て支援センター事業としては、センターの利用者数は7,664人、センターや各保育園で専門スタッフが1,668人の相談を受けました。相談を受けるスタッフの数が少なく、増加する相談への対応が大変のようにお聞きしています。町としても、対策の検討をお願いしたいと思います。

出産・子育て応援交付金事業としては、全ての妊婦、子育て家庭への伴走型の相談支援と応援給付金による経済的支援をしたということであります。3回の相談支援は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時。2回の経済支援の実績は、妊娠届出時が72名、赤ちゃん訪問時が64名でした。

乳幼児健診事業としては、乳児訪問、生後4か月から3歳児までの健康診査、健康相談、保健指導、不妊治療の助成は12人、5名が妊娠されています。ぜひこれからも支えていただきたいと思います。

新規事業の新生児聴覚検査は、45人が受けています。

環境保全対策経費としては、河川・地下水等の環境調査を定点・定期で年4回、20か所行いました。また、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金により、メス74頭、オス60頭の処置ができました。

地域猫手術支援団体など相談できる体制ができて、成果も上がっています。令和6年度から支援団体の活動への補助金額が増額されましたが、無理なく活動が続けられるように支えて行ってほしいと思います。

有害鳥獣対策事業としては、坂城町猟友会への駆除委託、集落で設置する侵入防止柵の原材料支給に1千万円、農業者が設置する被害防止柵への補助を実施されました。

町単独補助事業としては、23区、24か所への補助をされました。この予算額ですが、1千万円ということです。やはり少ないと思いますので、増額をお願いしたいと思います。

住宅リフォーム補助事業として約100万円、住宅環境の向上のために、費用の一部を助成しました。22件、経済効果は1,600万円ということです。町内事業者の仕事起こしのためにも続けて行ってほしいと思います。

教育振興事業として、坂城町奨学金、高校生・大学生9名52万円、6年度からは月5千円から1万円となり、町の姿勢を大いに評価いたします。

学校給食費の無償化、これについて、アレルギーのための弁当持参25名、町外学校児童生徒15名への補助をされました。どこに行っても胸を張れる無償化、ずっと続けていけるようによろしくお願ひしたいと思ひます。地産地消も進んでいるようです。引き続き安心でおいしい給食をお願ひいたします。

就学援助費等として、経済的理由で就学が困難な児童生徒への就学援助費、特別支援教育学級の児童生徒への就学奨励費として134名に支給しました。経済的な理由で就学を悩むことのないように支え続けていってほしいと思ひます。

図書館の一般経費としては、開館日数が303日、1日平均貸出人数が54.2名、貸出冊数が245.6冊、年間町民1人当たり5.3冊ということです。60回開催されたとしょかん講座には、783人が参加、蔵書は約13万4千冊、さらに2万4千冊のデジとしょ信州でさらに便利になると考えます。

以上、賛成の評価をさせていただきましたが、以下、見直しを強く求めて終わりにします。

松くい虫被害防止対策につきましては、住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図り、例年どおりの総合的な防除対策をされました。しかし、使用される薬剤の人体への影響が心配され、しかも年月がたってから影響が現れるものですので、安全性が完全に保障されていない以上は、広範な散布を避けるため、従来の空中散布は中止するよう要望します。何よりも子どもたちの健康を守ることを優先した対応をお願ひいたします。

人権同和推進一般経費についてです。部落解放同盟坂城町協議会に対しては、前年度60万円を大きく上回る107万円が補助金交付されました。毎年同じ意見を述べていますけれども、自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめるべき。公平公正な施策の執行の上でも、人権を守る上でもやめるべきです。

また、同和地区新築等貸付事業について、調定額が約2,504万円に対し、収入済額が43万円となっています。借主が返済できないときは、保証人にその責任を果たしていただく、厳正な対応も必要です。滞納額の減少に、より一層の努力をお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成討論を終わります。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（中嶋君） 議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論を行います。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、令和元年度以来となる町民まつり坂城どんどんの開催をはじめ、これまで中止や縮小されていたイベント等の

各種事業が実施されるなど、社会経済活動は正常化が進む一方で、ロシアによるウクライナ侵攻に起因したエネルギー価格の高騰や、昨今の円安による物価高騰が、私たちの暮らしや町内の企業活動に影響を及ぼしております。

今後の先行きも不透明な状況でありますので、町を取り巻く社会情勢や環境の変化などを敏感に捉えながら、まちづくりが進められるよう期待をするところであります。

さて、町の令和5年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は76億9,010万5千円となっております。歳出総額は71億5,523万9千円となっております。

歳入のうち自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約1億800万円減額の26億7千万円となっております。その要因として、物価高騰による経費等の増加や売上げの減少などにより、法人町民税が約1億2千万円の減収となったところでもあります。ものづくりの町である坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感をしたところであります。

一方、町税の収入未済額については、全体で前年度と比較し、約400万円減少しており、絶え間なくご尽力をされたと推察いたします。引き続き財源の確保や負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、減少に努めていただくよう要望をいたします。

地方交付税については、普通交付税において、算定の基礎となる基準財政収入額が増額算定されたことにより、交付額については減額となり、前年度に対しマイナス11.0%、特別交付税を含めた交付税全体では、約1億8,700万円の減額となりました。

地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されるものであり、引き続き、その安定確保については、国・県等関係団体に対し強く働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金については、新型コロナウイルス予防接種事業、物価高騰への支援に係る給付金事業、地方創生臨時交付金等、感染症対策及び物価高騰対策の費用として交付金が交付されております。これらの交付金については、有効に活用され、様々な事業が迅速に展開されたことに敬意を表するところであります。

繰入金については、文化センターの耐震補強・大規模改修工事に伴う文教施設等整備基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの財源充当が行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え、それぞれの目的に沿った基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確なる基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債や南条小学校蓄電設備設置工事に係る緊急防災・減災事業債などを借り入れていますが、借入額は前年度と比較して

1億5,400万円の減額であります。年度末の起債残高も、前年度に比べ約4億1千万円の減額となっております。

地方債の活用にあたっては、有益性等を考慮する中で、将来負担を見据えた計画的な借入れをお願いいたします。

次に、歳出であります。5年度につきましても、エネルギーや食料品等の物価高騰の対策として各種事業が実施されました。物価高騰に関連する事業は、地域の特性に応じた支援等の対策費用として国から交付された地方創生臨時交付金を有効に活用し、実施されております。主な事業として、低所得者世帯に給付金を支給する物価高騰対策支援事業、中小企業への保証料・利子補給事業等、物価高騰の影響を受けた事業者や、町民の皆様を支援することで、各ご家庭の生活支援や地域経済の活性化の一助となったことと思われま。

続きまして、ハード事業として、南条小学校に蓄電池が設置されたことで、地域の中核避難所となる町内3小学校全てに太陽光発電及び蓄電設備が整備されました。災害等による停電時においても電力供給が可能となり、災害に強く、環境に優しいまちづくりが進められております。

また、中心市街地街並み整備事業では、既存建物の解体と、竹木を伐採し、駐車場が整備されたほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、継続事業である昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良、道路舗装の修繕事業など着実に実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備に努められました。

ソフト事業につきましては、子育て支援として、高校生のタイ国研修事業の再開や、アメリカ合衆国への中学生派遣事業が初めて実施され、グローバル社会が進展する中、未来を担う子どもたちが国際感覚を養う貴重な機会となりました。

また、食料品等物価高騰が続く中、小中学生の学校給食費の無償化を新たに実施し、子育て世代の経済的負担に対して、さらにきめ細かな配慮をなされました。

その他の支援といたしまして、不妊・不育症治療費や、妊産婦健診費用の助成のほか、新たに新生児の聴覚検査の公費負担、通所型を開始した産後ケア事業の拡充など、子どもを産み、育てるための支援が積極的に進められております。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断指標については、全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありました。今後も起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取組をお願いする次第であります。

最後に、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応し、第6次長期総合計画に掲げた、町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を目指して、進めていかれることをご期待申し上げます。

私は、議案第52号「令和5年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成をいたします。以上。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（滝沢君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第53号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 収入未済額の課税区分ごとの人数、滞納繰越分については併せて最高額と最長期間は。

△ 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分の収入未済額的人数は97人。後期高齢者支援金分現年課税分は97人、介護納付金分現年課税分は62人。

医療給付費分滞納繰越分は135人、最高額は142万9,742円、最長期間は平成6年度。

後期高齢者支援金分滞納繰越分は124人、最高額は34万136円、最長期間は平成20年度。

介護納付金分滞納繰越分は73人、最高額は30万1,336円、最長期間は平成12年度である。

退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分滞納繰越分は7人、最高額は44万8,610円、最長期間は平成15年度。

後期高齢者支援金分滞納繰越分は5人、最高額は4万6,529円、最長期間は平成20年度。

介護納付金分滞納繰越分は6人、最高額は10万3,857円、最長期間は平成15年度で

ある。

○ 不納欠損の人数、最高額と最長期間は。また理由について。

△ 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分、滞納繰越分の不納欠損の人数は10名、最高額は139万6,818円、最長期間は平成9年度。

後期高齢者支援金分滞納繰越分は9名、最高額は22万2,153円、最長期間は平成20年度。

介護納付金分滞納繰越分は7名、最高額は12万1,452円、最長期間は平成20年度。

不納欠損の主な理由は、滞納処分をする財産がない、生活保護等生活困窮などである。

○ 普通徴収と特別徴収の件数、また国保税の減免数とその理由は。

△ 令和5年度末の特別徴収の納税義務者数は403人、普通徴収は1,263人である。減免件数は18件で、主に非自発的理由での失業、そのほか旧被扶養者に係る減免によるものである。

○ 均等割及び平等割の7割、5割、2割軽減の人数は。

△ 医療分と支援金分の軽減人数は同じであり、7割軽減の被保険者数565人、5割軽減448人、2割軽減379人である。介護納付金分は、7割軽減203人、5割軽減109人、2割軽減84人である。

○ 国保加入者の総所得別の人数と比率は。

△ 所得階層別の世帯数と比率は、総所得ゼロ円は305世帯で17.07%、100万円以下は527世帯で29.49%、200万円以下が437世帯で24.45%、300万円以下が202世帯で11.30%、400万円以下が116世帯で6.49%、500万円以下が67世帯で3.75%、600万円以下が44世帯で2.46%、600万円を超える世帯が89世帯で4.98%である。

○ 短期被保険者証及び資格証明書の発行件数は。

△ 令和6年3月末時点で、分納誓約により交付する短期被保険者証は19件で、1年以上の保険税滞納世帯に交付する資格証明書は1件である。

〈歳出〉

○ 歳出の諸支出金のうち償還金の内容は。

△ 保険給付費等交付金返還金は、4年度の被保険者の医療給付費の交付額に対する精算確定により、県へ返還したものである。

○ 同じく過誤納還付金の内容は。

△ 過年度分に遡っての資格の喪失等により税額更正を行い、減額となったため還付したものである。

○ 一般被保険者療養給付費について、1人当たりの医療費の金額と県内順位は。

△ 令和6年4月末の速報値で、1人当たりの医療費は39万1,610円、順位は高いほうから47番目である。

○ 一般被保険者高額療養費の件数は。

△ 高額療養費は、医療費の自己負担が限度額を超えた場合に支給されるもので、件数は2,083件である。

○ 出産育児一時金の対象者数は。

△ 少子化対策として出生時に支給されるもので、対象者は6名である。

○ 特定健診の受診率と県内順位は。また、特定保健指導の実施率は。

△ いずれも速報値で8月末時点、特定健診の受診率は59.9%、順位は17位。特定保健指導終了率は52.7%、順位は26位である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時57分～再開 午後 1時30分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

では、令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、まず、原案に反対の方の発言を許します。

14番（大森君） 私は、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論を行います。

2023年、令和5年度の決算額は、12億5,747万8,374円でした。国保加入状況は、年度平均で1,761世帯、被保険者数では2,626人となっています。町全体の平均世帯数に対する加入率は28.2%、平均人口数に対する加入率は18.5%となっています。

令和6年3月末時点での被保険者数2,540人のうち、65歳以上が1,281人、70歳以上が800人となっており、それぞれ全体の50.4%、31.5%を占め、国保加入者の高齢化が顕著になっております。

徴収については、特別徴収が403人、普通徴収は1,263人で、年金から引き落としができない、こういう方が多くを占めております。また、医療分と支援金分の軽減人数は同じで

ありますけれども、軽減措置の 7 割軽減は 5 6 5 人、5 割軽減が 4 4 8 人、2 割軽減が 3 7 9 人となっています。

また、課税所得階層別の世帯数とその比率は、総所得ゼロ円の方が 3 0 5 世帯で 1 7 . 0 7 %、1 0 0 万円以下は 5 2 7 世帯で 2 9 . 4 9 %、2 0 0 万円以下が 4 3 7 世帯で 2 4 . 4 5 %、この 3 階層だけで 7 1 % を占めております。また、課税所得が 6 0 0 万円以上の世帯の賦課限度額は、医療給付費分が 6 5 万円、後期高齢者支援金分が 2 2 万円、介護納付金分が 1 7 万円、合計 1 0 4 万円が限度額となっています。どんなに所得があっても 1 0 4 万円の負担だけで済むわけです。税と言うのであれば、累進課税にすべきだと考えます。

国保税を滞納すると、ペナルティーとして、年度末で短期証が 1 9 件、資格証が 1 件となっています。そもそも国保の成り立ちは、保険組合などを組織できない個人事業主や農家、離職者、パート・アルバイトなどの非正規労働者、無職の人などの健康を守るため、国民皆保険制度となっています。このこと自体は画期的な制度です。しかし、協会けんぽなどの被用者保険では、被保険者の無業の妻、無職の妻や子どもなどの扶養家族も被保険者となることができます。保険料を負担することなく医療給付を受けることができます。

その一方、国保は個人ごとに加入し、扶養制度がないため、被保険者に所得のない扶養家族がいた場合でも、それぞれが保険料を負担しなければなりません。このこともあり、未就学児には均等割で半額負担の措置が行われています。しかし、小学校に入学すると大人と同額の課税が始まります。これでは子育て世帯に対し、はしごを外すことになり、子育て支援にも逆行するものです。

このように、国保には協会けんぽや健保組合に比べて構造的な欠陥があります。国保の保険者である町は、国保加入者の負担軽減のために、一般会計から国保会計に繰入れをすべきであります。

また、1 人当たりの医療費は、速報値で 3 9 万 1 , 6 1 0 円で、県下で高いほうから 4 7 番目となっています。8 月末の速報値では、特定健診の受診率は 5 9 . 9 %、順位は 1 7 位、特定保健指導終了率は 5 2 . 7 %、2 6 位でした。引き続き国保加入者の健康増進に積極的な保健指導の実施をお願いしたいと思います。

以下の点について町にお願いするわけですが、ぜひ国への要望をお願いしたいというふうに思います。

一つ目、健康保険証の廃止は中止し、現行の保険証を存続させること。

二つ目、未就学児の減免制度が始まっていますが、1 8 歳まで減免するよう早急に実施していただくこと。

三つ目に、国保税を協会けんぽなどの被用者保険と同じように、応能負担の制度とするため、均等割、平等割は廃止すること。

以上の点の改善を求めて、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の討論といたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（水出君） 私は、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受け、健康な暮らしを支える重要な制度です。町の国保加入率は、年々減少する中、加入者の半数以上は65歳以上となっており、適切な医療の提供とともに、健康の維持増進に向けた保健事業を積極的に実施することにより、地域住民の福祉の向上に大きく貢献しています。

一方、国保財政の安定化を図るため、県が財政運営の責任主体として保険者に加わった後も、町は国保税の課税、徴収、各種保健事業などを適切に進めていく必要があります。

こうした状況の中、歳入の柱である国保税収の確保に向けては、個別相談や納税相談、電話や臨戸による徴収等、年間を通じての滞納整理により、税収の確保に大変なご苦勞をいただいているところであります。

歳出におきましては、保険給付費の支払額全体が前年度より10.2%減となる8億7,864万円で、平成20年度から実施されている特定健診、特定保健指導により、生活習慣病の予防や重症化予防の取組がなされた結果と受け止めています。

ほかにも、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や利用者負担の差額通知、加入者へのわかりやすい情報提供などを続け、将来的に医療費を抑制していくための事業も展開されており、健全な制度運営に向けた取組が図られているものと思っております。

国保財政の安定的な運営のため、引き続き国保税の適正な課税、徴収により被保険者の負担の公平を図るとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましてもさらなる取組をお願いいたしまして、議案第53号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、私の賛成討論といたします。

議長（滝沢君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第54号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（大日向君） 去る9月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第54号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月12日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 受益者負担金、下水道使用料の滞納繰越分の件数、滞納最高額及び最も古いものは何年度からになるか。

△ 受益者負担金は50件、最高額は129万3千円、最も古いものは平成13年からのものである。

使用料は105件、最高額は67万1千円、最も古いものは平成20年からのものである。

〈歳出〉

○ 下水道整備率と水洗化率は。

△ 下水道整備率97%、水洗化率は69%である。

○ 整備率97%について、残りの3%の内容は。

△ 主には、下水道事業認可区域の拡張に伴う葛尾組合及び坂城インター工業団地の面的整備箇所と、点在する道路よりも低い宅地に設置する低宅地用ポンプ整備箇所である。

○ 受益者負担金前納報奨金の内容、5年度対象件数及び制度の周知方法は。

△ 受益者負担金は、通常5年間で20回の支払いとなるが、一括払いや前倒しでの分割払いがあった場合に、最大で11%の報奨金が交付される。5年度の対象件数は、一括払いが31件、前倒し分割払いが27件となっており、周知方法としては、下水道管路工事着工前や受益者負担金の申告の際に制度説明を行っている。

○ 受益者負担金の算定方法は。

△ 均等割の19万3千円と面積割として1平方メートル当たり350円に面積を乗じて算出している。

○ 起債残高と元利償還金のピークはいつか。

△ 起債残高については、令和2年度の55億7,200万円、元利償還金については、令和

6年度で3億9,700万円を予定している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第54号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第5「議案第55号 令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 去る9月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第55号「令和5年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

○ 第1号被保険者保険料の収入未済額の人数と、現年度分特別徴収保険料の還付未済額の件数。
また、特別徴収と普通徴収の人数は。

△ 現年度分普通徴収保険料の収入未済額の人数は24人、滞納繰越分は43人で、特別徴収保険料の還付未済額は23件である。また、令和5年度末の特別徴収は4,912人、普通徴収は534人である。

〈歳出〉

○ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費について、それぞれ対象者の人数と最高額は。

△ 高額介護サービス費は、介護保険を利用して1か月に支払った介護サービス自己負担額の合計が、同じ月に一定の上限を超えた場合に、申請により支給されるもので、件数は2,012件、最高額9万10円である。

高額医療合算介護サービス費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に、自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減する制度で、件数は125件、最高額は16万5,526円である。

○ 特定入所者介護サービス費について、対象者の人数は。

△ 特定入所者介護サービス費は、所得の低い人が介護保険施設に入所または短期入所する際に、

利用料のうち食費・居住費負担の軽減を受けられる制度で、受給者証は１１７件発行している。

- 一般介護予防事業費の委託費のうち、地域住民グループ支援事業の内容と件数は。
- △ 高齢者が地域やグループ単位で継続して介護予防等に取り組む活動を支援するもので、運動指導員や歯科衛生士を派遣し、運動機能の向上や口腔ケアに関する啓発を行っている。令和５年度末時点で地域住民グループは１４である。
- ケアマネジャーの人数は。
- △ 地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーの有資格者は２名であり、このほかに保健師、社会福祉士の計４名の専門職で総合的相談に応じる体制を整えている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第５５号「令和５年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第６「議案第５６号 令和５年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（滝沢君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（玉川君） 去る９月１１日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第５６号「令和５年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、９月１３日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 後期高齢者医療保険料について、収入未済額と還付未済額それぞれの金額と件数は。
- △ 収入未済額は１件、７万４千円である。還付未済額は１０件、２４万２千円である。
- 保険料の特別徴収と普通徴収の割合は。
- △ 特別徴収が７７．９％、普通徴収が２２．１％である。
- 保険料軽減の件数は。
- △ ７割軽減１，１５１名、５割軽減５９１名、被扶養者軽減による５割軽減は２２名、２割軽減４２１名である。

〈歳出〉

- １人当たりの医療費と県内順位は。

△ 1人当たりの医療費の金額は速報値で93万6,884円、県内順位は高いほうから13番目である。

○ 特定疾病療養受療証の発行数と疾病の内容は。

△ 特定疾病療養受療証の発行件数は40件で、その全てが人工透析を伴う慢性腎不全によるものである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第56号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（滝沢君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）認定」

◎日程第7「議案第57号 坂城町公告式条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第58号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第9「議案第59号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第10「議案第60号 令和6年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第11「議案第61号 令和6年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第12「議案第62号 令和6年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第13「議案第63号 令和6年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（滝沢君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第64号 坂城町教育委員会委員の任命について」から追加日程第8「発議第5号 健康保険証の存続を求める意見書について」までの8件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（滝沢君） 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第64号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって高松陽子委員の任期が満了となりますが、引き続き、長年幼児教育に携わるなど見識高く、また、保護者として子育てを実践されている同氏を、町教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、令和6年10月1日から4年間であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 次に、趣旨説明を求めます。

12番（大日向君） 私からは、発委第2号「女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、1999年の国連総会において採択された。

しかし、条約の締約国である日本は、未だにこの選択議定書を批准していない。

選択議定書を批准した国々においては、条約によって保障された権利の侵害に関して、女性の個人や団体からの申し出に基づき、国連の女性差別撤廃委員会が当事国等に意見や勧告を行う権限を認める個人通報制度が適用される。この制度は、女性の権利に関する司法判断に国際基準を反映させる重要な役割を果たしている。

個人通報制度の適用に当たっては、国内の司法制度・立法制度との関わりや、実施体制等に関して検討すべき課題があるが、政府の第5次男女共同参画基本計画にはジェンダー平等に向けた強力な取組及び法制度・慣行の見直しが必要であることが明記された。

また、女性差別撤廃委員会による次回の日本報告審議が本年10月に迫っている中で、選択議定書の批准に向けた議論の加速化が求められている。

選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

よって、坂城町議会は、国会及び政府に対し、我が国の司法制度・立法政策との関連課題等を早急に解決し、環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要請する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、趣旨説明を求めます。

9番（玉川君） 私からは、発委第3号「医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」、発委第4号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」、発委第5号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について」趣旨説明を行います。

最初に、発委第3号「医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低いとし、ケア労働者の賃上げ事業を行い、令和6年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、診療報酬のベースアップ評価料や、介護報酬の新加算は、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果、定期昇給並みの賃上げにしかならず、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在、医療・介護現場では、退職者が増加している。その背景には、労働とそれに見合わない低い賃金水準がある。人員不足のため入院患者を受け入れられない、あるいは介護事業所を利用できないことのないよう、緊急な処遇改善策を実施する必要がある。

よって、坂城町議会は、医療・介護事業の安定的な維持発展のために、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう追加の賃上げ支援策を実施するよう要請する。

続いて、発委第4号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

本年４月から訪問介護の基本報酬が引き下げられた。訪問介護は、在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられない。

介護報酬の引き下げで、小規模・零細訪問介護事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が揺らいでいる。

厚生労働省は訪問介護報酬の引き下げの理由を、収益率の高さとしているが、これは高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所などの収益率を根拠としており、実態とはかけ離れている。

訪問介護はとくに人手不足が深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は令和４年度で１．５倍と異常な高水準と言われている。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、その加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確で確実に実行されるか定かでない。

よって、坂城町議会は、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に実施するよう要請する。

続いて、発委第５号「国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

現在、国民健康保険税の負担は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても問題となっている。

国は、低所得の方々の保険税軽減措置として、毎年約３，４００億円の財政支援を行っているが、全国知事会や全国市長会からは、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

国民健康保険制度がスタートした翌年の昭和３７年、当時の首相の諮問機関である社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は、相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

また、国民健康保険には他の保険にない均等割が課税されている。全国知事会からも要望が提出され、令和４年から未就学の子ども均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、坂城町議会は政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、趣旨説明を求めます。

5 番（水出君） 私からは、発議第 3 号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

大きな再審事件の動向が全国的に報道等されることもあり、再審やえん罪被害に対する国民の関心は高まってきている。無実の者が処罰されることは絶対に許されない。

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。ところが、現行の刑事訴訟法第 4 編再審の規定は、裁判所の裁量に委ねられている点が多く、その判断の公正さや適正さが制度的に担保されないなどの懸念がある。

再審開始決定を得た事件の多くでは、再審請求手続又はその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であるとされている。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てにより、さらに審理が長期化する傾向がある。

よって、坂城町議会は、国に対し、次の事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての在り方を検討すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢君） 続いて、趣旨説明を求めます。

11 番（柊津さん） 私からは、発議第 4 号「地方財政の充実・強化に対する意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

全国的に少子高齢化が急速に進行する中、地方公共団体には、子育てや医療・介護をはじめとした社会保障制度の整備への的確な対応に加え、人口減少を想定した地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、多岐にわたる役割を担うことが一層求められている。

また、近年の気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、社会生活を支えるインフ

ラの耐震化や、災害時に適切な医療を提供できる体制の構築も重要になっている。このような中、地方公共団体では、増大する新たな行政需要に対し、主体的かつ継続的に取り組むことが必要であり、そのためには、より積極的な地方財政の確立が不可欠である。特に、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は深刻化している。当町を含む長野県内においても職員定数を満たさない状況が見受けられ、人員体制の確保のためには財源による改善が急務となっている。

政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要や採用希望者の減少、中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには、より積極的な財源確保が求められている。

2025年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、自主的な地方財政の確立をめざすよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障の維持・確保、地域の防災・減災、脱炭素化対策や地域活性化に向けた取組、デジタル化対策、物価高騰対策、地域公共交通の再構築などの増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに対応する社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 各種税制の見直しにあたっては、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。
- 5 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
- 6 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行にかかる経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費までを含め、地方自治体の負担増とならないよう、必要な財源を保障すること。
- 7 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今

後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、財政需要を十分に満たすこと。

- 8 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 続いて、趣旨説明を求めます。

- 8 番（星君）** 私からは、発議第 5 号「健康保険証の存続を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は、令和 6 年 12 月に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化した「マイナ保険証」を導入することを決定した。しかし、この変更に対してマイナ保険証がなければ医療機関で受診ができなくなるという不安が、町民や高齢者の間で広がっている。この不安は、全国的に多くのメディアでも取り上げられ懸念の声が上がっている。

坂城町では、国民健康保険加入者のうち、マイナンバーカードと紐づけが完了している町民は 6 月末時点で 57.96% である。そのうち、医療機関でマイナ保険証を利用している人は 11.45% にとどまっている。このデータからも多くの人が現行の健康保険証を信頼していることがわかる。

マイナ保険証は、便利な面がある一方で、システムトラブルが多く報告されている。カードの読み取りエラーや機械の故障、カード紛失時の対応の遅れなどが指摘され、こうした問題は医療の現場で特に大きな影響を及ぼす可能性がある。

政府は、マイナ保険証を登録しない人にも申請なしで「資格確認書」を交付する方針であるが、これにより健保組合や自治体の事務負担が増大することも予想される。このまま現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証を導入すれば、国民皆保険制度の根幹が揺るがされる恐れがある。また、個人情報保護の観点からも、情報流出や漏洩のリスクが懸念されている。

よって、国民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の対策を強く要望する。

記

- 1 マイナ保険証に関するシステムトラブル原因を徹底的に解明し、トラブルが発生しない安定したシステムを構築すること。
- 2 当面、現行の健康保険証を廃止せず、マイナ保険証と併用できるようにし、国民がどちらの保険証でも医療サービスを受けられるようにすること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（滝沢君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案審査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時37分～再開 午後 2時47分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第64号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「発委第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「発委第3号 医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第4「発委第4号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第5「発委第5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第6「発議第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第7「発議第4号 地方財政の充実・強化に対する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第8「発議第5号 健康保険証の存続を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎追加日程第9「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（滝沢君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定をいたしました。

議長（滝沢君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和6年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日に開会されました本定例会は、本日までの19日間にわたりご審議をいただきました。

提案いたしました人権擁護委員の推薦に係る案件、専決報告、人事案件、広域連合規約の変更、令和5年度一般会計及び特別会計決算の認定、条例の一部改正、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算、また、本日追加議案としてお願いいたしました人事案件と、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、秋本番を迎え、文化やスポーツなど、多くのイベントや事業が予定されております。

鉄の展示館では、明日21日から11月24日まで、世界的な能装束の研究家である山口能装束研究所の山口 憲先生が収集した江戸期を中心とした能装束展を展示する企画展「坂城に華ひらく能装束」を開催いたします。本展覧会では、貴重な能装束や能面、帯等の展示や当町の特命大使で重要無形文化財保持者でもある松木千俊さんをお招きし、能装束をまとっての仕舞の披露をはじめ、山口さんによる展示品の解説など能の世界を深く楽しめるイベントを計画しております。能装束等につきましては、前・後期入替え制での展示となりますので、ぜひ大勢の皆様にご来館いただきたいと思います。

また、明日は、坂城保育園と村上保育園で、翌22日には南条保育園で運動会が開催されます。暑い日が続く中で、熱中症対策を講じながら、運動会に向けて元気いっぱい練習に励んできた子どもたちの頑張る姿を、大勢の皆様にご覧いただきたいと思います。

次に、坂城中学校におきましては、来週27日と28日に大峰祭が開催されます。今年度は「一等星」をテーマに、クラブの発表や展示の公開、音楽会などのほか、27日の学習発表で

は、昨年度末に中学生海外派遣事業によりアメリカ合衆国カリフォルニア州での研修に参加した生徒による報告も行われます。生徒が精いっぱい取り組んだ成果を地域の皆様にご覧いただければと考えております。

また、10月5日には、町民運動会に代わる取組といたしまして、鼠橋運動公園マレットゴルフ場を会場に、「秋のスポーツ大会」を開催いたします。多くの皆様にご参加いただき、マレットゴルフを通じて、世代を超えた交流と地域の活性化、町民の健康増進につながる大会になればと思っております。

なお、毎年、町民運動会と合わせて開催しておりました「レクリエーション・軽スポーツ交流会」につきましては、来月12日に文化センター体育館で開催いたします。

障がいの有無や年齢にかかわらず、どなたでも気軽に楽しめる軽スポーツを通じた交流会として、先日閉幕いたしましたパリパラリンピックの競技種目でもありましたボッチャなど4種目を行う予定であります。

当日の飛び入り参加も大歓迎ですので、ご家族やグループでの参加など大勢の皆様にご参加いただき、多様な個性を理解し、支え合いながら楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

また、翌日の13日には、坂城駅前多目的広場において、静態保存をしている169系電車を活用した「鉄道フェスタ in さかき」～懐かしい昭和へタイムスリップ～を、169系電車保存会との共催により開催いたします。

当日は、記念硬券、これは記念切符ですね、の無料配布やボンネットバスの無料周遊乗車、クラシックカーの展示、鉄道模型とジオラマの走行展示のほか、町内事業者による物販やしのの鉄道によるグッズ販売などを予定しております。この機会を通じて鉄道ファンのみならず、町内外の多くの皆さんにご来場いただければと思っております。

次に、来月26日と27日には、「第52回文化祭」を開催いたします。文化センター改修工事等の完了に伴い、今年度は、展示を体育館、芸能公演を文化センター大会議室、お茶席を文化の館とする従来の形態で開催いたします。

また、26日の午後には、文化祭に合わせまして、戦国時代に活躍した、郷土の勇将 村上義清の没後450年を記念して、第3回目となります「信濃村上氏フォーラム」を文化センターにおいて開催いたします。

今回のフォーラムは2部構成として、第1部では、長野県立大学の二本松泰子教授と長野県立歴史館の花岡康隆文化財指導主事による講演会を行い、第2部では「語り継ぐ村上義清」をテーマに、長野県立歴史館 笹本正治特別館長をコーディネーターにお迎えし、パネリストによるパネルディスカッションを予定しております。

村上義清の功績を再確認し、町の魅力の一つとして、広く発信するフォーラムとなるよう準備を進めておりますので、ぜひ大勢の皆様にお越しいただきたいと考えております。

また、文化祭の開祭式に先立ちまして、「町表彰式」及び「WAZAパワーアップ事業表彰式」を挙行いたします。長年、町の発展にご尽力いただいた皆様方に感謝を申し上げるとともに、ものづくりに係る卓越した技能や、技術の高度化及び人材育成を目的とした優秀な技術者等を表彰申し上げたいと考えております。

さて、コロナ禍以前から計画しておりましたポーランドツェレスティヌフ郡との「フレンドシップ協定」につきましては、来月9日から14日にかけて、私と、町議会及び町国際交流協会を代表する皆様でポーランドを訪問し、当町及び同郡並びに双方の国際交流協会の4者により締結する予定としております。

ポーランドツェレスティヌフ郡とはこれまで、町国際交流協会とワルシャワ日本語学校を通じて文化や人的交流など、様々な交流を行ってまいりました。

日本とポーランドの友好的な関係の下、ツェレスティヌフ郡との様々な分野における相互理解と親善関係の促進を図り、交流を通じた相互発展につなげてまいりたいと考えております。

続いて、11月7日には、文化センターにおいて、先の大戦で犠牲になられた当町の戦没者に哀悼の誠をささげる「戦没者追悼式」を執り行います。昨年度に続き、一般の方にもご参列いただける形での開催を予定しておりますので、戦没者を追悼するとともに、恒久的な平和を祈念するため、より多くの方にご参列いただきたいと考えております。

続きまして、国道18号バイパスの整備促進に向けてであります。10月後半に「坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」として、議会や商工会の代表の皆様とともに、国土交通省、財務省、そして県選出国會議員に対する要望活動を予定しており、現在関係機関を通じて日程調整を行っているところであります。

地域住民の皆様のお思いをつなぐ国道バイパスでありますので、今後も坂城町区間の早期整備について、機会を捉えて積極的に要望してまいりたいと考えております。

さて、令和4年4月から実証実験を行っているデマンド交通・乗り合いタクシーにつきましては、町内タクシー事業者にご協力いただく中、令和5年度末の登録者が前年から77名増の306名、利用者も349名増の3,142名と、多くの方にご活用いただいております。

そうした中、町内タクシー事業者では、今月からクレジットカード決済が導入され、さらに年内には交通系ICカードシステムによる決済も可能になるとお聞きしており、利用者の一層の利便の向上につながることを大いに期待するところであります。

さて、日没時間の早まりとともに、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加するなど、交通事故の危険が高まってまいります。運転者、歩行者、自転車の利用者など、それぞれが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践していただくよう呼びかけ、交通事故の防止を図ることを目的に、明日21日から30日までの10日間、「秋の交通安全運動」が行われます。「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」のスローガンの下、より一層の啓発に努めてまいりますので、

町民の皆様におかれましても、交通安全にご協力をお願いいたします。

県内の気象予報によりますと、長く続いた猛烈な暑さも明日頃から一段落し、ようやく過ごしやすい季節になる一方、急な気温の変化で体調への影響も心配されるところであります。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（滝沢君） これにて令和6年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 中 村 忠 靖

坂城町議会議員 星 哲 夫

坂城町議会議員 玉 川 清 史

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 学校プールについて イ. 授業の現状について ロ. 施設の現状について ハ. 今後のあり方について 2. 女性を守るために イ. 女性のがん対策について ロ. ワクチンについて ハ. 今後について	11番 称 津 明 子	町 長 教 育 長 保健センター所長
2	1. 防災対応について イ. 中核避難所における対応について ロ. 新たな課題について 2. 空き家対策について イ. 空き家の利活用について	7 番 中 村 忠 靖	町 長 住 民 環 境 課 長
3	1. 有害鳥獣対策について イ. 町内に於ける被害状況について ロ. 今後の対策について 2. 帯状疱疹対策について イ. 帯状疱疹ワクチンの助成制度の実現について	13番 朝 倉 国 勝	町 長 商 工 農 林 課 長
4	1. ごみの減量化に向けて イ. 町のごみ排出量の推移は ロ. 指定ごみ袋斡旋について ハ. プラスチックごみについて ニ. 家庭用生ごみ処理機とコンポストについて 2. 公共施設管理予約について イ. 公共施設管理予約システムの内容は	12番 大 日 向 進 也	町 長 企 画 政 策 課 長 住 民 環 境 課 長
5	1. 認知症の早期発見と包括的支援について イ. 軽度認知障害（MC I）について ロ. 若年性認知症について ハ. 今後の対応について 2. 子ども・子育て支援について イ. 小学校以降の学びを見据えた幼児教育・保育につい て ロ. 今後の子ども・子育て支援事業について	3 番 塚 田 舞	町 長 教 育 長 子ども支援室長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. 新複合施設について イ. 基本構想・基本計画について ロ. 基本設計業務に係るプロポーザルについて ハ. 今後の事業推進について 2. ごみの資源化について イ. 資源物のリサイクルについて ロ. 葛尾組合新リサイクルセンターの建設について ハ. 不燃物の処理について	6 番 宮 入 健 誠	町 長 企画政策課長 住民環境課長
7	1. 公益通報者保護の取り組みは イ. 職員を守る対策は 2. 今こそ平和への取り組みを イ. 町の平和宣言はどう活かされているか ロ. 自衛隊への個人情報の提供はどうしている 3. 子育て支援 イ. おむつポストの取り組みを 4. 高齢者の補聴器購入助成を イ. 高齢者の補聴器購入助成を	14 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 総 務 課 長 住民環境課長 子ども支援室長
8	1. 町道整備について イ. 産業道路A01号線の拡幅工事について 2. 国土調査について イ. 国土調査について 3. 町有地の貸出しについて イ. 民間への貸出しの状況について ロ. EV充電設備設置について 4. マイナンバーカードについて イ. マイナンバーカードについて ロ. マイナ保険証について	9 番 玉 川 清 史	町 長 企画政策課長 福祉健康課長 建 設 課 長
9	1. 児童数減少と教員の働き方改革について イ. 現状と教員の働き方について ロ. 今後の対応について 2. 自治区の防災対策について イ. 現状について ロ. 今後の対応について	8 番 星 哲 夫	町 長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 移住定住施策について イ. 関係人口について ロ. 坂城まちで暮らそうについて 2. 警戒情報について イ. 避難情報について ロ. 熱中症警戒アラートについて	5 番 水 出 康 成	町 長 教 育 長 企画政策課長 教育文化課長 保健センター所長

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、１９９９年の国連総会において採択された。

しかし、条約の締約国である日本は、未だにこの選択議定書を批准していない。

選択議定書を批准した国々においては、条約によって保障された権利の侵害に関して、女性の個人や団体からの申し出に基づき、国連の女性差別撤廃委員会が当事国等に意見や勧告を行う権限を認める個人通報制度が適用される。この制度は、女性の権利に関する司法判断に国際基準を反映させる重要な役割を果たしている。

個人通報制度の適用に当たっては、国内の司法制度・立法制度との関わりや、実施体制等に関して検討すべき課題があるが、政府の第５次男女共同参画基本計画には、ジェンダー平等に向けた強力な取組及び法制度・慣行の見直しが必要であることが明記された。

また、女性差別撤廃委員会による次回の日本報告審議が本年１０月に迫っている中で、選択議定書の批准に向けた議論の加速化が求められている。

選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

よって、坂城町議会は、国会及び政府に対し、我が国の司法制度・立法政策との関連課題等を早急に解決し、環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ６年 ９月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

法 務 大 臣 小 泉 龍 司 殿

外 務 大 臣 上 川 陽 子 殿

内閣府特命担当大臣 加 藤 鮎 子 殿

(男女共同参画)

医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の
賃上げや人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低いとし、ケア労働者の賃上げ事業を行い、令和6年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、診療報酬のベースアップ評価料や、介護報酬の新加算は、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果、定期昇給並みの賃上げにしかならず、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在、医療・介護現場では、退職者が増加している。その背景には、労働とそれに見合わない低い賃金水準がある。人員不足のため入院患者を受け入れられない、あるいは介護事業所を利用できないことのないよう、緊急な処遇改善策を実施する必要がある。

よって、坂城町議会は、医療・介護事業の安定的な維持発展のために、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう追加の賃上げ支援策を実施するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣 松 本 剛 明 殿
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿

訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を
早急に行うことを求める意見書

本年４月から訪問介護の基本報酬が引き下げられた。訪問介護は、在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられない。

介護報酬の引き下げで、小規模・零細訪問介護事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が揺らいでいる。

厚生労働省は訪問介護報酬の引き下げの理由を、収益率の高さとしているが、これは高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所などの収益率を根拠としており、実態とはかけ離れている。

訪問介護はとくに人手不足が深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は令和４年度で１５．５倍と異常な高水準と言われている。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、その加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確で確実に実行されるか定かでない。

よって、坂城町議会は、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に実施するよう要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ６年 ９月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

現在、国民健康保険税の負担は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても問題となっている。

国は、低所得の方々の保険税軽減措置として、毎年約3,400億円の財政支援を行っているが、全国知事会や全国市長会からは、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

国民健康保険制度がスタートした翌年の昭和37年、当時の首相の諮問機関である社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は、相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

また、国民健康保険には他の保険にない均等割が課税されている。全国知事会からも要望が提出され、令和4年から未就学の子ども均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、坂城町議会は政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿

厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

大きな再審事件の動向が全国的に報道等されることもあり、再審やえん罪被害に対する国民の関心は高まってきている。無実の者が処罰されることは絶対に許されない。

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。ところが、現行の刑事訴訟法第4編再審の規定は、裁判所の裁量に委ねられている点が多く、その判断の公正さや適正さが制度的に担保されないなどの懸念がある。

再審開始決定を得た事件の多くでは、再審請求手続又はその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であるとされている。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てにより、さらに審理が長期化する傾向がある。

よって、坂城町議会は、国に対し、次の事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての在り方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	尾 辻 秀 久	殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄	殿
法 務 大 臣	小 泉 龍 司	殿

地方財政の充実・強化に対する意見書

全国的に少子高齢化が急速に進行する中、地方公共団体には、子育てや医療・介護をはじめとした社会保障制度の整備への的確な対応に加え、人口減少を想定した地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、多岐にわたる役割を担うことが一層求められている。

また、近年の気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、社会生活を支えるインフラの耐震化や、災害時に適切な医療を提供できる体制の構築も重要になっている。このような中、地方公共団体では、増大する新たな行政需要に対し、主体的かつ継続的に取り組むことが必要であり、そのためには、より積極的な地方財政の確立が不可欠である。特に、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は深刻化している。当町を含む長野県内においても職員定数を満たさない状況が見受けられ、人員体制の確保のためには財源による改善が急務となっている。

政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要や採用希望者の減少、中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには、より積極的な財源確保が求められている。

2025年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、自立的な地方財政の確立をめざすよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障の維持・確保、地域の防災・減災、脱炭素化対策や地域活性化に向けた取組、デジタル化対策、物価高騰対策、地域公共交通の再構築などの増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに対応する社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。

- 4 各種税制の見直しにあたっては、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。
- 5 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
- 6 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行にかかる経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費までを含め、地方自治体の負担増とならないよう、必要な財源を保障すること。
- 7 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、財政需要を十分に満たすこと。
- 8 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

総務大臣 松 本 剛 明 殿

財務大臣 鈴 木 俊 一 殿

厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿

国土交通大臣 齊 藤 鉄 夫 殿
デジタル大臣 河 野 太 郎 殿
内閣府特命担当大臣 加 藤 鮎 子 殿
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

健康保険証の存続を求める意見書

政府は、令和6年12月に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化した「マイナ保険証」を導入することを決定した。しかし、この変更に対してマイナ保険証がなければ医療機関で受診ができなくなるという不安が、町民や高齢者の間で広がっている。この不安は、全国的に多くのメディアでも取り上げられ懸念の声が上がっている。

坂城町では、国民健康保険加入者のうち、マイナンバーカードと紐づけが完了している町民は6月末時点で57.96%である。そのうち、医療機関でマイナ保険証を利用している人は11.45%にとどまっている。このデータからも多くの人が現行の健康保険証を信頼していることがわかる。

マイナ保険証は、便利な面がある一方で、システムトラブルが多く報告されている。カードの読み取りエラーや機械の故障、カード紛失時の対応の遅れなどが指摘され、こうした問題は医療の現場で特に大きな影響を及ぼす可能性がある。

政府は、マイナ保険証を登録しない人にも申請なしで「資格確認書」を交付する方針であるが、これにより健保組合や自治体の事務負担が増大することも予想される。このまま現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証を導入すれば、国民皆保険制度の根幹が揺るがされる恐れがある。また、個人情報保護の観点からも、情報流出や漏洩のリスクが懸念されている。

よって、国民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の対策を強く要望する。

記

- 1 マイナ保険証に関するシステムトラブル原因を徹底的に解明し、トラブルが発生しない安定したシステムを構築すること。
- 2 当面、現行の健康保険証を廃止せず、マイナ保険証と併用できるようにし、国民がどちらの保険証でも医療サービスを受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 9月 日

長野県埴科郡

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
デジタル大臣	河	野	太郎	殿